

鹿児島県立埋蔵文化財センター発掘調査報告書（186）

主要地方道穎娃川辺線（知覧道路）道路改築事業に伴う
埋蔵文化財発掘調査報告書（Ⅰ）

かねやますいしゃ（とどろきせいれんじょ）あと

金山水車（轟製錬所）跡

（南九州市知覧町）

2016 年 3 月

鹿児島県立埋蔵文化財センター







序 文

この報告書は，主要地方道潁娃川辺線（知覧道路）道路改築事業に伴って，平成 26 年度に実施した南九州市知覧町郡に所在する金山水車跡の発掘調査の記録です。

金山水車跡では水車に水を引き込む導水路や水車を設置したと考えられる水車坑，付随する建物跡などが発見され，近代産業の発展過程を研究する上での貴重な資料を提供することとなりました。

さらに本遺跡は，県内 2 カ所目となる，現地保存が決定し，今後，この遺跡をどのように活用していくか，模索しているところでもあります。

本報告書が，県民の皆様をはじめとする多くの方々に活用され，埋蔵文化財に対する関心とご理解をいただくとともに，文化財の普及・啓発の一助となれば幸いです。

最後に，調査にあたり御協力をいただいた，南薩地域振興局土木建築課，南九州市教育委員会，関係各機関及び発掘調査・整理作業に従事された方々に厚くお礼を申し上げます。

平成 28 年 3 月

鹿児島県立埋蔵文化財センター

所 長 福 山 徳 治

報告書抄録

ふりがな	かねやますいしや（とどろきせいれんじょ）あと							
書名	金山水車（轟製錬所）跡							
副書名	主要地方道潁娃川辺線（知覧道路）道路改築事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書							
巻次	（Ⅰ）							
シリーズ名	鹿児島県立埋蔵文化財センター発掘調査報告書							
シリーズ番号	186							
編著者名	福永 修一，有馬 孝一							
編集機関	鹿児島県立埋蔵文化財センター							
所在地	〒 899-4318 鹿児島県霧島市国分上野原縄文の森 2 番 1 号 TEL 0995-48-5811							
発行年月日	2016 年 3 月 31 日							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積 (㎡)	発掘原因
		市町村	遺跡番号					
かねやますいしや 金山水車 とどろきせいれんじょ あと （轟製錬所）跡	かごしまけん 鹿児島県 みなみきゅうしゅうし 南九州市 ちらんちょうこおり 知覧町郡	223	428	31° 22’ 13”	130° 25’ 6”	試掘調査 20140523 本調査 20140707 ～ 20150327	876	主要地方 道潁娃川 辺線（知 覧道路） 道路改築 事業に伴 う記録保 存調査
所収遺跡名	種別	主な時代		主な遺構		主な遺物		特記事項
金山水車 （轟製錬所）跡	散布地	近代		導水溝，分水溝 放水口，水車坑 排水溝 水車上屋跡，道跡 石垣		坩堝，轆羽口，蹄鉄 鑿 陶磁器，ガラス瓶類 軍用食器 陶製配水管		
遺跡の概要	金山水車（轟製錬所）跡は，南さつま市金峰町田布施に開坑した，石塔庵鉾山・常珠寺鉾山・湊ヶ迫鉾山の銀鉾石製錬所として 1904 年（明治 37 年）認可され，1912 年（明治 45 年）から 1935 年（昭和 10 年）まで赤石鉾山の製錬所として稼働した製錬所跡である。今回の発掘調査で，製錬所を構成する導水路，水車坑，自然の甌穴を利用した排水設備，石垣，建物跡，道跡等各遺構の残存状況がきわめて良好な状態で検出された。他に類を見ない貴重な近代の産業遺産として現地保存することとなった。							



金山水車（蟲製鍊所）跡の位置

例 言

- 1 本書は、主要地方道潁娃川辺線（知覧道路）道路改築事業に伴う金山水車（轟製錬所）跡の発掘調査報告書である。
- 2 本遺跡は、鹿児島県南九州市知覧町郡に所在する。
- 3 金山水車（轟製錬所）跡は、平成 23 年の分布調査により遺跡として登録され、平成 26 年 5 月 23 日に県文化財課による試掘調査で遺構が残存することが確認され、本調査を行うこととなった。

調査時は「金山水車・精錬所跡」（きんざんすいしゃ・せいれんじょあと）の名称を用いたが、当該地は地元で「かねやま」と呼称されており、一帯は「轟（とどろき）」という字名で、製錬所操業時の記録にも轟製錬所の文字が記載されているため、平成 27 年 12 月 11 日付けで「金山水車（轟製錬所）跡」（かねやますいしゃ（とどろきせいれんじょ）あと）へ名称変更が行われた。
- 4 発掘調査は南薩地域振興局建設部土木建築課（事業主体）から鹿児島県教育委員会が受託し、鹿児島県立埋蔵文化財センターが実施した。
- 5 発掘調査は平成 26 年度に実施し、整理・報告書作成作業は平成 27 年度に鹿児島県立埋蔵文化財センターで実施した。
- 6 掲載遺物番号は通し番号とし、本文、挿図、表、図版の番号は一致する。
- 7 遺物注記等で用いた記号は「KS」である。
- 8 挿図の縮尺は、挿図ごとに示した。
- 9 本書で用いたレベル数値は、海拔絶対高である。
- 10 本書で使用した方位はすべて磁北である。
- 11 発掘調査における実測図作成は調査担当者及び株式会社パスコが行い、写真撮影は、調査担当者が行った。
- 12 遺構図、遺物分布図の作成は株式会社パスコが作成したデジタルデータを有馬が再構成し、整理作業員の協力を得て行った。
- 13 出土遺物の実測・トレースは、有馬が作業員の協力を得て行った。
- 14 出土遺物の写真撮影は、辻が行った。
- 15 本報告書に係る自然科学分析は、当センターの蛍光 X 線分析装置を用い、武安が行った。
- 16 本書の編集は、福永、有馬が担当し、執筆の分担は次のとおりである。

第 1 章	尾川 満，有馬孝一
第 2 章	尾川 満，福永修一
第 3 章	第 1 節 福永修一
	第 2 節 有馬孝一
	第 3 節 1 福永修一
	2 福永修一，有馬孝一
	3 有馬孝一
第 4 章	大木公彦，揚村 固，門 久義，井澤英二，新田栄治
第 5 章	武安雅之
第 6 章	福永修一，有馬孝一
資料 宮内家文書	有馬孝一（編集）
- 17 本報告書に係る出土遺物及び実測図、写真等の記録は鹿児島県立埋蔵文化財センターで保管し、展示・活用を図る予定である。

凡 例

1 土器の法量の計測にあたり、観察表内の（ ）の表記は残存状況良好なものについては図面上の反転復元を行い、口径・底径を推測できたもの、器高については口縁からと底部からの残存高である。

2 実測スケール

○ 陶磁器、土製品、ガラス製品類は 1 / 3 で記載 ○ 鉄器は 1 / 2 で記載

3 遺構実測図中の表示について

	実 測 図 表 示 例
ハツリ痕	 随時色分けを行った。

4 その他の遺構実測図中の表示について

堰板溝、排水口、水車小屋柱痕跡等について、表示縮尺の関係で加工痕が明瞭に表示できないものについては、赤色、ピンク、緑色などの彩色を施し、加工痕の位置を明瞭化した。

5 宮内家文書の取り扱いについて

- (1) 一覧表作成にあたり、各鉾山毎の文書作成年月日順に番号を付加する。
- (2) 同一文書に付随する図面等には枝番号を付加する。
- (3) 文書作成年が不明なものは、各鉾山毎の末尾に掲載する。
- (4) 文書作成月が不明なものは、便宜上 4 月を作成月として取り扱う。
- (5) 文書作成日が不明なものは、便宜上 1 日を作成日として取り扱う。
- (6) 文書作成日が末日と記載されているものについては、該当月の最終日、28 日、30 日、31 日として取り扱う。
- (7) 鉾山名、作成年月日等が不明なものについては、一覧表末尾に記載する。
- (8) 文書読解にあたっては、判読不明な文字については□で表記する。

6 第 4 章の遺跡名の表記について、遺跡の正式名称は「金山水車（轟製錬所）跡」であるが、各執筆者の表記を尊重し、原文のまま掲載した。

目 次

第1章 発掘調査の経過	1
第1節 調査に至るまでの経過	1
第2節 事前調査	1
第3節 本調査	1
第4節 整理・報告書作成	3
第2章 遺跡の位置と環境	5
第1節 地理的環境	5
第2節 歴史的環境	5
第3章 発掘調査の方法	9
第1節 発掘調査の方法と成果	9
第2節 層序	11
第3節 調査の成果	12
第4章 研究・分析・同定	45
南九州市の「金山水車跡・製錬所跡遺構群」の地形地質学的背景	46
金山水車（轟製錬所）跡建築施設について	53
下郡金山水車跡に関する調査データの評価	57
轟製錬所水車場跡の鉱業史的意義	62
鹿児島県の金山開発史－近世から近代まで－	72
第5章 科学分析	85
第6章 総括	87
第1節 金山水車（轟製錬所）跡検出の水車坑、 水車小屋1上屋跡及び水車小屋2上屋跡についての考察	87
第2節 遺構	88
第3節 赤石鉱山と製錬所について	89
写真図版	91
資料 宮内家文書（抜粋）	（1）
金山水車（轟製錬所）関連宮内家文書一覧	（31）

宮内家文書（抜粋） 目次

明治卅八年鑛業施業案(石塔庵鑛山)	(1)	福鑛十五年第四八九號	(21)
明治卅八年鑛業施業案(澗ヶ迫鑛山)	(1)	福鑛十五年第四九〇號	(21)
明治卅八年鑛業施業案(常珠寺鑛山)	(1)	鑛業施業案(昭和20年12月17日附調製提出分)	(21)
鉦夫扶助規則改定許可願	(2)	選鑛場設置認可願(昭和20年12月17日附調製提出分)	(22)
鉦夫扶助規則	(2)	選鑛場内設備變更事項記載書	(23)
鑛業施業案(赤石野岡鑛山:明治42年3月28日)	(2)	福鑛八年第一三四號	(23)
坑内實測圖御届	(3)	開坑ニ関スル鑛業施業案(昭和八年六月十六日) ...	(23)
鹿兒島縣採掘登録第14号(1200分ノ1)	(4)	舊製鍊場撤廢シ新製鍊場設置願(昭和10年11月11日)	(23)
鑛業施業案(赤石野岡鑛山:明治45年3月28日)	(4)	製鍊場工作物使用廢止届	(23)
製鍊系図	(6)	鹿兒島縣採掘権登録第三五七號赤石鑛山	(24)
製鍊場廢止御届	(7)	計算書.....	(24)
製鍊場開設届	(7)	知覧村猿山街道ヨリ郡ノ内轟水車迄通行道路敷地図1	(24)
設計書	(7)	知覧村猿山街道ヨリ郡ノ内轟水車迄通行道路敷地図2	(25)
赤石鑛山選鑛場建設物配置圖	(8)	知覧村猿山街道ヨリ郡ノ内轟水車迄通行道路敷地図3	(25)
碎鑛所断面図	(8)	知覧村猿山街道ヨリ郡ノ内轟水車迄通行道路敷地図4	(26)
第一搗鑛所横断面	(9)	公用水面使用願(轟:明治38年1月24日)	(26)
第二搗鑛所横断面	(9)	設計書	(26)
製鍊場周圍三百間ノ地形圖	(10)	請書	(27)
製鍊所平面圖	(10)	水面實測図	(27)
製鍊場使用認可願	(11)	評價書	(28)
開坑ニ関スル鑛業施業案	(11)	維持方法書	(28)
鑛山名改稱御届	(11)	水量測定	(28)
報告書	(11)	公用水面使用願(長倉:明治38年2月)	(28)
大正三年六月三十日改正鑛業施業案	(12)	設計書	(28)
金属及非金属(石炭,石油ヲ除キタルモノ)	(13)	水面使用願實測圖(長倉)	(29)
坑内實測圖副申書	(14)	鹿兒島縣採掘権登録第357號 赤石鑛山 生産實績表	(30)
既設製鍊場へ選鑛汰盤附設認可願	(14)		
汰盤据付説明書	(14)		
選鑛場設置認可願	(14)		
赤石鑛山選鑛場建設物配置圖	(15)		
選鑛場設置事項記載書	(15)		
選鑛系統圖	(16)		
福鑛十五年第四八九號	(17)		
福鑛十五年第四九〇號	(17)		
選鑛場工事完成御届	(17)		
選鑛汰盤据付工事完成御届	(17)		
製鍊場全圖	(18)		
轟製鍊場製鍊系統圖	(18)		
鑛業施業案(大正十五年十月二十三日)	(18)		
鑛尾置場及沈澱池断面圖	(20)		
ウキルフレー選鑛汰盤略圖	(20)		
選鑛系統圖	(21)		
鹿兒島縣採掘登録第14号(1200分ノ1)	(21)		

挿図目次

第1図	グリッド配置図及び周辺地形	4
第2図	周辺遺跡位置図	7
第3図	F-13・14区造成部分断面図及び E-13・14区 東側土層断面図	11
第4図	金山水車(轟製鍊所)跡遺構配置図	13
第5図	導水溝(東側)検出状況	15
第6図	導水溝(西側)検出状況(1)	16
第6図	導水溝(西側)検出状況(2)	17
第7図	ほぞ穴検出状況	18
第8図	道跡検出状況	19
第9図	遺跡全体石垣検出状況立面図	20
第10図	石垣1 検出状況	21
第11図	石垣2・石垣3 検出状況	22
第12図	石垣4 検出状況	23
第13図	放水口検出状況	24
第14図	分水溝1 検出状況	25
第15図	分水溝2 検出状況	25
第16図	水車坑検出状況(1)	26
第16図	水車坑検出状況(2)	27
第17図	水車坑からの排水溝検出状況(1)	28
第17図	水車坑からの排水溝検出状況(2)	29
第18図	排水枡(排水溝末端甕穴)検出状況	30
第19図	水車小屋跡1・水車小屋跡2 検出状況(1)	32
第19図	水車小屋跡1・水車小屋跡2 検出状況(2)	33
第20図	建物跡1 検出状況(1)	34
第20図	建物跡1 検出状況(2)	35
第21図	建物跡2 検出状況	36
第22図	遺物出土状況	38
第23図	出土遺物(埴埴・羽口・陶製管)	39
第24図	出土遺物(陶器・陶磁器)	40
第25図	出土遺物(ガラス製品)	41
第26図	出土遺物 鉄製品(1)	42
第27図	出土遺物 鉄製品(2)	43

表目次

表1	周辺遺跡一覧表	8
表2	埴埴観察表	44
表3	土製品観察表	44
表4	陶磁器・ガラス製品観察表	44
表5	鉄製品観察表	44

図版目次

図版1	航空写真及び調査前風景	91
図版2	現在の堰堤と取水口及び麓川	92
図版3	調査風景(1)	93
図版4	調査風景(2)	94
図版5	埋土状況及び遺物出土状況	95
図版6	遺構検出状況(1)	96
図版7	遺構検出状況(2)	97
図版8	遺構検出状況(3)	98
図版9	遺構検出状況(4)	99
図版10	遺構検出状況(5)	100
図版11	遺構検出状況(6)	101
図版12	遺構検出状況(7)	102
図版13	遺構検出状況(8)	103
図版14	遺構検出状況(9)	104
図版15	遺構検出状況(10)	105
図版16	遺構検出状況(11)	106
図版17	遺構検出状況(12)	107
図版18	遺構検出状況(13)	108
図版19	遺構検出状況(14)	109
図版20	遺構検出状況(15)	110
図版21	遺構検出状況(16)	111
図版22	遺構検出状況(17)	112
図版23	轟製鍊所操業時古写真(1)	113
図版24	轟製鍊所操業時古写真(2)	114
図版25	轟製鍊所操業時古写真と現在の轟製鍊所跡	115
図版26	出土遺物(1)	116
図版27	出土遺物(2)	117
図版28	出土遺物(3)	118

第 1 章 発掘調査の経過

第 1 節 調査に至るまでの経過

鹿児島県教育委員会は、文化財の保護・活用を図るため、各開発関係機関との間で、事業区域内における文化財の有無およびその取り扱いについて協議し、諸開発との調整を図っている。この事前協議制に基づき、鹿児島県土木部道路建設課（以下、道路建設課）は、主要地方道額娃川辺線（知覧道路）道路改築事業に先立って、対象地域における埋蔵文化財の有無について鹿児島県教育庁文化財課（以下、文化財課）に照会した。

これを受けて文化財課が、平成 21 年度及び平成 23 年度に分布調査を実施したところ、事業区域内に高付遺跡、鞍曲遺跡、牧野遺跡、金山水車（轟製錬所）跡、知覧飛行場跡、鍛冶園遺跡等が存在することが判明した。

この結果をもとに、道路建設課・文化財課・鹿児島県立埋蔵文化財センター（以下、埋文センター）の三者で協議した結果、対象地域内の遺跡の範囲と性格を把握するために当該地域において試掘調査を実施することとした。

金山水車（轟製錬所）跡の試掘調査は、平成 26 年 5 月 23 日に文化財課が実施した。その結果、近代の遺構を確認し、調査対象面積を 876 m²とした。

そこで、再度三者で協議を行い、金山水車（轟製錬所）跡について本調査を実施することとなった。調査は埋文センターが担当し、平成 26 年 7 月 7 日～平成 27 年 3 月 27 日（実働 117 日）にかけて実施した。

なお、整理・報告書作成作業については平成 27 年度に実施した。

第 2 節 事前調査

試掘調査

調査体制

事業主体	鹿児島県土木部道路建設課 南薩地域振興局建設部土木建築課
調査主体	鹿児島県教育委員会
企画・調整	鹿児島県教育庁文化財課
調査統括	鹿児島県教育庁文化財課 課 長 志戸 正文
調査企画	鹿児島県教育庁文化財課 課長補佐兼企画助成係長 喜平 和隆 主任文化財主事兼 埋蔵文化財係長 東 和幸
調査担当	鹿児島県教育庁文化財課 文化財主事 馬籠 亮道 鹿児島県立埋蔵文化財センター 文化財主事 永濱 功治

第 3 節 本調査

本遺跡の本調査を、平成 26 年 7 月 7 日～平成 27 年 3 月 27 日の 117 日間にわたり実施した。

調査体制

事業主体	鹿児島県土木部道路建設課 南薩地域振興局建設部土木建築課
調査主体	鹿児島県教育委員会
企画・調整	鹿児島県教育庁文化財課
調査統括	鹿児島県立埋蔵文化財センター 所 長 井ノ上秀文
調査企画	鹿児島県立埋蔵文化財センター 次長兼総務課長 中島 治 調査課長兼 南の縄文調査室長 前迫 亮一 第一調査係長 大久保浩二 第二調査係長 今村 敏照
調査担当	鹿児島県立埋蔵文化財センター 文化財主事 福永 修一 文化財主事 永濱 功治
事務担当	鹿児島県立埋蔵文化財センター 主幹兼総務係長 有馬 博文

調査の過程（日誌抄）

発掘調査の過程を日誌抄をもってかえる。

平成 26 年度 本調査（H26. 7. 7 ～ H27. 3. 27）

・ H26. 7. 7 ～ H26. 7. 11

オリエンテーション，環境整備
精査

・ H26. 7. 14 ～ H26. 7. 18

環境整備
D・E -13・14 区 表土剥ぎ
大久保係長現地調査（15 日）

・ H26. 7. 22 ～ H26. 7. 25

D・E -11・12 区 表土剥ぎ
D～F -11・12 区 道跡検出

・ H26. 7. 28

D・E -11・12 区 表土剥ぎ，排土処理

・ H26. 8. 4 ～ H26. 8. 8

C～G -12 区 表土剥ぎ
センターライン壁土層断面写真撮影
E -13・14 区 東壁土層断面実測

F -14 区 表土剥ぎ, 排土処理
埋蔵文化財専門職員養成講座 (中級講座) 現場実習
4 名 (5 日)
工程会議 (6 日)
上田氏, 坂元氏 (南九州市) 来跡 (7 日)

• H26. 8. 11 ~ H26. 8. 12

G・H -11・12 区 表土剥ぎ
F -14 区 表土剥ぎ, 排土処理
安全パトロール (12 日)

• H26. 8. 18 ~ H26. 8. 22

環境整備
G・H -12 区 表土剥ぎ
G・H -12 区 精査
D・E -14・15 区 表土剥ぎ
E -14 区 水路跡検出状況, 埧塙出土状況写真撮影
E -14 区 水路跡検出
E・F -14 区 水路跡検出
上田氏 (南九州市) 来跡 (18 日)
田崎教育次長現場視察 (19 日)
(志戸文化財課長, 井ノ上所長, 前迫課長 同行)
フレッシュ研修現場実習 3 名 (19 日)
埋蔵文化財専門職員養成講座 (初級講座) 現場実習
12 名 (20 日)
南九州市こども学芸員発掘体験 (16 名) (20 日)
中島次長現地指導 (21 日)

• H26. 8. 25 ~ H26. 8. 28

D・E -14・15 区 表土剥ぎ
E・F -14 区 水路跡検出
地域振興局と協議 (26 日)
有馬係長現地調査 (27 日)

• H26. 9. 1 ~ H26. 9. 5

D・E -14・15 区 表土剥ぎ
E・F -14 区 水路跡検出
C~G -12・13 区 表土剥ぎ
F・G -14 区 表土剥ぎ
C~H -12 区 石垣, 道跡検出
E~G -14 区 表土剥ぎ
前迫課長現地指導 (2 日)
今村係長現地調査 (4 日)

• H26. 9. 8 ~ H26. 9. 12

C・D -12 区 表土剥ぎ, 石列検出
G -14・15 区 表土剥ぎ
D・E -12・13 区 石列検出

C・D -12・13 区 石列検出
大久保係長現地調査 (12 日)

• H26. 9. 16 ~ H26. 9. 19

C・D -12・13 区 石列検出
G -14 区 水路, 水車跡, 石垣検出
(水車跡の水路検出)
E~G -14・15 区 水車跡検出, 埋土除去,
センターライン土層断面実測
川際表土剥ぎ, 掃除
E・F -13 区 石列検出
E~G -14・15 区 水車跡, 水路, 石垣検出, 掃除,
水路, 甕穴実測
G -12 区 調査区境界検出,
甕穴写真撮影, 実測
今村係長現地調査 (16 日)
中島次長, 前迫課長現地指導 (18 日)

• H26. 9. 22 ~ H26. 9. 26

E・F -12・13 区 石列検出
D~F -13・14 区 水車坑, 水路, 石垣, 遺構検出
D~G -13・14 区 表土剥ぎ
D~F -12 ~ 14 区 水車跡周辺遺構精査, 石列平板実測
D~F -12 ~ 14 区 水車跡周辺遺構写真撮影
大木公彦氏, 前迫課長現地指導 (22 日)
南薩地域振興局小屋敷氏現地協議 (22 日)
新田栄治氏, 前迫課長現地指導 (25 日)
大久保係長現地調査 (25 日)
門久義氏, 前迫課長現地指導 (26 日)
今村係長現地調査 (26 日)

• H26. 10. 1 ~ H26. 10. 3

D~F -12 ~ 14 区 水車跡周辺遺構検出 (階段, 導水路
上蓋)
D~F -12 ~ 14 区 石垣, 水車跡周辺遺構三次元測量
(株パスコ)
D~F -12 ~ 14 区 水車跡周辺遺構検出 (水路)
D~F -12 ~ 14 区 水車跡周辺遺構検出 (階段周辺)
D~F -12 ~ 14 区 水車跡埋土除去, 写真撮影, 平板実測
前迫課長現地指導 (1 日)
宮原知見氏 (南九州市教育委員) 来跡 (1 日)
南九州市教育長, 宮原教育委員来跡 (2 日)
日置課長, 東垂水係長, 上田氏, 坂元氏, 大山氏 (南
九州市教育委員会) 来跡 (3 日)
霜出市長, 副市長 (南九州市) 来跡 (3 日)
志戸課長, 東係長 (文化財課) 来跡 (3 日)
井ノ上所長現地指導 (3 日)
児島課長 (県道建) 他 10 名来跡 (3 日)

- H26. 10. 6 ～ H26. 10. 10
D～F -12 ～ 14 区 水路跡（蓋，床，壁等）検出
D～F -12 ～ 14 区 水路跡検出，遺構配置図作成
六反教育長（県教委），志戸課長，東係長（文化財課）
来跡（6 日）
井ノ上所長，前迫課長現地指導（6 日）
浦島氏，大木氏，前迫課長現地指導（8 日）
- H26. 10. 14 ～ H26. 10. 17
D～G -12 ～ 14 区 実測，空撮のための清掃
D～F -12 ～ 14 区 水路跡（蓋，床，壁）検出
G・H -14 区 石垣検出，排土処理
F・G -13・14 区 実測のための清掃，水路跡検出
石垣検出
C～I -12 ～ 14 区 実測（株パスコ）
藤田航空空撮
上田氏（南九州市総務部長）他 2 名来跡（15 日）
南九州市建設課職員 3 名来跡（16 日）
南九州市建設課職員 2 名来跡（17 日）
- H26. 10. 20 ～ H26. 10. 24
G -14・15 区 表土剥ぎ，清掃，遺構検出
E～H -13 区 水路跡検出，実測
グリッド設定
G・H -14 区 表土剥ぎ，清掃，遺構検出
E～H -13 区 水路跡検出
F～H -13 区 水路跡，道跡検出
G・H -14 区 確認トレンチ掘り下げ
G・H -14 区 確認トレンチ拡張，石垣検出
安全パトロール（21 日）
南薩地域振興局用地課職員 3 名来跡（21 日）
知覧道路関係現地協議（23 日）
上田氏（南九州市）来跡（24 日）
- H26. 10. 27 ～ H26. 10. 30
C～H -12・13 区 遺構検出，精査，掘り下げ
F・G -13 区 遺物取り上げ
G・H -14 区 石垣検出，写真撮影，遺構配置図作成
C～H -14 区 石垣実測
南九州市教育部 4 名来跡（27 日）
- H26. 11. 4 ～ H26. 11. 7
G～H -13・14 区 石垣実測
現地協議（4 日）
仁禮技術補佐，加藤係長，小屋敷氏（南薩地域振興局）
上田氏（南九州市），前迫課長，今村係長（県埋セ）
志戸課長（文化財課）来跡（6 日）
井ノ上所長，前迫課長現地指導（7 日）

- H26. 11. 10 ～ H26. 11. 14
E～H -13 区 遺構精査
G・H -12・13 区 石垣実測
E～H -13 区 水路跡検出
門久義氏現地指導（10 日）
C～I -12 ～ 14 区 実測（株パスコ）（11 日～13 日）
仁禮技術補佐，小屋敷氏（南薩地域振興局）来跡
（11 日）
今村係長現地調査（14 日）
- H26. 11. 18 ～ H26. 11. 22
現地説明会準備
金山水車跡現地記者発表（井ノ上所長，前迫課長，
喜平課長補佐（文化財課），今村係長）
小屋敷氏来跡（21 日）
現地説明会（22 日）620 名参加
- H26. 12. 3
F～H -13 区 建物配置図作成

- H27. 2. 16
保全作業

- H27. 3. 2・4・5
保全作業

- H27. 3. 9 ～ H27. 3. 13
保全作業

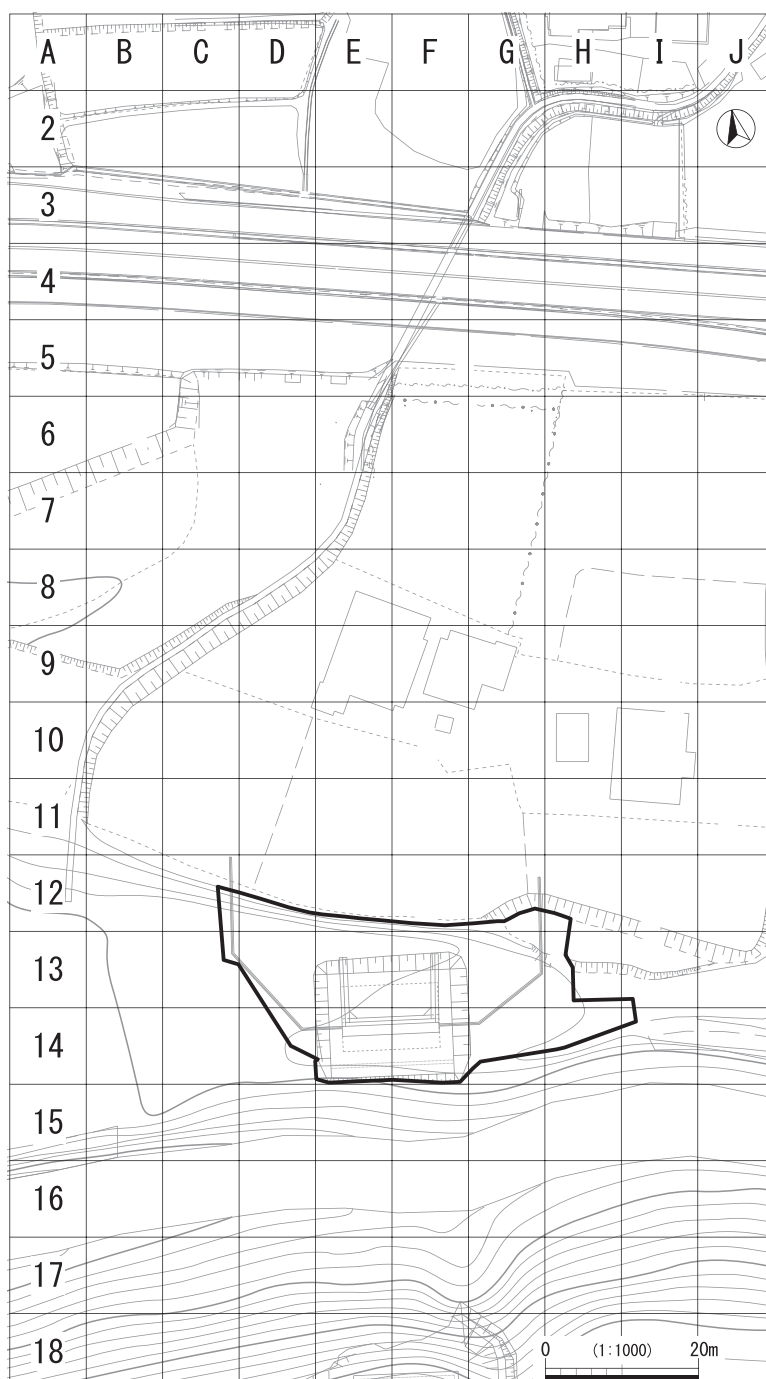
第 4 節 整理・報告書作成

本報告書刊行に伴う整理・報告書作成作業は平成 27 年 4 月 13 日～平成 28 年 3 月 4 日にかけて鹿児島県立埋蔵文化財センターで行った。出土遺物の水洗い，注記，遺構内遺物と包含層遺物の仕分け，接合，復元，遺物の実測，拓本，図面のトレース，レイアウトや原稿執筆等の編集作業を行った。整理・報告書作成作業に関する調査体制は以下のとおりである。

作成体制

事業主体	鹿児島県土木部道路建設課 南薩地域振興局建設部土木建築課
調査主体	鹿児島県教育委員会
企画・調整	鹿児島県教育庁文化財課
調査統括	鹿児島県立埋蔵文化財センター 所 長 福山 徳治
調査企画	鹿児島県立埋蔵文化財センター 次長兼調査課長 前迫 亮一 総務課長 有馬 博文

	第二調査係長	今村 敏照	報告書作成指導委員会	平成 27 年 12 月 11 日
作成担当	鹿児島県立埋蔵文化財センター			前迫次長ほか 6 名
	文化財主事	福永 修一	報告書作成検討委員会	平成 27 年 12 月 11 日
	文化財主事	有馬 孝一		福山所長ほか 5 名
事務担当	鹿児島県立埋蔵文化財センター			
	総務係長	脇野 幸一		



第 1 図 グリッド配置図及び周辺地形

第2章 遺跡の位置と環境

第1節 地理的環境

南九州市は、平成19年12月1日に知覧町・額娃町・川辺町が合併して誕生した。人口約4万2千人の農業地帯である。東西約22kmで南北約30km、総面積は357.85km²で県全体の約4%を占める。東は指宿市、西は枕崎市・南さつま市、北は鹿児島市に接し、薩摩半島南部の地理的中心に位置する。南は約20kmの海岸線が東シナ海に面する。

旧知覧町の地形は大略、北方山岳部より南方にかけて緩やかな傾斜が続いている。北東部には多数の連山があり、これらは川辺に連なる山岳群の余脈の連続によるもので、標高約400mから500m前後の小山岳が多く、白岳596mや知覧麓の借景をなす母ヶ岳517mもその代表である。これらの山岳部の基盤となっているのは、中生代の四万十層群である。知覧北部の麓川沿いの小盆地あるいは台地上ではこれらの露出を各所に見ることができる。

西部および南部では、始良カルデラ噴出物（シラス）の層がまわりを囲むようにしている。そして低地には沖積層が広がっている。これと類似する地形が旧川辺町・旧加世田市にも見られることから、その成因は広く南薩地方の基盤構成と大きくつながりがあると考えられている。

旧知覧町は、北高南低の地形から山地、台地、盆地、海岸に大別できる。その基底をなすものは主に火成岩類であるが、北東部山地は火成岩と水成層（四万十層）が混在している。また、台地はシラスの上に新期ロームが堆積したもので、盆地は火成岩類の上に堆積した沖積層である。さらに南部海岸は阿多カルデラの溶結凝灰岩が主流を占めている。

四万十層を基盤とする山地は西方と南方に向かって低くなり、知覧の中部地区においてはしだいにシラス台地の下にはいり永里あたりを境に見られなくなる。台地表面には赤石、大隣岳などの古期火山岩山地があり、金・銀の岩脈が見られる。四万十層は白亜紀のものと推定され、この層には一般に粘板岩・頁岩が多く、続いて砂岩なども見られる。南部台地は阿多溶結凝灰岩上にシラスの重なりがあったものと思われるが、大部分は流出しており、かわりに凝灰岩上に新期火山灰の堆積が見られる。

凝灰岩上に新期の堆積層も見られるが、その堆積土は浅い。周辺には現在も稼業している金鉱床のある赤石鉱山がある。この鉱床の岩体は山頂露頭部より開発された下底100mの間は、すべて珪化岩によりできている。珪化岩の原岩は主に両輝石安山岩等と推定されている。

金山水車（轟製錬所）跡は、鹿児島県南九州市知覧

町郡に所在し、標高約110mの麓川右岸に位置しており、麓川が形成した河岸段丘の最下段にあたる阿多溶結凝灰岩が露出した平坦面に構築されている。水車跡は、基盤層の阿多溶結凝灰岩を巧みに利用し導水路、水車坑などを構築している。

第2節 歴史的環境

旧知覧町における先史時代の研究は町の出身だった医師、寺師見國氏をはじめ、飯野武夫氏、野田昇平氏、上之覚蔵氏、谷川静夫氏、折田直実氏らの手によって積極的に行われ、鹿児島県考古学会の草分けとして活躍された。これらの方々は『史跡天然記念物調査報告書』等の関係諸雑誌に町内の遺跡を紹介されている。その中には野田昇平氏による昭和17年に刊行された『知覧町上代遺跡調査報告書』等もある。

鹿児島県の縄文時代早期土器の標識土器として知られる石坂式土器は旧知覧中学校跡地の石坂（ノ）上遺跡から発見された土器である。この遺跡は昭和28年に、当時玉龍高校教諭、河口貞徳氏と谷山高校教諭、河野治雄氏らによって、町内ではじめて学術発掘調査が行われた。その成果は「南九州の条痕文土器」『石器時代』第1号に発表され注目された。

このように学史に残る遺跡は寺師見國氏によって発見されたのを契機としている。今日、遺跡は特別養護老人施設「憩いの里」の西側にわずかに残存し、平成5年には地層中から旧石器時代の遺物（細石刃・細石核）等も発見されている。

昭和29年には、川辺信夫氏の報告を受けて河口貞徳氏が永野遺跡の発掘調査を手がけている。出土遺物には、円筒・角筒の貝殻条痕文土器（前平式土器）等が見られ、その成果については「鹿児島県における貝殻条痕土器について」『鹿児島県考古学会紀要』四に報告されている。翌年の昭和30年には和田前遺跡の発掘調査が行われ石坂式土器や押型文土器、撚糸文系塞ノ神式土器等が発見されている。

続く昭和31年に佐多純義氏らによって射手園遺跡の発掘調査が行われ、曽畑式土器や岩崎下層式土器など縄文時代前期から中期にかけての土器などが発見されている。これら河口貞徳氏らの知覧での学術調査は、南九州縄文土器の型式編年確立の一翼を担った。さらに河野治雄氏は町内の遺跡をくまなく踏査し『知覧文化』第18号並びに『知覧町郷土誌』に調査成果を発表された。これら先学の研究成果の蓄積に基づいて、近年の発掘調査実施へとつながっている。

昭和58年から開発に伴う緊急調査が行われ、東別府

の永野遺跡、大隣の登立・下水洗迫遺跡、南別府遺跡、林川遺跡、堤之原遺跡と発掘され、そして、遺跡の報告書として刊行された。

平成5年には、知覧城跡約24ヵ所が県内では昭和20年以後はじめての山城跡の国指定史跡となっている。平成8年から始まった厚地松山製鉄遺跡発掘調査は、県内では初めての江戸時代とわかる製鉄炉と鍛冶炉の発見と本格的な製鉄遺跡として注目を集めた。そして、平成14年に県指定史跡となった。

平成13年現在、旧知覧町内で確認されている遺跡数は約180ヵ所、旧石器時代から近現代にわたる幅広い時代におよんでいる。中でも縄文時代の遺跡数は多く、78ヵ所が確認されている。また、石塔や河川にある井堰・石橋、それに第二次世界大戦時の給水塔や防空壕、倉庫などの近現代の遺跡なども含めると200ヵ所を超えると推定される。いずれも1ヵ所の遺跡から複数の時代の出土品や施設の跡が発見されることから、条件の整った環境のよい場所で連綿と人間生活が営まれていたことがわかる。

旧知覧町で確認されている旧石器時代の遺跡は登立遺跡と石坂（ノ）上遺跡がある。登立遺跡は、昭和16年ごろから石器や土器が採集されていて、遺跡であることが周知されていた。遺跡は字登立と字下水洗迫一帯の広範囲に及ぶ。昭和63年と平成11年に発掘調査が実施されている。その結果、本遺跡の基盤をなす阿多溶結凝灰岩の上層からメノウ製や黒曜石製の細石刃・細石核をはじめ尖頭器、小形ナイフ形石器等旧石器時代後期の石器の数々が出土した。中でもナイフ形石器は数十点出土しており、この時期の文化を知る貴重な資料となった。そのほか石核、ハンマーストーン、パンチ、砥石状石器、礫器なども出土している。石のなかには、熊本県阿蘇産と思われるものも数点検出され注目される。石坂（ノ）上遺跡は、鹿児島県の縄文時代早期を代表する遺跡であるが、平成4年に露呈したチョコレート色の地層の断面から細石刃と細石核が採集されている。

縄文時代については、早期の遺跡が県内でも突出して多く旧志布志町、旧川辺町と並ぶ。現在確認されている78ヵ所のうち48ヵ所が縄文早期の遺跡である。特に前原遺跡からは、前平式土器、石坂式土器、押型文土器、轟Ⅰ式土器といった早期の土器等の遺物が出土しており、一帯の台地には霧島市上野原遺跡に匹敵する遺跡の存在の可能性が推察できる。これら早期の遺跡以外にも射手園遺跡などの前期の遺跡、西平式土器の精製無文の土器が多く出土した大園遺跡などの後期の遺跡もある。しかし、突出した早期の遺跡の多さに対して、前期・中期・後期・晩期の遺跡数は少ない。これらの時代の遺跡はいまだ調査の少ない台地以外の低地や河川沿い、水田等に存在している可能性も想定され、今後の調査に期待が

かる。

弥生時代については、八反畑、厚地前田、豊玉姫神社前、池ノ比良の諸遺跡がある。このうち厚地前田遺跡と八反畑遺跡、豊玉姫神社前では、石包丁が発見されている。

古墳時代については、墳丘をもつ古墳の発見はまだないが、この時期の遺跡としては、44ヵ所確認され、縄文時代の遺跡に次ぐ多さである。古墳時代の遺跡は、特に厚地川沿いや麓川沿いの楠元遺跡、永里川沿いを中心とした一帯に見られる。平成5年に発掘調査された大堀迫遺跡では、この時期の住居跡一軒が発見されている。

本報告にある金山水車（轟製錬所）跡では、赤石鉱山の金（銀）鉱石を製錬するために設置され、明治末期から昭和初期にかけて稼働していた宮内鉱山轟製錬所の水車跡やボットホールが確認された。この金山水車（轟製錬所）跡は、上野原遺跡以来、本県で2例目となる現地保存が決定した。

参考文献

- 知覧町教育委員会 1997『西垂水（山薙）遺跡』知覧町埋蔵文化財発掘調査報告書第8集
- 知覧町教育委員会 2001『登立遺跡』知覧町埋蔵文化財発掘調査報告書第10集
- 南九州市教育委員会 2009『仲寛兵衛屋敷跡』南九州市埋蔵文化財発掘調査概要報告書（2）
- 知覧町立図書館 第40号『知覧文化』



第2図 周辺遺跡位置図

表 1 周辺遺跡一覧表

遺跡番号	遺跡名	所在地	地形	遺跡の時代	主な遺物	備考
1	松尾城跡	鹿児島県南九州市川辺町野崎松尾城	丘陵	鎌倉	空堀・曲輪	(町)昭和33年6月1日
2	全勝寺跡	鹿児島県南九州市川辺町野崎松尾城下	平地	—	—	—
3	野崎陣跡	鹿児島県南九州市川辺町野崎陣平	台地	中世	—	—
4	馬場田	鹿児島県南九州市川辺町高添	台地	中世	—	平成13年分布調査平成19年調査
5	高付	鹿児島県南九州市川辺町野崎字高付	平地	縄文(後期),古墳,中世	—	平成25年26年度調査
6	矢掛松	鹿児島県南九州市川辺町高添宮下	平地	縄文	—	昭和42年3月25日
7	内城寺跡	鹿児島県南九州市川辺町高添山添	平地	—	—	—
8	厚地城跡	鹿児島県南九州市知覧町厚地堀之内	山地	古代	空堀(12世紀～13世紀 平安末～鎌倉初)	鹿児島県市町村別遺跡地名表 S60 年
9	野石城跡	鹿児島県南九州市知覧町厚地野石	山地	中世	曲輪	知覧町郷土誌 S57 年
10	山石城跡	鹿児島県南九州市知覧町厚地宮谷山	山地	古代	空堀(奈良時代以前のもものと推定)	鹿児島県市町村別遺跡地名表 S60 年
11	山神	鹿児島県南九州市知覧町厚地長谷山神	海岸段丘	古墳	土器片	H5.5 発見
12	古園	鹿児島県南九州市知覧町厚地古園	山すそ	古墳	成川式土器	H6.10 県サンオーシャンリゾート分布調査
13	大坪	鹿児島県南九州市知覧町厚地大坪	海岸段丘	古墳, 中世	土器片, 土師器, 青磁	H5.5 発見
14	福永之前	鹿児島県南九州市知覧町厚地福永之前	微高地	縄文, 古墳	黒曜石, 成川式土器	H6.10 県サンオーシャンリゾート分布調査
15	大丸	鹿児島県南九州市知覧町厚地大丸	山すそ	縄文, 中世	縄文式土器, 染付	H6.10 県サンオーシャンリゾート分布調査
16	山下	鹿児島県南九州市知覧町厚地山下	山すそ	縄文, 古墳, 古代, 中世	縄文式土器, 成川式土器, 土師器, 青磁, 染付	H6.10 県サンオーシャンリゾート分布調査
17	御園	鹿児島県南九州市知覧町厚地御園	山すそ	中世	青磁, 成川式土器	H6.10 県サンオーシャンリゾート分布調査
18	西ノ前	鹿児島県南九州市知覧町厚地西ノ前	台地	弥生	弥生土器, 青磁(鎌倉～室町)	知覧町郷土誌 S57 年
19	中牟田	鹿児島県南九州市知覧町厚地中牟田	沖積地	弥生, 古墳	弥生土器, 須恵器(古墳～平安?)	知覧町郷土誌 S57 年
20	堀之内	鹿児島県南九州市知覧町厚地堀之内	台地	近世	土器片, 土師器, 染付	H5.5 発見
21	ヤシキデラ	鹿児島県南九州市知覧町厚地ヤシキデラ	山麓	縄文(早期)	石坂式, 吉田式, 弥生土器	鹿児島県市町村別遺跡地名表 S60 年
22	前田	鹿児島県南九州市知覧町厚地前田	沖積地	弥生, 古墳	弥生土器, 土師器, 須恵器	鹿児島県市町村別遺跡地名表 S60 年
23	厚地	鹿児島県南九州市知覧町厚地上床原	台地	—	土器散布地	—
24	宮田上	鹿児島県南九州市知覧町厚地宮田上	台地	縄文(早期), 古墳, 中世	前平角筒, 平椅式, 土器片, 白磁	H5.5 発見
25	下上床	鹿児島県南九州市知覧町厚地下上床	台地	縄文(後期), 古墳, 中世	指宿式, 土器片, 土師器, 青磁, 染付	H5.5 発見
26	上床	鹿児島県南九州市知覧町厚地上床	台地	古墳, 中世	土器片, 土師器, 染付	H5.5 発見
27	アノノモト	鹿児島県南九州市知覧町厚地アノノモト	山麓	縄文(早期), 弥生	弥生土器, 寒ノ神式, 石坂式	鹿児島県市町村別遺跡地名表 S52 年
28	古土手	鹿児島県南九州市知覧町厚地古土手	台地	弥生	弥生土器	知覧町郷土誌 S57 年
29	金蔵堀	鹿児島県南九州市知覧町厚地金蔵堀	台地	—	土器片	H6.10 県サンオーシャンリゾート分布調査
30	鞆曲	鹿児島県南九州市知覧町厚地字鞆曲	台地	旧石器	剥片尖頭器, 石核, 剥片	平成25・26年発掘調査
31	ツタマキ	鹿児島県南九州市知覧町厚地葛巻	台地	弥生	弥生土器	知覧町郷土誌 S57 年
32	荒尾	鹿児島県南九州市知覧町厚地荒尾	低地	古墳	—	平成6年農政
33	大福寺跡	鹿児島県南九州市川辺町小野	低地	—	—	—
34	高小野	鹿児島県南九州市川辺町小野高小野原	丘陵	古墳	—	—
35	衣刀ヶ城跡	鹿児島県南九州市川辺町小野二反尾鼻	台地	平安, 中世	—	—
36	猿山陣跡	鹿児島県南九州市川辺町宮猿山	台地	—	—	—
37	堀内平	鹿児島県南九州市知覧町郡堀内平	台地	奈良, 平安, 中世	青磁, 土師器, 染付	H5.5 発見
38	牧野畑	鹿児島県南九州市知覧町郡牧野畑	台地	古墳	土師器	知覧町郷土誌 S57 年
39	牧野下	鹿児島県南九州市知覧町郡牧野下	台地	縄文(早期), 弥生, 古墳, 古代, 中世, 近世	—	—
40	牧野(東)	鹿児島県南九州市知覧町郡牧野(東)	台地	中世	青磁, 白磁, 土師器	H5.5 発見
41	安田	鹿児島県南九州市知覧町下郡北安田	台地	縄文(早期)	—	—
42	小原	鹿児島県南九州市知覧町郡小原	台地	古墳	成川式土器	H6.10 県サンオーシャンリゾート分布調査
43	豊玉姫神社	鹿児島県南九州市知覧町郡宮園	台地	弥生	石包丁	鹿児島県市町村別遺跡地名表 S60 年
44	彼岸田	鹿児島県南九州市知覧町郡彼岸田	平地	古墳	弥生土器, 土師器	耕地整備中発見 知覧町郷土誌
45	竹崎	鹿児島県南九州市知覧町郡竹崎	台地	中世, 近世	青磁, 白磁, 土師器, 陶器	H5.5 発見
46	宮東	鹿児島県南九州市知覧町郡宮東	台地	奈良, 平安, 中世	—	—
47	寺師殿城跡	鹿児島県南九州市知覧町郡打水比良	台地	中世	空堀, 郭	鹿児島県市町村別遺跡地名表 S60 年
48	桶元 B	鹿児島県南九州市知覧町郡桶元	平地	—	土師器	鹿児島県市町村別遺跡地名表 S60 年
49	桶元 A	鹿児島県南九州市知覧町郡桶元(前田製材所付近)	平地	縄文, 弥生, 古墳	縄文土器?弥生土器, 土師器(昭和17年調査)	調和37年上之覚蔵・川野治雄試掘調査 知覧町郷土誌 S57 年
50	白川・厚村	鹿児島県南九州市知覧町郡白川・厚村	平地	古墳, 中世	成川式土器, 青磁, 須恵器	H6.10 県サンオーシャンリゾート分布調査
51	須田木	鹿児島県南九州市知覧町郡須田木	台地	縄文, 奈良, 平安, 中世	縄文式土器, 須恵器, 青磁	—
52	桂仙山	鹿児島県南九州市知覧町郡桂仙山	台地	縄文(早期), 古墳	押型文土器, 成川式土器	鹿児島県市町村別遺跡地名表 S60 年
53	山田比良	鹿児島県南九州市知覧町郡山田比良	平地	中世	青磁, 土師器, 土器片	H5.5 発見
54	假屋園	鹿児島県南九州市知覧町郡假屋園	平地	中世, 近世	青磁, 白磁, 染付	H6.4～6月発掘
55	大坪平	鹿児島県南九州市知覧町郡大坪平	台地	弥生, 古墳	弥生土器, 土師器, 須恵器	知覧町郷土誌 S57 年
56	中尾原	鹿児島県南九州市知覧町郡中尾原	台地	弥生, 古墳	弥生土器, 土師器, 須恵器	知覧町郷土誌 S57 年
57	大堀迫	鹿児島県南九州市知覧町郡大堀迫	台地	縄文(早期), 古墳	押型文土器, 成川式, 陶磁器, 住居跡, 石包丁	H3.9 発掘調査
58	知覧城跡	鹿児島県南九州市知覧町永里知覧城内	台地	弥生, 古墳, 中世, 近現代	弥生土器, 土師器, 青磁, 白磁, 空堀	知覧町郷土誌 S57 年, H4 試掘調査
59	打出口	鹿児島県南九州市知覧町郡打出口	台地	古墳, 中世	成川式(高杯), 青磁, 土師器	知覧城の外郭, 伊豆屋敷と言われる
60	打出口西	鹿児島県南九州市知覧町郡打出口西	台地	縄文(早期)	土器	鹿児島県市町村別遺跡地名表 S60 年
61	古城跡	鹿児島県南九州市知覧町郡古城	台地	中世	空堀, 土塁	鹿児島県市町村別遺跡地名表 S60 年
62	小坂ノ上	鹿児島県南九州市知覧町郡小坂ノ上	台地	古墳	壺型土器, 蓋付杯(須恵器)	幾内系須恵器合子坯部
63	天神山	鹿児島県南九州市知覧町郡天神山	台地	—	土師器	日本考古学年報9, 昭和31年発掘
64	霜月田	鹿児島県南九州市知覧町郡霜月田	台地	縄文(晩期), 弥生, 古墳	土器	H5.5 発見
65	中登り	鹿児島県南九州市知覧町郡中登り	台地	古墳	—	—
66	射手園	鹿児島県南九州市知覧町郡射手園	平地	縄文(前期, 後期)	竊土類似, 曾畑式, 春日式, 岩崎上曾式, 石籬, 石匙等	昭和31年河口貞徳・佐多純義発掘, 日本考古学年報9
67	有村	鹿児島県南九州市知覧町郡有村	台地	中世	青磁(稜花皿)	H5.5 発見
68	地頭所	鹿児島県南九州市知覧町郡地頭所	台地	古墳, 奈良, 平安, 近世	—	—
69	金山水車(轟製練所)跡	鹿児島県南九州市知覧町郡字轟	河川	近現代	埴埴, 輪羽口, 銚鉢, 壺, 陶磁器, ガラス製品	本報告書
70	霧宿	鹿児島県南九州市知覧町郡霧宿	台地	縄文, 弥生, 古墳, 古代, 中世	須恵器, 土器, 矢じり, 青磁	鹿児島県市町村別遺跡地名表 S60 年
71	猿山古陣跡	鹿児島県南九州市知覧町西元陣の比良	山地	中世	—	—
72	峯苦	鹿児島県南九州市知覧町西元峯苦	台地	弥生	弥生土器(壺型)	知覧町郷土誌 S57 年
73	中原鉄生産関連遺跡	鹿児島県南九州市知覧町西元前畑西・前畑東・臺園古屋敷	台地	近世	陶磁器, 鉄製品, 羽口, 製鉄滓, 鍛冶滓	江戸時代後半の農村集落内(台地上)における製鉄鍛冶に関する遺跡
74	陸軍知覧飛行場跡	鹿児島県南九州市知覧町郡・木佐貫原	台地	近現代 昭和	—	平成26年27年度調査
75	黒木山	鹿児島県南九州市知覧町郡黒木山	台地	近世	染付, 陶器	H5.5 発見
76	新屋敷	鹿児島県南九州市知覧町郡新屋敷	台地	中世, 近世	白磁, 染付, 陶器	H5.5 発見
77	池ノ比良	鹿児島県南九州市知覧町郡池ノ比良	台地	弥生(中期)	—	—
78	堀之内	鹿児島県南九州市知覧町郡堀之内	台地	中世, 近世	染付	—
79	平	鹿児島県南九州市知覧町郡平	台地	中世, 近世	染付, 陶器	H5.5 発見
80	中寄	鹿児島県南九州市知覧町仙田山	台地	中世, 近世	—	—
81	築建城跡	鹿児島県南九州市知覧町永里築建(白石神社内)	台地	中世	土塁, 空堀	良好な土器残存
82	寺坂	鹿児島県南九州市知覧町永里寺坂	台地	縄文	石匙	知覧町郷土誌 S57 年

第3章 発掘調査の方法

第1節 発掘調査の方法と成果

1 発掘調査の方法

調査地は、標高約110mの麓川右岸の河岸段丘上に立地している。現況は、河岸まで盛られた土砂によって造成されていた。

調査は、試掘調査で石垣が確認されたことから、工事にかかる876㎡に対し、全面発掘調査を行うこととし、隣接する牧野遺跡と併せ施工図のグリッドNo.109とBC4を基準にして10m間隔のグリッドを設定した。金山水車（轟製錬所）跡に該当するのはC～H-12区からC～I-13～14区である。

調査地は、川岸から段丘上に広がる立地であり、調査地西側へ通じる道路設置のため多くの土砂に覆われていたため、川岸側から重機を用いて盛土を除去し、人力で遺構を検出した。周辺地形測量と遺構実測の一部を（株）パスコへ委託した。遺物取り上げは、遺構に関する物を、平板取り上げで行い、標高を記録し、その他の遺物は一括取り上げを行い、調査担当者と発掘作業員で実施した。調査期間は、平成26年7月7日～平成27年3月27日まで、実働117日間、作業員25人で行った。また、調査地の現地保存が決定したため、平成27年2月16日～3月27日まで遺構の埋め戻しと保全作業を行った。また、調査にあたっては、ミュージアム知覧に寄託されている宮内家文書の古写真・古図面を参考にした。

2 遺構の認定と検出方法

調査地は、造成のため約2m～3mの埋土で覆われていた。埋土を重機で剥ぎ取り、人力で遺構を検出した。調査区で検出された遺構は、建物跡、石垣、導水路、放水口、分水路、水車坑、排水路で碎鉱所跡にあたる。遺構は、阿多溶結凝灰岩の露頭を掘削し、岩盤上に構築されており、岩盤を利用できない箇所は、切石積で築かれていた。導水路上の建物跡は切石の布基礎で、石垣は時期ごとに異なる積方であった。遺構の認定は、宮内家文書にある古写真・古図面を元にした。

3 金山水車（轟製錬所）跡について

（1）轟製錬所の概要

調査地は、明治期から昭和初期にかけて、麓川の豊富な水力を用い、水車で金鉱石の製錬を行った製錬所跡として南九州市の遺跡に指定されている。現存する記録では、1902年（明治35年）に大日本帝国陸地測量部が測量した地図に水車記号が描かれている。1904年（明治37年）南さつま市金峰町田布施に存在した石塔庵・瀏ヶ迫・常珠寺の3鉱山の製錬所として銀鉱石を製錬した。1912年（明治45年）赤石鉱山の製錬所となり金鉱石を製錬し1935

年（昭和10年）まで稼働した。その間、1924年（大正13年）には、製錬所跡下流に水力発電所が建設され赤石鉱山と製錬所に送電が開始され、電動の製錬機具が導入されていた。

（2）築造の時代背景

明治政府は、「殖産興業」の政策に基づき鉱山開発にも力を注ぎはじめた。1872年「鉱山心得」示し、鉱物（土砂以外）の所有と鉱業権は政府にのみあり外国人が権利を持つことを排除し国家独占主義をとった。翌年出された「日本坑法」では、鉱物の試掘・採掘を私人にも認めたが15年間の国からの借区とした。この頃は、官営及び旧藩主の鉱山開発が中心であった。

1890年「鉱業条例」が公布（1892年6月1日施行）され、国家独占主義から鉱業自由主義へ代わり、国籍を有する者は、自由に鉱業権を申請し、1年間の試掘権と永久の権利としての採掘権が認められることとなった。

鉱業条例が出された後、本県では各地で鉱山開発が行われてきた。在地の有力者や合資による組合・県外の企業などによって開発が行われたが、品位が低かったり、出水、経費の過多などにより経費が嵩む鉱山は衰退あるいは資本家・企業などに吸収されていた。坊津では、出資者を募り開発にあたったが、中には親類縁者から借金し出資した者も多く、品位が低く採算がとれず閉山となり、一家離散「金山崩れ」の逸話も残っている。

南九州市知覧町麓川には、水車を動力に用いた製錬所が築かれ、我が国初の青化製錬を祁答院重義氏が行った記録がある。この製錬は、銀鉱石に対して行われたが鉱石は、遠く南に離れた南九州市頰娃町矢筈岳の鉱山から荷馬車で運搬された。また、この製錬所は、知覧町内で採掘された銀鉱石の製錬も行っている。現存する記録では、麓川に3カ所の製錬所が設けられている。

（3）赤石鉱山

赤石鉱山は南九州市知覧町塩屋に所在し、金山水車（轟製錬所）跡からは南西方向に約11kmの距離にある。1890年（明治23年）に高良祐二郎氏が金鉱脈の露頭を発見し、赤石野岡鉱山と称して探鉱が開始された。1901年（明治34年）に製錬を行った記録がある（知覧村史）。その後、1906年（明治39年）、宮内氏に全権利が譲渡され、1912年（明治45年）、「赤石鉱山」と改称し本格的採掘に入った。1943年（昭和18年）、「金山整備令」が公布されたが、珪酸質鉱山として赤石鉱山は存続が指定される。1968年（昭和43年）、有限会社宮内赤石鉱業所と改称され

たが、1986年(昭和61年)には操業を休止することとなった。その翌年1987年(昭和62年)、宮内氏と三井串木野鉦山株式会社及び三井金属鉦業株式会社とが共同鉦業権を設定し操業を再開、現在も露天掘りによる採掘を行っている。一時操業を中断していた時期もあるが、本格的採掘から現在まで約100年間操業している。

薩摩半島南西部の枕崎市から旧知覧町には南薩台地が広がっており、現在は茶畑として広く利用されている。この台地は約600～400万年前の火山活動により安山岩質の火山噴出物が数百mも堆積し、南薩層群と呼ばれる地層を形成した。

さらに地下での熱水等の作用により鉦床が形成され南薩型金鉦床と称する。赤石鉦山の金鉦石は約370万年前に生成されたと考えられている。(参考資料 「赤石鉦山の概要」2014.5 三井串木野鉦山株式会社)

4 宮内家文書について

南九州市ミュージアム知覧に、宮内家の明治期から昭和までの鉦山開発に関する記録が寄託されている。この多くは、南薩地域に広がる金・銀鉦脈を探すための試掘権の許認可申請書や採掘権の申請書、それら鉦山の鉦石を製錬する水車製錬所を造るための公有水面の利用許可申請書、また、これらに付随する鉦区図、坑道図、製錬所図、古写真である。申請書添付資料の「鉦夫扶助規則」も残されていた。また、水力発電所建設の認可申請書や設計図、それに伴う最新製錬機器図も残されており製錬工程の近代化を図っていった様子をうかがい知る事ができる貴重な資料である。この宮内家文書の中から、轟製錬所の当時の様相や変遷を追うことができた。また、南薩地域の鉦山開発状況の詳細の一部ではあるが計画から、実際までを知ることができた。

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

1912 年製錬所平面図

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

轟製錬所操業初期段階古写真

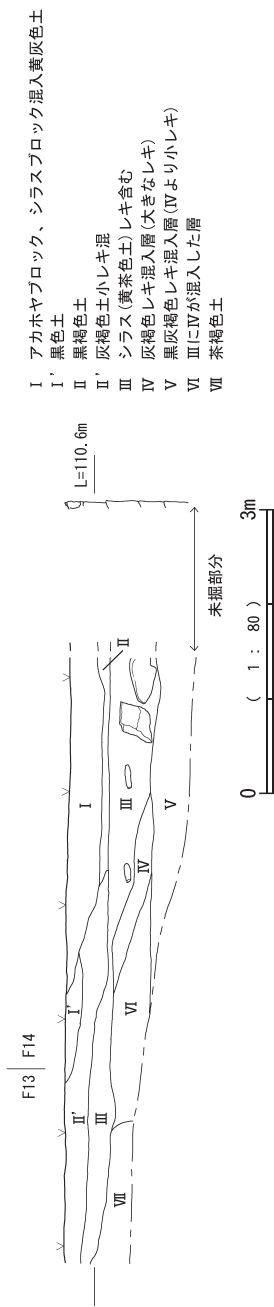
金山水車（轟製錬所）跡関連年表

年	内 容	水車数・杵数	文 献
1872	太政官布告（太政官第 100 号）「鉦山心得」		
1873	（太政官第 259 号）「日本坑法」		
1890	（法律第 87 号）「鉦業条例」		
	高良祐次郎、赤石野岡で露頭を発見し探鉦を開始		
1901	製錬を行う		知覧村郷土史、加世田図幅地質説明書
1902	大日本帝国陸地測量部測量地図(5万分の1)に水車記号有り 「計算書」に轟水車及び金山所有の記述		宮内家文書「計算書」
1903	宮内敏二共同鉦業権者となる、製錬休止		知覧村郷土史、加世田図幅地質説明書
1904	石塔庵、常珠寺、洲ヶ迫鉦山の製錬所となる	水車 1 台・杵 40 本	宮内家文書「明治 38 年鉦業施業案」
1905	（法律第 45 号）（旧）鉦業法		
1906	宮内敏二へ全権利が譲渡、10 月製錬を再開する		宮内家文書、知覧村郷土史、加世田図幅地質説明書
1909	明治 38 年鉦業施業案改正（赤石野岡鉦山）	水車 2 台・杵 40 本	宮内家文書「鉦業施業案」
1912	石塔庵、他 2 鉦山の製錬所廃止届、赤石野鉦山の製錬所へ	水車 3 台・杵 140 本	宮内家文書「製錬所廃止届」「製錬所開設届」「設計書」「製錬所使用認可願」「鉦業施業案」
1914	赤石鉦山へ改称	水車 3 台・杵 140 本	宮内家文書「鉦山名改稱届」「報告書」
1918	水車台数が増加	水車 5 台	宮内家文書「報告書」、本邦重要鉦山要覧
1924	麓川に水力発電所を設置し、製錬所と鉦山へ送電		宮内家文書
1926	轟製錬所にウィルプレー選鑛汰盤設置、赤石鉦山に選鉦場設置	水車 3 台・杵 140 本	宮内家文書「既設製錬所へ選鉦汰盤敷設認可願」「選鉦場設置認可願」「選鉦場設置事項記載書」
1935	轟製錬所を廃止、赤石鉦山に製錬所を新設		宮内家文書「旧製錬場撤廃し新制製錬場設置願」「製錬場工作物使用廃止届」

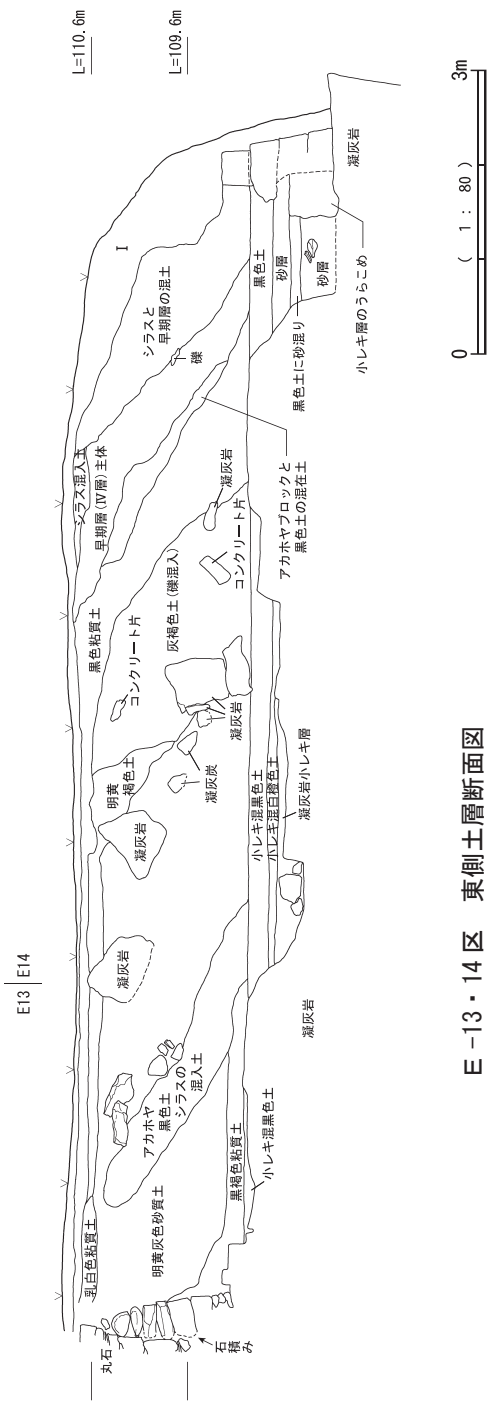
第2節 層序

金山水車（轟製錬所）跡は、万之瀬川上流域の支流である麓川の右岸に立地している。金山水車（轟製錬所）跡は、麓川の流下作用により形成された河岸段丘上で、阿多火砕流凝灰岩が露出し、頑丈な基盤となるところに設置され、さらに麓川は堅い基盤層のために狭小な急流となる場所の隣接地にあたる。

層序については、遺跡自体が阿多火砕流溶結凝灰岩の基盤上もしくは基盤を掘り込んで形成されている近代の遺跡であるため、上層を被覆するのは近現代の廃棄物を含むいわゆる表土のみである。



F-13・14 区造成部分断面図



E-13・14 区 東側土層断面図

第3図 F-13・14 区造成部分断面図及びE-13・14 区 東側土層断面図

第3節 調査の成果

1 調査の概要

発掘調査は、調査区C～H-12区からC～I-13～14区において行った。

遺構は、導水溝、放水口、分水溝、水車坑、排水溝、碎鉱所跡は、阿多溶結凝灰岩を掘削、あるいは削り取り、岩盤に構築され、岩盤を利用できない箇所は、切石積で築かれていた。建物跡は切石の布基礎で、石垣は時期ごとに異なる積方であった。道跡は、土を踏み固めたものであった。

遺物は、製錬所跡に関連する物として埴埴、鉄鏝、蹄鉄が検出された。また、水車坑及び周辺の埋土から、羽口、陶製管、ガラス瓶、陶器、磁器が出土した。

2 遺構

金山水車（轟製錬所）跡の遺構は、調査区全体で検出された。調査区外では、調査区の東側、麓川上流に左岸側から堰堤が築かれ、右岸の阿多溶結凝灰岩の露頭を利用して導水溝が現存している状況であった。堰堤、導水溝ともに阿多溶結凝灰岩の切石積でつくられていた。この導水溝や遺構は、製錬所閉鎖後、調査区西側に建設された養鶏場の進路建設のため造成土により川岸まで埋められた状態であった。調査区内で検出された遺構は、導水溝（暗渠・開渠）、水量調整を行った放水溝（開渠）、分水路（取水口・排水口）、水車坑、排水路、甕

穴を利用した溜升、柄穴、建物跡、排水溝、新旧の石垣、道跡、石切跡、金鉱石を貯蔵した貯鉱場跡が一部破壊されているものの良好な状態で検出された。また、調査区外で、製錬所内にあった麓川をまたぐ橋がかけられた橋脚にあたる岩も特定された。さらに、製錬所跡対岸に板石を側壁及び底盤に用いた上下2段の溝跡と石垣が確認された。下流では、製錬所に伴う護岸用石垣と、赤石鉱山と製錬所に送電するために構築された水力発電用の堰堤及び導水溝、導水管、水力発電用タービン、発電機、放水口、それらを格納する建物跡、造成跡、石垣、護岸用石垣が確認された。

導水溝（第5図・第6図・第7図）

導水溝は、C～H-12～14区にかけて検出された。

導水溝は、調査区内において、長さ48mを検出した。検出された東側端部（上流側）から、引水のために麓川に設けられた堰堤部分まで約30mの距離がある。

導水溝は、基本的に凝灰岩の切石を長方形に整形し、石材同士を密着させ積み上げた布積みの側壁が設けられる。基盤の状態により、基盤の阿多溶結凝灰岩をそのまま切削し側壁とする部分が一部に見られ、加工石材利用と基盤の直接利用が混在する。

導水溝上部は、放水口から最初の水車への分水口手前まで約24mにわたり、長さ180～200cm、幅約30cm、厚さ約30cmの蓋石で隙間無く覆われている。そこから先は



金山水車（轟製錬所）跡調査区（上空から）



第4図 金山水車（轟製鍊所）跡遺構配置図（S=1/200）

基盤の凝灰岩がせり出しているため、基盤壁を導水溝の壁とし、南側のみ切石で側壁を設けていたと考えられる。

しかし、後世の攪乱のため南側側壁は散逸し、基礎部分のみが残存する状況である。北側の基盤壁に、ほぞ穴が9カ所、間隔をあけて穿たれており、その高さは石蓋とほぼ同じである。

導水溝寸法は、東端で幅約200cm、深さ約85cm、放水口直後で幅約190cm、深さ約95cm、C-C'断面部分で幅約135cm、深さ約90cm、Z-Z'断面部分で幅約125cm、深さ推定60cmと上流から下流に向かい幅、深さが狭くなっていく傾向が伺える。

放水口から約24mの位置に最初の分水溝が、さらに約18m下流に第二の分水溝が設けられている。

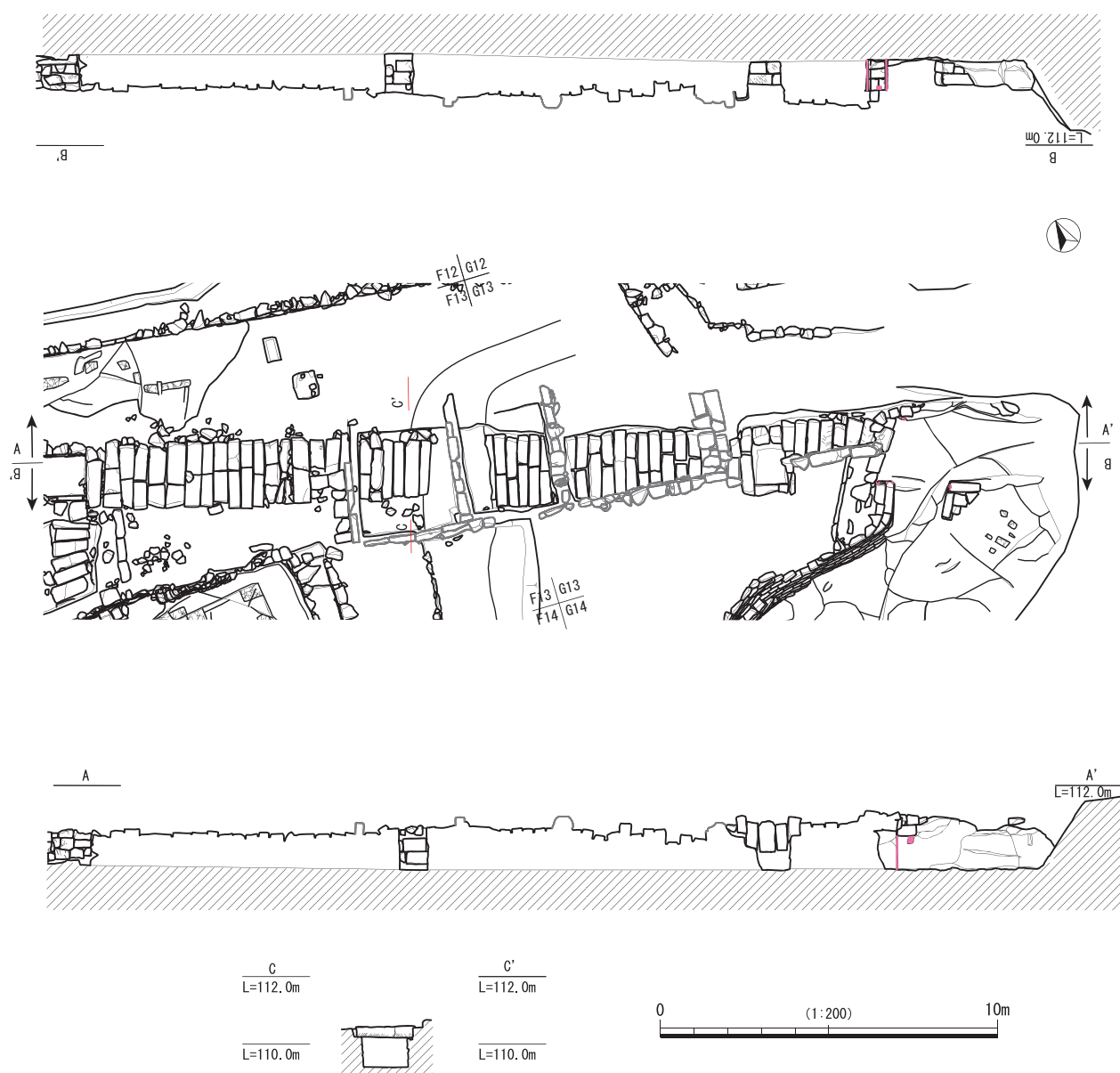
道跡（第4図・第8図）

道跡は、F・G-13・14区で検出された。

水車施設東側の石積みに沿うかたちで北北東に延び導水溝を越えたところで東方向にL字状に折れる。帯状に硬化面が形成されていることから道跡と判断した。幅が約1～2m程度で、確認できた部分で約20mの長さである。東方向に折れた先は、硬化面が消失しており、どのような道筋であったかは不明である。麓川方向に向かつては、現在、石垣が構築されているため、石垣崩壊を防ぐため掘削ができず明確なラインは確認できず推定線として記載してある。古写真1に、この道跡と思われる道が写されており、その先に石橋が設けられ、対岸に渡れるようになっていたことが確認できる。

石垣（第9図）

製錬所敷地を区画する河川に面した石垣が、E～H-13・14区で検出された。構築方法の違い、場所の違いから、便宜的に1～4に分割した。



第5図 導水溝（東側）検出状況 (S=1/200)

石垣1は、当初構築されていた石垣と考えられ、現在河川に面している石垣2～4の内側に存在しており、本来の機能を失った状態にある。

石垣2～4は、現在の河川に最も近い位置に存在する。石垣の構築法に違いが見られ、構築時期に差があるものと思われる。

また石垣を構築することにより、その内側の敷地を拡大する目的があったものと解される。

石垣1（第4図・第10図）

石垣1は、G・H－13区で検出された。導水路に沿うように凝灰岩の切石が布積みされた丁寧な作りの石垣である。保存のため全体の検出はできなかったが、トレンチ部分で高さ70～90cm程度、幅約4mを確認できた。石垣部分と導水溝蓋の間には幅約60cmの硬化面が確認でき、導水溝と石垣との間が非常に狭い。

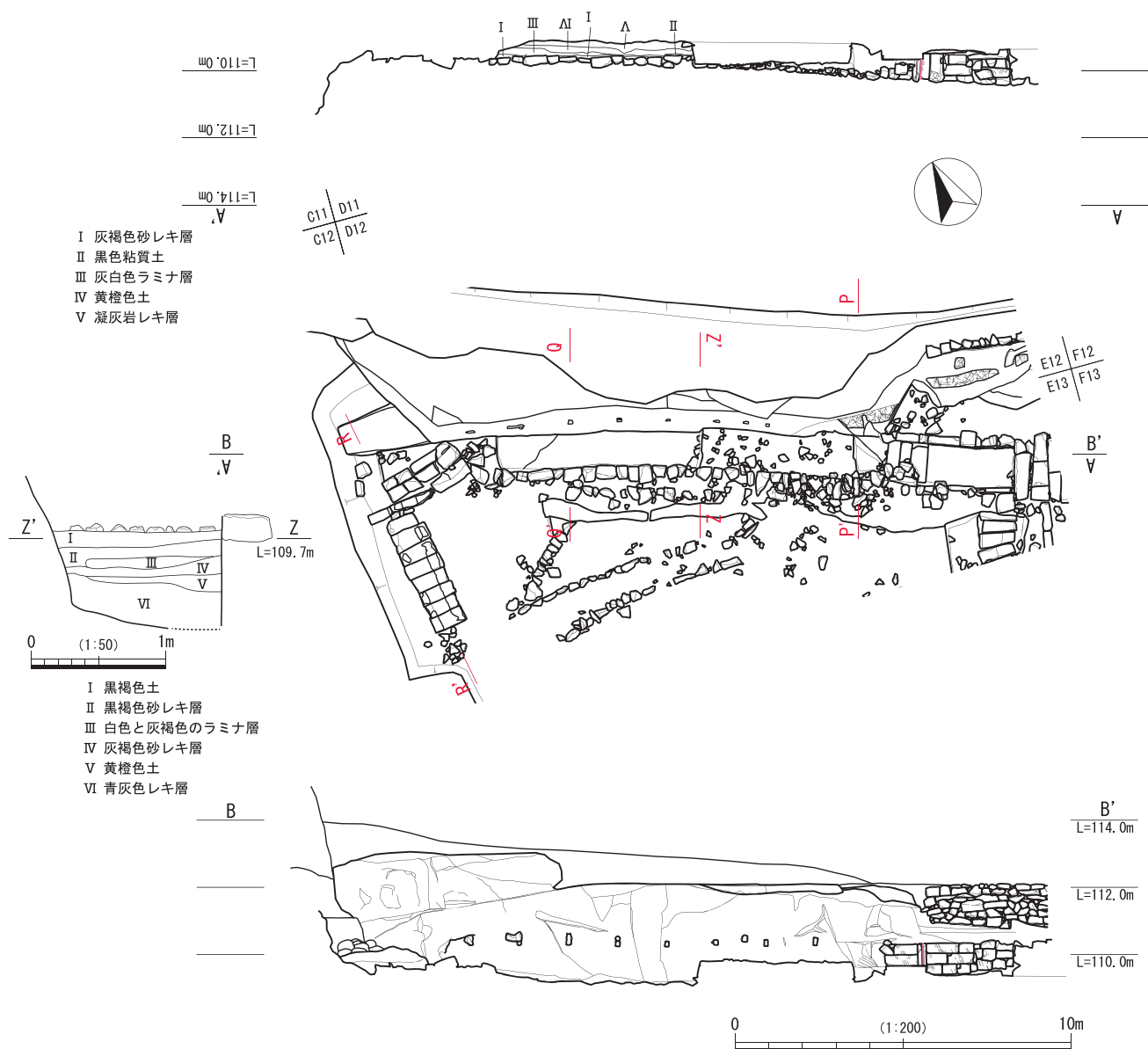
石垣2（第4図・第11図）

石垣2は、H・G－13・14区で検出された。導水溝に対して直交し、導水方向にわずかに斜めに据えられた長さ約100cmの直方体の切石の石積みからカーブをえがいた後、下流側に向かい導水溝から離れていくように直線的な石積みが約4.5mほど存在する。石材は40cm四方程度のものがほとんどで、凝灰岩製の切石の布積みである。

石垣3（第4図・第11図）

石垣3は、E・F－14区で検出された。水車施設の河川側に設けられている部分で、岩盤から4段ほどは石垣2と同様な規格の切石で、同様な石材の積み方をして

いる。
水車施設床面から上は長さ約100cm、高さ約30cm程度の直方体の石材を横向きに配している。石垣2部分にも増して非常に丁寧な構築を行っている。



第6図 導水溝（西側）検出状況（1）（S=1/200）

また、後述する水車小屋周辺からの雨水を放出するための20cm四方の排水口が石垣最下部に1カ所設けられている。

石垣4（第4図・第12図）

石垣4は、F・G-14区で検出された。石垣2、石垣3のいずれの石積みの流れにも沿わず、中間を直線的に結ぶように構築されている。石材は凝灰岩で、表面に鑿痕跡が残り人為的に切り出されたものではあるが、規格性はなく様々な形の石材が野面積みに積まれており、石材の隙間には小礫を詰め込んで補強しているような状態である。

石垣4は、道跡との切り合い関係から、道廃絶後に建築されたことが解る。

放水口（第13図）

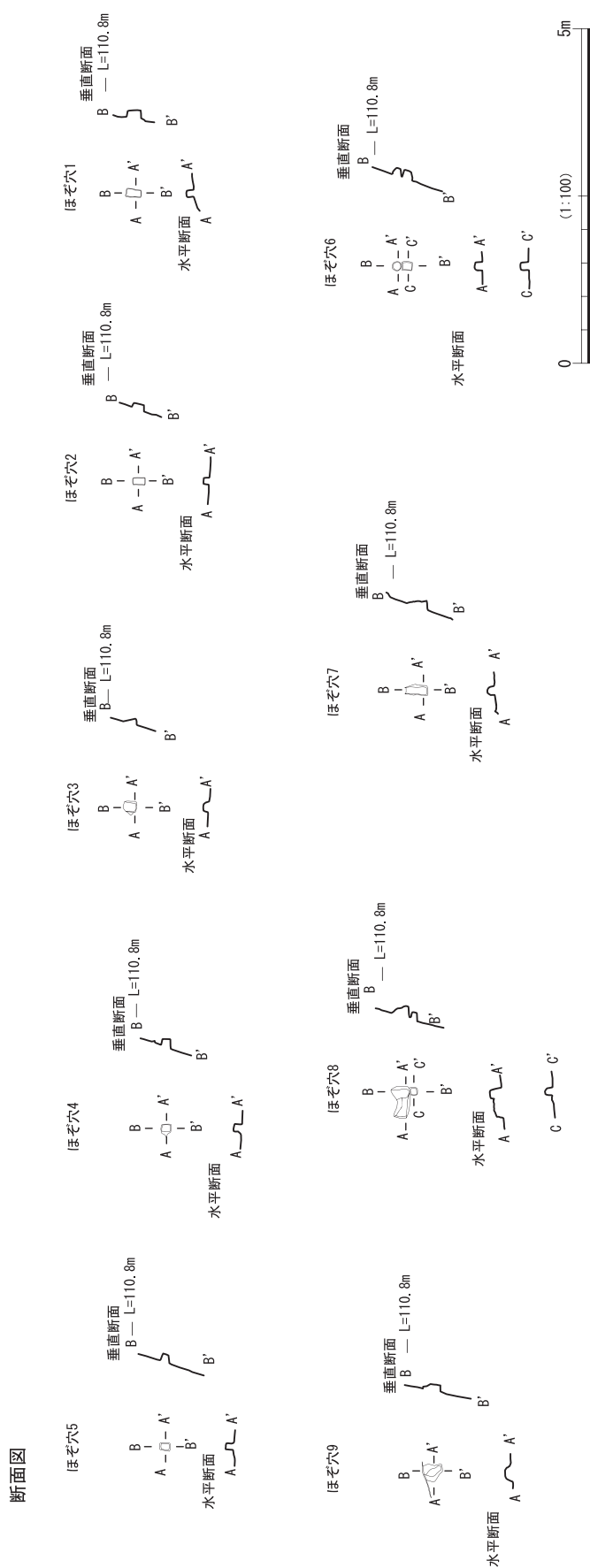
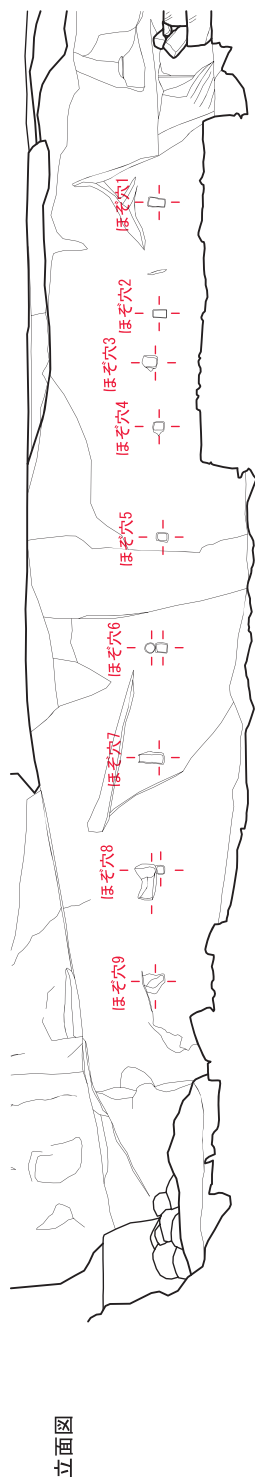
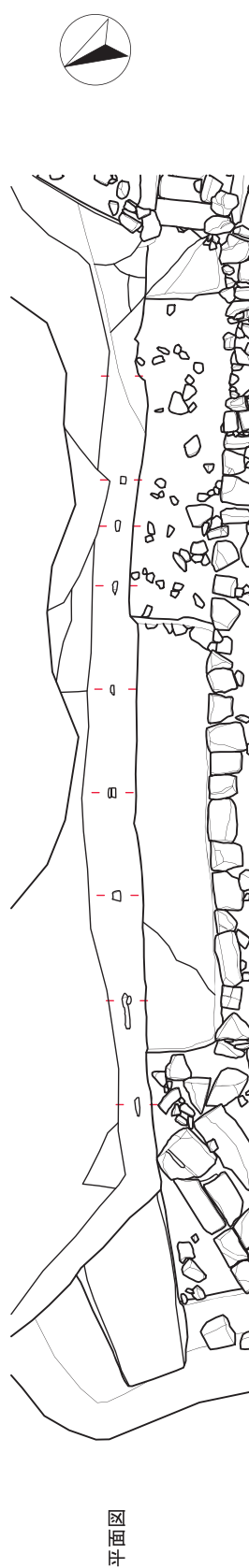
放水口は、H-14区で検出された。



導水溝跡と溶結凝灰岩に掘り込まれたほぞ穴



第6図 導水溝（西側）検出状況（2）（S=1/200）



第7図 ほぞ穴検出状況 ($S=1/100$)

堰堤から約32mの位置に放水口が設けられている。放水口の幅は約150cmで、放水口壁は、わずかに下流側へ角度をつけるように設けられている。

上流側の放水口側壁には幅2～3cm、奥行き3cm程の堰板溝が彫られており、堰板をはめ込み水量を調整していたと思われる。なお下流側の放水口側壁に堰板溝は彫られておらず、側壁エッジ部分に切り欠きを施すのみである。

堰板溝及び切り欠き部の後ろ側、高さ約80cmの位置に15cm角程度の角材をはめ込むような溝が彫られている。

導水路には、導水量を調整し放水口へ水を送るための、同様な堰板溝が、南側側壁に彫り込まれ、北側は凝灰岩の基盤壁に5～10cmの段差を設けてある。導水溝では堰板溝の前方30cm程、高さ約80cmの位置に15cm角程度の角材をはめ込むような溝が彫られている。

分水溝1（第4図・第14図）

分水溝1はE-13区で検出された。

今回検出された基盤層に掘り込まれた水車坑に設置された水車に水力を供給するための分水溝である。

取水口の開口する導水路部分は長さ250cm、幅120cm程、深さ北側で約80cm、取水口側で120cmの枡状を呈している。取水口は最深部から約40cm上に開口しており、幅約70cm、高さ約25cmである。出水口の開口部幅は約70cmと取水口と変わらず、高さが30.5cmと若干大きくなっている。

取水口開口部には水量調整、止水のための堰板溝幅約3cm、奥行き2cmが両側に彫られている。また導水路の枡から約10cm下流にも側壁に同様の堰板溝が彫られており、止水、水量調整の役目を果たしたと考えられる。

分水溝は、水車坑に対して東に約20°振れる形で構築されている。



第8図 道跡検出状況 (S=1/200)

分水溝 2（第 4 図・第 15 図）

分水溝 2 は，C・D－12・13 区で検出された。

今回検出された水車坑の西側に隣接する水車小屋に設置された水車に送水するための分水溝である。

取水口の開口する導水路部分が分水溝 1 同様に柵状を呈していたかは不明であるが，取水口を形成する導水路側壁が導水路側に横転しており，その側部に堰板溝が確認できることから，ほぼ同様の構造をしていると考えられる。

検出されたのは分水溝底部の底石で導水路から約 4 m が残存するがその先は底石さえも失われている。長さ約 50cm，幅約 100cm の長方形に切り出された板石を隙間無く並べた状態であった。側壁は後世の攪乱により失われており，底石に残されたセメントの跡から，溝幅は 40cm 程度であったことがろうじて看取できる。

水車坑（第 4 図・第 16 図）

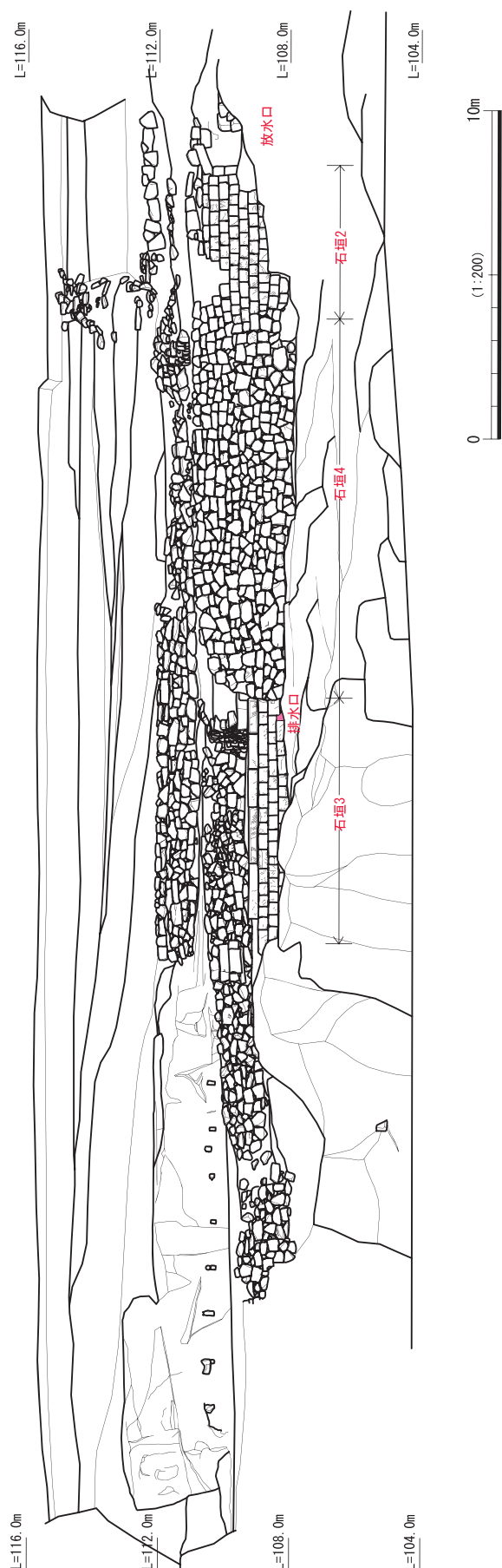
水車坑は，E－13・14 区で検出された。

水車坑は基盤である阿多溶結凝灰岩を切削し掘り込まれており，壁には無数の鑿痕が残されている。

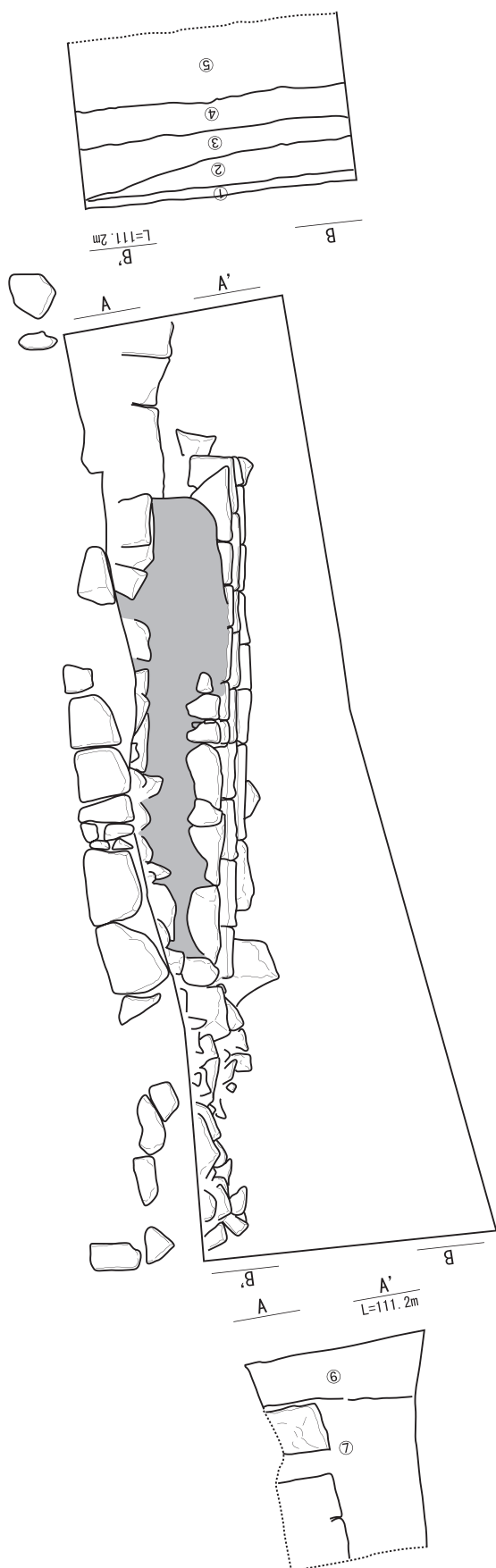
水車坑の構築された凝灰岩の基盤には，出水口側とその反対側で約 1 m の比高差があり，標高の高い水車坑尻の高さに合わせて，水車坑脇に凝灰岩の切石を 2～3 段



初期段階と思われる石垣 1



第 9 図 遺跡全体石垣検出状況立面図 (S=1/200)



F-13 G-13
F-14 G-14

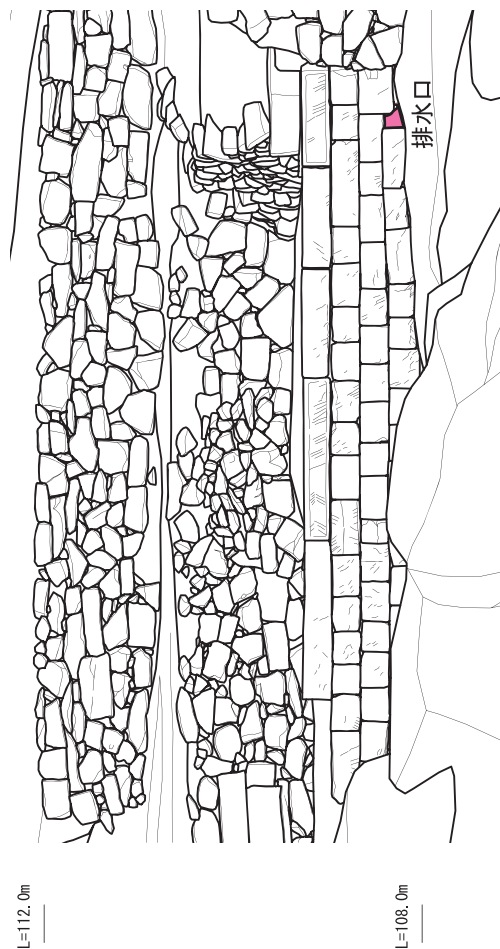
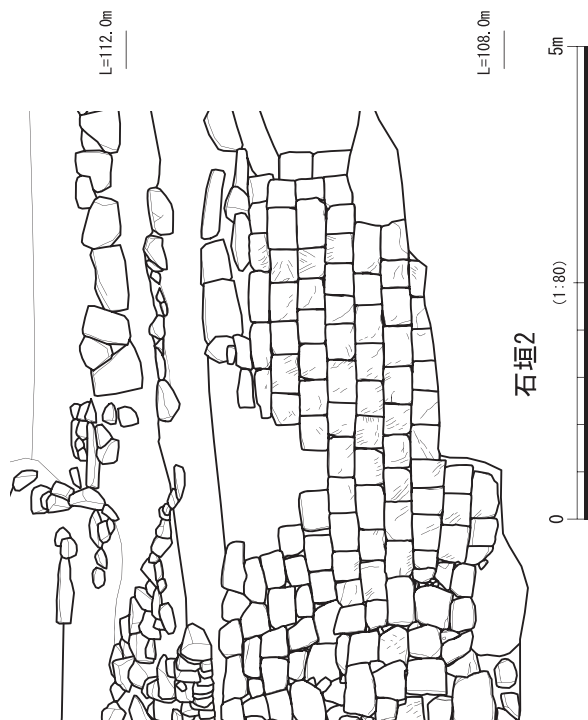


石垣1

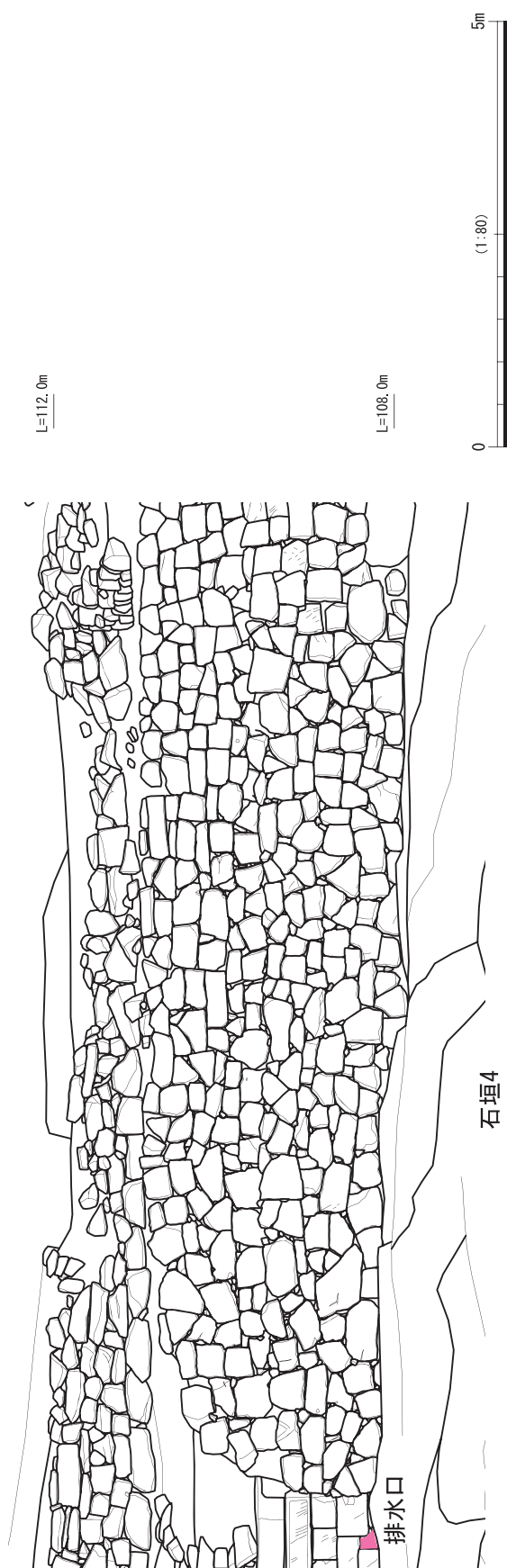
- | | |
|---|----------------|
| ① | 表土 |
| ② | シラス混入土 |
| ③ | 明灰褐色土 |
| ④ | アカボヤ混入黄橙色土のかく乱 |
| ⑤ | 灰褐色土 |
| ⑥ | 暗灰褐色土 |
| ⑦ | トレンチ跡かく乱 |



第10図 石垣1 検出状況 (S=1/50)



第11図 石垣2・石垣3検出状況 (S=1/80)



積み上げて構造物設置のための水平面を構築している。

出水口から水車坑底面までの高さは約3.5mで、出水口から水車坑端までの長さは約8m、幅1.3mで、出水口から約1.7m南の位置から水車に合わせた掘り込みが行われており、水車坑自体の長さは約6.2mである。深さは、石積みで作られた平坦面から北側で2.8m、南側で3.0mであり、水車坑南西壁に設けられた排水溝に向かって水車坑底面長約3.2mの間で約20cmの勾配がつけられている。

水車坑の中心から60cmほど出水口寄りの水車坑東西側壁に錆が流れた跡が確認でき、この直上に水車の軸があったと考えられる。

また、水車軸の軸線上から、北に50cmの位置、水車坑西側の石積み外面に、輪状の溝が形成されている。

水車坑排水溝(第4図・第17図)

水車坑排水溝は、E-14区で検出された。

排水溝は、水車坑西側壁の南側から逆L字状に麓川方向へ延びるように切削し掘り込まれ、上部開口部は導水路同様に長さ約100cm、幅30～40cm、厚さ約30cm程の板石を蓋として塞がれている。検出時には一部失われている部分もみられた。溝の深さは基盤の状態に影響され、深いところで2.4m、浅いところでも1.8mであった。溝



第12図 石垣4 検出状況 (S=1/80)

幅は引き込み口付近で約100cmで徐々に狭くなり末端付近では約70cmとなる。

排水溝は麓川へ、そのまま開口するのではなく溝の下部付近に縦約40cm、横約30cmのトンネル状に切削された穴で阿多溶結凝灰岩の基盤層に存在する天然の甌穴（ポットホール）に連結される。



放水口の堰板溝（左） 導水溝の堰板溝（右）

排水溝の引き込み口から末端まで約7.7mで、約30cmの勾配が設けてある。

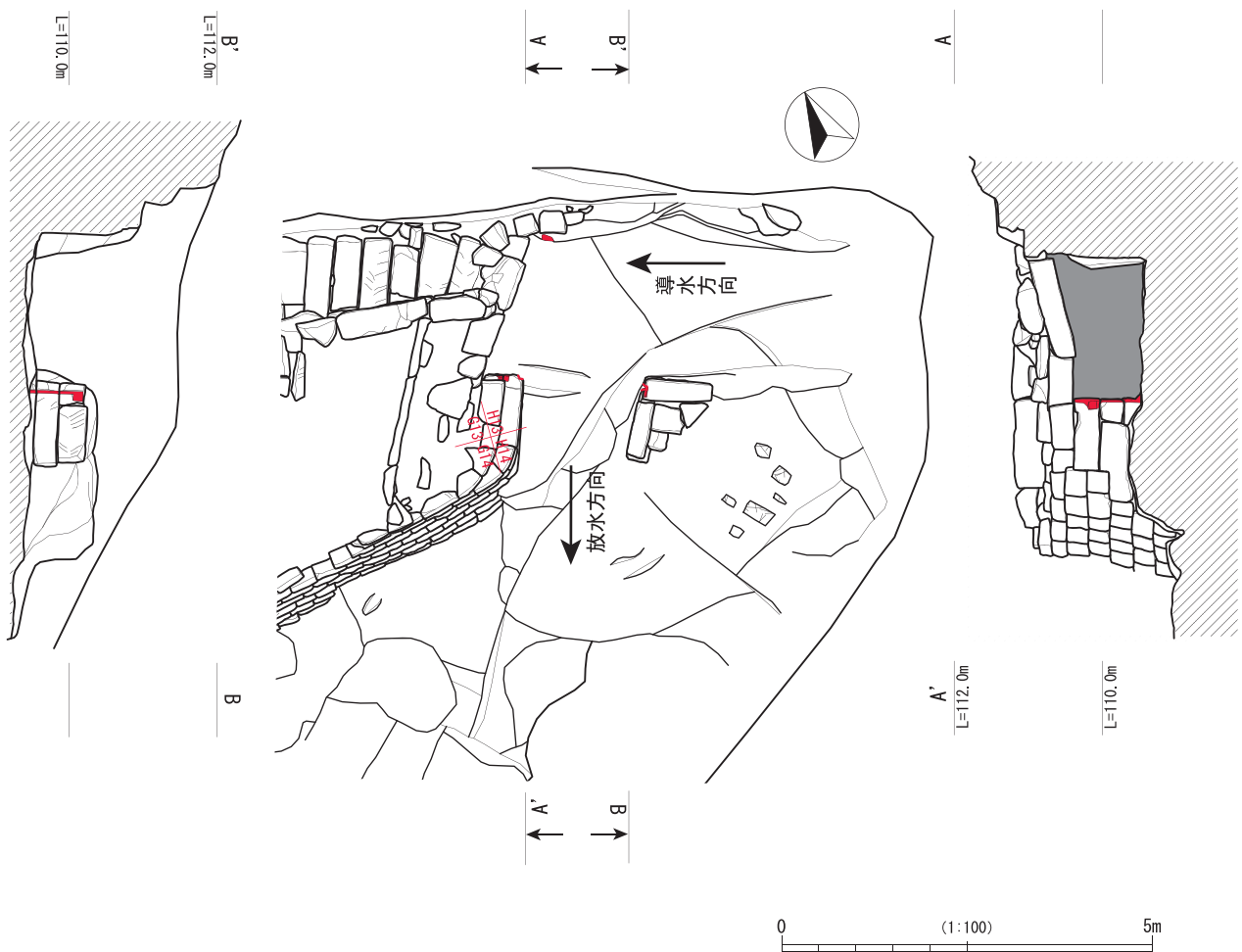
排水枡（排水溝末端甌穴）（第4図・第18図）

排水枡は、E-14区で検出された。

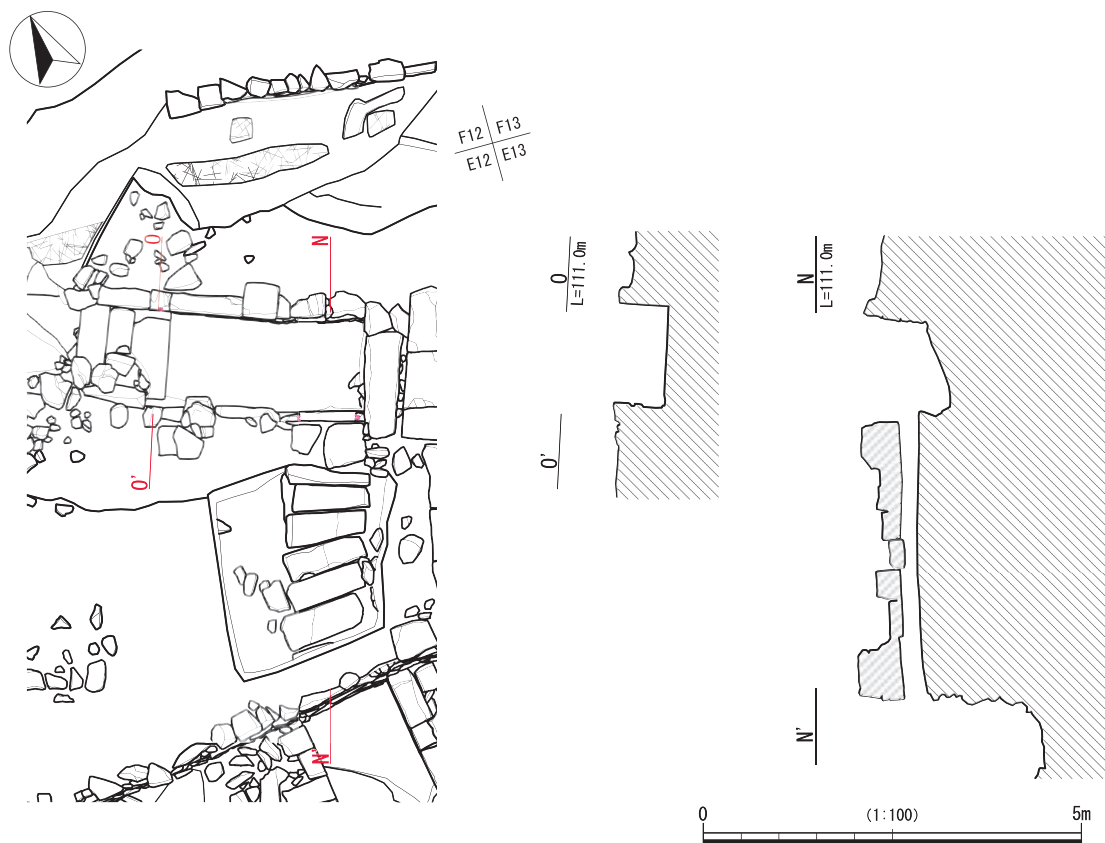
天然の甌穴を利用した排水枡で上部開口部は長軸220cm、短軸130cmの楕円形を呈し、底部では径250cm



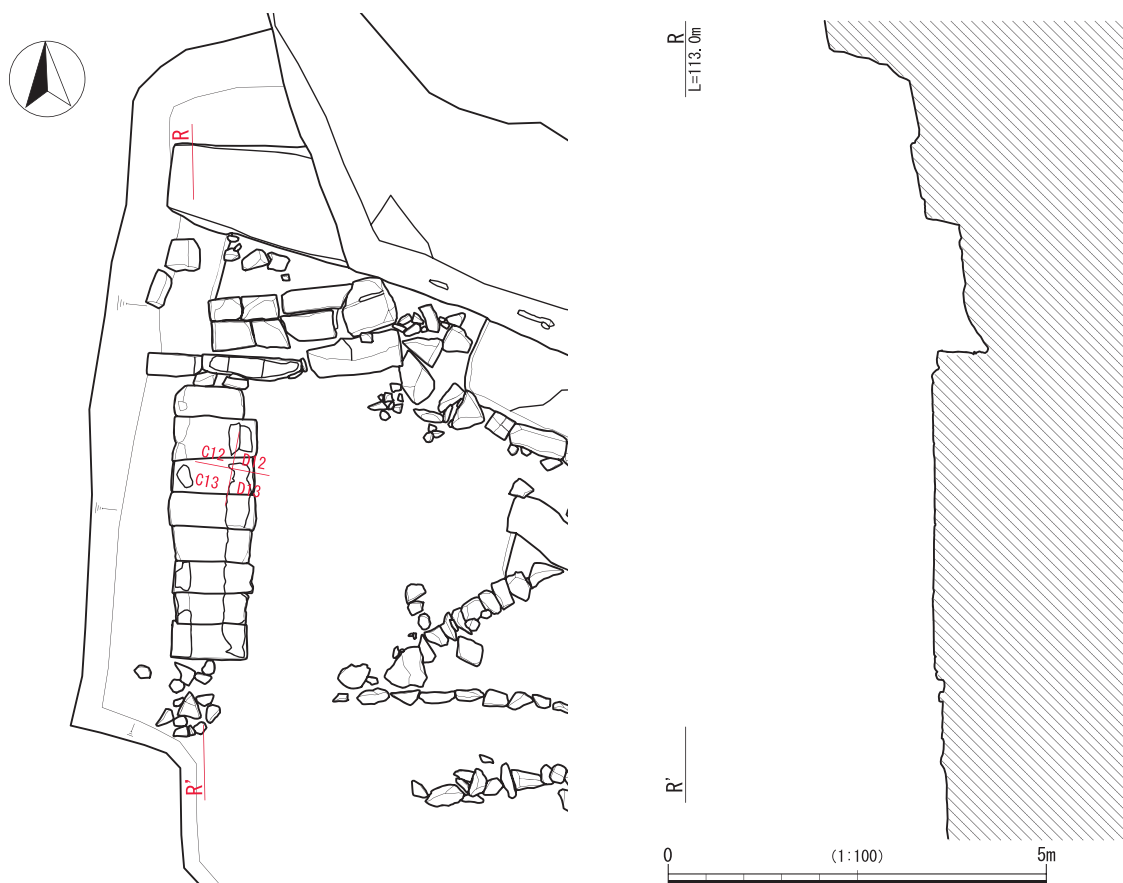
放水口の堰板溝，上部に四角い切り込み



第13図 放水口検出状況 (S=1/100)



第 14 図 分水溝 1 検出状況 (S=1/100)



第 15 図 分水溝 2 検出状況 (S=1/100)

の略円形を呈し、深さは約3mである。

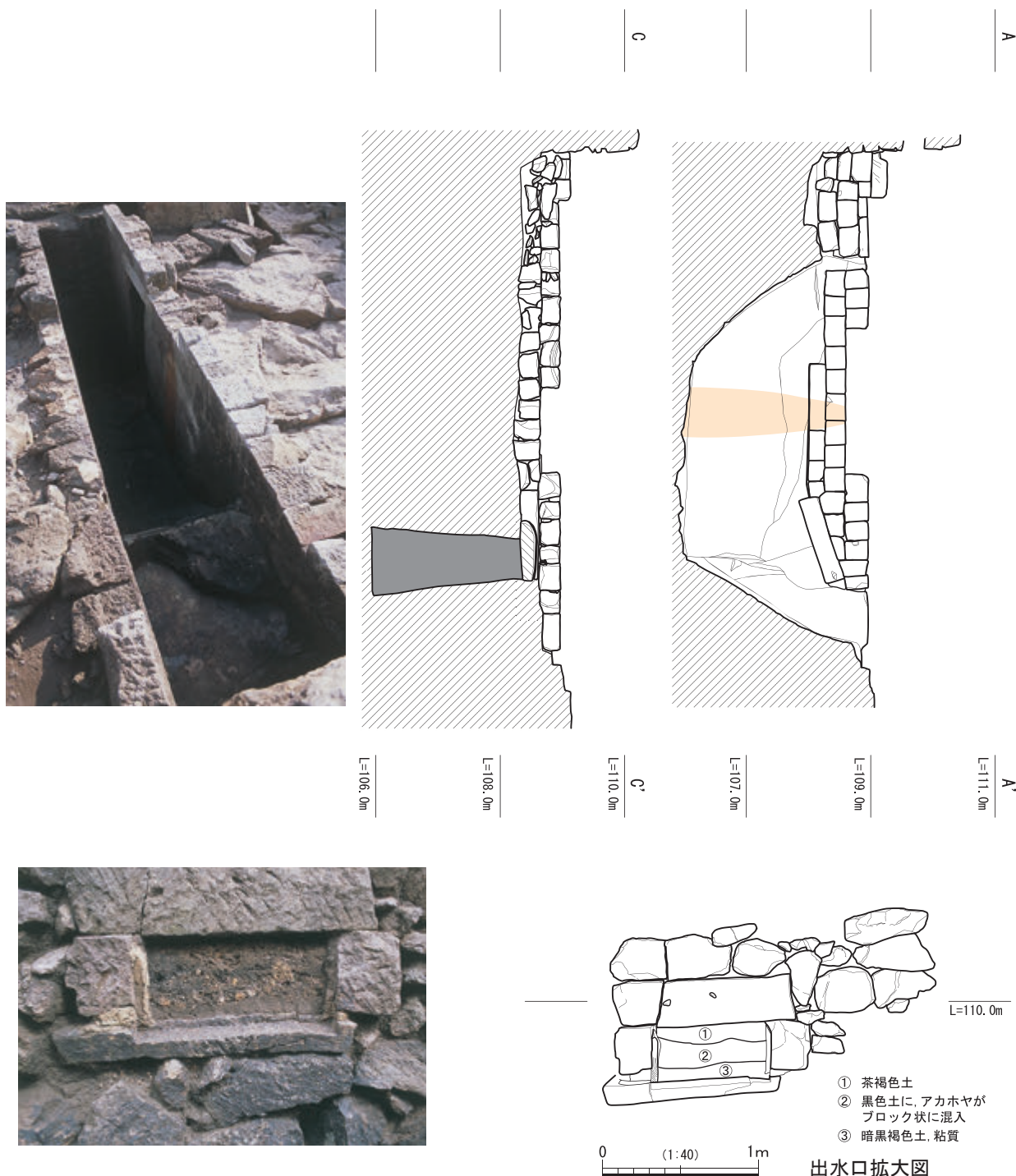
排水溝からの連結口は底面から約130cm上部に開口し、排水枡へ排水を注ぐ、底面から約80cm上部に外部へ排水する排水口が開口し、そこから源流の麓川へ排出される。

水車小屋1上屋跡（第4図・第19図）

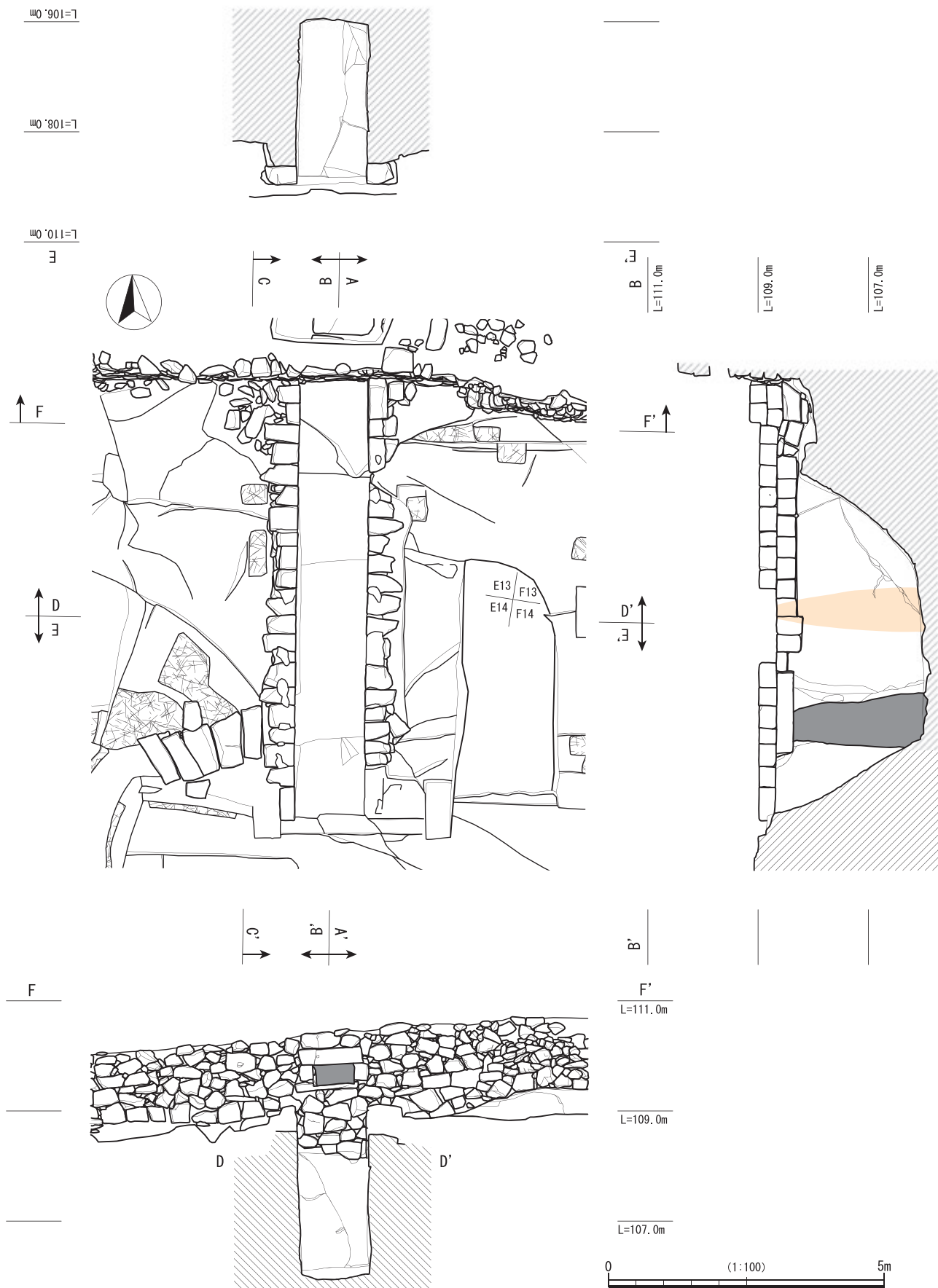
水車小屋1は、宮内家文書の中に建設に伴う届け出、設置された位置等が明確に残されていない建物跡である。E・F-13・14区で検出された。

水車小屋は北側と東側を野面積みの石垣で囲まれている。東北隅に張り出しが造られ、そこが階段状の入り口となっている。

階段から下りたところには、水車坑東側の北側石垣下と東側石垣下に幅1mほどの犬走りのな段が設けられており、外縁に幅15～20cm程、深さ5～10cm程の溝が付帯する。外部から流入した水の排水溝の役割を果たしており、麓川に面した石垣の最下部に開けられた排水口



第16図 水車坑検出状況(1) (S=1/100)



第 16 図 水車坑検出状況 (2) (S=1/100)

から流入水を排出する。

この段からさらに約 50cm 下に建物の床面が存在する。

今回検出された水車坑に伴う水車小屋 1 上屋跡は、柱を立てるためのハツリ痕跡等から、梁行 3 間（1 間 180cm）、桁行 5 間（基本 1 間 180cm、水車坑部分のみ 270cm）の 3 間×5 間の建物が想定される。

床面となる基盤層の状態により、岩盤をハツらなければならない場所と、その必要性の無い場所があり、明確な柱位置の痕跡が残っていないものと判断し、上記の想定を行った。

また、柱間の異なる水車坑部分は基盤の加工痕跡から約半間（90cm）ほど張り出していたものと思われる。

建物内部東側中央に切削された、長軸 90cm、短軸 80cm、深さ 20cm の方形の掘り込みが設けられている。水車坑を中心とした建物の反対側に同様の掘り込みは確認できないが、水車の軸受け台を想定している。

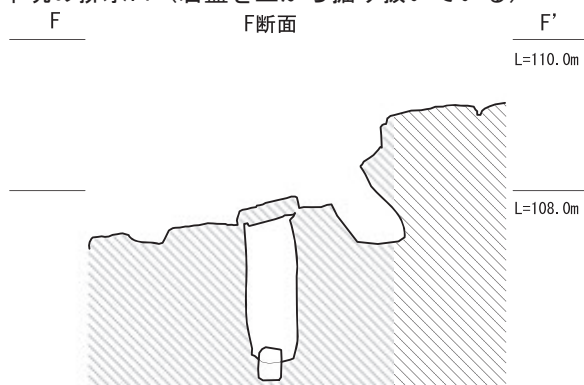
水車小屋 2 上屋跡（第 4 図・第 19 図）

水車小屋 2 上屋跡は、D-14 区で検出された。

水車小屋 2 上屋跡については導水路、分水路、建物の配置関係から宮内家文書製錬所平面図に記載のある砦鉾所の跡であると判断できる。

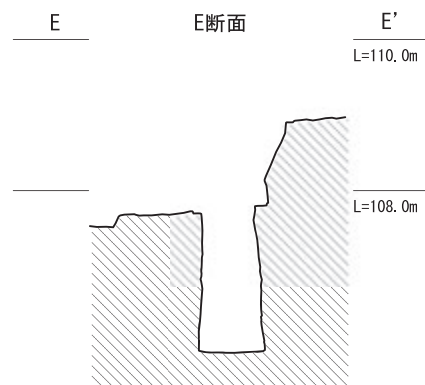
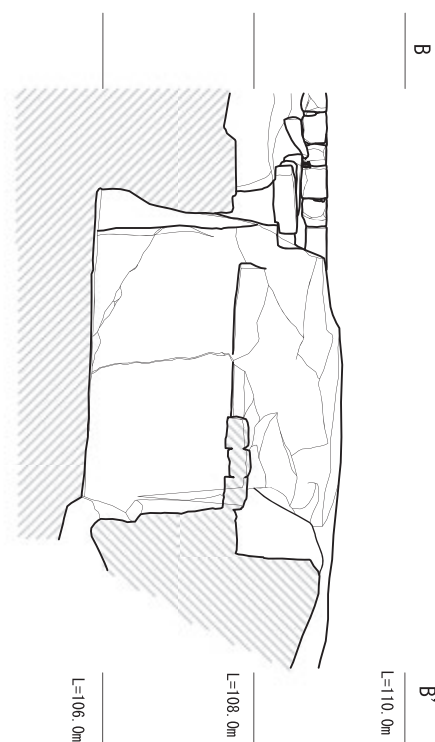


水車坑の排水口（岩盤を上から掘り抜いている）



水車小屋 1 と約 2.5m 間隔をもち隣接しており、今回検出されたのは、建物東側梁行の柱立ての為のハツリ痕と、礫を詰め込んだ基盤層を切削し掘り込まれた推定 1m 四方の掘り込みである。梁行は 3 間（1 間 180cm）で桁行きは調査区外へ延びているため不明であるが、宮内家文書に残された、写真資料、設計図から梁行 3 間、桁行 3 間の建物で、屋根形状は設計図とは異なり越し屋根であることが確認できる。

また小屋の西側外に水車が設置され、分水路 2 からの送水で水力を得る。水車は上掛け式で径 1 丈 6 尺（4



第 17 図 水車坑からの排水溝検出状況 (1) (S=1/100)

m84.8cm)，幅2尺4寸（72.72cm）で、小屋内に設置された臼は長方形、3寸角（9.09cm）で長さ1丈（3.03m）の杵が1列20本設置されていたことも記録に残されている。

建物跡1（第4図・第20図）

建物跡1は、F～H－13区、水車小屋1の北東側に位置する。導水路、道跡の上面に建設されており、少なくとも道の利用が行われなくなった後、建設されていることが確認できる。主に長さ70cm、幅30cm、厚さ30cm程の板状の石材で基礎部分を構築する布基礎の建物である。長軸約16mの長屋風の形態で、長さ約4mの短い壁で4ヶ所の区画が設けられている。北側に基礎石はなく、壁が存在しない、大きな開口部を持つ建物が想定される。各区画は西から順に幅3m、3m、5m、5mである。一番東側の区画、南側長軸壁の西隅は、1.8mほどの基礎石の存在しない部分があり、通り抜けのできる出入り口のようなものが存在していた可能性が考えられる。これは、古写真でも当該建物と思われる建築物の長

軸壁、東側の少し西寄りの部分に、黒い影となって写り込んでおり、ほぼ間違いないものと思われる。

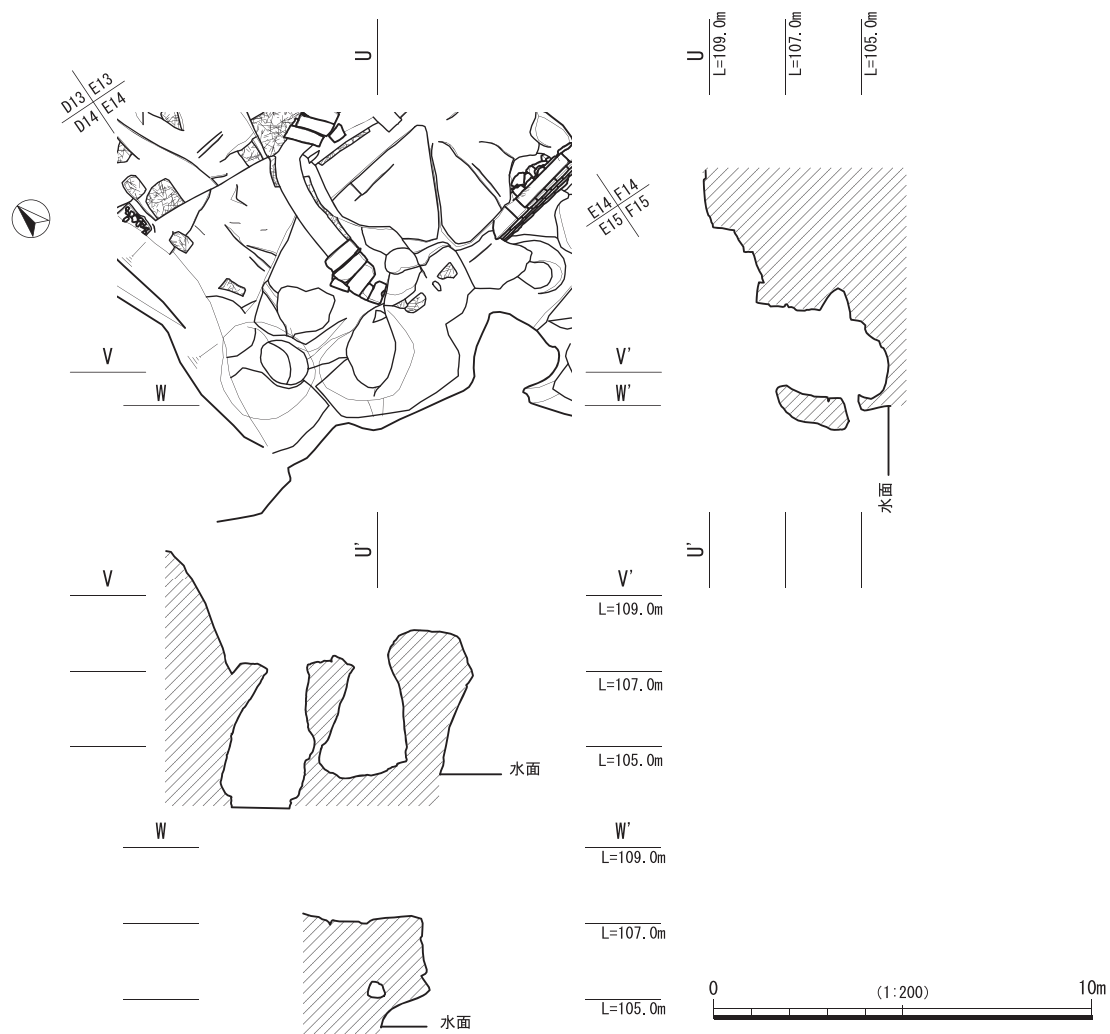
建物跡2（第4図・第21図）

建物跡2は、E・F－12・13区で検出された。

水車小屋1の北側に位置する。敷地北側に設けられた



排水枡内の埋土掘り下げ状況



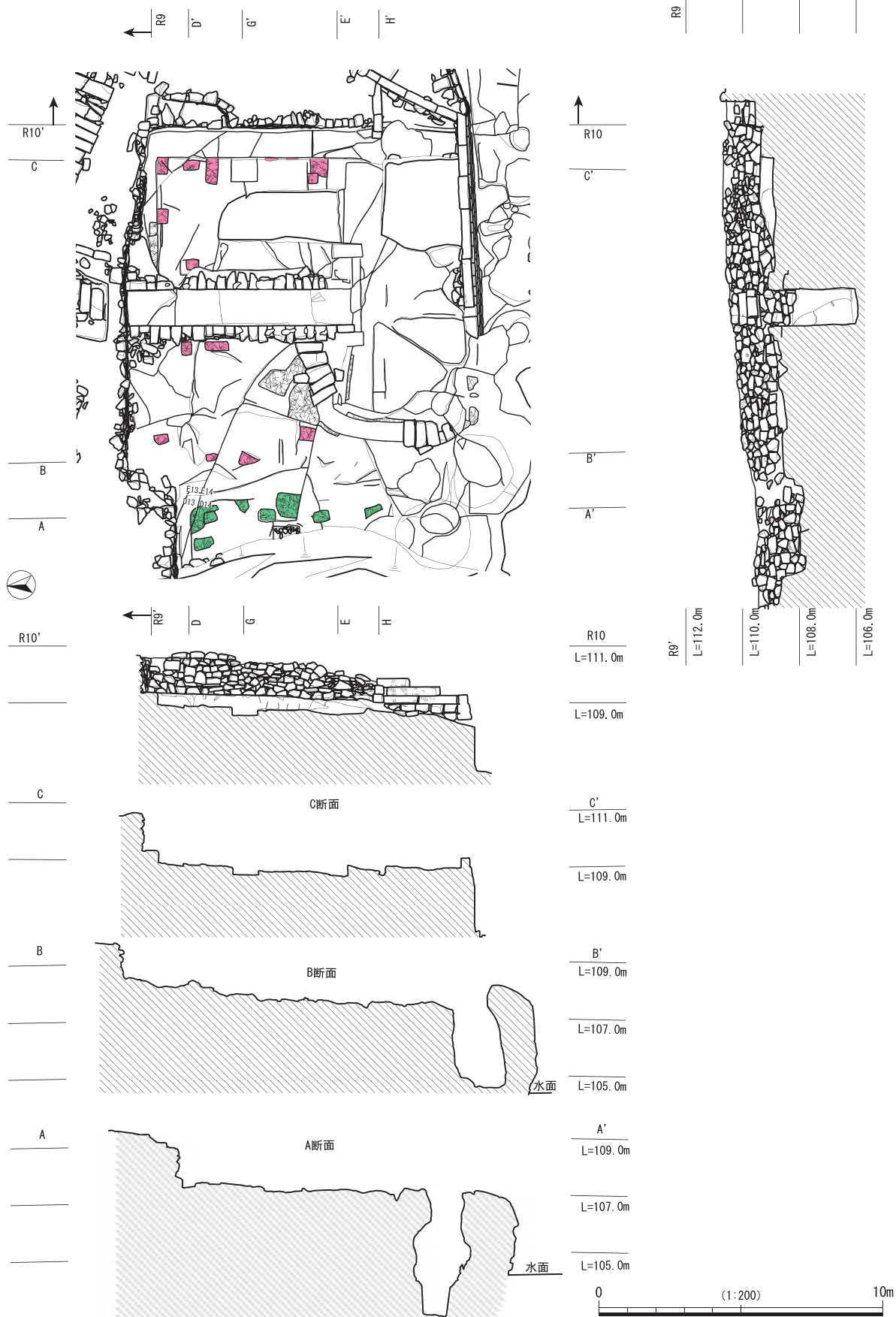
第18図 排水枡（排水溝末端甕穴）検出状況（S=1/200）

※このページの掲載写真は, 著作権により保護の対象となっています
ので, ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

古写真 1 右側の切妻茅葺きの建物が水車小屋 1 の初期段階と思われる

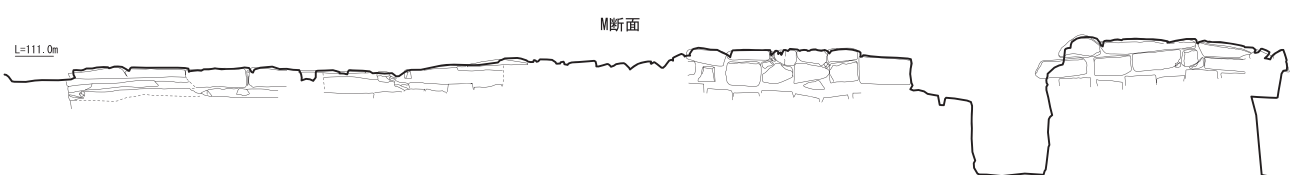
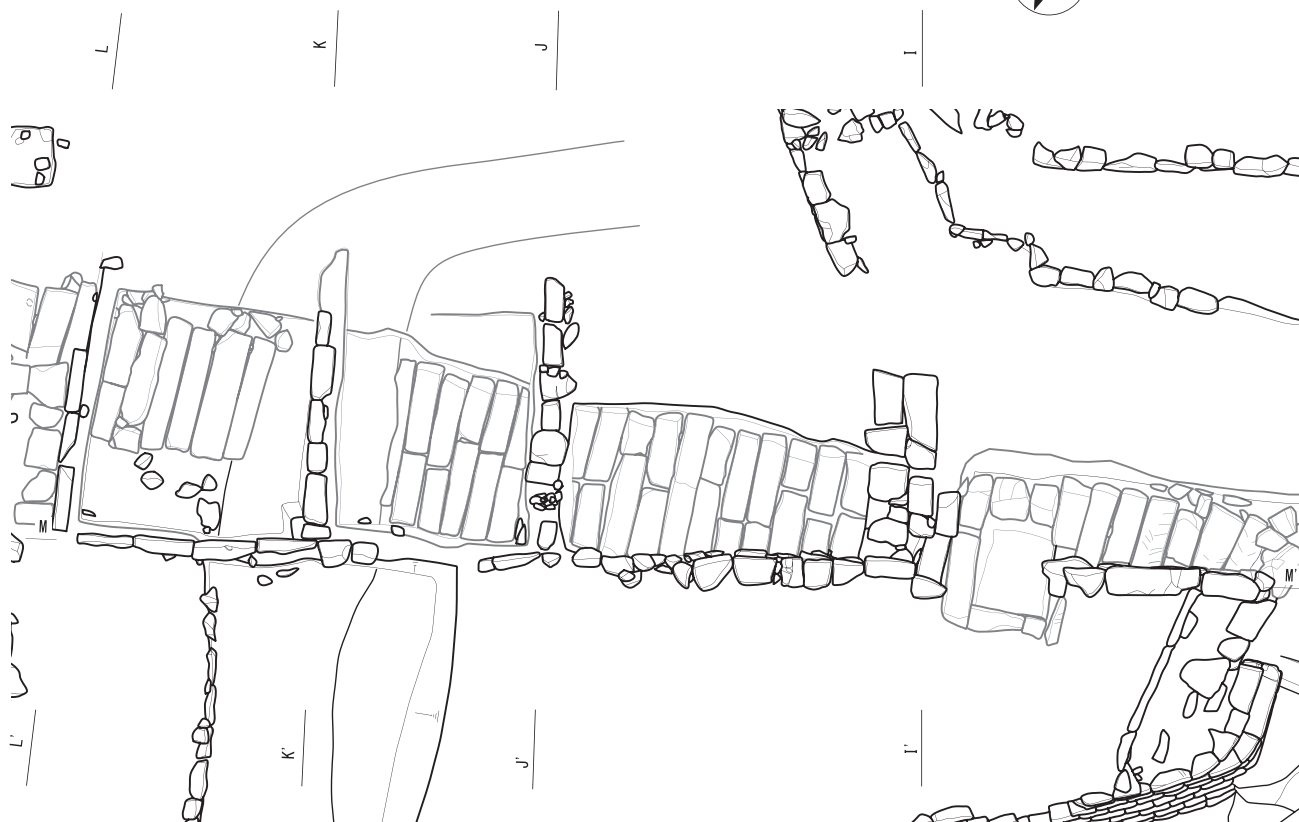
※このページの掲載写真は, 著作権により保護の対象となっています
ので, ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

古写真 2 西側より第 1 搗鉦所, 第 2 搗鉦所, 沈殿池, 鉦滓堆積貯場が見える



第19図 水車小屋跡1・水車小屋跡2検出状況(1) (S=1/200)

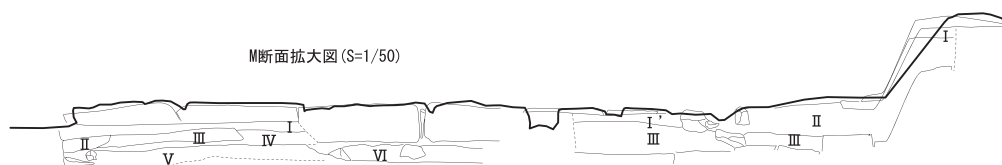
H12/H13
G12/G13



L=111.0m

M断面

0 (1:100) 5m



M断面拡大図 (S=1/50)

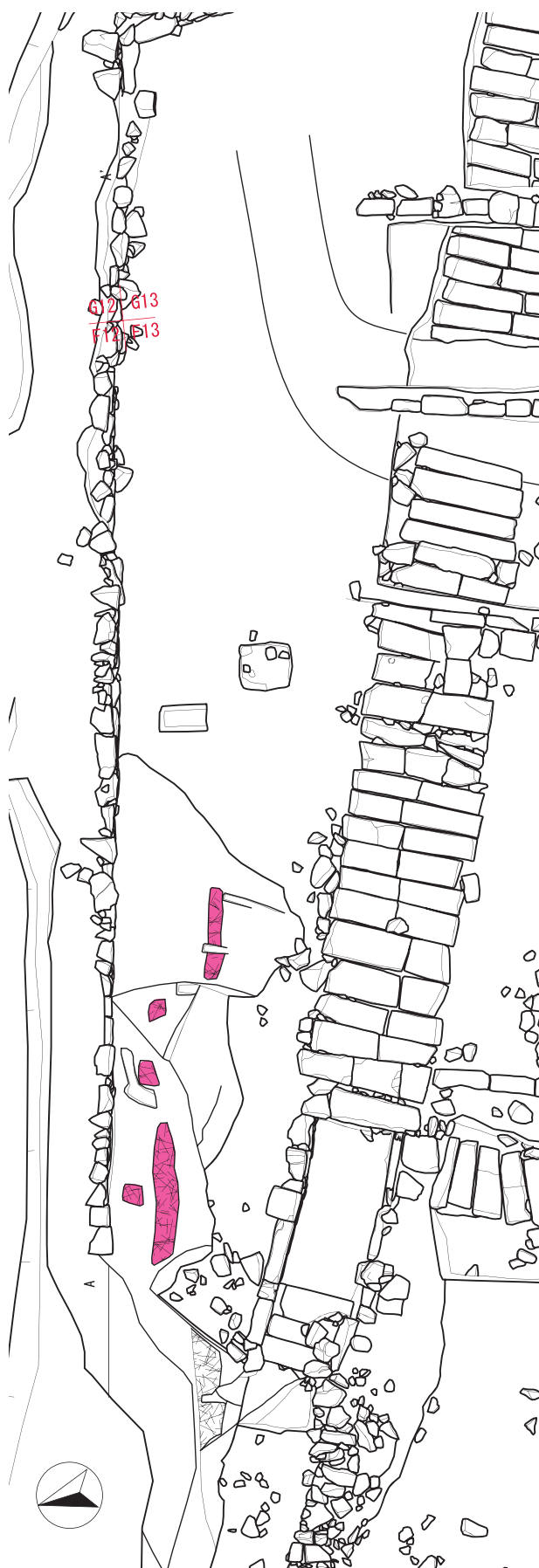
I 礫混入層
II 褐色土
III 白桃色混入土
IV 黄灰褐色土
V 礫混入土
VI アカホヤ・シラス混入土

I' 白桃色土に小礫混入土
I 白桃色土 (シラス)
II 黒褐色土
III 茶褐色土に小礫及び
3cm~5cmの礫層

第 20 図 建物跡 1 検出状況 (1) (S=1/100)

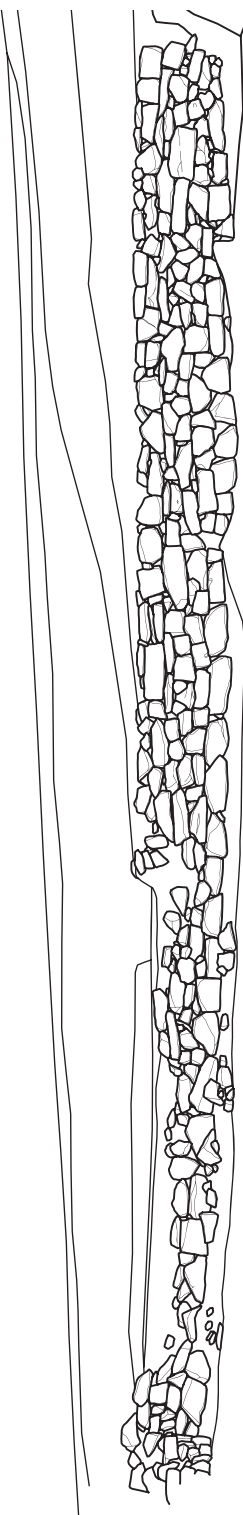


第 20 図 建物跡 1 検出状況 (2) (S=1/100)



A' L=114.0m

A



第21図 建物跡2検出状況 (S=1/100)

石垣の直近に 30cm 四方の基盤をハツった痕跡が 180cm, 90cm の間隔をもって 3 カ所確認できる。これらは、礎石、もしくは柱を乗せるために加工されたものと推測される。

その南側の手前にも長さ 220cm, 幅 30cm 程のハツリ痕が確認でき、他にも数カ所同様のハツリ痕が確認できるが、基盤の凹凸をなくすために加工がなされたものと思われる。

確認できる最も東側の柱痕と思われるハツリ部分から約 4.5 m の位置に、溝状の石製品が柱痕の並びと直交する形で検出された。基盤に残された柱痕跡以外、南側地面に柱痕は一切確認できていない。古写真に写る建物から、2 間×2 間の 2 棟、もしくは 2 間半×2 間、1 間半×2 間程度の建物であったことが考えられる。

3 遺物

当遺跡の遺物出土状況は、基本層序のところでも述べたとおり、金山水車跡が操業している時期の遺物を包含する明確な層は確認できず、基盤層に構築された遺構面に近世の陶磁器からコンクリート片、テレビのブラウン管や、ビールのアルミ缶など現代のものも含め、様々な廃棄物が入り混じった表土で覆われており、遺物の出土位置は原位置をとどめていないと思われる。

遺構面に近く、遺跡に関連があると思われるものについては、一部出土位置の記録を行ったが、あくまで参考と捉えている。

埴塼（第23図）

1～15 は埴塼の破片で、粘土に石英、長石、角閃石、砂粒を多く混入した多孔質の土器である。1～9 は、平底の底面からわずかに外傾し、口縁部に向かい直行する長胴形の形状を呈して、内面の断面は先の丸い逆円錐形である。1 は、底径 4.3cm で底部の厚さ 3.8cm で、器壁内面には内容物の影響と思われる黄土色の結晶化した物質が全体的にかかっている。外面には使用時についたと思われる黒～暗緑色の自然釉が一部かかっている。2 は、1 と比較し内面付着の黄土色の結晶が薄い。外面は調整の櫛歯状工具痕が螺旋状に残っている。底面にはしご状の変色部分があり使用時に接触していたものの痕跡と考えられる。底部の厚さは 3.3cm である。3 は、復元底径 4.6cm で、2 同様の調整が行われている。内面には茶褐色の結晶化した物質が一部に残存する。底面に筋状に使用時の接触物の痕跡が残っている。底部の厚さは 2.5cm である。4 は、形状は 3 とほぼ同様である。内面上位には透明な自然釉がかかり、下位にはザラついた黄橙色の結晶化した付着物が残っている。使用による外面の黒色化が著しい。5 は、内面に赤褐色に結晶化した物質が薄く付着している。さらに錆塊のような物質も付着している。6 は、内面の結晶化した黄橙色の物質はほとんど剥落し、薄く残った黄橙色物質を取り込んだ透明自然釉がかかる。7 は、反転復元底径 4.4cm で底部厚は 1.4cm と薄手である。内面の状況は 6 と同様である。8 は、反転

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

古写真 3 第二搗鉢所前に増築が行われ、水車も新設されている。分析所の煙突はツタに覆われ時の経過を示している。

復元底径 4.4cm で、底部の厚さは 2.0cm、内面の状況は 6 同様である。外面の煤付着が他と比較して著しい。9 は、底径 5.0cm、底部の厚さ 2.4cm で、外面、底面に透明釉がかかっている。内面片方に偏って 2mm 程度の白色から緑青色の結晶化した物質が付着している。10、11 は内面底部が平坦な形状を呈する底部片である。10 は、底径 3.8cm、底部の厚さ 1.7cm で、胴部のほとんどを欠損している。内面底部のカーブがやや緩やかな形状を呈する。内外面ともに付着物、釉などはほとんどなく、焼かれた痕跡もほとんど看取できない。11 は、底径 4cm、底部の厚さ 2.4cm で底部内面が平坦面を形成する。胴部内面には付着物はほとんど確認できないが、底面に黄橙色の結晶が 1mm 程度の厚さで付着している。12～15 は口縁部～胴部にかけての破片である。12 は、口縁部片で、反転復元口径 9cm で、かすかに内弯する器形である。口唇部付近と内面下位に灰白色の自然釉がかかっている。13～15 は、わずかに外傾する胴部片である。13 は外面に一部赤褐色の自然釉が薄くかかる。他に付着物は一切見られない。14 は、外面に透明感のある黄橙色の自然釉が薄くかかる。15 は、底部に近い胴部片で外面に一部透明釉がかかる。内面には表面は暗茶褐色を呈するが断面で黄橙色をのぞかせる結晶化した物質が厚さ 1～2mm 程度付着している。

羽口(第23図)

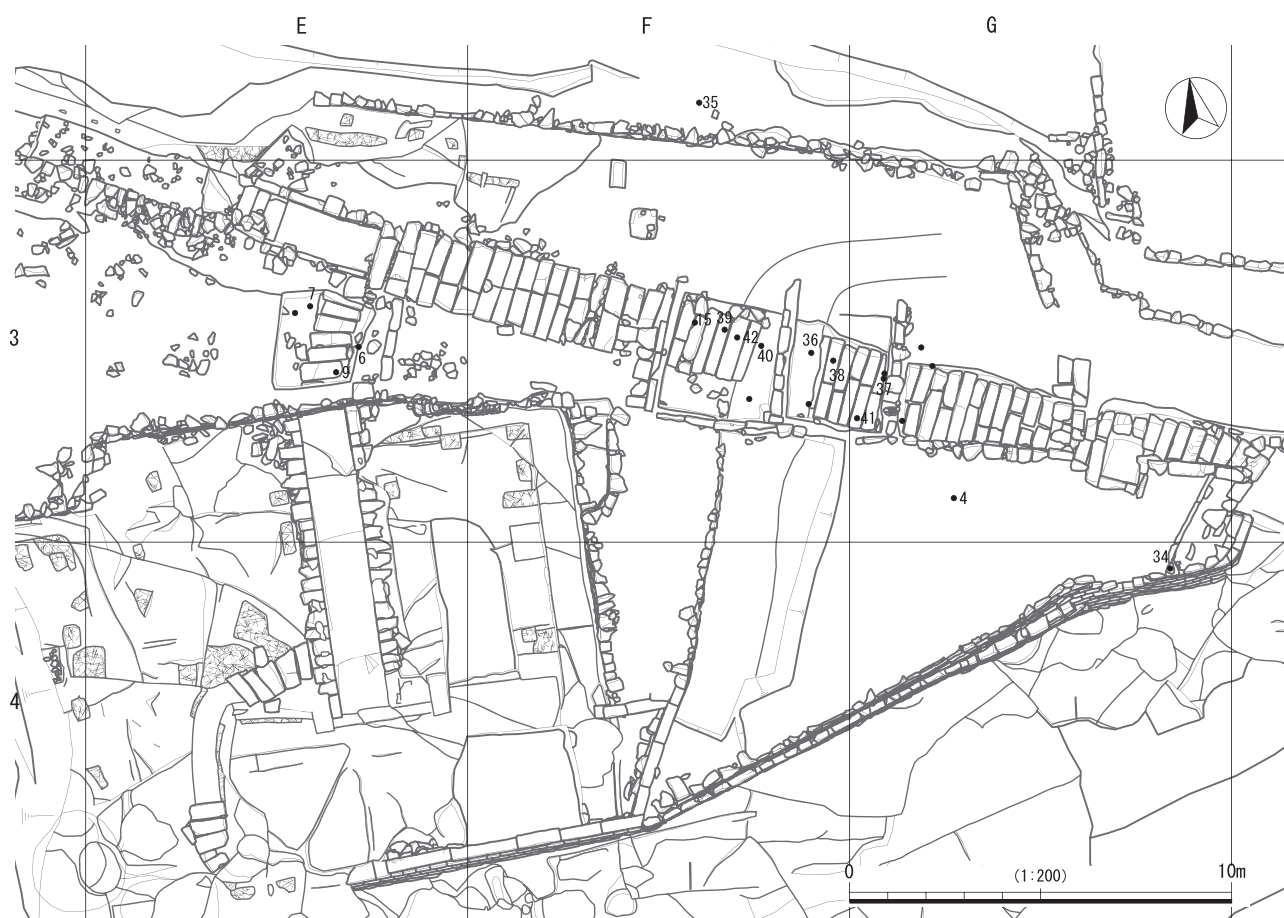
16、17は轆の羽口である。16は、轆羽口の根元部分である内径 3～4cm で根本付近ではやや扁平となる。断面形状はパイプ状を呈するが根本に向かい内面がラップ状に開き、轆の受け口となっている。17は、轆羽口の先端部で、復元口径として 2cm 程度が想定できる。先端は高熱のため熔融し黒色の自然釉がかかっている。熔融の状態から炉内に約 30° の下傾斜で据え付けられていたと思われる。

陶製管(第24図)

18、19は陶製の配水管を想定している。18は末端部で端部がわずかに内向きの鈎状を呈する。反転復元内口径は 5cm である。19は、陶製管中央付近で円筒形の形状を保った破片である、内口径 6cm である。

陶磁器類(第24図)

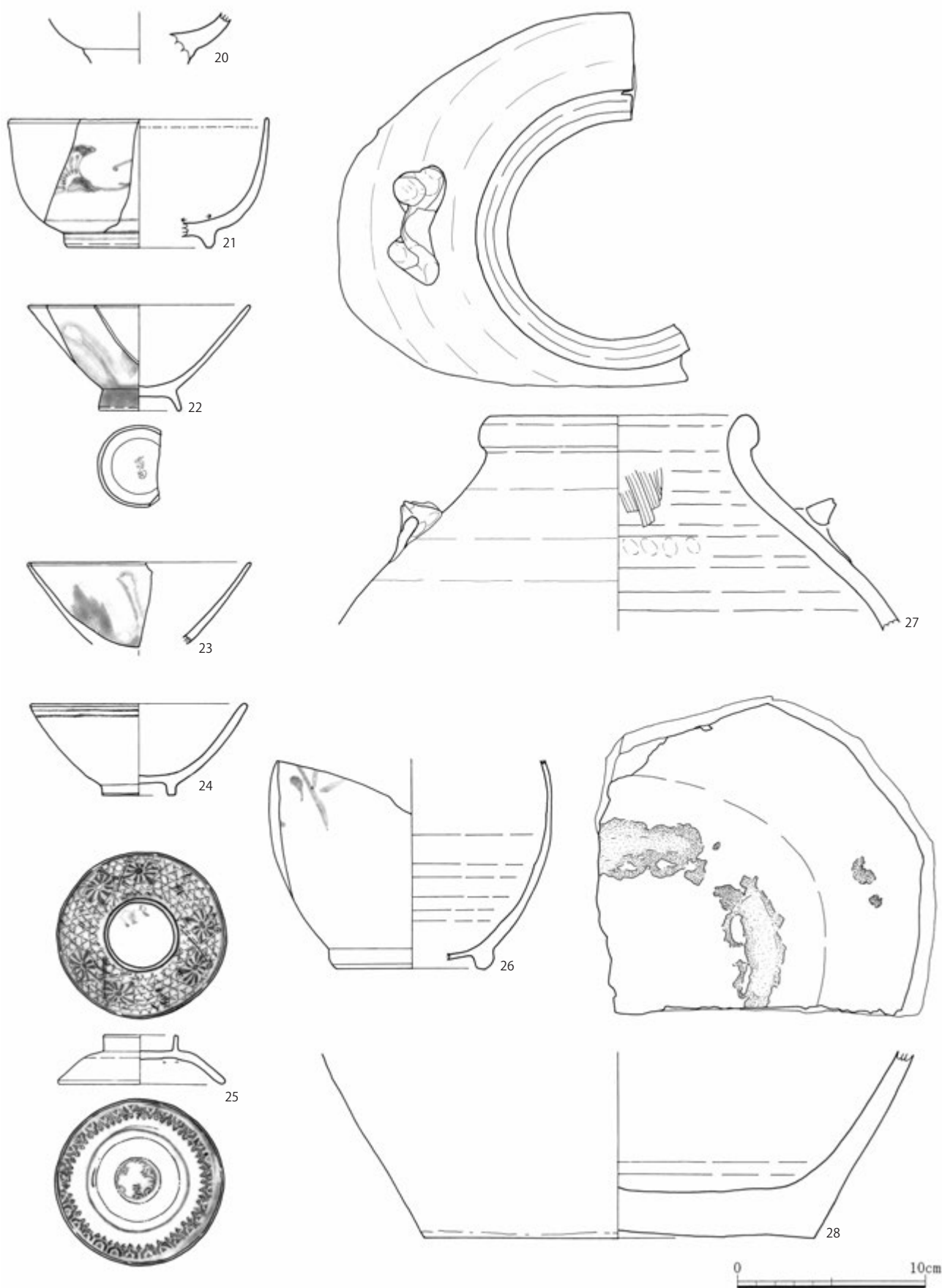
20～28は、遺跡内出土の陶磁器類である。先述したとおり、遺物は流れ込み、原位置を留めていないと思われる。かつ、金山水車跡に関わるものかは不明であるが資料として掲載する。20～24は碗である。20は、無文の青磁碗である。ローリングを受け断面が摩滅しており、流れ込みと考えられる。龍泉窯系と思われ、15c 後半から 16c のものである。21は、水車坑内から出土した染め付け碗である。復元口径 13.8cm、底径 7.8cm、器高 6.9cm



第 22 図 遺物出土状況



第 23 図 出土遺物（埴塙・羽口・陶製管）



第 24 図 出土遺物（陶器・陶磁器）

の丸形碗で口縁部は直立気味に直行する。口縁部内面を4mmほど釉薄剥ぎしているため、蓋物である。見込み蛇の目釉剥ぎ、畳付も釉剥ぎを行っている。胴部には銀杏葉モチーフの図柄が描かれている。22, 23は、同一個体と考えられる。22は、復元口径11.8cm、底径8.6cm、器高5.7cmの胴部が外傾し直行する丸形碗である。高台外面に赤色の色つけを行い、透明釉が全体にかかる。畳付は釉剥ぎを行っている。胴部には釉上面から高台同様の赤色で彩色を施しているが、薄れて地の透明釉が見えている。高台内面に有田の文字が書かれている。23は、口唇部に金の彩色がかすかに残存している。24は、復元口径11.6cm、底径3.8cm、器高5.0cmの丸形碗で器壁が厚い、高台畳付は面取り釉剥ぎが行われている。口縁部直下に緑色の2本線がめぐる軍用食器である。

25は、蓋である。内面に蛇の目釉剥ぎが行われ、外面には型紙刷りによる格子目とクロスした日章旗がプリントされている。明治期以降のものと思われる。

26は、復元底径8cm、胴部球形を呈する徳利もしくは酒瓶である。畳付は断面三角形に面取り釉剥ぎを行っ

ている。胴部には笹の葉状の文様が描かれている。

27は、復元口径14cm、肩部に取っ手状の耳が付く壺である。鈍い赤褐色の胎土で、口唇部が玉縁状になり、釉がかかっていない。沖縄県、壺屋の荒焼と思われる。

28は、復元底径21cmの甕と思われる。底部には釉は施さない内外面ともに明茶褐色の釉が施される。内部底面には、重ね焼きをした際の、砂目跡が2カ所残っている。近代以降の物と思われるが、産地は不明である。

ガラス製品(第25図)

29～33はガラス製品である。29, 30はビール瓶である。DAINIPPON BREWERY Co LTDの文字が陽刻される。現在のアサヒ、エビス、サッポロが合併して誕生したメーカーである。胴回り8cm、器高約29cmである。29は、黒茶褐色でほとんど透明度のない瓶である。30は明茶褐色の比較的透明度のある瓶である。31～33は透明なガラス瓶である。いずれも用途不明である。31は、内口径0.8cm、底径2.0cm、器高4.5cmの小型の瓶で、蓋は、はめ込み式もしくはコルク状のものが考えられる。32は、内口径1.0cm、底径2.8cm、器高6.8cmの中型の瓶で、31同様、



第25図 出土遺物(ガラス製品)

蓋ははめ込み式もしくはコルク状のものが考えられる。
33は、内口径2.6cm、底径3.75cm、器高8.1cmの瓶で、広口である。蓋はスクルー式のねじ込み型である。胴部下位に13、底面にT0、N08の陽刻が施される。

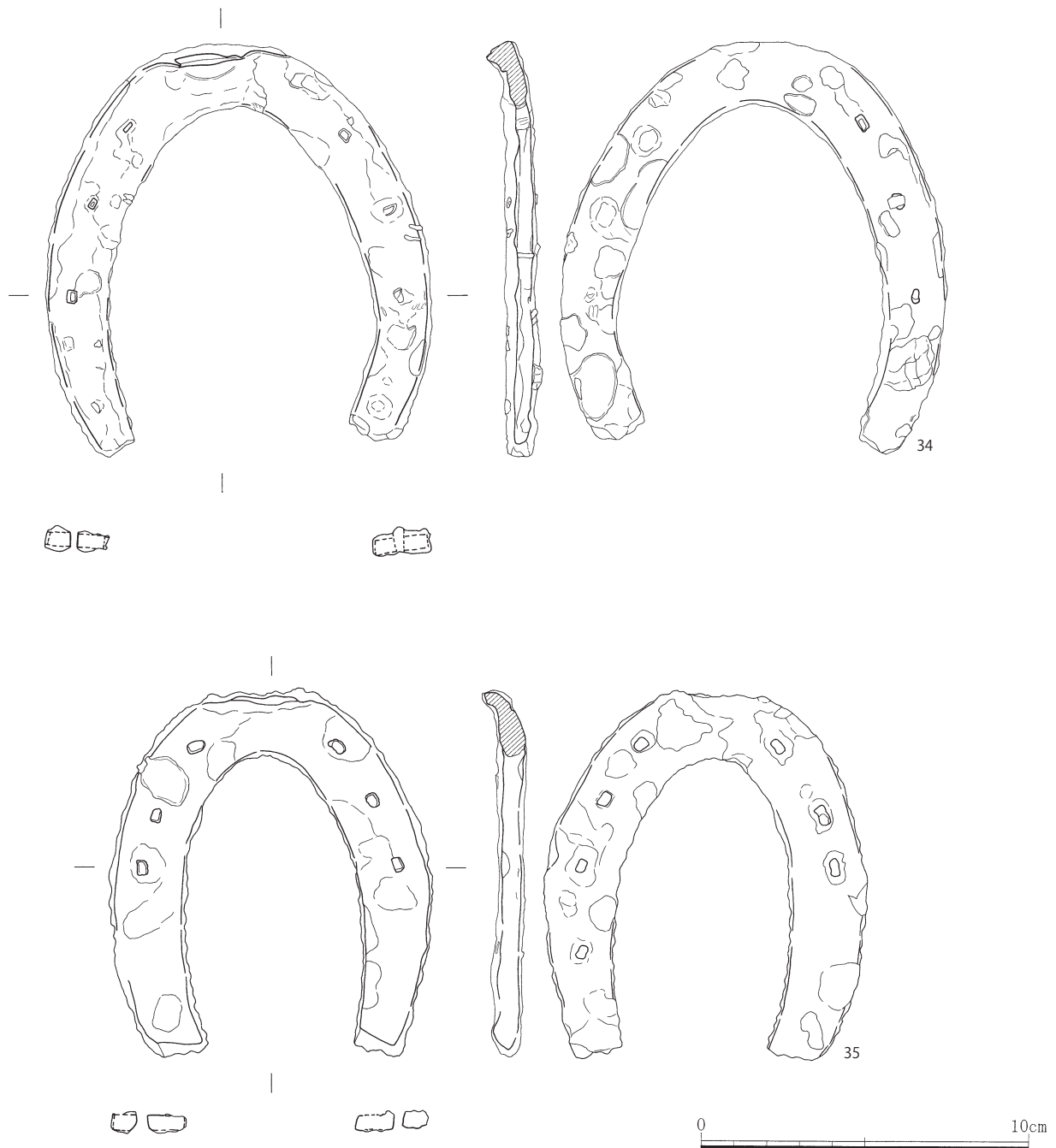
鉄製品(第26図・第27図)

34、35は蹄鉄である。34は、最大幅11.6cm、最大長12.8cmで、円形に近いU字形をしている。釘穴は長方形を呈し、6カ所に穿たれている。蹄先端部にかかる部分は捲り起こしが行われている。35は、最大幅9.9cm、最大長11.3cmで楕円形に近いU字形をしている。長方形の釘穴が6カ所穿たれている。34同様に捲り起こしも行わ

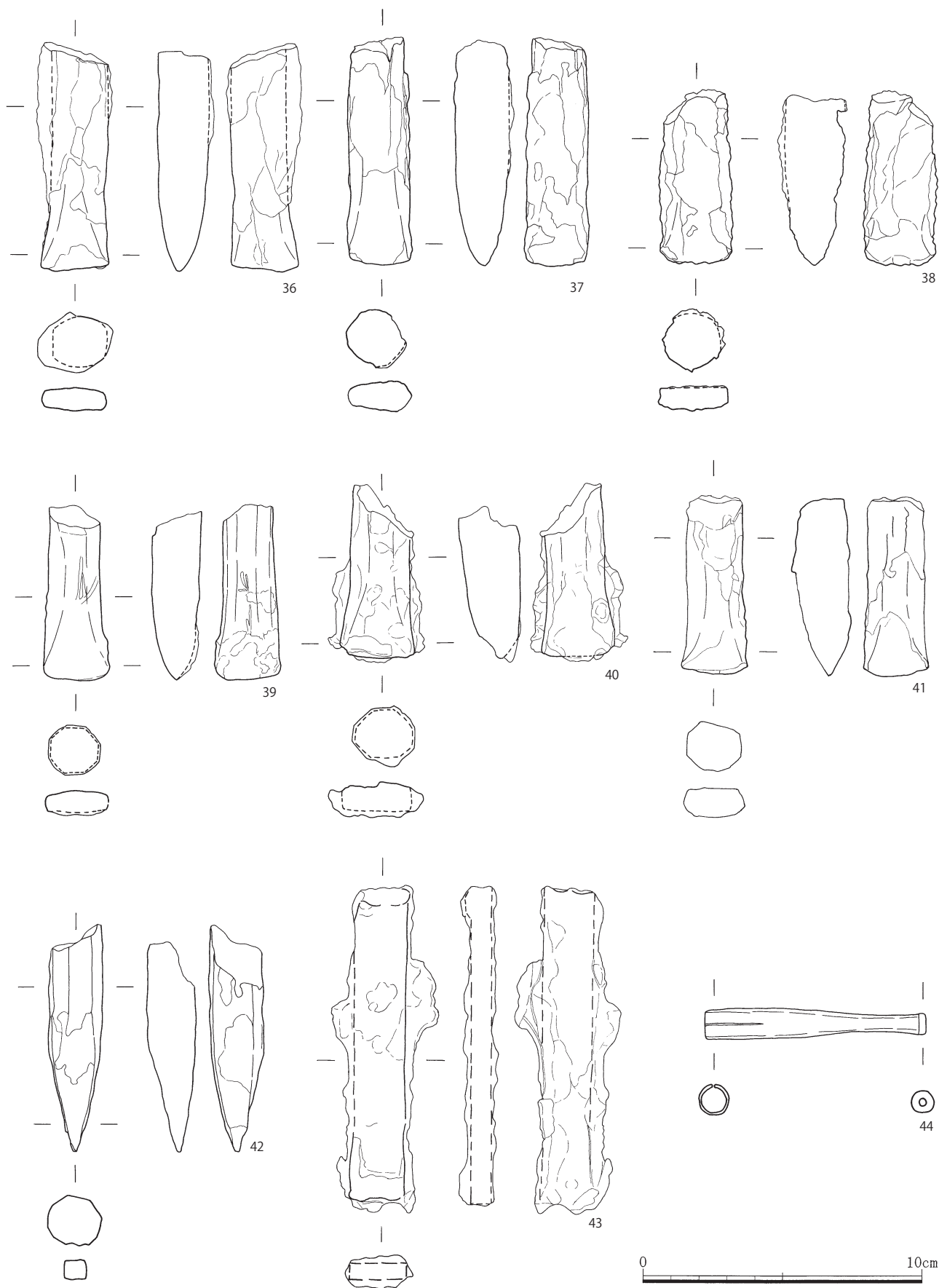
れている。

36～42は削岩機の先端と思われる鉄製品である。36～41は、先端が平タガネ状の形態をしている。基部に向かって形状が変化し断面八角形の棒状の形態となる。先端がやや幅広になる。42は、先端の尖った角錐状のハツリ鑿の形状となる。角錐状の先端長は約4.0cmで鋭利な状態で残存している。43は、最大長11.5cm、最大幅1.8cm、最大厚0.7cmの細長い板状で、全形を留めているのか折損しているのか不明で、使用方法も不明な鉄製品である。

44は、キセルの吸い口である。長さ7.9cm、先端部内



第26図 出土遺物 鉄製品(1)



第 27 図 出土遺物 鉄製品 (2)

径0.9cm，吸い口部内径0.3cmで，羅宇を差し込む先端部には2.0cm程のひび割れが生じている。

表 2 埴塙観察表

挿図 番号	掲載 番号	取上 番号	出土区	層位	種別	器種	部位	胎土の色調	法量 (cm)			備考
									口径	底径	器高	
23	1	15	G-1 0	表土	—	埴塙	胴部～底部	黄灰色	—	4.3	(11.0)	黒～暗緑色の自然釉付着
	2	—	一括	表土	—	埴塙	胴部～底部	にぶい黄橙色	—	4.4	(10.1)	—
	3	—	E-1 4	表土	—	埴塙	胴部～底部	黄灰色	—	(4.6)	(7.9)	自然釉付着
	4	19	G-1 3	表土	—	埴塙	胴部～底部	黒色	—	4.4	(8.6)	自然釉付着
	5	—	F-1 4	表土	—	埴塙	胴部～底部	にぶい橙色	—	4.4	(6.1)	—
	6	18	G-1 2	表土	—	埴塙	胴部～底部	にぶい褐色	—	4.4	(6.1)	自然釉付着
	7	16	E-1 3	表土	—	埴塙	胴部～底部	にぶい褐色	—	4.4	(5.1)	—
	8	—	一括	表土	—	埴塙	胴部～底部	黒～暗茶褐色	—	(4.6)	(6.1)	自然釉付着
	9	17	E-1 3	表土	—	埴塙	胴部～底部	灰黄褐色	—	4.8	(4.9)	自然釉付着内面にエメラルド色の付着物有り
	10	—	E-1 4	表土	—	埴塙	胴部～底部	黄灰色	—	3.8	(3.2)	自然釉付着被熱の痕跡ほとんど無し
	11	—	一括	表土	—	埴塙	胴部～底部	黄灰色	—	4.0	(5.3)	—
	12	—	一括	表土	—	埴塙	口縁部	にぶい褐色	(8.6)	—	(5.6)	自然釉付着
	13	—	G-1 0	表土	—	埴塙	胴部	茶褐色	—	—	—	自然釉付着
	14	—	E-1 4	表土	—	埴塙	胴部	褐色	—	—	—	—
	15	—	一括	表土	—	埴塙	胴部	黒色	—	—	—	自然釉付着

表 3 土製品観察表

挿図 番号	掲載 番号	取上 番号	出土区	層位	種別	器種	色調	法量 (cm)			備考
								外径	内径	長さ	
23	16	—	一括	表土	土製品	羽口	灰黄褐色	(7.2)	(4.0)	15.6	取り付け部
	17	—	E-1 2	表土	土製品	羽口	暗灰黄色	—	(1.7)	(5.3)	先端部溶融し自然釉がかかる

表 4 陶磁器・ガラス製品観察表

挿図 番号	掲載 番号	取上 番号	出土区	層位	種別	器種	胎土の色調	釉の色調	施釉部位	法量 (cm)			産地	時期	備考
										口径	底径	器高			
23	18	—	E-1 4	表土	陶器	陶製管	赤褐色	褐釉	全面施釉	(6.4)	—	—	—	—	—
	19	—	一括	表土	陶器	陶製管	赤褐色	褐釉	全面施釉	7.5	—	—	—	—	—
24	20	—	E-1 4	表土	青磁	碗	灰白色	青磁釉	残存部全部施釉	—	—	—	龍泉窯系	15c 後～16c	—
	21	—	E-1 3	表土	染付	碗	灰色	透明釉	疊付袖剥ぎ 見込み蛇の目釉剥ぎ	(13.8)	(7.8)	6.9	—	—	—
	22	—	E-1 3	表土	染付	碗	白色	透明釉	全体施釉 疊付部面取り状に釉剥ぎ	(11.8)	4.3	5.7	肥前系	—	口唇部に 金彩色
	23	—	E-1 3	表土	染付	碗	白色	透明釉	残存部全部施釉	(12.0)	—	(4.5)	—	—	—
	24	—	G-1 2	表土	磁器	碗	白色	透明釉	全面施釉ののち疊付部の み面取り状に釉剥ぎ	(11.6)	(3.8)	5.0	—	—	軍用食器
	25	—	E-1 4	表土	磁器	蓋	灰色	透明釉	つまみ上面釉剥ぎ 内面輪状に釉剥ぎ	3.9	底径 8.9	2.7	—	—	つまみ部径
	26	—	E-1 3	表土	磁器	徳利	灰白色	透明釉	残存部外面全面施釉 疊付きのみ面取り状に釉 剥ぎ	—	(8.0)	(11.3)	肥前系	19 c	—
	27	—	F-1 4	表土	陶器	壺	にぶい赤褐色	—	—	(14.0)	—	(11.8)	壺屋	—	—
	28	—	E-1 3	表土	陶器	甕	灰黄色	褐釉	残存部底部以外全面施釉	—	(21.0)	(10.0)	—	—	詰め焼き している
25	29	—	一括	表土	ガラス製品	ビール瓶	—	—	—	2.6	6.7	28.6	—	—	黒色透明
	30	—	一括	表土	ガラス製品	ビール瓶	—	—	—	2.6	6.7	28.9	—	—	茶色透明
	31	—	F-1 3	表土	ガラス製品	瓶	—	—	—	1.3	2.0	4.5	—	—	透明
	32	—	E-1 4	表土	ガラス製品	瓶	—	—	—	1.8	2.8	6.8	—	—	透明
	33	—	E-1 4	表土	ガラス製品	瓶	—	—	—	3.3	3.75	8.1	—	—	透明

表 5 鉄製品観察表

挿図 番号	掲載 番号	取上 番号	出土区	層位	種別	器種	法量 (cm)			重さ (g)	備考
							最大長	最大幅	最大厚		
26	34	21	G-14	表土	鉄製品	蹄鉄	12.8	11.6	1.0	180	—
	35	22	F-12	表土	鉄製品	蹄鉄	11.3	9.9	0.6	165	—
27	36	5	F-13	表土	鉄製品	ビット	8.2	2.4	2.0	123	平タガネ状
	37	9	G-13	表土	鉄製品	ビット	8.2	2.2	2.2	144	平タガネ状
	38	7	F-13	表土	鉄製品	ビット	6.2	2.6	2.1	109	平タガネ状
	39	2	F-13	表土	鉄製品	ビット	6.3	2.3	1.7	103	平タガネ状
	40	4	F-13	表土	鉄製品	ビット	6.4	2.5	2.0	111	平タガネ状
	41	8	G-13	表土	鉄製品	ビット	6.4	2.3	1.9	108	平タガネ状
	42	3	F-13	表土	鉄製品	ビット	7.6	1.9	1.7	102	ハツリ鑿状
	43	一括	F-12	表土	鉄製品	不明鉄製品	11.5	1.8	0.7	121	—
	44	一括	G-14	表土	鉄製品	キセル吸い口	7.9	1.2	—	10.6	—

第4章 研究・分析・同定

- ・ 南九州市の「金山水車跡・製錬所跡遺構群」の地形地質学的背景
大木公彦（鹿児島大学名誉教授・総合研究博物館）
- ・ 金山水車（轟製錬所）跡建築施設について
揚村 固（鹿児島県立短期大学教授）
- ・ 下郡金山水車跡に関する調査データの評価
門 久義（鹿児島大学名誉教授）
- ・ 轟製錬所水車場跡の鉱業史的意義
井澤英二（九州大学名誉教授）
- ・ 鹿児島の金山開発史-近世から近代まで-
新田栄治（鹿児島大学名誉教授）

南九州市の「金山水車跡・製錬所跡遺構群」の地形地質学的背景

鹿児島大学名誉教授・総合研究博物館 大木公彦

まえがき

南九州市知覧町下郡にある「金山水車跡・製錬所跡遺構群」は、鹿児島県土木部の地域高規格道路「南薩縦貫道」（知覧道路）建設に伴う鹿児島県教育委員会の埋蔵文化財調査によって確認された。宮内鉱山轟製錬所および金山水車跡の遺構群は、麓川の右岸斜面に露出する阿多火砕流の溶結凝灰岩の浸食面にあり、当時の水車は阿多火砕流の溶結凝灰岩を河床とする麓川の滝の落差を利用し、疎水溝によって導水され、動かされていた。金（銀）鉱石は、直線距離で7.5キロメートル離れた知覧町赤石にある赤石鉱山から運ばれたと報告されている。この地が赤石鉱山から離れているにもかかわらず、製錬所が設置された理由は、動力としての水車が製錬のために不可欠であったこと、鉱山の周辺地域において、この地が最適な場所であったことが考えられる。本論では宮内鉱山轟製錬所が設置された南九州市知覧町下郡およびその周辺地域の地形地質について述べ、この地が製錬所の設置に適していると考えられる根拠について考察してみたい。

謝辞：本論を書くにあたり、「金山水車跡・製錬所跡遺構群」調査のきっかけを与えて下さり、多くの示唆を与えて下さった鹿児島県埋蔵文化財センター調査課長の前迫亮一氏、遺構群に関する貴重な数多くの資料を提供して下さい下さった鹿児島大学名誉教授の浦嶋幸世氏には心より感謝する次第である。

薩摩半島南部地域の地質

薩摩半島南部の地質は、おもに4つの地層から構成される（図1）。基盤をなす白亜紀の四万十累層群、新第三紀後期中新世～鮮新世の南薩層群および南薩中期・新期火山岩類、第四紀後期更新世の約11万年前に噴出した阿多火砕流堆積物、約2.9万年前に噴出した入戸火砕流堆積物である。四万十累層群には約1,400万年前に貫入した薩摩半島花崗岩質岩類（山本ほか、1969）が点在し比較的広く露出している岩体として金峰山の黒雲母花崗閃緑岩が挙げられる。なお、本論では阿多カルデラ内の火山活動、地層群については触れない。

1. 四万十累層群

四万十累層群は、数百から数千メートルの深海に堆積した堆積層で、層相から下位の高崎山累層と上位の知覧累層に分けられる（通商産業省資源エネルギー庁、1985）。南薩地域では、万之瀬川に沿って推定される西北西～東南東の方向の断層（以後、万之瀬川断層と呼



図1 南薩地域の地質（緑・橙：四万十累層群；赤紫・毛羽：青：南薩層群・火山岩類；薄紫 At：阿多火砕流堆積物；桃 Si：入戸火砕流堆積物；鹿児島県地質図編集委員会、1990）

ぶ)を挟んで南西側には高崎山累層、北東側には知覧累層が分布している。概ね北北東～南南西の走向を持ち、この走向とほぼ同じ北北東～南南西の方向性を持つ複数の断層と褶曲軸が存在する(通商産業省資源エネルギー庁, 1985; 鹿児島県地質図編集委員会, 1990)。

地質年代は、放散虫化石から高崎山累層は1億年前後知覧累層が8,500万年前後と報告されている(通商産業省資源エネルギー庁, 1985)。この年代は、川辺町野間の知覧累層から発見されたアンモナイト化石の年代(松本ほか, 1973)より新しいが、アンモナイト化石を含んだ地層が高崎山累層堆積時の浅海堆積物で、その堆積物が知覧累層堆積時に海底地滑りで深海底にもたらされたと考えれば矛盾しない。

2. 南薩層群および南薩中期・新期火山岩類

南薩層群は、薩摩半島南部の海岸に沿う地域に分布する新第三紀中新世後期の、水成堆積物を伴う一連の火山噴出物で、下部層と上部層に分けられる(通商産業省資源エネルギー庁, 1985)。下部層の分布は西部に限られ野間半島から枕崎市南西部へ至る海拔200メートルを超える山体部では両層が重なって分布しているが、枕崎市鹿竈より指宿市鬼門平へ至る地域は上部層のみが分布している。おもに西部地域の本層群に挟在する水成堆積物からは大型植物化石を産出し、指宿市、南九州市穎娃町の本層群の堆積層から海生貝化石が報告されている(門田, 1960; 太田, 1966)。

地質年代は、下部層最下部の輝石角閃石安山岩から $7.6 \pm 2.3\text{Ma}$ (Maは百万年)のK-Ar放射年代値が、上部層は $6.4 \sim 5.9\text{Ma}$ の範囲を示すK-Ar放射年代値が報告され(通商産業省資源エネルギー庁, 1985)、新第三紀中新世後期と推定される。

本層群中には、いくつかのきのこの傘がつながった形の珪化岩体が散在し、それらは金銀を含んでいることから南薩型金鉱床と呼ばれている(浦島, 1993)。現在稼行されている鉱山は枕崎市の春日、岩戸鉱山、南九州市知覧町の赤石鉱山の3つである。

南薩中期・新期火山岩類は、赤石鉱山の北方、枕崎市と南九州市川辺町との境界付近から、南九州市穎娃町と鹿児島市喜入町との境界付近に至るほぼ東西方向に山体を形成して点在する。後者では新期火山岩類が海拔577メートルの尾巡山(千貫平自然公園)を中心とする広い範囲に分布している。

地質年代は、南薩中期火山岩類が $4.56 \sim 3.38\text{Ma}$ フィッシュン・トラック法年代値が、南薩新期火山岩類から $2.1 \pm 0.4\text{Ma}$ のK-Ar放射年代値が報告されている(通商産業省資源エネルギー庁, 1985)。

鹿児島県地質図編集委員会(1990)の地質図(図1)では、南薩層群および南薩中期火山岩類を古期火山岩類として一括している。

3. 阿多火砕流堆積物

阿多火砕流堆積物は約11万年前に、鹿児島湾の湾口部に位置する阿多カルデラから噴出したと報告されている(図2; Matumoto, 1943)。最近の研究では、カルデラが湾中央部の南半部にも存在するという報告(町田ほか, 2001)もある。カルデラはスペイン語で大きな鍋を意味する地形用語で、2カ所のカルデラ地形の存在を否定するものではないが、阿多火砕流堆積物はある程度の間隔をおいて多くのクーリングユニット、フローユニットの存在が報告されていることから、それぞれのユニットが噴出した火口の位置については今後の研究課題として残されている。



図2 鹿児島県本土の地形と河川(等高線は200m間隔)

強溶結部は節理が発達する灰色～赤灰色溶結凝灰岩で指宿市から枕崎市へ至る沿岸地域、指宿市から鹿児島市谷山の七ツ島へ至る沿岸地域、大隅半島の鹿屋市古江以南の沿岸地域ではユータキシティック構造が顕著で、大きなフィアメや異質岩片を多く含んでいる(図3)。南さつま市最南部の赤水にある石切場では、阿多火砕流の溶結凝灰岩は均質な赤灰色凝灰岩でフィアメや異質岩片をほとんど含まない(図4)。

荒牧・宇井(1966)は、阿多カルデラの生成に直接関係した火山活動の層序が最も完全に近い状態で観察されたとした大隅半島根占地域の層序を報告した。下位から降下軽石堆積物; 数枚以上の非溶結の火砕流と軽石層の互層; 間に弱溶結を挟む2枚の溶結した火砕流(複数のフローユニットからなる); 弱～非溶結の火砕流である。Ui(1971)は大隅半島大根占地域を調査し、阿多火砕流の層位学的ユニットを報告した。下位より降下軽石; 多くのフローユニットからなる非溶結の火砕流; 降下軽石; 降下火山灰; 多くのフローユニットからなる非溶結



図3 指宿市知林ヶ島の阿多火砕流の溶結凝灰岩

の火砕流；多くのフローユニットからなる強溶結の火砕流；多くのフローユニットからなる非溶結の火砕流である。Nagaoka (1988) は薩摩・大隅両半島を調査し、阿多噴火サイクル以前のテフラ層から阿多噴火サイクル中のテフラ層までを詳細に記載した。阿多噴火サイクル中の層序は、下位より降下火山灰；降下軽石；降下火山灰；降下軽石；単一のフローユニットからなる非溶結の火砕流；部分的に溶結した12枚のフローユニットからなる火砕流；2, 3枚のクリーニングユニットからなる強溶結の火砕流（最上部は非溶結）；降下火山灰である。しかしこの層序はおもに大隅半島の大根占地域の層序であり、本調査地と同じ薩摩半島の矢越地域での模式的層序は、下位より降下軽石；非溶結の火砕流；溶結した火砕流と報告している。山下・大木 (2012) は、池田湖北方の堀切園地域に分布する阿多火砕流堆積物を詳細に調べ、下位から、阿多降下軽石、阿多火砕流堆積物下部、阿多火砕流堆積物中部、阿多火砕流堆積物上部が累重し、下部と中部が強溶結していることを確認した。また阿多火砕流堆積物下部・中部・上部に合計12枚のグラウンドレイヤーが挟在し、全17枚のフローユニットを識別、さらに石質岩片の平均最大直径 (ML) が108cmであったことから、阿多火砕流堆積物の本体は、Matumoto (1943)



図4 南さつま市赤水の阿多火砕流の石切場

の示した阿多カルデラに相当する鹿児島湾の湾口部付近から噴出した可能性の高いことを報告した。

これらの研究から、阿多火砕流堆積物は少なくとも3回の大規模火砕流噴火が起こり、それらの前後に多くの小・中規模火砕流噴火が発生したと考えられる。3回の大規模火砕流噴火の中で2回目（中部）の噴火が、溶結度、層厚から考えて最大と考えられ、遠くまで到達している可能性が高い。しかし、3回の大規模火砕流がすべて同じように拡散したとは言えないこと、阿多火砕流堆積物の全層序が見えているとは限らないことなどから、カルデラから遠く離れた地域とカルデラに近い地域における層序の対比は極めて困難である。Oki and Yamamoto (1992) は、万之瀬川流域の加世田市街地と金峰町白川の2カ所で行われたボーリングコアについて報告し、貝・有孔虫化石を産する海成層を覆う阿多火砕流の溶結凝灰岩が前者では間に堆積物を挟んで2枚存在すること、後者では3枚のユニットに分けられる可能性のあることを図で示した (図5)。この報告でもわかるように、万之瀬川流域に分布する阿多火砕流の溶結凝灰岩が、阿多火砕流堆積物全体のどの層準に相当するかを判断することは難しく、今後の精査、岩石学的研究を待たなければならない。

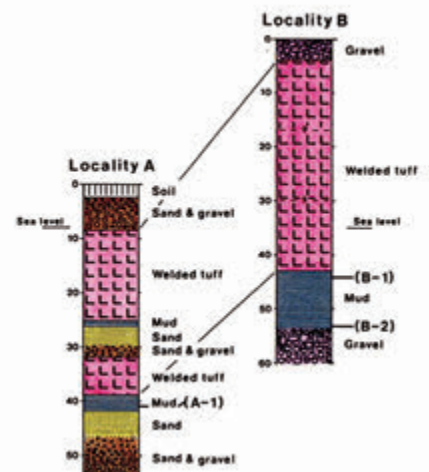


図5 南さつま市加世田中心街 (Locality A) と金峰町白川 (Locality B) のボーリング柱状図 (赤：阿多火砕流の溶結凝灰岩；Oki and Yamamoto, 1992)

4. 入戸火砕流堆積物

荒牧（1969）は、国分地域において、下位から大隅降下軽石堆積物、妻屋火砕流堆積物、亀割坂角礫層、入戸火砕流堆積物が累重する一連の火山性堆積物を報告した。これら一連の噴出物は、約 2.9 万年前の、鹿児島湾奥部に相当する始良カルデラ形成の最終的な噴火活動に伴って噴出したものである（図 2）。妻屋火砕流は入戸火砕流に比べて規模が小さく、鹿児島湾奥部いわゆる始良カルデラ周辺地域に分布している。入戸火砕流は南九州に広く分布しており、北は宮崎平野、人吉盆地、八代平野まで達している（横山，2000）。溶結部は始良カルデラ周辺域には認められず、霧島山の南東～南西山麓地域都城盆地周辺から安楽川流域、志布志夏井海岸へ至る地域、南九州市川辺町に認められる。

非溶結部は灰白色～淡褐色を呈し、発泡の良い 10cm 以下の軽石を多く含むが、まれに巨礫サイズの軽石も認められる。異質岩片は数 cm のものがほとんどである。弱溶結部は灰色～暗灰色を呈し、10cm から 50cm ほどの軽石を多く含み、溶結度の強さともない扁平になっている。強溶結部は暗灰色で節理が発達する。

今回、「金山水車跡・製錬所跡遺構群」より北側へ延びる「南薩縦貫道」の法面に露出した入戸火砕流堆積物の最上部に、平行あるいは斜交層理の発達した堆積物の存在が明らかになった（図 6）。堆積物の構成物質、固結度も層理を伴うことを除けば変わらない。この堆積物と下位の入戸火砕流本体との境界は比較的シャープであるが時間的間隙はなく、入戸火砕流本体の堆積直後に連続して堆積したと考えられる。麓川の谷部（南）へ傾斜していることから、入戸火砕流本体を削り込んで堆積した可能性が高い。同様な堆積物は、南九州市川辺町の清水磨崖仏（岩屋公園）近くの「南薩縦貫道」の法面でも認められた。さらに、鹿児島市の長井田川沿い、脇田川沿いの入戸火砕流堆積物にも見られ、いずれも谷へ向かって傾斜している。脇田川沿いの堆積物には、入戸火砕流堆積物の 1 メートルを超えるブロックが含まれており（図 7）、入戸火砕流本体が旧地形の谷部を埋めた際に、火砕流堆積物の上面が丘陵地に比べて低くなり、その後到達した別の火砕流が本体表面の凹みを埋めるように、一部には本体を削り込んで堆積したと推論される。入戸火砕流堆積物最上部の、層理の発達した堆積物は約 2.9 万年前に起こった始良カルデラの一連の火山活動で、最後に噴出した火砕流堆積物の可能性が高く、今後さらに多くの露頭で調査する必要がある。

「金山水車跡・製錬所跡遺構群」周辺地域の地形と地質

宮内鉦山轟製錬所のあった南九州市知覧町下郡を流れる麓川は万之瀬川の支流のひとつである。すでに述べたが、万之瀬川およびその支流は、基盤の四万十累



図 6 下郡の南薩縦貫道法面の入戸火砕流堆積物（右側に麓川がある）



図 7 鹿児島市脇田川近くの入戸火砕流堆積物（左側に脇田川がある）

層群に推定されるほぼ直交する二つの断層系に起因している（通商産業省資源エネルギー庁，1985；鹿児島県地質図編集委員会，1990）。万之瀬川は、鹿児島市鍋山近くの源流より北北東から南南西へ流れ、川辺町の中心近くではほぼ直角に曲がって河口まで東南東から西北西へ流れる（図 2）。麓川とその南の長里川は東南東-西北西から東西の方向性を持つが、その他の支流は北北東-南南西の方向性を持っている。東南東-西北西の断層を境にして北東側には四万十累層群の知覧累層が、南西側には高崎山累層が分布していることから、万之瀬川断層はかなりの変異量を持つと考えられる。このことを反映して、この断層に沿う地域の四万十累層群は著しく浸食され、低地帯を形作っている。この低地帯の存在はすくなくとも阿多火砕流堆積物以前、金峰町白川付近まで海域であった時期まで遡ることができる（Oki and Yamamoto, 1992）。ちなみに海であった時代は約 12.5 万年前のリス・ヴェルム間氷期と考えられている（下山ほか，1999；大木，2000）。

阿多火砕流の溶結凝灰岩は、北北東-南南西方向の尾根を持つ四万十累層群の山体の麓および谷部の河床に露出している（図 1）。また、万之瀬川断層に起因する低地帯においても、万之瀬川およびその支流の河床に溶結

凝灰岩が露出していること、加世田市街地、金峰町白川のボーリングコアでも地下に溶結凝灰岩の存在が確認できることから、現在の沖積平野の地下には広く阿多火砕流の溶結凝灰岩が分布していると推定される。

阿多火砕流堆積物は山麓から平野部まで分布高度が異なり、さらに浸食面によって高低差が生じている。その起伏のある旧地形を覆って、入戸火砕流堆積物が分布しいわゆるシラス台地を形成している。しかし、阿多火砕流堆積物が浸食され出現した谷地形を埋めた入戸火砕流堆積物は、河川によって浸食され谷が形成されて、河床には阿多火砕流の溶結凝灰岩あるいはそれ以前の基盤岩が露出していることが多い。この現象は、大木・早坂(1973)、大木(2011)によって、火砕流堆積物の堆積前に存在した谷とほぼ同位置に、再び谷地形が発達するあるいは「火砕流堆積物は旧谷地形をコピーする」と表現されている(図8)。一般に、谷地形の中に堆積した火砕流堆積物は丘陵地などに堆積した同火砕流堆積物より層厚が厚く、熱が奪われにくいために溶結し、結果的に火砕流堆積物の上面が圧密によって著しく下がって旧谷地形とほぼ同位置に再び谷が出現することになる。この谷を流れる河川によって河床が下刻され、火砕流堆積物がすべて浸食されて河床に下位の溶結凝灰岩(あるいは基盤岩)が露出することになる(大木・内村, 2012; 大木・湯浅, 2012)。

「金山水車跡・製錬所跡遺構群」は阿多火砕流の溶結凝灰岩の浸食面に作られているが、麓川と直交する「南薩縦貫道」の露頭によって、阿多火砕流堆積物を削って出現した谷地形と入戸火砕流堆積物の堆積後に出現した谷地形がほぼ同じ位置にあることがわかる。また、前述の入戸火砕流堆積物の最上部の平行あるいは斜交層理の発達した堆積物が麓川へ向かって傾斜していることからこの堆積物が堆積する前の入戸火砕流堆積物本体の上面も圧密あるいは二次的な流動によって、すでに同様な谷地形が存在していた可能性がある。

遺構群のある麓川周辺の入戸火砕流堆積物は非溶結であるが、北方の川辺町岩屋公園周辺と南方の川辺町高田付近の入戸火砕流堆積物は溶結している。前者の溶結凝灰岩は清水磨崖仏が彫られ、後者の高田の溶結凝灰岩にも高田磨崖仏が彫られ、最近まで採石された石切場が残されている。入戸火砕流堆積物の溶結部が「金山水車跡・製錬所跡遺構群」を挟んで北と南に認められることは以下のことで重要である。約2.9万年前の始良カルデラの噴火に伴う大規模火砕流で、カルデラから南南西へ流れた火砕流は薩摩半島東部の北北西-南南東の尾根を持つ基盤岩の山体を越えることになる(図2)。図2からわかるように、この尾根は海拔高度400メートルを超えているが、部分的に400メートルを下回る鞍部が存在する。大量の火砕流がもっとも北に位置する万之瀬川源

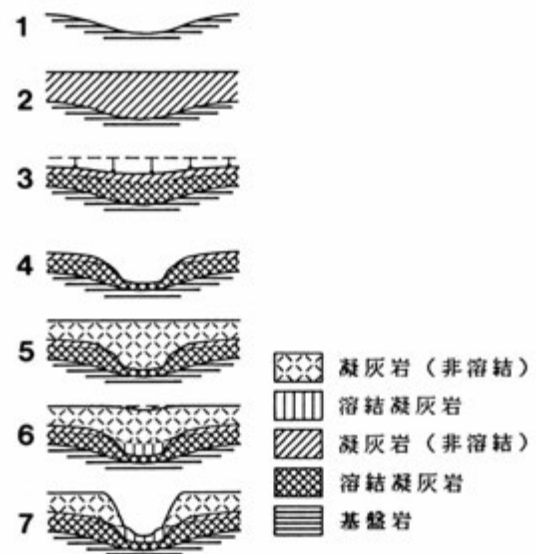


図8 火砕流の堆積様式と地形の関係模式図
(大木・早坂, 1973)

流付近の鞍部を通過し、現在の万之瀬川に沿って流下して、基盤岩の山体の背面麓に相当する川辺町北部地域に厚く堆積し、溶結した可能性がある。一方、低地帯をさらに南へ流れた火砕流の正面(枕崎市との境界付近)には、北に開いた馬蹄形の200メートルを超えた基盤岩(高崎山累層・南薩中期火山岩類)の山地があり、火砕流の流れを受け止めた結果、川辺町高田付近で溶結した可能性が考えられる(図1)。しかし、この他にも溶結を引き起こす可能性もあり、今後、入戸火砕流堆積物について、困難を伴うことが考えられるが地下地質を含めて分布域の層厚の変化等を調べる必要がある。

「金山水車跡・製錬所跡遺構群」のある南九州市知覧町下郡では、麓川を挟んで北に四万十累層群知覧累層南に高崎山累層が分布し、山体を形成している。両山体の距離は1キロメートルに満たない。万之瀬川水系の低地帯を阿多火砕流堆積物が埋め、溶結凝灰岩の平坦地が出現したが、基盤岩からなる両山体が天然のダムの役割を果たし、知覧町下郡を挟んで直線で約1.2キロメートルの間の麓川は川幅が狭く、流れも急になったと考えられる。言い換えれば、溶結凝灰岩の滝の存在、溶結凝灰岩上面の下流側への傾斜は、地下の基盤岩の高まった旧地形を反映していると考えられる。ちなみに、上流側の水田が広がる知覧町下郡南の沖積平坦面と下流側の水田が広がる川辺町小野の沖積平坦面との高度差は50メートルほどもある。

「金山水車跡・製錬所跡遺構群」の地形地質

宮内鉦山轟製錬所および金山水車跡の遺構群は、知覧

町下郡，麓川の右岸斜面に位置する。製錬所および水車跡は露出する阿多火砕流の溶結凝灰岩を掘削整地した面にある（図9・図10）。麓川の上流側には阿多火砕流の溶結凝灰岩に懸かった落差約5メートルの滝があり，水車跡まで導水した疎水溝は滝の上流右岸から取り入れている（図11）。水車のあった場所は溶結凝灰岩を半円形に掘り下げ，左右の軸受け部分には溶結凝灰岩を丁寧に切り出し，積んである。水車を廻した後の水は半円形に掘り下げた底と同じ高さに掘り下げられた水路を流れ巨大な甌穴に流れ落ちている。さらに甌穴の下部に開いた，あるいは人為的に開けた穴から麓川へ流れ出ている（図12）。

赤石鉱山のある知覧町から頰娃町の海岸に面した平坦な台地は阿多火砕流の溶結凝灰岩からなるが，麓川のように水量の多い河川が存在しない。また，麓川より赤石鉱山に近い永里川の河床には阿多火砕流の溶結凝灰岩がほとんど分布せず，水車等の設置に適さなかったと考えられる。

「金山水車跡・製錬所跡遺構群」の近代化産業遺産としての価値

赤石鉱山は明治23(1890)年に探鉱が開始され，明治45(1912)年に本格的な採掘が行われて以来，100年をこえた現在でも稼行している。また，明治33(1900)年に知覧町上郡柿木畑において，祁答院重義によって日本最初の青化製錬所が創設されている（知覧町郷土誌編纂委員会，1982）。その後，明治37(1904)年に下流の下郡に轟製錬所が銀鉱区製錬所として，明治45(1912)年に赤石金銀鉱の製錬所として認可され，昭和10(1935)年に廃止されるまでの間，赤石鉱山の金鉱石を製錬したことが鹿児島県立埋蔵文化財センターの調査で明らかにされている。

轟製錬所の水車は，阿多火砕流の溶結凝灰岩を河床とする麓川の滝の落差を利用し，疎水溝によって導水して動かされ，排水はかつての河床に穿たれた巨大な甌穴を巧みに利用している。また，轟製錬所の敷地も，阿多火砕流の溶結凝灰岩平坦面（浸食面）を利用し，整地して施設が作られている。製錬所のあった知覧町下郡地域は，地形地質の利に加え，川辺と知覧を結ぶ道沿いにあり，アクセスしやすいこと，工事が容易であったことも手伝ってこの地が選ばれたと考えられるが，当時の技術者が地理や地形地質を熟知していたことを物語る貴重な産業遺産とすることができる。このように地形地質を利用した当時の技術は高く評価されるが，それ以上に，地質の知識が十分にあったとは言えない時代に，赤石鉱山周辺地域に限られるとはいえ，地形地質を理解して知覧町下郡の地を選定した当時の自然に対する観察力・洞察力はそれ以上に評価されるべきであろう。



図9 阿多火砕流堆積物を整地した製錬所敷地跡



図10 阿多火砕流の溶結凝灰岩に掘り込まれた水車跡



図11 麓川右岸の導水溝



図12 排水に使われた甌穴と下部の穴

現在、日本で本格的に稼働している金山は鹿児島県の4つの金山（菱刈、春日、赤石、岩戸）のみである。2015年、幕末の集成館事業に関する近代化産業遺産が世界遺産に登録された。日本最初の青化製錬が行われた知覧の、他に類を見ない、自然の地形地質を巧みに利用し水車を使って搗き臼の動力にした宮内鉾山轟製錬所の遺構は、日本一の産金量を誇る鹿児島県として、是非とも残すべき文化遺産ではないだろうか。

参考文献

- 荒牧重雄，1969，鹿児島県国分地域の地質と火砕流堆積物．地質学雑誌，75（8），425-442.
- 荒牧重雄・宇井忠英，1966，阿多火砕流と阿多カルデラ．地質学雑誌，72，337-349.
- 知覧町郷土誌編集委員会，1982，知覧町郷土誌，1463pp.
- 鹿児島県地質図編集委員会，1990，鹿児島県の地質；10万分の1地質図．鹿児島県，1-117.
- 町田 洋・太田陽子・河名俊男・森脇 広・長岡信治編，2001，日本の地形7：九州・南西諸島．東京大学出版会，355 pp.
- Matumoto, T., 1943, The four gigantic caldera volcanoes of Kyushu. Jap. Jor. Geol. Geogr., 19, Special number, 1-57.
- 松本達郎・大塚裕之・大木公彦，1973，鹿児島県下の四万十帯から産した白亜紀化石．地質学雑誌，79(10),703-704.
- 門田重行，1960，Lima (Acesta) amaxensis Yokoyama の新産地．地質学雑誌，66，280.
- Nagaoka, S., 1988, Late Quaternary tephra layers from the caldera volcanoes in and around Kagoshima Bay, southern Kyushu, Japan. Geogr. Rep. Tokyo Metropolitan Univ., 23, 49-122.
- 大木公彦，2000，鹿児島湾の謎を追って．春苑堂出版，223pp.
- 大木公彦，2011，シラスを知り・活かす．カゴシマネイチャー，37，153-159.
- 大木公彦・早坂祥三，1973，鹿児島県下における火砕流堆積物の堆積様式の一考察．鹿児島大学理学部紀要（地学，生物学），5・6，7-17.
- 大木公彦・内村公大，2012，夏井海岸の地形・地質調査報告書．鹿児島県志布志市教育委員会，1-16.
- 大木公彦・湯浅秀隆，2012，天降川中流・上流域の地形・地質に関する一考察．鹿児島大学理学部紀要，45，19-29.
- Oki, K and Yamamoto, H., 1992, Notes on marine Quaternary sediments newly found in the west coastal area of the Satsuma Peninsula, Kyushu, Japan, with special reference to the benthic foraminiferal assemblages. Ishizaki, K. and Saito, T. (eds.), Centenary of Japanese Micro-paleontology, Terra Scientific Publishing Co., Tokyo, 189-205.
- 太田良平，1966，鹿児島県指宿地方地質調査報告．地調月報，17，129-139.
- 下山正一・木下裕子・宮原百々・田中ゆかり・市原季彦・竹村恵二，1999，旧汀線高度からみた九州の後期更新世地殻変動様式．地質学雑誌，105(5),311-331.
- 通商産業省資源エネルギー庁，1985，昭和59年度広域調査報告書「南薩地域」．180pp.
- Ui, T., 1971, Genesis of magma and structure of magma chamber of several pyroclastic flows in Japan. Jour. Fac. Sci., Univ. Tokyo, Ser II, 18, 53-127.
- 浦島幸世，1993，金山．かごしま文庫10，春苑堂出版，227pp.
- 山本温彦・山本英司・上中博之・大庭 昇，1969，鹿児島県薩摩半島西南部，野間半島および加世田-枕崎地域の地質．鹿児島大学理学部紀要（地学，生物学），2，15-25.
- 山下大輔・大木公彦，2012，指宿市池田堀切園に分布する堀切園層と阿多火砕流堆積物の賦存状況．鹿児島大学理学部紀要，45，1-18.
- 横山勝三，2000，鹿児島県笠野原台地の地形と生成過程．地形，21，277-290.

金山水車（轟製鍊所）跡建築施設について

鹿児島県立短期大学教授 揚村 固

【概要】 主要地方道頰娃川辺線（知覧道路）道路改築に伴う「金山水車（轟製鍊所）跡」の埋蔵文化財発掘調査の成果に基づいて、発掘状況とその他の図資料、写真資料の関連について検討し、製鍊所内施設の建築物について推定した結果を所見として報告する。

【史資料】 発掘成果を裏付け、施設の存在を推定する素材として以下三種の資料が存在する。

- 1 写真資料 5 点（いずれも書き込みなし）
- 2 平面図等 3 点
図 A 「製鍊場周囲三百間ノ地形図縮尺三千分ノ一」
図 B 「製鍊所平面図 三百分ノ一」
図 C 「赤石鑛山製鍊場 S=1/300」
- 3 製鍊所施設断面図 3 点
断面 A 「碎鑛所断面図 五十分ノ一」
断面 B 「第一搗鑛所横断図 五十分ノ一」
断面 C 「第二搗鑛所横断図 五十分ノ一」

【施設構成】 製鍊所（精鍊所が一般的）施設の全体構成を伺う資料が 3 点ある。

図 A 「製鍊場周囲三百間ノ地形図縮尺三千分ノ一」は製鍊所の敷地全体を表現したと思えるもので、麓川と製鍊所施設、道路、橋、周囲の林と耕作地が描かれている。縮尺が小さいため施設個々については詳しくは判別が難しいが、注意深く見ると、右から「碎鑛所」「事務所？」「第一搗鑛所」「第二搗鑛所」「鑛屑貯場」「沈殿池」などが読み取れる。これらは、金山製鍊の工程に必要な施設であって、後述のものと通底する。

図 B 「製鍊所平面図 三百分ノ一」は最も詳細な施設配置図であって、製鍊所全体の構成が最もよくわかる。記載されているのは麓川とその北側に配置された製鍊所施設群、水車動力に必要な（導）水路、鑛石運搬軌道（手押しトロッキ軌道）、鑛滓堆積所、沈殿池などの配置が比較的詳細に書き込まれている。中でも、「碎鑛所」と「第一第二搗鑛所」には、水車、杵、臼の配置まで確認できて、発掘成果と建築施設の関係を明らかにするための貴重な資料である。

図 C 「赤石鑛山製鍊場 S=1/300」は図 B （三百分の一とあるが）よりも縮尺は大きい。しかし、描かれた範囲は図 B よりも狭く、施設群の右半分を示している。（導）水路の記載はないが、「鑛石運搬軌道」は記されている。

特筆すべきは、直線で引かれた 2, 3, 4 と番付のあるもので、その形状から配電線と電柱であろうと考える。

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

図 A 「製鍊場周囲三百間ノ地形図縮尺三千分ノ一」

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

図 B 「製鍊所平面図 三百分ノ一」

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

図 C 「赤石鑛山製鍊場 S=1/300」

自家発電の給電設備は大正 13 年に設置されたことがわかっており、この図はその年以降のものでと推定する。

図 B に描かれた建築施設の名称は、同じではない。位置を比較して同定すれば、右から「社宅」2 棟は B に記載はない。続いて「貯鑛所」4 棟は 1 棟だけが記載され、うち 2 棟は前者で「納屋」とある位置に相当する。

最も重要な施設が「搗鑛所」であろう。川岸に近く、「貯鑛所」真下ということと全体の位置関係から図 B で「碎鑛所」と記されているものと推定できる。製錬工程の初期に使われる「碎鑛所」が次の段階の「搗鑛所」として転用されたことを示すかもしれない。

他に図 B にないものが「職工室」「青化収金場」、さらに北から別の「社宅」が図 B では「事務所」に相当し、小規模な「秤室」、「分析所」が記載されている。規模の大きな「分析所」は図 B では「後年青化ヲナスベキ成」と記されたものと規模と形状から同一の建築であると推定できる。「青化収金場」となるべきだったものが「分析所」の機能を与えられたと考えられる。

【断面図】断面図が三面ある。

断面図 A は「碎鑛所断面図 五十分ノ一」と題し、水車径一丈六尺巾二尺四寸 角三寸 長一丈 白長平形 杵一列二十本」と添え書きされ、水車直径約 5 m 弱で巾 73cm 弱、10cm 角で長さが 3 m の回転軸に長平形の白を据え、1 列 20 本の杵と装置構成を説明している。図には直径 5 m の水車と地盤面上に回転軸三本と歯車、この回転によってハネ木を回して上下杵をさせる仕組みが描かれている。

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

断面図 A 「碎鑛所断面図 五十分ノ一」

これらの装置は切妻屋根の建屋の内部に設置され、外部から掛樋で動力源の水を導入していることがわかる。また、直径 5 m の水車の回転軸が地面近くで支えられるために、下半分の水車が地盤面より下で自由に回転しなければならないことがわかる。断面図 A は「碎鑛所」とあり、片側に一列の 20 本の杵を備えることから、図 B の第一・第二搗鑛所に相当しない。

断面図 B は「第一搗鑛所横断面」で、水車は径が二丈（6 m 強）巾二尺六寸（80cm 弱）、杵は三寸角（約 10cm）長さが十五尺（4.5 m 強）、白一個□五本立、片

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

断面図 C 第二搗鑛所横断面

断面図 B 第一搗鑛所横断面

側廿(20)本宛、水車両側にて杵四拾本とあって、水車は「碎鑛所」のものより大きく、回転軸は約1m地上に据え、直接ハネ木を持って片側20本計40本の杵を備えている。掛樋は水車中心軸よりわずかに低い位置に描かれる。

建屋は切妻屋根の簡素なものに思えるが梁間が水車よりわずかに狭く描かれており、注目すべき特徴である。

断面図Cは「第二搗鑛所横断面」で、「水径(車の誤り)径一丈六尺巾二尺四寸 角三寸 長一丈 臼一個ニ付五本立 片側杵兩列四拾本 水車両側ニ設ク」と記述し、軸断面図A「碎鑛所」と同じ大きさだが杵の総本数が80本と4倍を示す。中心回転軸の位置は地面近くだが総数は四本と多い。掛樋位置は高い。

建屋は、棟に越屋根を持った特徴があり、建屋内の換気や明るさを期待したものと考えられる。

【写真資料】 写真資料が提供する情報は豊富である。撮影日時は必ずしも明らかでないが、製鍊所全体を記録する意図は明らかである。写真1と2は比較的近景を捉えており、施設建物(以下、配置図BとCに認められる施設名を末尾に付けて示す。)のほかカメラを向いた人物群、運搬軌道(トロック)を押す二人の人物などが認められる。

写真3,4,5は製鍊所全体を捉えるもので施設建屋の配置が確認できるが遠景のためか人物は見られない。

写真1は、最も注目を集める写真である。手前には土橋の掛かる麓川(橋上の人物は所長と伝える)、対岸に製鍊所の中心的施設建築群、8~9棟が確認できる。最も高い位置に「事務所」B(又は「社宅」C)、その下に「納屋」B(「職工室」C)、手前に3棟の建屋。右奥から茅葺の「碎鑛所」B、最も近いものが板葺きで越屋根を持ち、片側に水車を持った新しく見える建屋(「碎鑛所」B)、その左に高床で横軸回転機械4機を据えた同じく板葺きの建屋(用途不明、二階建?)がある。

さらに画面左奥に煙突を持った規模の大きな建屋がある。その形状から、「後年青化ヲナスベキ成」B「分析

所」Cである。用途が変わったことを示す。その左奥に茅葺屋根2棟が見え、さらに最も遠くに茅葺寄棟の2棟の小規模な建屋が見える。

写真2は「分析所」Cをその左、西側から撮影したもので、左手前に切妻茅葺の屋根だけの小屋、中央奥の高い位置に「事務所」B(又は「社宅」C)が、画面左端に写真1の最奥に位置する茅葺建屋と付属屋が見て取れる。

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

写真2

写真3には、製鍊所全体が良く捉えられている。右端の「碎鑛所」Bから、左端の「第一・第二搗鑛所」までが配置図と共に確認できる。ただし、配置図に確認できない建屋も多く、製鍊所施設内は多くの施設建屋がひしめいていたことがわかる。

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

写真3

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

写真1

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

写真4

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

写真5

写真4, 5は製錬所全体をさらに西側遠方から撮影したもので、奥の施設建屋群のほか、手前に「鑛滓堆積所」B、「沈澱池」Bなど様子が確認できて、製錬所全体の構成をよく示している。

【発掘成果所見】「金山水車（轟製錬所）跡」の埋蔵文化財発掘調査の成果から得られる建築学的所見は以下である。

1 金山水車（轟製錬所）跡の所在を発掘調査によって確認した。

2 製錬所を構成する主要なインフラのうち、道路・（導）水路・分水路・水車抗・放水口・造成地跡・石垣・石列などを発掘し、配置図B・Cの記載内容と照合した。

特に、見事に掘削された深さ2 m以上の水車抗の検出

は、施設建屋の断面図A，Cに描かれた水車のサイズと配置の様相を確認できた。

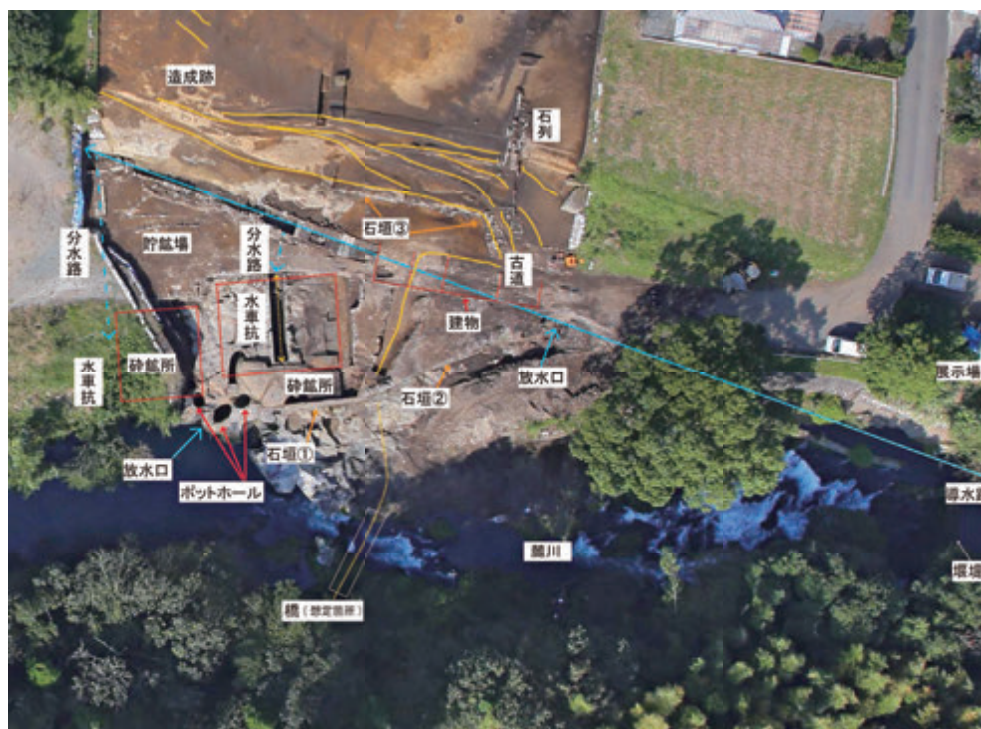
3 発掘調査範囲内に明らかに水車を持った建築物一棟と建築物の一部が検出されている。前者は建屋中央に水車坑が位置するように見受けられる。配置図B中央と断面図B・Cの「第一・第二搗鑛所」の両側杵列の形式に相当する施設と考えられる。後者は「貯鑛所」B，あるいは「馬や」の一部であろう。

4 写真1の中央部に見える越屋根付き板葺屋根の建屋は片側（左）に水車を備えるもので、その形式からは「搗鑛所」に相当しない。

検出した水車施設は、写真1の右奥の切妻茅葺であるとの推定が妥当であろう。

5 写真1中央部に位置する建屋は今般の検出した範囲内になく、さらに西側にあったものとする。配置図Bに「碎鑛所」として片側水車の建屋が描かれており、また水路と分水路の形状と描かれた建屋内部（片側杵列）から、それが最も妥当であるとする。したがってその存在は今般の発掘調査からは証明されていない。

6 製錬所の全体像は発見された写真資料や図面資料によってうかがうことができるが、今般の発掘調査範囲はその数分の一にしか及んでいない。更に広範囲な発掘調査が望まれる。



発掘成果評定図（埋文センター）

下郡金山水車跡に関する調査データの評価

鹿児島大学名誉教授 門 久義

金鉱石製錬法の概略

日本では鉱石から金を取り出す技術として、灰吹法は16世紀に朝鮮半島から石見銀山に伝わり、混汞法（アマルガム法）は17世紀に佐渡金銀山で試されたとされている。しかし、村上の報告¹⁾によれば、飛鳥池遺跡の出土遺物に対する科学調査により、どちらの技術も7世紀後半にその基本はすでに日本に導入されていたと推定されている。一方、薩摩藩では山ヶ野鉱山などで多数の搗鉱水車によりアマルガム法による製錬が行われていた。

明治時代に入り、官営の鉱山などでは混汞製錬、搗鉱製錬、沈殿製錬、青化製錬が主に行われていた。内藤²⁾によると、混汞製錬法は金銀粒が比較的大きく含有率の高い富鉱向きの製錬方法で、低品位鉱石の場合はコストの極めて低い搗鉱製錬によった。この方法は、杵で鉱石を破碎しながら水銀を注入して金銀を汞化させ、アマルガムを生成・捕集する方法であり、広義の混汞法に含められるが、搗鉱碓内で破碎と水銀注入を同時に行うのが特徴である。

沈殿製錬とは、混汞製錬と搗鉱製錬では捕集できない鉱尾を対象としたもので、搗鉱尾・混汞鉱尾の後処理に用いられたが、工程が複雑でコスト高となることから、青化製錬に置き換えられることとなる。

本報告では、以上のような金鉱石製錬の変遷を踏まえて、赤石鉱山の工場写真の分析と碎鉱水車の出力見積りを行った。

鹿児島における搗鉱水車の歴史的意義と役割

日本書紀の天智天皇九年（670年）に、「今年、水碓（みずうす）を造りて治鉄（かねわか）す」と記述がある。この水車には、鉄を精錬するときの鞴（ふいご）を動かすものと、鉱石を粉碎するためのものという二説がある。1195（建久6）年には、『東大寺造立供養記』に、水車で多量の米を搗いたことが記録されている。1201～4（建仁）年間には「種子島信基の代、瀬海の砂浜に砂鉄を発見し、師を他国より雇い入れて鑄鉄の業を始めた。」という南島偉功伝の記録がある。伯耆の国古記録には、「薩州にも鉄の産あり、備鉄の如く刃金なく…」、「薩州の鉄の吹き様違ふなり。鞴は琉球人の細工にて水車にて鞴を為差申よし此水車鞴こそ日本記に水碓にて治鉄と言うことに似たり、水車の心木に立添たる坊主木と云う木あり、琉球人僧にて有りし故かく号くると言う」と記載されている。

1586（天正14）年、河村与三右衛門が淀城の北側、当時桂川と宇治川の合流地点とその下流側に大小二つの

筒車（揚水水車）を作り、以後、300年間ほど作り変えて維持され、大坂を中心として周辺に水車利用が普及した。

1640（寛永17）年に山ヶ野金山発見、1661（寛文元）年に串木野金山発見、1684（貞享元）年に枕崎鹿籠金山が発見され、1697（元禄10）年頃には搗鉱用動力に水車の利用が始まったものと思われる（琉球僧の教示によると言われている）。1699（元禄12）年に枕崎神殿金山が発見され、1717（享保2）年には奄美大島で田畑左文仁が水車による搾塘を導入した。

1722（享保7）年頃には磯邸用水のため疏水工事が行われ、稻荷川の上流精木川を川上村と下田村の間で分水し磯邸に至る距離約一里、その間、長きは一町（約109m）、短きは4、5間（7.2～9m）の隧道が17箇所あった。1849（嘉永2）年には滝の上火薬製造所を設立し、水車により硝石・硫黄の粉碎を行った。1851（嘉永4）年には反射炉雛型製造に着手、1852（嘉永5）年に反射炉雛型完成するも鉄の溶解に失敗したが、反射炉一号炉建設に着手し、溶鉱炉建設にも着手した。1853（嘉永6）年に反射炉一号炉が完成した。同年6月3日にペリー艦隊が浦賀に来航し、磯では大砲鑄開機製造に着手した。1854（安政元）年には溶鉱炉が完成（日本で最初？）し、鞴駆動は水車を使用していた。1855（安政2）年3月には鑄開機が完成し、一時に6門の砲を鑄開できるもので、動力に水車を利用していた。同年、郡元に水車動力の精油所を設置、後に米搗き水車、紡績水車も設置した。

1863（文久3）年に薩英戦争の砲撃で集成館の工場などが焼失し、全面的に破壊されたが、敷根火薬製造所を建設し、1864（元治元）年に工作機械を長崎に注文して集成館機械所の建設に着手。1865（慶応元）年には諸機械全て到着し、試運転を開始（この機械工場は現在の尚古集成館）。

1877（明治10）年1月～9月、西南の役。同年5月に永野金山再興のため、フランス鉱山技師ペ・オージェを招聘し、山ヶ野に蒸気機関の搗鉱製錬所（50ポンド杵10本）、永野に水車利用の搗鉱製錬所（50ポンド杵20本）を導入したが、新式製錬所の成果が思わしくなく、1880（明治13）年8月にペ・オージェを解雇し、直営と自稼請負法による採金システムを再導入した。1908（明治41）年3月の水車位置図によれば、栗野村幸田に49台、横川村上ノに242台、永野村永野に188台、計479台の自稼請負搗鉱用水車が存在した。この頃、芹ヶ野金山で202台、鹿籠金山で21台の搗鉱水車が稼働していた。

図1は、当時の自稼請負人の搗鉱水車写真である。水車の両側に杵が設けられていることが分かる。このような方式は薩摩藩の水車で顕著に見られ、その代表的なものとして、図2に示す滝の上火薬製造用銃薬水車である。



図1 明治37(1904)年頃の山ヶ野金山の搗鉦水車

これらはいずれも薩摩藩が導入したものと考えられる。

以上のように、藩政時代から明治・大正・昭和にかけて、鹿児島では唯一の動力源として水車を本格的に導入し、とくに産業用動力として非常に多くの在来型水車が利用されてきた。

赤石鉦山と製錬所の概要

赤石鉦山は1890(明治23)年に高良祐次郎氏が金鉦脈の露頭を発見し、探鉦が始まったが、1906(明治39)年に宮内氏へ全権利が譲渡され、1912(明治45)年に赤石鉦山と改称されて本格的採鉦に入った。金山水車が用いられた製錬所は、1904(明治37)年に銀工区製錬所として認可され、1912(明治45)年には赤石岡鉦山金銀鉦製錬所となっている。

赤石岡鉦山金銀鉦製錬所では、搗鉦製錬とその鉦尾を沈殿製錬で回収する方法を用いていたと思われる。これは、1921(大正10)年に麓川に自家用発電水量使用願が提出され、1926(大正15)年にウィルフレ選鉦沙

盤(電動機仕様)使用許可申請が行われていることから推定できる。

現存する「製錬所平面図」によると、「貯鉦場」、「砕鉦所」、「第一・二搗鉦所」、「鉦尾乃鉦滓堆積貯場」、「沈澱池」などが示されている。また、「後年青化ヲナスベキ家」という表記もある。水車は砕鉦所、第一・二搗鉦所の三か所で使用されていた。搗鉦所の水車は、両側に杵を設置した薩摩方式のものであるが、砕鉦所の水車は片側にのみ杵が設けられていた。これらと下流の発電所を含め、個人所有とはいえ本格的な金鉦石製錬所であったことが明らかである。製錬所は1935(昭和10)年に閉鎖されるまで稼働を続けた。なお、現存する写真では、砕鉦所の下流側に隣接して、混汞槽と思われるものが4台程度見えおり、ウィルフレ選鉦沙盤に掛ける前処理をしていたものと思われる。

藩政時代には、山ヶ野金山に代表されるように、藩主導のもとに圧倒的多数の搗鉦水車が利用され、水力発電所の設置も行われてきた。このような製錬所が個人経営の赤石鉦山においても大規模に取り入れられていることが、この製錬所の歴史的意義である。鹿児島県において、個人経営の金山で、このような本格的な製錬所は他に例がなく、貴重な産業遺産と思われる。

発掘された水車跡の状況

図3は、発掘された金山水車跡である。この水車は、前述の「砕鉦所」の上流側に隣接した位置にあり、前述の製錬所平面図よりも後に設けられたものと考えられる。水車は胸掛けで水車を囲む石組みは堅牢で当時の形状をそのまま維持している。排水路も石組みで、川岸にあるポットホールに繋がれている。砕鉦所の水車の直径は1丈6尺(4.85m)、幅2寸4尺(0.73m)であったことから、今回発掘された水車も同程度と思われる。

図4は水車への導水路の跡である。水路側面の岩盤には四角の穴が同じ高さに開けられており、導水路をカバーするものが設置されていたと思われる。これからも分かるように、導水路はゴミや木々の落ち葉などが入り込まないように丁寧に製作されていたものと思われる。

図5は水車跡から100m程度上流にある取水堰と取水

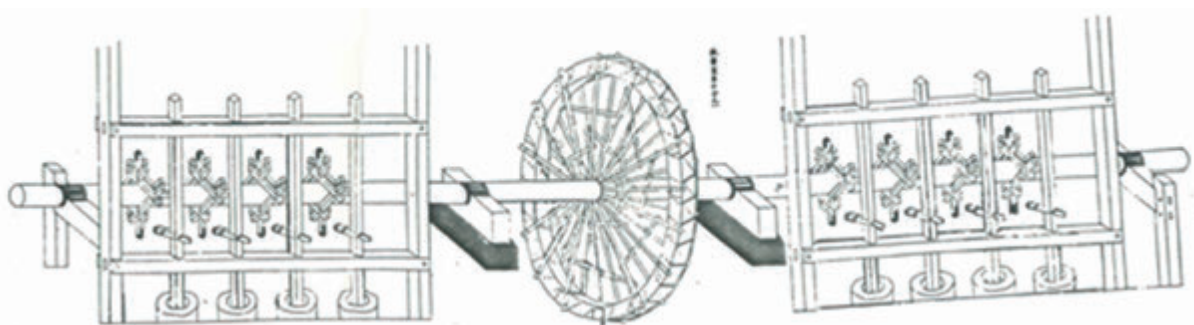


図2 滝の上火薬製造所の銃薬水庫



図3 金山水車設置跡



図4 水車への導水路



図5 取水堰と取水口



図6 水力発電設備の遺構

口である。取水口からの導水路は後世の道路拡幅工事のために途中で止められているが、水車跡近辺の導水路跡は今回の発掘により明瞭になった。

今回の遺跡発掘によって明らかになったことは、金製錬の第一工程である在来型水車による砕鉱所と、堰堤か

ら石組み水路による在来型水車への導水路である。さらに現存資料からは、はるかに広範な製錬所であったことがわかる。このことから、赤石鉱山の製錬所は民間による規模の大きな工場であったことがわかり、近代化産業遺産としての価値があるのは言うまでもない。さらに、金属製錬には多量の電力が必要であることから、製錬所の下流に117kWの水力発電所を設置して大正10年に送電を開始している。図6は現存する水力発電設備の遺構である。

下郡金製錬所写真に見る製錬所の変遷

鹿児島県立埋蔵文化財センターから提供を受けた古写真5枚を詳細に見ていくと、大変興味深いことがわかってきたことから、その検討結果を述べる。

図7には第二搗鉱所が存在せず、分析所と事務所のみが見られる。別途の製錬所平面図からすると、左端にあ

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

図7 明治45年創業当時の状況(?)

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

図8 創業当時の砕鉱所附近の状況(?)

る茅葺屋根の建物が第一搗鉱所のようなものであるが、写真では定かでない。このことから、図7は明治45年の創業時のものと考えられる。

図8は同じく創業時の砕鉱所付近の状況と思われる。砕鉱所隣の建物には、混汞樽と思われる装置が設置さ

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

図9 第二搗鉦所の建設中(?)

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

図10 図9における搗鉦水車(導水路設置中?)

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

図11 第二搗鉦所設置後の全景

れており、搗鉦製錬の始まりの前段階ではないかと考えられる。

図9は第二搗鉦所の完成間際で、建物は真新しく、図10に示す搗鉦水車には上掛け用水路が取り付け途中であることがわかる。なお、川沿いに7面の沈殿池が整備されており、搗鉦製錬後の鉦尾を用いた沈殿製錬か青化製錬が始まったものと考えられる。

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

図12 図11中の碎鉦所付近の状況

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

図13 屋根の劣化が見られる後年の第二搗鉦所(背後により大きな建物が見られる)

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

図14 図13における搗鉦水車の状況

図11は第二搗鉦所の完成後の製錬所全景と思われる。この写真の右端にある碎鉦所付近を拡大したものが図12であるが、隣接する寄棟造りの茅葺屋根の建物の川側には、高い石垣が設置されている。図8の碎鉦所右側に見られる建物は切妻の茅葺屋根であることから、この建物を建て替えた可能性がある。

図13は沈殿池が2段となり、4面追加されている。

また、第二搗鉦所の背後に大きな工場が設置されており、第二搗鉦所は、図 14 から分かるように、かなり劣化している。このことから、新しい搗鉦所が設けられた可能性、あるいは青化製錬所が設置されたかも知れない。

佐渡金山における製錬については、『原鉦に対しまず搗鉦製錬を行い次いでその鉦尾に青化製錬を施すという「一貫作業」を中心とし、熔鉦製錬はいわば両者の補完として最上鉦の原鉦あるいは両者からの汰物を扱う、という体制となった 2)』と記述されていることから、赤石鉦山の製錬所においても、同様の処理が行われていたと思われる。

砕鉦所水車の性能見積り

鹿児島県埋蔵文化財センターから提供を受けた水路関係の資料に基づき、砕鉦水車の出力性能の試算を行った。図 5 の取水堰から図 4 の水路を経て、途中から図 3 の水車へ水が供給されていた。



図 15 砕鉦用水車への水路の発掘調査結果

図 15 は、水路の発掘調査範囲の平面図を示している。図中の赤線は水量を計算するための断面位置、番号は各断面を示している。

表 1 にそのデータを示している。このデータに基づき、開水路に関するマンニングの式により、水路の流量を計算した結果を表 2 に示す。この結果、導水路の流量は $1.19\text{m}^3/\text{s}$ 、分岐後の水車側流量は $0.23\text{m}^3/\text{s}$ となっている。

砕鉦水車の出力性能の見積り結果を表 3 に示す。水車

表 1 導水路の詳細データ

導水路	水路断面	水路高さ m	水路断面	水路断面	水路断面	推定流量
位置	番号	幅	右岸	左岸	代表高さ	m^3/s
導水路	1	1.8	1.05	1.05	1.05	1.09
					距離 m	15.2
	2	1.3	0.9	0.9	0.9	1.17
					距離 m	10
	4	1.3	1.1	0.8	0.8	1.04
					距離 m	15.8
水車側	6	0.45				109.7
	4	0.3	0.1	0.8	0.8	0.24
	3	0.7	0.25	0.25	0.25	0.175
					距離 m	3.6
水車側		5	0.7	0.35	0.35	0.245
						109.45
						109.95

表 2 導水路の流量見積り

水路の断面形状のデータと勾配のデータを整理	記号	導水路	水車側	備考
・水路の幅	B	1.3	0.7	
・水路の高さ	H	0.63	0.175	水路高さの 70% と仮定
・水路底面の勾配	i	0.0067	0.0556	
・粗度係数	n	0.03	0.03	
2 流水の面積(流量)を求める	A	0.819	0.1225	
3 周辺(濡れ道)	S	2.56	1.08	
4 面積(流量)と周辺から径深(R)を求める	R	0.320	0.117	
5 流速(V)を求める	V	1.454	1.875	
6 求めた流速に面積をかけて、流量(Q)を求める	Q	1.191	0.230	

表 3 搗鉦水車の出力性能見積り

水車供給口水路断面から水車設置面までの高さ		3.5	m	
有効落差 h	h	3.4	m	水車設置下堰の距離 0.1m と仮定
流量 Q	Q	0.230	m^3/s	
水車効率 η	η	0.55		胸掛け: 0.45~0.65
重力加速度 g	g	9.8	m/s^2	
水の密度 ρ	ρ	1000	kg/m^3	
水車出力 W	W	4.21	kW	

の諸寸法は不明であるが、胸掛け水車であることと、水車への水路落とし口底面から水車抗の底面までが 3.5m であることから、有効落差を 3.4m と推定した。水車効率は胸掛けの場合、0.45 ~ 0.65 程度であることから、0.55 と仮定した。以上より、砕鉦水車の出力見積りを計算すると、4.21kW となった。

おわりに

本件について鹿児島県埋蔵文化財センターから当方に調査協力依頼があったのは小水力の観点からであった。以前の県内小水力利用実績調査に際して、当該製錬所について聞き取り調査をした経緯があったが、発掘調査の現場に入って、当製錬所の規模の大きさに驚くとともに、しっかりした石組みの水路・水車跡と堅牢な取水堰が残っていること、水力発電所用の取水堰と水車・発電機の遺構もあることから、非常に貴重な遺跡であることが分かった。今回の調査に基づき、現代的な意味を持たせるための取組も今後進められることを希望して、本稿を置くことにする。

参考文献

- 1) 古代の金・銀精錬を考える - 飛鳥池遺跡の事例を中心に -, 村上隆, 奈文研紀要 2007, pp. 30-31
- 2) 明治期佐渡鉦山の製錬部門における技術導入, 内藤 隆夫, 経済学研究 62-3, 北海道大学 2013. 2, pp. 96-106

轟製錬所水車場跡の鉱業史的意義

九州大学名誉教授 井澤 英二

1. はじめに

鹿児島県教育委員会が、2014年7～10月に南九州市知覧町郡で実施した発掘調査で、轟製錬所の水車場跡が発見された。知覧の中心から西約2km、大字郡小字轟、万之瀬川上流の麓川河畔で水車を動力として金銀鉱石の製錬を行った遺構である。調査では岩盤を掘削した水車坑(幅1.3m、深さ3m、長さ8m)や導水路(80m)が見つかり、隣接する下流側の未調査の場所にも水車坑があると思われる。この水車場跡について、2014年11月21日および2015年2月4日に現地視察をおこなった。その後の資料解析にもとづき、轟製錬所の明治期から昭和期にかけての操業の変遷とその鉱業史的な意義を報告する。

2. 明治期の金銀鉱石製錬

金銀製錬は、明治3年(1870)に佐渡と生野で「カ式スタンプ」(California stump)及鍋混汞法を行ひ(鉱山懇話会、1932)とあり、乾式製錬と灰吹からなる旧来の方法から次第に外来の湿式製錬法に変わっていった。なかでも水銀(汞あるいは「汞」項)〔読みはコウ〕を用いる方法(混汞法=アマルガム法, amalgamation process)と青化法(cyanide process)が中心の技術となった。

(1) **混汞法**：粉碎した金銀鉱に水銀を混ぜると、水銀は金銀と結合して固体のアマルガムをつくる。その後、アマルガムを加熱して水銀を蒸発分離して、金銀を得る。これを混汞法という。混汞法は、自然金に富む石英質の金鉱には最も有利である。自然銀や塩化銀であれば銀鉱にも適用できる。しかし、銀が輝銀鉱(現在の鉱物名は針銀鉱)や濃紅銀鉱のような硫化鉱物として含まれる場合には、鉱石粉を食塩とともに焼く塩化処理を必要とする(渡邊, 1940; p. 437-438)。明治40年頃、混汞法による金の採収率は60%ほどであるが、銀は15%程度に過ぎなかった(鉱山懇話会, 1932; p. 389)。そのため、銀鉱には明治30年代以降青化法を併用することが多くなった。金鉱の場合も『明治39年本邦礦業の趨勢』(農商務省鉱山局, 1907)は、「金鉱の湿式製錬にありては三十九年に至りほとんど搗鉱混汞法及青化法の両法に依ることゝなり」と報告している。

(2) **青化法**：青化法は鉱石中の金銀をシアン化カリ(青酸カリ)またはシアン化ナトリウム(青酸ソーダ)の希薄水溶液に溶かし、これを亜鉛で沈殿させる方法である。19世紀後半に発達した技術で、日本では明治32年(1899)波佐見金山、明治33年(1900)牛尾金山で初めて行われた。青化液の濃度は0.1%あるいはそれ以下で、自然金、エ

レクトラム(金銀の合金)、輝銀鉱のいずれからも金銀を溶出できるため、石英質の金銀鉱の製錬に広く用いられるようになった(渡邊, 1940; p. 440-444)。初めは混汞法と併用されていたが、大正3年(1914)以後は青化法単独で用いられるようになり、混汞法は大正15年(1926)までには廃止された。

明治期の混汞法と青化法については、眞継(1911)に詳細が記述されている。

3. 南薩地域の金銀鉱床

薩摩半島南部(南薩地域)には多数の金銀鉱床がある(図1)。地質学的には、1400万年前(中期中新世)に生成した錫鉱床(錫山)の西方と南方に分布する小規模な銀鉱床と600～100万年前(鮮新世～更新世)の火山活動に伴う金銀鉱床に分かれる(日本地質学会, 2010; p. 517-527)。

(1) **錫山地区の中新世鉱床**：錫山地区の錫鉱山は江戸時代に薩摩藩の重要鉱山であり、神殿(ごどん)金山も開発されたが、周辺の銀鉱脈は明治10年代以後の発見と開発になる(宮久, 1968)。そのなかでは、明治11年(1878)発見の阿多郡(後に日置郡)伊作村助代鉱山が重要である。明治15年(1882)五代友厚の所有となり、同17、8年ころに生産を開始している。鉱山の付近に製錬所を設置する以前には鉱石を鹿籠鉱山へ送り製錬したという(井上, 1910; p. 45-46)。産銀のピークの明治28年(1895)には409kgを生産している(仲佐, 1878)。脈巾0.75mの石英脈で、方鉛鉱、硫砒鉄鉱、黄鉄鉱、黄銅鉱をとまなう(宮久, 1968)。この地域の鉱脈の鉱物については、助代鉱山の北方1.5kmにある湯之浦鉱山の鉱石が詳しく調査され、輝銀鉱や濃紅銀鉱など銀の硫化鉱物が報告されている(木下, 1961)。

同地区の銀山では、阿多郡(後に日置郡)田布施村の小平鉱山が明治22年(1889)ころの開坑、堀切鉱山は明治29年(1896)の開坑などで付近の川岸に製錬所を設けていた(井上, 1910)。宮内敬二は明治27年から29年にかけて田布施村石塔庵地区の銀鉱山の特許採掘を許可されている(特許第2173号 入角口・石塔庵, 明治27年6月6日; 特許第4091号, 第4092号 十連ほか, 明治29年6月11日)(日本鉱業会, 1898)。鉱石は助代鉱山の製錬所に送って製錬したという(井上, 1910; p. 54)。

(2) **鮮新世～更新世鉱床**：鮮新世～更新世の火山活動に伴う鉱床には、鹿籠(かご)の金銀鉱脈と枕崎周辺の赤石(あけし)・春日(かすが)などの含金珪化岩鉱床、池田湖周辺の金銀鉱脈がある。鹿籠金山は江戸時代に薩摩藩の重要金山であったが、それ以外の金山と銀山の開発は明治20年代になってのことである(宮久, 1966; 宮久ほか, 1975)。

枕崎周辺には赤石、春日、岩戸などの含金珪化岩鉱床がある。これは火山岩に強酸性の熱水が作用して、珪酸分

だけが溶け残った岩石で、珪化岩と呼ばれ金が含まれている。このタイプの金鉱床は、石英質の硬い岩石なので浸食されにくく、小丘状の地形をつくることが多い。明治23年(1890)に高良祐二郎が金鉱石を発見(農商務省鉱山局, 1918)した赤石野岡も、比高70mほどの丘である。金鉱床は、縦／横／高さが数百mの芋のような形をした塊状の鉱体からなる。発見後、明治31年(1898)までの採掘特許の一覧(農商務省鉱山局, 1893; 1895; 日本鉱業会, 1898)には採掘鉱区の記載はない。井上(1910; p. 79)によれば、赤石鉱山は明治23年の発見後「時ニ探鉱セラレ同三十四年ニ至リ始メテ製錬ニ着手セルモ同三十六年ニハ鉱石貧劣トナリ爾来専ラ探鉱ニ従事シ同三十九年十月ヨリ更ニ再ヒ製錬ニ従事スルニ至レリ」という。明治34年に最初の製錬を行った場所は不明である。

池田湖地区には小規模な金銀鉱脈が多数分布している。代表的なものは池田湖北方の生見(ぬくみ)鉱山、池

田湖西北西の大谷(おおたに)鉱山、池田湖南西の弁財天(べざいてん)鉱山とそれに隣接する頼娃(えい)鉱山などである。なかでも、明治26, 7年(1883, 4)開坑の生見(ぬくみ)鉱山と明治28年(1885)発見、明治33年(1900)2月に稼業を始めた弁財天鉱山は、南薩地域で最も高品位の銀鉱石を産した鉱山である(宮久, 1966)。生見鉱山の明治32年の鉱石の銀品位は0.26%, 産銀は2,610kgで弁財天鉱山の明治36年(1903)の産銀は6,481kgと記録されている(井上, 1910)。生見鉱山は石英脈に少量の黄鉄鉱・黄銅鉱とともに輝銀鉱を含んで銀分が高く、露頭付近から角銀鉱(AgCl)に富んだ富鉱を多量に産した(木下, 1961; p. 204)。弁財天鉱山の鉱石の銀鉱物は不明であるが、輝銀鉱が主なものであろう。風化作用を受けた浅部の富鉱帯は、粘土状で黒色の二酸化マンガンを富み(宮久, 1966), 生見鉱山同様に角銀鉱に富んでいたと推測される。

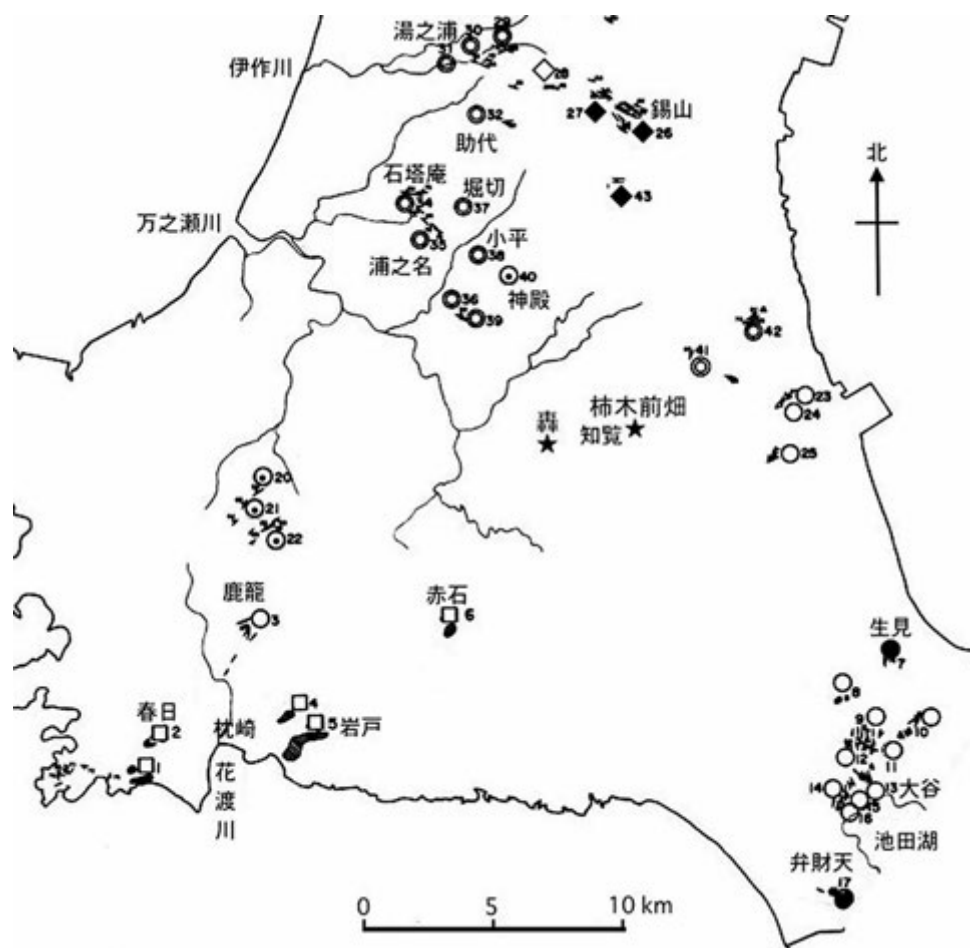


図1 鹿児島県薩摩半島南部の金銀鉱床分布図(錫鉱床, アンチモン鉱床を含む)。通商産業省(1986)の第16図に加筆修正。

★ = 製錬所; □ = 含金珪化岩鉱床; ○ = 金銀鉱脈(鮮新世～更新世); ● = 銀鉱脈(鮮新世～更新世); ◎ = 銀鉱脈(中新世); ⊙ = 金銀鉱脈(中新世); ◇ = アンチモン鉱脈(中新世); ◆ = 錫鉱脈(中新世)。鉱床に添えられた数字は、通商産業省(1986)の第17表の鉱床番号。

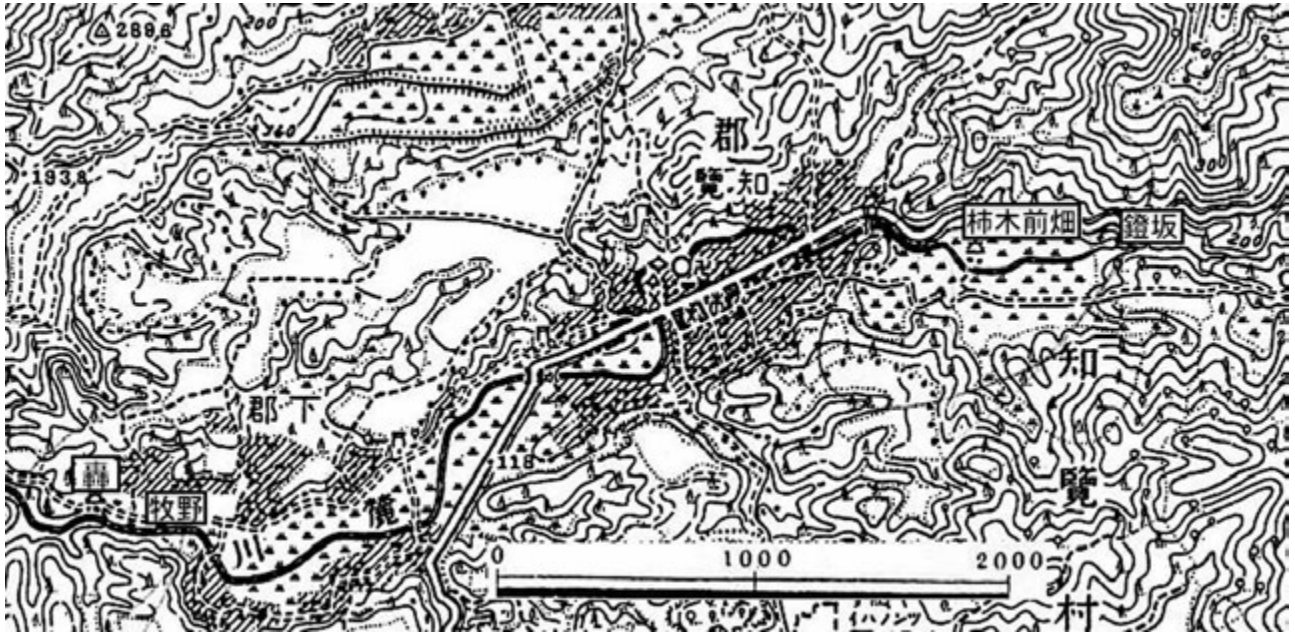


図2 明治35年(1902)測量の5万分の1地形図。知覧中心の町から東数百m柿木前畑と、西およそ2km轟の2箇所に水車の記号が見られる。小字轟の東側に隣接して小字牧野が、小字柿木前畑の東側に隣接して小字鑓坂がある。小字名は枠で囲み左横書きで表示した。

4. 麓川河岸の製錬所

(1) 柿木前畑製錬所：宮内家文書に、知覧東方の麓川右岸小字柿木前畑に製錬場を設置する書類「製煉場認可願(明治37年5月17日付)」がある。対象鉱山は製錬場から約20kmはなれた「特許第5784号金銀鉱」で、設計図に揖宿郡額娃村と記載され、願人宮内敬二は共同鉱業人とある。認可願によれば、柿木前畑には明治24年(1891)水車建設が許可され、明治32年(1899)に平山茂樹が譲り受け、明治37年の願人宮内敬二が現建物を使用するとされている。このことから、製錬所は新設ではなく既存の施設を使用する計画と考えられる。塩化焙焼と樽混汞法(barrel process)による銀製錬を行い、鉱尾からは青化法で金銀を採取する設計である。乾搗鉱で2,250kg/日の銀鉱石を処理するとある。鉱山は特定できないが、弁財天鉱山に隣接する銀鉱区の鉱石を処理する施設である。

柿木前畑での混汞製錬は3つの工程からなる。まず、額娃村の鉱区から運ばれた金銀鉱石は水車動力で乾搗鉱(乾式粉碎)を行い、ふるい分けて砂状にする。動力の水車は、径2丈1尺(6.36m)、巾3尺(0.91m)、3馬力である。鉄製杵先を備える木製杵24本(1列12本を2列)使用する。このような木製搗鉱機は薩摩式又は鹿児島式と称され、当時の多くの小規模鉱山に使用されたものである(鉱山懇話会、1932;p. 460)。

次は塩化焙焼で、砂鉱を焼鉱炉で食塩とともに焼き、銀を塩化銀にする。煙突は石造り高さ17尺(5m)で、数年来煙害は生じていないという。

第3の工程は、樽混汞で、焼砂を水銀とともに混汞樽に入れ、樽を1昼夜回転して金銀をアマルガムとする。混汞樽の回転の動力は5馬力の水車で、径20尺(6.06m)、巾1尺9寸(0.58m)である。混汞樽は長さ3尺4寸(1.03m)、径2尺6寸(0.79m)、4本を1列として二列並び計8本で1室、これを2室設置して合計16本の樽となる。常時は1室のみ、必要な場合2室を使用する。

ただし、添付の図面では、設計書の記述と少し異なり、搗鉱と樽混汞を1台の水車で行うように描かれている。水車は、径2丈5寸(6.2m)、巾2尺(0.61m)、片側に乾搗機(臼19個)が並び、反対側に混汞樽4本を1列として二列並び計8本である。また、混汞樽は長さ3尺(0.91m)、径2尺5寸(0.76m)とある。

アマルガム(混汞金銀)は、分析所で蒸発器に入れ水銀を蒸発回収し、残塊が粗金銀である。これを灰吹法で金銀の純度を上げて製品とする。

この樽混汞法の鉱尾からは、さらに青化製錬で金銀を採取する。設計書の数値から計算すると、金銀混合物(大部分は銀)の年生産予定額は樽混汞法(1,260kg)と青化法(70kg)の合計1,330kgになる。

(2) 轟製錬所：同じ明治37年(1904)の宮内家文書のなかに、田布施の銀鉱山「明治38年鉱業施業案(明治37年10月提出、12月9日認可)」がある。石塔庵鉱山(特許第2173号)ほか2鉱山(特許第4091号と第4092号、刈ヶ迫鉱山と常珠寺鉱山)の施業案である。製錬場は3鉱山共同で水車1台(杵40本)を使用し、700kg/日の鉱石を処理するとされる。処理量は、柿木前畑製錬場の3分の1

の規模で、見込まれている銀鉱の品位から計算すると、285kg/年の銀産になる。

この製錬場が麓川河岸の轟製錬所であることは、「製錬場廃止御届」（明治45年3月29日提出：宮内家文書）から知ることができる。そこには、明治37年5月31日に認可を受けた特許第4091、4092、2173号銀鉱区製錬場を廃止する理由として、採登第14号鉱区、つまり赤石野岡鉱山の製錬場とするためと書かれている。一方、廃止届と同時に出された赤石野岡鉱山「製錬場開設届」には、設置場所が川辺郡知覧村大字郡小字轟と明記されている。

明治35年(1902)測量の地図には知覧中心の町から東数百mの位置と、西およそ2kmの2カ所に水車の記号が見られる(図2)。前者は柿木前畑製錬所の位置である。後者は今回水車跡が発見された字轟にあり、轟製錬所に対応する。轟に製錬所が設置された時期は明治35年以前であった可能性もある。

(3) 井上禧之助の報文：明治39年(1906)11月から翌年1月にかけて加世田地域を踏査した農商務技師の井上禧之助は、池田湖南西方にある弁財天銀山の銀鉱を処理する水車利用の製錬所が麓川にあると報告している(井上, 1910:p. 127)。

弁財天銀山は明治33年(1900)の開発当初、20kmの距離にある知覧製錬所に鉱石を運び、1日に1,500～3,000kgの鉱石を製錬した。明治34年には4,500kg/日の鉱石を処理する設備としたが、水量不足で予定額の製錬はできなかった。そのため明治35年に本山において蒸気力によって4,500～9,000kg/日の製錬を開始した。明治40年(1907)ころの弁財天銀山は坑内下部の排水の困難から鉱石量が減少して、知覧製錬所では本山に残存する混汞製錬の鉱尾を、混汞製錬と青化製錬で処理するだけになった。処理量は5,000kg/日程度である(井上(1910;p. 127)。

知覧製錬所の場所について、井上(1910)の記述は混乱している。「知覧製錬所ハ知覧ノ東数町鑑坂製錬所及現ニ赤石金山ノ鉱石ヲ製錬スル柿木畑製錬所」(p. 127)と述べ、赤石鉱山の金鉱石の製錬が明治39年(1906)10月から再開され「製錬所ハ知覧ノ西約二十町ノ柿ノ木畑ニアリ」(p. 79)と述べている。知覧の西2kmにある製錬所は轟製錬所である。また、知覧の東数百mは小字柿木前畑で、その東に隣接する小字が鑑坂である(図2)。知覧の東に、弁財天銀山の鉱尾を処理する「鑑坂製錬所」と特許第5784号金銀鉱を製錬する「柿木前畑製錬所」の二種類の製錬操業があったことから生じた混乱と思われる。

5. 明治期轟製錬所における銀製錬と金製錬

前述したように、宮内家文書「明治38年鉱業施業案(明治37年10月付, 12月9日認可)」によれば、轟製錬所の処理量は700kg/日で柿木前畑の3分の1である。水車

は1台で杵が40本とある。柿木前畑製錬場と同様な銀鉱の製錬であることから、水車動力の乾式搗鉱で粉碎し、鉱砂を塩化焙焼して樽混汞法によって銀を得たと考えられる(図3)。また、青化法による鉱尾の製錬も行われていたであろう。

年代は不詳であるが、轟製錬所の古写真3葉がある。その中の1枚には水車場と樽混汞法らしい設備が写っていて、混汞樽は4本を1列に並べているように見える(図4)。横の建家には、高さ10mはありそうな煙突が写っていて、塩化焙焼炉の煙突と思われる。別な1枚には、広大な鉱尾置場、沈殿池などが見える。これらの建物と設備は、明治37年(1904)当時の轟製錬所を思わせる。

明治39年(1906)10月には、赤石野岡鉱山の鉱石の製錬が轟製錬所で開始された(井上, 1910:p. 79)。製錬工程は不明であるが、金鉱石の製錬に塩化焙焼は不要であり、通常は水搗混汞法が用いられる。宮内家文書に鉱物搗砕用として小字轟に堰を建設するための「公用水面使用願」(明治38年1月24日付)と「設計書・請書」(明治38年6月29日付)がある。この書類から、轟製錬所ではこれまでの乾式搗鉱用水車に加え、水搗混汞用水車を増設したものと推測される。鉱尾については青化法による試験も行われたであろう。なお、「設計書」には「水車用水堰ハ」「既設搗鉱用水車場ヨリ下流参拾間ノ処ニ建設シ」「水車場ハ堰ヨリ下流式拾間ノ民有田地ニ建設ス」と書かれていて、新設の水搗混汞用水車を既設水車の下流90m付近に設置する計画である(図3)。

宮内家文書に「赤石野岡鉱山の鉱業施業案(明治42年3月28日付)」があり、明治38年(1905)鉱業施業案の改正と説明されている。この施業案によれば、赤石野岡鉱山で採鉱された粗鉱は、手選されて10km離れた轟製錬所に駄送される。この製錬元鉱の量は4,000貫(15,000kg)/月で、日量にすれば500kgである。製錬は人員4人でを行い、水搗混汞法によって金をアマルガムとし、さらに鉱尾から青化法で金を採取するとしている。搗鉱用水車は2台(2馬力)で木製杵40本、臼8個である。水車は明治38年に2台に増設されているので、この年の新設はなかったと考えられる。鉱石品位金10g/t、銀1g/tであり、純金40匁/月(1.8kg/年)、純銀4匁/月(0.18kg/年)を生産する計画である。

赤石野岡鉱山は、明治44年(1911)に宮内敬二の単独経営となり(商工省鉱山局, 1926)、明治45年(1912)から轟製錬所で本格的に金鉱石の処理が始まる。宮内家文書に赤石野岡鉱山「鉱業施業案(明治45年3月28日付)」、金銀鉱「製錬場廃止御届(明治45年3月29日付)」、「製錬場開設届(明治45年3月29日付)」、「設計書(明治45年3月29日付)」、「製錬場使用認可願(明治45年3月29日付, 4月20日認可)」の書類が残されている。この「鉱業施業案」に記された製錬法と図面、および「設計書」

から轟製錬所での金鉍製錬工程の詳細が分かる。製錬元鉍は月1万貫(1,250kg/日)となり、明治42年の処理量の2倍以上に増加した。精鉍の金品位を18g/tとして、生産予定は金200匁/月(9kg/年)、銀20匁/月(0.9kg/年)としている。人員はこれまでと変わらず4人である。

水車については、鉍業施業案では木製水車4台で「内壱台ハ鉍石ノ大塊ヲ杵ニテ搗碎キ用」と説明がある。しかし、添えられた図面(図3)および「設計書」には、水車は3台しか示されていない。砕鉍所の水車(径1丈6尺(4.8m)、巾2尺4寸(0.73m))、第一搗鉍所の水車(径2丈(6.1m)、巾2尺6寸(0.79m))、第二搗鉍所の水車(径1丈6尺(4.8m)、巾2尺4寸(0.73m))の3台である。

図面(図3)には、製錬所の設備として砕鉍所(上射式水車；長方形臼、杵1列で20本)、第一搗鉍所(胸射式水車；長方形臼1個につき杵5本、片側20本、両側で40本)、第二搗鉍所(上射式水車；長方形臼1個につき杵5本、片側20本、両列で40本、両側で総数80本)、沈澱池、鉍尾貯場(鉍尾及鉍滓堆積貯場)があり、事務所、貯鉍場、納屋、青化収金試験場(将来青化をなすべき家)が配置さ

れている。青化法については施業案で、鉍尾から金を抽出するこれまでの試験結果は不十分なため、現在研究中と説明している。

また、水車に関する書類としては、水面使用料に関する知事宛の「評価書」(明治45年6月30日付、宮内家文書)がある。この書類から、小字轟の上流側(小字牧野)の水面使用が出願されていると分かる。水車を2台から4台にするには、水量を増やす必要があり、新たに堰と水路口を開設したことともなう水面使用である。一方、施設配置図(図3)に描かれている水車は3台だけで、製錬所の初期から使われていた上流側の水車は、明示されていない。古い水車は、鉍石の大塊に備える予備的な扱いということであろうか。

施業案には「製錬系図」(フローシート)が添えられていて、製錬の工程を知ることができる。この図にもとづいたフローシートを示す(図5)。赤石野岡鉍山の金鉍は砕鉍所で砂状に砕かれ、搗鉍機の臼内で水銀を混ぜて24時間搗鉍され混汞金(金と水銀が結合したアマルガムで比重の重い固体)になる。搗鉍のとき水を流しているの

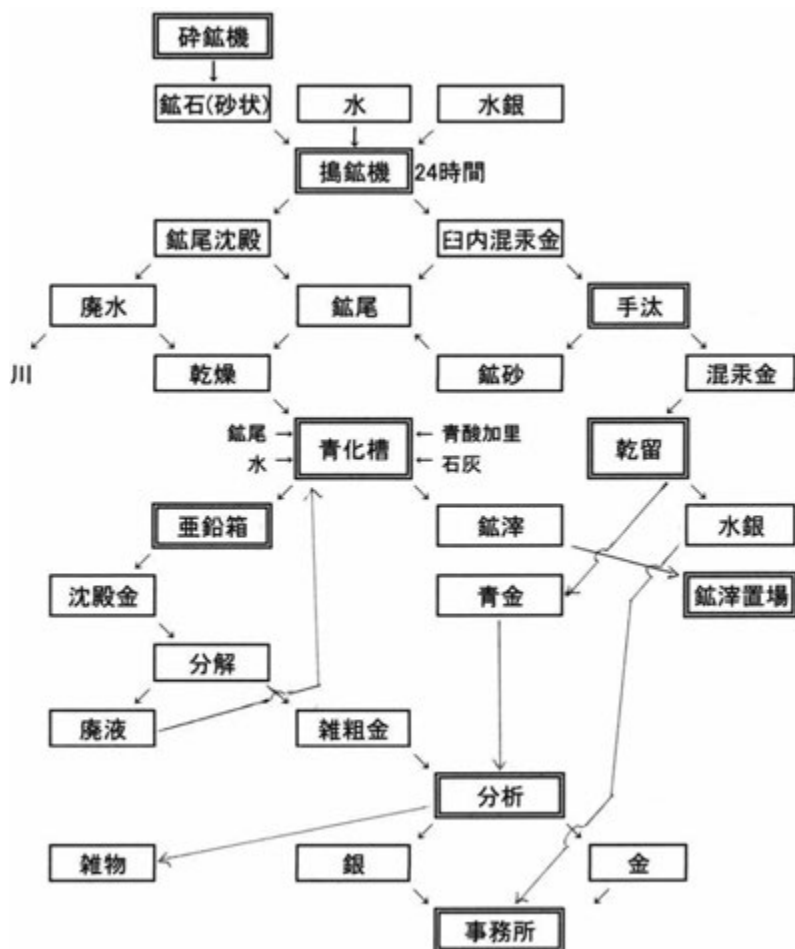


図5 「鉍業施業案(明治45年3月28日付)」に添えられた轟製錬所の「製錬系図」(フローシート)。左横書きで表示した。図では、分析所で青金を金銀分離するように表しているが、実際は金銀組成が分析されるだけと思われる。

では明治期の用法で澱と書かれている)へ運ばれる。沈殿池で沈殿した泥は堆積貯場へあげられ、水は川に放流される。

臼の中にはアマルガムと砂が残っているので、これを手で揺り分ける(手汰)。砂(鉍砂)は堆積貯場で泥と一緒に乾燥される。堆積貯場の鉍尾(泥と鉍砂)からは青化法による収金を計画しているが、明治45年時では研究中与とされる。揺り分けられたアマルガムから水銀を乾留(加熱・蒸発・冷却)して青金(金銀の合金)が得られる。

6. 大正・昭和期の轟製錬所

赤石野岡鉍山は、大正2年(1913)には赤石野鉍山と記載(農商務省鉍山局, 1914)され、翌大正3年(1914)には旧名 赤石野鉍山を赤石鉍山と改名する「鉍山名称御届(大正3年6月23日付, 宮内家文書)」がある。同日付の「報告書」に、水車は碎鉍用1と搗鉍用2の3台が記載されていて、明治45年の状態と変わらない。また、同月30日付の「鉍業施業案(宮内家文書)」の設備内容も同様である。ただし、操業は年間採掘予定高14万4千貫とされ、これを製錬元鉍とすると月1万2千貫で、日量では1,500kgとなり、明治45年の20%増である。年産予定は金2貫160匁(8.1kg)、銀216匁(0.81kg)で、鉍石の金品位(15g/t)は明治45年よりやや低下していることになる。この鉍業施業案で注目されるのは、水搗混汞製錬の鉍尾の扱いである。青化法の適用が思わしくないことから、鉍尾の一部を再搗鉍製錬し、最終的な鉍尾は堆積貯蔵、将来は「熔鉍製錬場へ売鉍スベキ」と考えている。

本邦重要鉍山要覧(農商務省鉍山局, 1918)には、大正6年(1917)の製錬設備として水車5台、臼40個、木製杵200本、塊鉍疎砕杵15本が記載されている。水車がこれまでの4台から更に増設されたのか、使用されていない旧水車も数に入れているのか不明である。生産実績は、年間の製錬元鉍142,725貫(535,219kg)、産金量16貫43匁(60.16kg)である。鉍石処理量は約1,800kg/日と大正3年の操業案の20%増であるが、産金量は6~7倍になっている。大正6年は素晴らしい高品位(150.55g/t)の金鉍が採掘され、明治・大正・昭和(12年まで)を通した最高の産金量が記録された。なお、金の実収率は75%と算定される。

大正13年(1921)6月には、轟製錬所で麓川の水力による自家発電所が設置され(商工省鉍山局, 1926)、後年の選鉍機械の動力にも利用された。

赤石鉍山の操業は、大正15年(1926)には大きく変更されている。その内容は「既設製錬場へ選鉍汰盤附設認可願(大正15年10月2日付)、10月7日認可、据付工事完成御届(10月23日付)、鉍業施業案(10月23日付)、選鉍製錬場使用の許可(10月26日付)」(いずれも宮内家文書)に記載されている。その一つは赤石鉍山に赤石選鉍場を設置

し、選鉍設備として電動機、クラッシャー、鉍石粉碎臼、ウィルフレータ盤(2台)を備えたことである。処理する粗鉍量は年間40万貫(1,500t)が予定された。

轟製錬所での製錬は、これまでと同様に水車3台(杵140本)で行う。ただし、混汞製錬の鉍尾をそのまま貯蔵するのではなく、鉍尾からウィルフレータ盤(電動1台)で分離した汰物(精鉍)を売鉍する計画である。また、鉍石の一部をそのまま、また赤石選鉍場と轟製錬所で生じた鉍尾も、売鉍するようにした。これは珪酸鉍として、銅製錬所の溶剤(フラックス)になる。この場合、低品位であっても、含有される金は銅製錬の副産物として回収される。珪酸鉍の販売先としては、大正6年から銅製錬の本格操業を開始した佐賀関製錬所が重要であったと考えられる。

上記の大正15年(1926)10月の施業案が翌年の生産計画であるとすれば、赤石鉍山の昭和2年の生産予定額は、売鉍される鉍尾の金量もあわせて、金8貫目(30kg)、銀400匁(1.5kg)となる。

ところで施業案によれば、轟製錬所にウィルフレータ盤が備えられたのは大正15年(1926)10月となるが、本邦重要鉍山要覧(農商務省鉍山局, 1918)には、大正14年(1925)の製錬設備として、すでにウィルフレータ盤1台が記載され、ウィルフレータ盤で選鉍した精鉍が販売されている。一方、赤石鉍山のウィルフレータ盤は、まだ記載されていない。大正14年(1925)の実績は、品位35g/tの製錬元鉍189,740貫(711.5t)から製品4貫784匁(金95.5%)が生産され、産金量17.1kgと報告されている。ほかに販売鉍石が250,147貫(品位28g/t)あり、これは金量にして26kgに相当する。合計の金量は43kgとなる。鉍石処理量は約2,000kg/日で、製錬夫は男6人、女12人であった。

轟製錬所は昭和10年(1935)末に廃止された。「旧製錬場撤廃シ新製錬場設置願(昭和10年11月11日付, 宮内家文書)」によれば、新製錬所が赤石鉍山に設置されることになった。

7. 赤石鉍山の金生産量

赤石鉍山の明治43年(1910)以降の産金量は各年の『鉍区一覽』および『本邦礦業の趨勢』によって知ることができる(図6・7;表1)。これによれば、明治45年(1912)に「重要鉍山以外の主な鉍山(金の年産1貫=3.75kg以上)」になり、大正4年(1915)には初めて「重要鉍山(金の年産5貫以上)」となった。

明治42年(1909)以前の産金量については断片的にししか判明しない。たとえば、明治39年(1906)11月の産額は金115匁(0.43kg)で鉍石の品位は15g/tであった(井上, 1910)。

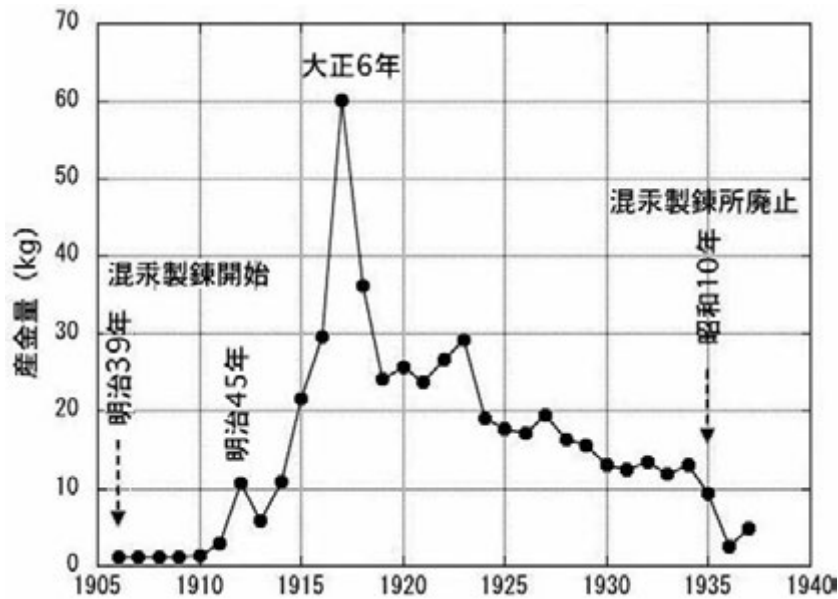


図6 赤石鉱山の産金量の変遷(主に本邦礦業の趨勢による)。

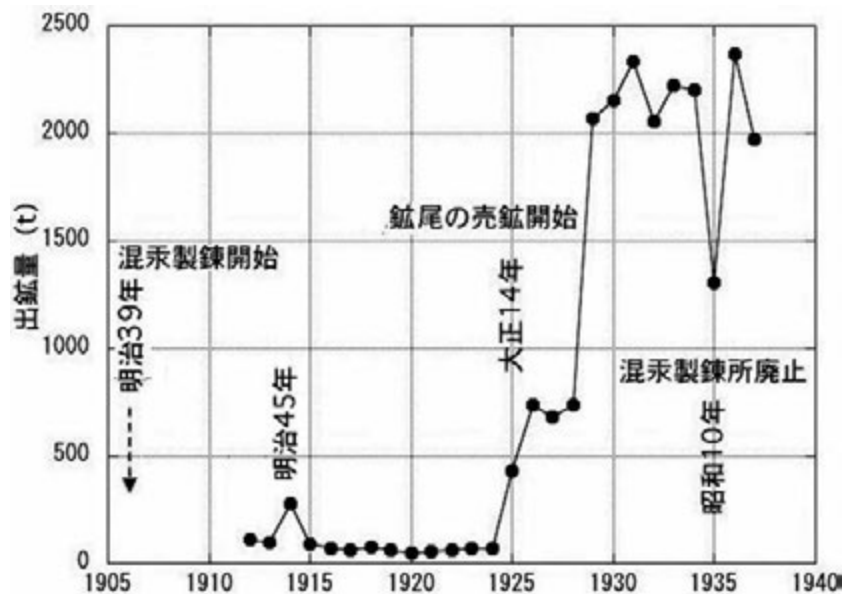


図7 赤石鉱山の出鉱量の変遷。主に宮久ほか(1975)による。

8. おわりに

轟製錬所は、明治37年(1904)から昭和10年(1935)まで稼働した製錬所で、当初は銀鉱を樽混汞法で製錬したが、後には赤石鉱山の金鉱を湿式撈鉱法で製錬するようになった。当時の薩摩半島南部には多くの金銀鉱山があり、麓川のほか、花度川、田貫川(喜入町)などに水車を動力とする撈鉱製錬所(青化法を併用)が多数稼働していた。とくに知覧の麓川は水量が豊富で、付近の枕崎だけでなく20km圏内の錫山地区や池田湖地区の金銀鉱山の鉱石を対象に、水車動力の混汞製錬所が設置されていた。

今回の調査発掘で発見された麓川の水車場跡は、明治時代に試行錯誤を経て洋式の鉱山技術が定着して行く過程を示す遺構として貴重である。調査地は地域高企画道路建設予定地だったが、この工事計画は変更され遺構群は現地保存されることになった。鉱業近代化の遺産として活用されることが望まれる。

発見された水車場跡は、明治45年の図面に示された水車には一致しないようである。明治37年の轟製錬所と思われる古写真に写っている水車場ではないだろうか。今後、隣接地の調査が行われて製錬所の全容が明らかになることを期待したい。

表1 赤石鉱山の産金量(明治23年からの金銀鉱山と製錬所の操業に関連する事項を注記)

		本邦礦業の趨勢		宮久ほか(1975)			注記
		鉱尾(t)	金(kg)	金(kg)	出鉱量 (t)	品位 (g/t)	
明治23	1890						重要鉱山:(1906以降)金産5貫目以上(1929以降は10貫目以上) その他の主鉱山(金1貫目以上)
明治27	1894						
明治34	1901						高良祐二郎 赤石野岡で金鉱発見
明治35	1902						宮内敬二 田布施の銀鉱区の特許探掘を許可される
明治36	1903						その後 轟製錬所開設
明治37	1904						高良祐二郎 赤石野岡鉱山の金鉱製錬開始?
明治38	1905						
明治39	1906		<3.75				赤石野岡鉱山鉱況悪化 宮内敬二と共同鉱業権
明治40	1907		<3.75				銀鉱製錬の轟製錬所および柿木前畑製錬所認可
明治41	1908		<3.75				赤石野岡鉱山 探掘製錬着手
明治42	1909		<3.75				轟製錬所 赤石野岡鉱山の金鉱製錬を開始
明治43	1910		1.342				
明治44	1911		2.981				
明治45大正1	1912		10.672	11.211	111	101.0	赤石野岡鉱山 宮内敬二の単独経営となる
大正2	1913		5.779	50.000	100	500.0	轟の金銀製錬所認可 重要鉱山以外ノ主ナル鉱山
大正3	1914		10.845	19.667	277	71.0	赤石野岡鉱山と改称
大正4	1915		21.529	30.030	91	330.0	赤石鉱山と改称
大正5	1916		29.501	42.210	67	63.0	事業進展ノ為メ 重要鉱山となる
大正6	1917		60.161	84.500	65	1300.0	品位上昇ノ為メ
大正7	1918		36.176	58.500	78	750.0	品位優良トナリシ為メ 水車5台 鉱尾の青化製錬試験中
大正8	1919		24.135	24.800	62	400.0	品位低下ノ為メ
大正9	1920		25.613	25.970	49	530.0	品位下降ト劣銀昂騰ノ為メ
大正10	1921		23.783	37.170	59	630.0	宮内敬太郎相続
大正11	1922		26.756	74.750	65	1150.0	
大正12	1923		29.250	77.520	68	1140.0	
大正13	1924		19.114	29.670	69	430.0	発電所設置
大正14	1925	962.52	17.625	14.620	430	34.0	水車5台 発電機 鉱尾はウィルフレー淘汰盤選鉱 売鉱
大正15昭和1	1926	1723.26	17.078	29.520	738	40.0	[電動汰盤申請]
昭和2	1927	1928.69	19.485	26.520	680	39.0	
昭和3	1928	1805.39	16.320	24.990	735	34.0	
昭和4	1929	1092.00	15.563	76.590	2070	37.0	
昭和5	1930	1526.00	13.069	79.624	2152	37.0	
昭和6	1931	1815.00	12.528	72.416	2336	31.0	
昭和7	1932	611.00	13.501	84.337	2057	41.0	[選鉱所変更 赤石鉱山へ]
昭和8	1933	612.00	11.959	59.940	2220	27.0	
昭和9	1934	1482.00	13.149	63.887	2203	29.0	
昭和10	1935	733.00	9.345	37.787	1303	29.0	[製錬所廃止 赤石鉱山へ]
昭和11	1936	184.00	2.465	33.194	2371	14.0	
昭和12	1937	1920.00	4.982	29.777	1972	15.1	

金量は本邦礦業の趨勢によるが、大正3年以前は鉱区一覧によって補った。大正14年からは、製錬鉱尾の売鉱量が記録されている。鉱尾に含有される金量は不明であるが、大要は宮久ほか(1975)が記載した金量によってつかむことができる。ただし、大正2年、11年、12年の大きな金量(出典は示されていない)は疑問である。

[参考文献]

- 井上禧之助（1910）20万分の1地質図福加世田図幅地質説明書．農商務省：東京．
- 木下亀城（編）（1961）日本地方鉱床誌 第9巻 九州地方．朝倉書店：東京．
- 鉱山懇話会（1932）日本鉱業発達史．鉱山懇話会：東京．
- 商工省鉱山局（1926）本邦重要鉱山要覧．美登利商会：東京．
- 通商産業省（1986）昭和59年度広域調査報告書 南薩地域．通商産業省資源エネルギー庁：東京．
- 仲佐貞次郎（1878）地質調査所報告 第9号．農商務省：東京．
- 日本地質学会（2010）日本地方地質誌8九州・沖縄地方．朝倉書店：東京．
- 日本鉱業会（1898）特許採掘一覧．日本鉱業会：東京．
- 農商務省鉱山局（1893）採掘特許一覧表．穴山篤太郎：東京．
- 農商務省鉱山局（1895）特許採掘一覧．穴山篤太郎：東京．
- 農商務省鉱山局（1907）明治39年本邦礦業の趨勢．
- 農商務省鉱山局（1913）本邦礦業一斑．
- 農商務省鉱山局（1914）本邦重要鉱山要覧．附表．小川邦孝：東京．
- 農商務省鉱山局（1918）本邦重要鉱山要覧．日本鉱業新聞社：東京．
- 眞継義一郎（1911）金鑛製錬手引草．著者蔵版，工業と鑛業社．158p．
- 宮久三千年（1966）鹿児島県池田湖西部地区金銀鉱床調査報告書．鹿児島県地下資源開発促進協会．
- 宮久三千年（1968）鹿児島県地区鹿筈・伊作地区金銀鉱床調査報告書．鹿児島県地下資源開発促進協会．
- 宮久三千年・祐下実・前野昌徳（1975）南薩地域春日・赤石・岩戸鉱山の含金珪化岩鉱床群．鹿児島県地下資源開発促進協会．
- 渡邊萬次郎（1940）金礦及金礦床 改訂増補8版．誠文堂新光社：東京．

鹿児島県の金山開発史—近世から近代まで—

鹿児島大学名誉教授 新田栄治

1. 鹿児島県金山史研究の歩み

鹿児島県は日本でも有数の金山地帯である。近世から近代以降のすべての金鉱山は49である（浅成金銀鉱床探査に関する研究委員会編 1989）。近世に開発された金山は4、近代になって開発された鉱山は45である。

ところがこれまでその多くは調査研究の対象とならなかった。2013年12月に全国の金銀山遺跡の概要をまとめた本が出版され（萩原編 2013）、薩摩藩の金山が全国の金銀山の中に始めて位置づけられた（新田 2013b）。近世に開発された金山は、山ヶ野金山（霧島市・さつま町）、芹ヶ野金山（いちき串木野市）、鹿籠金山（枕崎市）、神殿金山（南九州市）の4金山であり、山ヶ野金山は最初に開発された最重要金山のひとつであった。開発及び操業年代は以下のとおり。

山ヶ野金山：開発1640年（寛永17）。操業 1642年（寛永19）。1656年（明暦2）～1965年（昭和40）

芹ヶ野金山：開発1660年（万治3）。操業1660（万治3）～1682年（天和2）、1701年（元禄14）～1717年（享保2）、1793年（寛政5）～1865年（慶応元）。1994年閉山。

鹿籠金山：開発 1683年（天和3）。操業 1683年（天和3）～1801年（享和元年）。以後一時再開。1943年（昭和18）閉山。

神殿金山：開発 1698年（元禄11）。操業 1698年（元禄11）～1760年代（明和年間）。

鹿児島県内の貴金属鉱山については、2009年まで考古学的には全く調査・研究されておらず、また文献史的にもほとんど研究されていない。唯一、『鹿児島県史』第2巻（鹿児島県 1940）に金山についての記述がある。その他には幕末に書かれた幕府巡検使への想定問答集に記載された薩摩藩の公式見解、あるいは発見者とされる宮之城島津家・島津久通の墓碑刻文や伝承などにもとづく説明や物語がほとんどであった（市来ほか 1968、桐原 1973、石川 1990、長丸 1991、浦島 1993、2004、吉田 1997、2008、さつま町 2009、霧島市教委（出版年不詳））。これらはいずれも、山ヶ野金山の開山から閉山に至る話や、山内にあった田町遊廓の繁栄等について述べたものであり、鉱山の技術的問題、社会経済史的問題についてはほとんど触れられていない。

考古学的調査・研究は新田による鉱山臼の調査研究と、2009年12月に行われた勝寄場跡推定地の発掘調査が初めてである（新田 2009、新田編 2011）。鉱山臼の研究については、芹ヶ野金山の例を中心として薩摩藩の

鉱山臼の特徴を研究した新町正の研究も重要である（新町 2012）。また薩摩藩の種々の記録を集成した同時代史料集『薩藩旧記雑録』のなかに断片的に記載された山ヶ野金山関係記事を渉猟することによって、開山にまつわる真の事情が明らかにされた（新田 2009、2011a）。また、山ヶ野金山の中にあつた田町遊廓の社会経済的意味づけも行っている（新田 2011b）。さらに、さつま町金山において初代山先役を務めた内山予右衛門の墓碑が発見され、この墓碑についての考証もある（新田 2013a）。

今回発掘調査された水車跡は、明治から昭和にかけての金山関係遺跡である。いうまでもなく、近代以降の貴金属鉱山関係遺跡の調査としては初めてのことであり、極めて重要な成果が得られた。

2015年11月15日、第30回国民文化祭の一環として、いちき串木野市において、シンポジウム「金山の歴史」が開催されたが、鹿児島県内では初めての金山史関係シンポジウムであった。

2. 地理的環境

山ヶ野金山は霧島市の北西部、横川町上ノに所在する。山ヶ野金山の西側にある薩摩郡さつま町永野金山とは同一の鉱脈である。山ヶ野金山は北薩火山群のひとつである国見岳の南西麓に位置する。鉱脈は主として中新世に噴出した大良火山岩と呼ばれる安山岩の中に含まれている。岩石の割れ目を高温の地下水が通過する際に、溶解しているシリカや金属を析出させ、長い時間をかけて鉱脈が形成された熱水鉱床である（資源エネルギー庁編 1978）。北薩の金鉱床は200万年前頃から後にできた新しい金鉱床である（浦島 1993）。金鉱床は地下3000mほどの深さで300℃を超える高温の熱水から金と石英が割れ面に沈澱して金鉱脈を作った中熱水金鉱床と、火山活動が活発な地域で熱水が地下1000mより浅いところで金や石英の沈殿がおきて鉱脈が形成された浅熱水金鉱床とがあるが（井澤 2012）鹿児島の金鉱床は佐渡金銀山と同じく、典型的な浅熱水金鉱床である。浅熱水金鉱床では金と銀の合金であるエレクトラムを産するため、金と銀を分離する作業が必要であった。

芹ヶ野金山がある、いちき串木野市北部は中新世後期から鮮新世前期に活動した北薩火山群の名残であり、北薩安山岩類とよばれる安山岩から成る。400万年前ころに、地下の熱水が上昇して鉱脈を作った。浅熱水金鉱床である。石英や方解石から成る鉱脈中に金、銀がエレクトラムやテルル化金として含まれている（浦島 1993、37-38）。鹿籠金山、神殿金山は鮮新世にできた金鉱床である。南薩型金鉱床といわれる。600～400万年前の火山活動により安山岩質火山噴出物が堆積した南薩層群という地層である。熱水の上昇により二酸化珪素が形成され、石英の塊である珪化岩ができ、この内部に金が含ま

れる（浦島 1993，31-35）。

3. 金山の開発と展開

薩摩藩は戦国期の度重なる戦争による戦費の増大により、17世紀初頭において家臣に半知を行うなど、すでに藩財政は破綻しており、膨大な借銀があった。その返済と藩財政の立て直しのために、新たな財源の確保は喫緊の課題であった。そのため貴金属鉱山の開発は藩の重要な政策となった。17世紀前半は日本各地で貴金属鉱山の開発が活発に開始された時期であり、九州では呼野金山（北九州市）、採銅所金山（北九州市）、星野金山（八女市）、草本金山（中津市）、鶴成金山（杵築市）などが開発された。

山ヶ野金山

山ヶ野金山の開山については幕末に筆記された3つの史料、幕府巡検使への想定問答集『金山にて御答可申上大概』（1839（天保9））、『山ヶ野金山御取建之由緒』（弘化年間）、『金山開基』（1845（弘化2））、に共通した内容が記されており、一般にはそれが流布し、ほぼ事実とされてきた（以上3つの文書は、石川1990に所収）。東南アジア初期国家のひとつ「扶南」の建国神話に代表されるように、史料の成立順に簡略な記述から、より詳しい記述へと変化していることにみられるようによくあることであるが、説明の内容は3史料の成立順にしだいに詳しい記述となっており、このことから開山説話にしだいに尾ひれがつき、整備されていったことが推定できる。成立がもっとも新しい『金山開基』はもっとも詳細に記している。上記3史料の記された山ヶ野金山開山の事情は次のようである。

開山にまつわる通説（作られた伝説）

「長野山ヶ野金山の基は宮之城島津家の島津久通が家老になる（家老就任は1645年（正保2））以前のことである。久通の私領・宮之城佐志村の川の中で吉砂をとりあげた者がいた。この吉砂を調べると砂金であったので、この川の上流には金気があるだろうと考え、そのために石見銀山にいた内山与右衛門は肥後国宇土郡の半屋為右衛門を宮之城に派遣させ、2～3年間、曾木、本城、長野あたりの山、谷、川を探索させた。1640（寛永17）年3月22日、長野の完焼谷の川から内山与右衛門が砂金を発見したので、土中を探索させた。そこで久通は試掘して得た砂金を、藩主光久が江戸にいたときに献上して事情を話したところ、光久はさらに試掘を継続するように命じた。そこで試掘を継続し、得られた砂金300匁（1125g）を江戸に送っておうかがいをたてた。6月15日、重臣の伊勢貞昌からさらに試掘を継続するように命じられたので、さらに試掘を継続した。1641（寛永18）年

8月28日、砂金980匁を献上した。1842（寛永19）年正月14日、幕府より金山の本格的開山の命令が下った。奉行の北郷久加（さつま川内市平佐の領主）は他国出身者を2万人余あつめ、本人も山ヶ野金山に滞在した。掘り出した金は数えることができないくらいの数量であった。道なりに1里余り、山坂を越えて大隅国桑原郡横川のうち、山ヶ野までひと囲みに柵で囲んで、その範囲内を掘った。」

この話に加えて、「久通が現地に出向いていると、光るものが見えた。それが金であった。その場所を沸き上がりという」というような話も付加されている。さつま町虎居にある宮之城島津家墓所にある久通の墓前には巨大墓碑があるが、この事績を誇らしげに刻している。石見銀山の発見者とされる神谷寿貞が海上から陸地に光るものが見えた、それが石見銀山だったという、石見銀山発見譚と似た話である。

開山の真実

薩摩藩の記録類を集めた『薩藩旧記雑録』には上記史料とは異なる開山についての記録が残る。それは笠伊兵衛尉（前出の半屋為右衛門のこと）が1644（寛永21）年に薩摩藩に対しておこした訴訟記事である（『旧記雑録』巻97，No.123とNo.435の同文の記事）。訴状は5条から成るが、第1条（開山に関する部分）は以下のとおりである。

「私（笠伊兵衛尉）が山先に任じられた事情は次のとおりです。図書頭殿（島津久通）の知行所の清右衛門と嶋原の吉右衛門のふたりが肥後国へやってきて私に申すには、薩摩国内に金気あるところを、清右衛門の家来分の予右衛門が発見したので、経験豊富で上手な者を招聘して、金山仕立て人を連れてくれば、もし金山になれば山先役については伊兵衛尉に任せる、清右衛門と吉右衛門については言うに及ばず、予右衛門も山先役につきたいなどとはもちろん望んではいないということを書面にして私に渡した。そこで、私は掘子たちを多数つれて薩摩国にやってきた。しかし、予右衛門が言うには、金気はないというので、しかたなく国許に帰った。ところが、図書頭殿の城下の宮之城の代官・餅田堅右衛門のところから、前述の清右衛門を使いにして、もう一度薩摩に来て、金山の見立て人を連れてきてくれという書状を持って来た。この間のことは図書頭殿もご存知で、私を招いたのである。これによって、ふたたび薩摩国にやってきた。金気がずいぶんあるところを長野、横川の2ヶ所を見つけて、立派な金山に仕立て、御忠節申しあげた。」これが事実であることは、1640（寛永17）年4月26日付の江戸家老（山田有栄・伊勢貞昌・北郷久加）連名の鹿児島在住の重役に宛てた書状（『旧記雑録』巻97，No.122）に同内容が見えることから明らかである。さ

らに第2条では金山の山先役に任じるという約束が履行されなかったこと、第3条では報奨金が支払われなかったこと、第4条では事情を関係者に通知したこと、第5条では薩摩藩が取り上げなかったのも幕府評定所へ訴えようとしたが、肥後・細川家より訴えるのは待てと命じられたことなどを記している。薩摩藩では相当慌てたらしく、金山奉行の北郷久加は口封じ対策を行ってもうまくいかなかったために、藩重役に対応策を相談するとともに、島津久通の不手際に愚痴をこぼしている（『旧記雑録』巻97, No. 437）。内山与右衛門は幕府の許可がおりる前の寛永18年12月22日に死去したが、近年再発見された内山与右衛門の墓碑には「當金山元山先玉山剩金居士」と刻されており、結果的には内山与右衛門が初代山先役となった。当初招聘された内山与右衛門がトップであり、笠伊兵衛尉の訴えはかなわなかったことになる。

なお、「久通が金山開発に困難をきたしたために、豊後日出藩主・木下延俊にあてて豊後から金山の鉱山職人を派遣してほしいとの依頼の手紙を送り、その結果豊後から30人余が山ヶ野金山に来了。その子孫が現在も山ヶ野集落に居住している」（桐原 1973）との話があるが、典拠史料が不明である。これを引用して『日出町誌』（p. 813, 1986）、『栗野町郷土誌』（p. 284, 1995）に同じ記事がある。本家の『日出町誌』が引用するのは不可解であるが、日出町には裏付ける史料がないのだろう。山ヶ野金山に残る墓地のうち恩念寺跡墓地には江戸時代の墓碑が残るが、豊後出身者の墓碑は18世紀のものである。『旧記雑録』では、島津氏と姻戚関係にあった伊予松山藩主・松平隠岐守のところにいる佐渡金山で経験のある職人に教えを請うように、光久が家老に指示しており、佐渡金山からの技術移転があった可能性はある。

簡潔に言えば、山ヶ野金山は1640（寛永17）年に肥後・宇土の山師、笠伊兵衛尉によって開発され、1641（寛永18）年に幕府に報告して、操業許可を申請し、翌1642（寛永19）年に採掘許可が降りた。幕府は1年後に採掘中止を命じた。わずか1年間の操業であった。

再開したのは1656（明暦2）年である。明暦2年12月には間歩158口、人数4607人（うち間歩頭158人、金掘1580人）であった（鹿児島県1940, 495）。採掘再開後は大いに活気を取り戻し、1659（万治2）年には山ヶ野金山史上もっとも多い498貫299匁（約1868kg）を記録し、その後減少に向かった。最盛期の宝暦～文政年間（1751～1829）においては佐渡金山を上回る産金量を誇った。また1657（明暦3）年から1685（貞享2）年までの産金による藩の利潤は銀9382貫にのぼり、うち6446貫は借銀返済にあてられた（『山ヶ野金山御取建之由緒』）。薩摩藩にとり山ヶ野金山の価値は計り知れない。しかし、しだいに衰微し、幕末ころには山中の坑道総数47のうちわずかに18のみから金採掘を行うようになり、

出金量も減少して9貫／年ほどになっていた（『金山にて御答可申上大概』）。

芹ヶ野金山

1640（寛永17）年に山ヶ野金山の開発が始まり、多数の職人が山ヶ野金山に集まっていたが、1643（寛永20）年に幕府により山ヶ野金山の閉山命令が出されたため、薩摩藩としては余剰人員の活用と別途有望な金山開発が必要となった。その結果、串木野において1652（承応元）年に鉱脈を発見、1655（明暦元）年から開発がすすめられ、山ヶ野金山の支山として、1660（万治3）年より本格的な開発が始まる。八木主水佑元信による開発といわれる。1667（寛文7）年には山切150～160人、碎場300人ほどであり、産金量は平均1ヶ月45匁（168.75g）であったという（『鹿児島県史』2, 499）。『芹ヶ野金山発起始終覚書』によれば、もっとも繁栄したときには7000人の従事者がいたという。

その後衰微し、1682（天和2）年に休山となった。そのため余剰人員を鹿籠金山の開発に振り分けた。1698（元禄11）年、幕府が全国のお金銅山の開発を指示したため、1701（元禄14）年幕府から2万両を前借して芹ヶ野金山の再開開発を行った。このときに神殿金山も開山した。しだいに産金量が減り、1717（享保2）年にまた休山した。『江戸玉金引替帳』の記載では、この間の産金量は玉金20貫180匁（75.675kg）、1700（元禄13）年の産金量は1貫907匁8分、1704（元禄17）年には2貫788匁3分5厘であった。2万両の借金を返済するには到底及ばない産金量である。

1786（天明6）年に山ヶ野金山の吉田喜三次が試掘の免許を申請し、翌年許可されたが詳細不明。1793（寛政5）年には鹿児島・加治木の森山太助が試掘申請して稼ぐが、うまくいかなかった。1827（文政10）年にも二の丸御統料掛役が試掘したが成功にいたらなかった。

鹿籠金山

鹿籠金山の郷士・有川夢宅が天和年間（1681～83）に発見したと伝えられ、芹ヶ野金山が休山となった1682（天和2）年に、芹ヶ野金山の余剰人員を鹿籠金山に振り分け、1683（天和3）年4月に開発が始まった。1698（元禄11）年に幕府が全国の鉱山開発を督励したので、鹿籠金山で20口を新たに開発した。元禄12～16年5年間の出費は4902両にのぼり、産金量も増加したが、その後の経費節減後産金量は減少に転じた。1709（宝永6）年の幕府巡検使への答えでは鹿籠金山の年産産金量15～16貫（56.25～60kg）、人数は300人余であった。その後は減少し、1740（元文5）年に縮小した（鹿児島県1940, 501-3）。『金山にて御答可申上大概』によると、1839（天保9）年には年産産金量は1貫ほどに減少してい

る。『山ヶ野金山御取建之由緒』によれば、鹿籠金山と山ヶ野金山での1656（明暦2）年～1817（文化14）年の産金量合計は6448貫209匁1分5厘であり、1818（文化15）年～1846（弘化3）年では167貫562匁2分5厘と減少している。

神殿金山

1698（元禄11）年に幕府が全国の鉱山開発を督励した際に開発された。開発後3～4年間に50貫ほどの産金があったが、坑内浸水がひどく、休山となった（鹿児島県1940, 504）（『山ヶ野金山御取建之由緒』）。享保、文化、明治にも産金があったと伝えられる。その後も自稼ぎによる個人的な採掘があったと伝えられているが、詳細については不明である。ここでも遊女の墓とされる古墓が残っている。

4. 金山の経営と社会

役職と運営

金山の経営と管理は山ヶ野金山を中心的金山として位置づけ、他の金山も同様の経営・管理体制をとっていた。

金山経営に関連する文献史料はほとんど残っていないため、本格的な社会経済史的研究はまだない。『金山萬留』によると、明暦以降の山ヶ野金山の経営体制では、金山奉行以下、山奉行、町奉行、横目、金銀保管蔵の上前蔵役人、米蔵管理の役人、山内の出入りを監視する入口屋と出口屋の役人、鉱山管理役兼課税役の鎖屋の役人など各種の役人が配置されていた。金山運営の実質的責任者である山先役は一人であり、その待遇は良かった。1ヶ月に玄米1石5斗と銀80匁、さらに年間玄米50石が俸給として与えられ、かつ年行司兼務であるためにさらに玄米6斗と銀20匁も与えられた（俸給については『山ヶ野金山御取建之由緒』による）。

芹ヶ野金山の運営もさまざまな役人によって行われていた。最高責任者は金山奉行である。金山奉行は「金山奉行」と「山ヶ野詰金山奉行」とがあるが、「芹ヶ野詰金山奉行」はみられない。芹ヶ野金山に対しては双方から命令が出ている。このことは芹ヶ野金山が山ヶ野金山詰奉行の支配下にあったことを示すものである。これは薩摩の金山運営の中心が山ヶ野金山にあり、その他の金山は山ヶ野金山の支山と位置付けられていたからと考えられる。また、芹ヶ野金山詰山ヶ野山廻役や芹ヶ野金山詰蔵方目付といった役職もあり、前者は山ヶ野金山に籍を置いた芹ヶ野金山担当者、後者は芹ヶ野金山に籍を置いた担当者であろう。

芹ヶ野金山所在の山神社には奉納された石灯籠と手水鉢が残るが、慶応元年九月の紀年銘のある石灯籠には、左側面に「金山奉行勤 伊東仙太夫」、裏面に「金山書役 伊藤藤左衛門 山ヶ野金山山廻役 山口矢之助」の

名があり、また手水鉢には左側面に「山ヶ野金山 山師主取 佐野傳右衛門 佐野佐〇〇」の2名の名前が刻されている。山ヶ野金山の役人が芹ヶ野金山に出張し、神社に奉納をしていることから、幕末に至るまで、芹ヶ野金山は山ヶ野金山の支配下にあったと考えられる。

元禄年間の『芹ヶ野金一件抜書』には役人の俸給表が出ているが、四石問見山、式石問見山、垣廻、口屋検者、口屋改役、直役、蔵役、横目、物奉行、筆者、手代、金見、金吹、山先、年行司、山廻役、山廻などの役職がみえる。垣廻や口屋検者の存在から、山ヶ野金山同様に芹ヶ野金山でも周囲を柵で囲った閉鎖空間であった。

元禄年間の芹ヶ野金山では水抜きが重要課題となり、水上輪（すいしょうりん）（排水用のアルキメデス・ポンプ）の導入を考慮するが、坑道が狭いことと費用の点から導入はしなかった。佐渡金山では水上輪が導入されたが、ここでも故障の多発により放棄されている。芹ヶ野金山での水上輪の導入は大阪商人を経由して行われようとしたが、日本への導入から間もない時期に導入しようとしていることは、新技術の情報伝達の速さをうかがわせる。

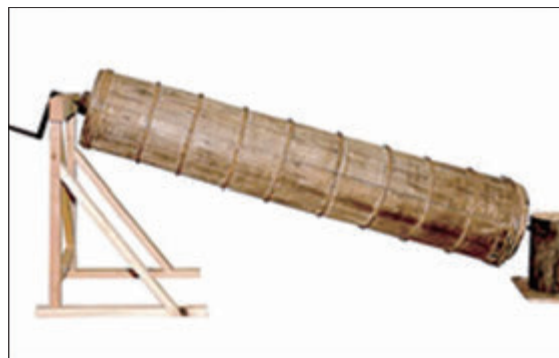


図1. 水上輪

芹ヶ野金山の金鉱石は金粒が微細であり、金粒の大きな鉱石よりも金の回収が難しかったこと、鉱山経費の減少に伴い、産金量が減少し、また坑内浸水を生じたために、芹ヶ野金山は衰微していった。

鹿籠金山については史料がないが、伝承として以下のようなことが言われている。ある鷹匠が主君から手打ちにされそうになったのを、薩摩の殿様がもらいうけた。鷹匠は山野をめぐるために鉱山探索の能力をもっていたので彼に鹿籠金山の探索をさせて発見。山先役以下の役職があった。文書役、金物役、大工役などの役職もあり、現在もその家が残っている。役職者は士族待遇であった。当初は現在の地ではなく、金山集落の北にある田布川地区にあった。また、木口屋、境守（けもり）という役職があった。金山従事者は独特の服装を強制され、婚姻は山内に限られていた。旧・金山小学校校長宅跡地に「蔵の屋敷」が、その上方に寄勝場があった。女郎墓といわれる墓が残っている。以上のことから山ヶ野金山と同様

に周囲を柵のようなもので囲い込んだ閉鎖空間を形成し、外部との交流や婚姻を遮断していたらしい。

賃金・課税

山ヶ野金山の場合、金は品位によって上々金を最高として下々金までの5段階に区分された。金吹職人の賃金は出来高によって規定され、出来高1匁～5匁の場合には2分、以降100匁の場合の2匁5分までの6段階に規定された。

山内の消費物資と種々の座に対しては規定の税が課された。例えば味噌座運上は1000斤につき銀50匁/月、塩座には156匁7分/月、麵類蕎麦切座には夏4ヶ月分として銀160匁と、あらゆる商売が課税対象とされた。さらに、遊女にも課税され、傾城やうどん屋女には料金の1割が課税された。山内での消費物資の量は相当なもので、味噌の年間消費量は203,546斤(122,127.6kg)、酒424,584盃、油22,382盃、塩489石8斗(11ヶ月分)、茶4,320斤(半年分)、醤油1,732盃(半年分)にものぼっている。味噌、塩の消費量が多いことと、課税額が高いことは、過酷な鉱山労働のために塩分摂取が多くならざるを得ないことの結果であろう。鉱山から生じる金銀による収入とともに、外部との交通を遮断した閉鎖空間を作り上げることで、経済上の独占体制を維持できたことによる各種運上金収入も重要であったことが分かる(新田 2011b)。

遊郭の経済学的意味

山ヶ野金山南東部には田町遊郭があった。藤本箕山が全国の遊郭についてまとめた『色道大観』(1689年刊)(藤本 2006)に8軒の妓楼の地図と、4階級の遊女の料金が記されている。藤本が記載している全国の遊郭のうち、遊女のランクごとの遊び料について記したものを表1にまとめた。表に見られるように、料金は全国の遊郭ではほぼ共通している。江戸や京、大坂のような大都市の

遊郭が高額で、田町のような地方のほうが低額というわけではない。田町遊郭には妓楼の名前から、以下の3種類に分類できる遊郭があった。他国から来た経営者によるらしい妓楼主の出身地をつけた妓楼(大坂屋、木津屋、小倉屋、土佐屋)、地元経営者らしい姓や屋号をつけた妓楼(平山、岩本、杵屋、俣屋)、それと西日本に特有の白人屋(しろうとや)と呼ばれる非公認売春宿がある(新田 2011b)。金山開発によるバブル景気が遊郭存立の背景にあった。

幕末の経済学者・佐藤信淵の祖父、佐藤信景が記した鉱山経営の極意について述べた『抗場法律』によれば、金山のなかに遊郭、料理屋、賭場を設置して、金山の外から好色者、放蕩者らと呼ばれ寄せて散財させ、金をむしりとりるのが金山経営にとってよい方法であると記している。まことに、「飲む」、「打つ」、「買う」こそが金山経営にとって重要であった。だからこそ全国各地から妓楼、遊女が集まってきた。

遊郭の料金の共通性、妓楼の名称、遊女の移動などから、全国ネットの情報、人の移動が頻繁にあったと考えられる。遊郭は全国各地の鉱山にあった。

犯罪と刑罰

刑罰の規定が定められ、強盗や殺人といった通常の犯罪以外に、金山特有の犯罪と刑罰があった。

金山特有の犯罪である「鉱山を隠れて掘る」、「金を隠して売買する」、に対しては、闕所(土地、住宅、農地等の没収)のうえ、禁獄の処罰がなされた。「山廻や山主と内談して鉱山を隠したこと」には山廻・山主と本人双方ともに闕所のうえ追放、「金鉱石を盗んで隠しておいたこと」には罰金として銀1枚、「封鎖された坑道の入り口を破って山稼ぎをした」罪には禁獄10日、「金を隠して出入り口から外に出た」罪には闕所のうえ禁獄、あるいはその軽重によって、口屋で曝すか追放。以上

表1. 全国遊郭別遊女料金表 (金額は銀匁。銀50匁＝金1両)(『色道大観』にもとづき、新田作成)

遊女 階級	江戸・ 吉原	京・ 島原	伏見・ 榎木町	大津・ 馬場町	奈良・ 木辻鳴川	大阪・ 瓢箪町	敦賀・ 六軒町	播磨・室	備後・鞆	長門・下関	博多・柳町	長崎・丸山町、 寄合町	薩摩・ 山ヶ野
太夫	37	58				43					上下なし	30	
天職		30	28	26		28		28	21	26	すべて10		
天神													25
小天神				21	21					21		次、20	20
格子女郎	25												
囲職		18	18	16	15	16		16	16	16		次 15	15
傾国							16						
青大豆				10									
次							10						
半夜			9	8	9			10	8	8			
端女							6						遊料定まらず
端女郎					8	16							

のように金山特有の犯罪が規定され、その罰はひじょうに重かった。山ヶ野金山では牢屋跡とされる場所があり、金山再開後に江戸で無宿者狩によって捕縛され、薩摩に流刑となった、浮世草紙作者・都の錦が入牢していたと伝えられる。

5. 薩摩四金山の考古学的現状

山ヶ野金山では2012年の霧島市教育委員会による悉皆調査により、多数の坑口、露天掘り跡が確認されている。また、奉行所跡、山先役宅跡、藩主の宿舎である御座所跡は確認されており、その他の役所後も伝承として残る。坑口については近代以降のものは規模が大きく、認識しやすいが、近世にさかのぼるものは時期の判断が難しい。近世後期においては鉱石粉碎用に水車が動力とされたが、水車場跡も確認されている。

芹ヶ野金山は未発掘であるが坑口は確認できる。役所跡地等も伝承により位置は推定できる。鹿籠金山については、露天掘り跡地と推定できる窪地が確認できるほかに、坑口も多数確認できる。臼は少数しか残っていない。また、金山に関連する山神祠も残る。勝寄場跡、倉庫跡、遊郭跡、女郎墓など、他の金山同様の伝承もある。神殿金山はほとんど調査されていないが、坑口は確認できる。また山神祠が残る。ここでも女郎墓の伝承がある。

6. 考古学的調査・研究の成果

山ヶ野集落の北にそびえる国見岳中腹から山麓にかけて多数の坑道が口を開けている。明治以降に操業していた坑道は規模が大きく、一見してすぐ分かるが、近世坑道についてはその時期を判別することは現状では非常に難しい。鉱山遺跡では鉱石を採掘していた坑道とその入り口周辺部の発掘調査が重要であるが、現在のところ未調査である。

山ヶ野集落の北側には多数のテラス状に成形されたところがあり、伝承によれば作業従事者が居住していた場所とされている。また、山内には多くの町があったとの伝承があり、それらの町名も残っている。また、山内南東部には遊郭があった（藤本 2006）。初代山先役であった内山与右衛門の墓碑は永野金山内の山神社の境内にあったが、1884年（明治17）に山神社が取り壊されて山ヶ野金山内の十三谷に新たに徳源社（島津久通を祀る神社）が建設されたさいに行方不明となっていた。近年、旧山神社境内に金山公民館が建設されたときに土中から再発見されて、現在は永野金山胡麻目坑入り口に移築されている（新田 2013）。

山内にどのような施設が、どこにあったのかについては不明な点が多いが、藩主が来訪したときの宿舎・御座所跡の位置と金山行政の管轄を行っていた金山奉行所跡地および山先役役宅跡は確認されている。作業場等につ

いては伝承もなく、その位置や実態についてはまったく分かっていない。鉱石を粉碎して比重選鉱によって金を取り出す作業を行っていた寄勝場（よせば）がどこにあったのかは不明であった。佐渡金山の場合、奉行所に隣接する場所に寄勝場が配置されていることから、山ヶ野金山においても同様に奉行所に隣接、あるいは近接する場所に寄勝場が配置されていたと推定した。また、廃棄されて庭石や石垣に再利用されている鉱山臼の分布する範囲のなかに寄勝場があったと考えてよいと判断した。鉱山臼の分布する範囲は奉行所跡推定地を中心とした半径200m程度の中にあった。これらの条件に当てはまる平坦地を寄勝場跡と推定した結果、奉行所跡地と山先役宅跡の間にある平坦地（現在は農地）と想定し、発掘を行った（新田 2011）。

2009年の発掘

2×5mの小規模の発掘区であったが、後世に攪乱されており、明瞭な遺構は検出できなかった。水田層の下層から方形のゴミ処理穴を検出した。水田に改変される以前に何らかの施設があったらしい。ゴミ処理穴内部から重要な遺物が出土した。石臼7（うち完形品2）、古銭5（すべて古寛永通宝）、煙管吸い口1、煙管雁首1、銅製の小型天秤はかりと皿、棒状鉄製品1、そのほかに各種の陶磁器が出土した。これらはゴミ穴からの出土品であり、当初の構造物が廃棄された後に、整地等のため一括して投げ込まれたような状況であった。陶磁器には17世紀中頃の唐津産盤、1640～1650年頃と推定される肥前系皿のほかに、17世紀後半の唐津産香炉、17世紀後半～18世紀前半の苗代川産鉢、18世紀前半以前の肥前系播鉢がある。そのほか、最上層部からは18世紀後半以降の沖縄産瓶や近代の磁器なども出土している。このように、出土遺物は山ヶ野金山開山時の1640年頃から近代に至るものを含んでいるが、ゴミ穴に廃棄された遺物は17世紀中頃から18世紀前半に集中している。したがって、ゴミ穴は18世紀前半頃に掘られて一括廃棄されたものであろう。山ヶ野金山開山時の遺物が含まれている可能性がある。

また、発掘の過程で本来の地山層を検出した。尾根側の部分を削り、地山層の傾斜した部分に盛り土をして平坦地を造成していた。作業場として必要な平坦地を造成するために行われた土木工事と考えられる。

以上のことから、1640年の開山時以降この場所に何らかの施設があり、近代にまで引き継がれたが、近代になって整地し、現状のようになったと推定できる。平坦地造成工事が行われていること、石臼、磨石、天秤はかりの出土より、この地に寄勝場があった可能性が高いと考えている。

出土遺物

出土遺物の中で重要な意味を持つ石臼と古銭、煙管、天秤はかりについて述べる。出土した石臼は完形品2点、破片5点である。完形品はいずれも下臼である。破片1点は上臼であるが、その他の小破片については下臼か上臼か判断できない。下臼はいずれも磨面が凸レンズ状であるという、他の鉾山の下臼にはない特徴を示す。同様に下臼磨面に4本のもの配り溝を加工しているものが1点あるのも、他の鉾山の下臼には見られない。上臼破片は供給孔と柄溝を残すが、供給孔には軸痕が残っており、リンズを使用した臼ではなかったことが分かる。これらの石臼は粗雑な作りであり、面を加工しないことは薩摩の石臼すべてに共通した特徴である。

年代を特定できる重要な資料として古銭5点がある。書体の特徴からすべて古寛永通宝である（鋳造期間1636（寛永13）年～1659（万治2）年）。同様にその形態から年代が分かる資料として煙管がある。古泉編年第三Ⅲ期に相当するものであり（古泉 1983, 1985）、17世紀後半～18世紀前半に位置づけられる。

天秤はかりと推定できる銅製品が出土している。直径8.4cmの銅製の浅い皿である。口縁部に小さな穴が開けられており、その穴にコイル状の小部品がつけられているので、天秤はかりの皿と推定できる。江戸時代の薩摩藩の名所旧跡を図解入りで描いた『三国名勝図会』の山ヶ野金山の図のなかに奉行所において天秤はかりを使って金を計量しているシーンがあり（五代・橋口 1982）、出土した銅製天秤はかりはこのような使われ方をしたのであろう。

山ヶ野金山の石臼と山ヶ野型石臼

山ヶ野金山には発掘によって出土した石臼のほかに、廃棄後に放置されたり、庭石や石垣などに転用されたりした石臼が多数残っている。これらの資料によって山ヶ野金山石臼の特徴を知ることができる。

山ヶ野金山の上臼の厚さは、6～12cmである。上臼は急激に磨耗するものなので、現状の厚さが新品臼の厚さを示すものではない。磨耗限界に達して、廃棄されたものが現在見ることができる上臼である。他の金山の上臼に比べ、山ヶ野金山の上臼はやや薄いつくりであった。山梨県・湯之奥金山では上臼未成品が出土しており、その厚さは15.5cmである（湯之奥金山遺跡学術調査団 1992, 106）。東北地方の南部にある真金山金山での粉成関係諸道具の形状と寸法を記録した『金山諸道具寸尺定方白山築方臼の据様掬前銀鉢井替水配之事』に記載された臼の寸法では、上臼については磨面径1尺2寸～1尺4寸（36～42cm）、厚さ9寸～1尺3寸（27～39cm）とある（日本鉾業史料集刊行委員会 1988, 55）。臼の厚さは、金鉾石と臼の石材との関係によって決まるため、一律に

厚さを規定することはできず、鉾山の特徴にあわせて調整を行っていたが、一般的な上臼の厚さは50～30cm程度であったと推定できる。

山ヶ野金山の臼

上臼1類：軸穴と供給孔とは別個に穿孔され、両者はつながっている。磨面は凸レンズ状で、もの配り溝がある

上臼2類：軸穴と供給孔を兼ねる。軸穴は円形ではなく、複数の円で構成される。磨面は平らで、もの配り溝はない。いわゆる黒川型。

上臼3類：軸穴と供給孔を兼ねる。軸穴は円形。磨面は平らで、もの配り溝はない。

1類の最大の特徴は磨面が凸レンズ状をしていることである。これは臼の回転運動が中心で固定されておらず、頭を振りながら回転した結果生じた現象である。当然対応する下臼には皿状の凹面が形成された。このような回転運動はリンズのない臼の場合に生じると考えられる。1類は他の金山の上臼にはない特徴をもった上臼である。湯之奥型の上臼にも軸穴とは別に供給孔があるが、茶臼のように供給孔は軸穴とは離れて別個に穿孔されている。軸穴と供給孔がつながっているのは山ヶ野金山1類上臼の特徴である。山ヶ野金山1類上臼を「山ヶ野型」と命名する。2類の特徴は、軸穴に回転によって生じた複数の穴がつながった痕跡があることである。このような痕跡はリンズがない場合に生じた結果である。3類はリンズをもつ臼である。このように、山ヶ野金山の上臼にはリンズを持たない臼とリンズを持つ臼とがあり、リンズを持たない臼には供給孔を穿孔したもの（山ヶ野型）と、そうでないものがある。

下臼は以下の4タイプに分類できる。

下臼1類：軸山があり、磨面が凹面で周辺部が高くなった皿状をしているもの。

下臼2類：軸山はなく、磨面が凸状になっているもの。

下臼3類：軸山があり、磨面が凸状になっているもの。2009年の発掘で出土した2点の下臼はこれである。もの配り溝のないものと、もの配り溝をもつものがある。

下臼4類：軸山がなく、磨面は平らなもの。

1類は上臼1類に対応するものである。このような形になると、どろどろになった微粉末を含む泥状の水が下臼に滞留し、臼の外側に流れていなくなる。軸山はリンズを持つ上臼によっても形成される。2類および3類は凸状磨面ができた、おそらく下臼より大きな直径をした上臼が頭振り運動をしたために生じた現象であろう。このような下臼は他の金山ではみられず、山ヶ野金山の下臼の特異な例といえる。4類は大きさがほぼ同じ上下の臼が、リンズによって回転軸が固定されたために軸が

ぶれることなく回転した結果、平らな磨面が形成されたものである。したがって、4類はリンズを持つ上臼と対応する。4類には高さが高いものと低いものがある。下臼には高さが高いものと、盤状をした高さの低いものがある。高さが高いものは磨面が大きく、粉成（こなし）作業の効率化をめざし、生産量を増加させるためであろう。

鉦山臼の画期的改良であるリンズの出現は慶長期（1596～1615）かそれよりやや下ろころ、どんなに下っても17世紀中葉以前といわれる（今村1990, 70）。山ヶ野金山ではリンズのない臼とリンズのある臼とがある。また近世山ヶ野金山の稼動時期は、寛永17(1640)年3月～寛永20(1643)年末から寛永21(1644)年2月頃までの第1期、再開された明暦2(1656)年～幕末の第2期であるが、第1期にはリンズのない臼がまだ残存していた可能性がある。第2期にはすでにリンズのある臼が導入されていた可能性が高い。同時に下臼の大型化による作業効率化も図られている。以上のように、山ヶ野金山の稼動時期は鉦山臼の変革時期とも対応しているが、佐渡金山などに比べるとリンズのある臼への転換は遅れている。この点については、リンズについての知識はあったが、使いやすさから黒川型臼を使い続けたとする見解もある（新町2012, 91）。

『三国名勝図会』には山ヶ野金山の作業風景の画があるが、そのなかに臼が表現されている。それによると側面をほとんど加工していない臼であり、考古資料の臼と一致する。また軸穴と供給孔とは同じものとして表現されているが、リンズの有無については『三国名勝図会』の画からは判断できない。画に描かれた臼は6人の男によって動かされている大型の臼である。遺跡で確認される臼はこれほど大きいものはなく、『三國名勝図絵』の山ヶ野金山での作業風景は、当時多数流布していた『佐渡金銀山絵巻』などを手本として描かれたものであろう。

臼以外のものでは磨臼がある。確認された磨臼は少ないが、山ヶ野金山で使われていたことはまちがいない。磨臼の位置づけについては、石臼以前の古い粉成技術の道具と考える説と、石臼と併用されていたと考える説とがある。山ヶ野金山の場合、寛永17年以前にこの地で金山開発が行われた事実はないから、磨臼はリンズなし臼とともに使われていたと考えられる。

山ヶ野金山以外の3金山においても、臼の状況は同様であった。神殿金山については臼を未確認のために詳細は分からないが、芹ヶ野金山では基本的に黒川型が使われ、少数であるが上臼供給孔が真円の例があり、リンズを使用した臼があったことを示している（新町氏よりの私信、写真）。鹿籠金山では上臼2点、下臼3点しか確認していないが、上臼は黒川型であり、下臼は軸山が残り、鉄製心棒が残っているものが1点ある（金山小学校庭園内）。

製錬

関連資料が未発見のため、考古学的には不明であるが、灰吹による製錬であったことは間違いない。しかし、山ヶ野金山は浅熱水金鉱床のために金は金銀合金のエレクトラムとして存在する。そのため、エレクトラムから金と銀を分離する工程が必要になる。

『金山萬留』に、1685（貞享2）年8月22～24日、藩主・綱貴が来山したときのようなすが記してある。綱貴は坑口を視察した後、ゆり物、ゆり出の体験をし、翌23日には相撲見物の後に砂金の吹金と金位鑑定の様子を視察している。このことから吹金を行っていたことは明らかである。『芹ヶ野金山森山太助試掘日記』（天明7年～完成5年）の1787（天明7）年10～11月の記事の中に、芹ヶ野金山でとれた砂金1包を山ヶ野金山に送って、吹方に申し渡し、灰吹きして玉金8分5厘にしたという記載があることから、山ヶ野金山では灰吹き法によって金銀の分離を行っていたことが分かる。また、10月26日付・金見役より御手形所宛て書状には「玉金八分五厘、但七三」の記載があり、灰吹きの結果金位は70%にまで製錬されたことを示している（以上、徳永編1994）。また、金の品位を鑑定する役職があったことも示しているとともに、薩摩藩の金山においては、製錬から金位測定に至るまでの一連の工程において、山ヶ野金山に中枢的機能が集約されていたと推定できる。

吹金によってできた玉金をどのようにするかについては、幕末の記録であるが『金山にて御答可申上大概』（天保9年(1838)）によると、玉金は京都に送られて小判と交換し、さらに小判を銀に両替して藩に持ち帰っていた。

7. 明治の金山開発と金本位制

明治の金山開発

明治になると藩制による束縛から解放された結果、鹿児島県本土全域で金山開発が行われるようになった。明治以降に開山した金山は44にのぼる。浅成金銀鉱床探査に関する研究委員会による鹿児島県内の金銀山の調査結果である『日本金山誌』の九州編に記述された鹿児島県内の金銀山（同委員会編1989）を新田が表に改変したものが表2である（奄美地方の1鉦山を除く）。金品位については通例のものもあるが、南さつま市の東金山のように80g/tという、とてつもなく高品位の鉦山もあった。銀についても、指宿市・弁財天鉦山のように800g/tという高品位の例もある。

探鉦と金鉦山の発見は、幕末から明治初期にかけてすでに始まっているが、稼業については明治15年（1882）に本格的開発が行われた助代金山（日置市吹上町）がもっとも早い。鉦業権をもち、鉦山開発をおこなった人々は、在地の名望家という個人であり、稼業成績が良

くないと、鉱業権はつぎつぎと移転され、最終的には鉱山会社に移るのが通例であった。

鹿児島への近代的鉱山技術の導入は慶応3年(1867)のことである。薩摩藩は、フランス、サン・テティエンヌ鉱山学校(Ecole des Mines de Saint-Etienne)⁽¹⁾を卒業し、カリフォルニア等の金鉱山で働いた経験のあるジャン・フランシスク・コワニエ(Jean Fransisque Coignet)を招聘して、鉱山業の開発を図った。彼は翌年(1868)政府に請われて生野に移り、帝国主任技師として生野鉱山の近代化を推進した。火薬発破による鉱石採掘の効率化、運搬の効率化を図って機械化を進め、軌道や巻揚機を新設した。さらに日本各地の鉱山を調査し、1874年には日本最初の鉱山研究書『日本鉱物資源に関する覚書』(Note sur la richesse minerale du Japon)をつくるなど、日本の鉱業近代化に貢献し、1877年に帝国主任技師の任を解かれた。

また、旧来の製錬法である灰吹法にかわって、混汞法(こんこうほう)が導入され、製錬の効率化が進み、産金量が増大することになった。混汞法とは水銀に金銀を溶かして金銀アマルガムを作って鉱石中の金銀を抽出する方法である。日本での混汞法の始まりは、明治4年(1871)に生野銀山で樽混汞法が、また明治6年(1873)に佐渡で鍋混汞法が導入されたのを嚆矢とするが、鹿児島では明治9年(1876)にコワニエの後輩で、彼の後任として鹿児島に招聘されたフランス人技師、ポール・オジェ(Paul Ojet)が山ヶ野金山の谷頭に(谷頭搗鉱所)を建設し、蒸気動力による混汞搗鉱法を導入したのが最初である(岩崎 1901)。翌年、西南戦争の勃発により事業は頓挫し、明治13年(1880)にオジェは解雇された。山ヶ野金山には彼の住宅跡といわれる一角がある。

金本位制と金

本格的稼業が多くなるのは明治25年(1892)～30年(1897)である。その背景には金の需要増と金価格の上昇があったと推定できる。この間の経済的背景について検討する⁽²⁾。

明治政府は明治4年(1871)に「新貨条例」を発して、金・銀・銅・藩札などの江戸時代以来のさまざまな貨幣の流通をやめ、金本位制を目指した。しかし中国をはじめとする東アジア諸地域では銀本位制が主流であったため、金本位制の導入は時期尚早であり、やむなく金銀本位制を採用し、実質的には銀本位制をとることになった。明治16年(1883)10月、松方正義大蔵卿は三条実美太政大臣に対して「兌換銀行券条例発布ノ議」を提出し、兌換銀行券制度の確立を促した。紙幣を発行し、その裏付けとして金銀を備蓄し、紙幣所有者の請求により自由に金銀と交換する制度である。これを受けて明治17年(1884)5月、太政官布告第18号として「兌換銀行

券条例」が交付された。18条からなるこの条例の重要点は、兌換銀行券は銀貨兌換とする(第1条)、兌換銀行券発行高に対し、相当の銀貨を置いて、引換準備に充てる(第2条)の2点である。銀貨本位制による兌換制であった。これに基づき、明治18年(1885)5月9日に日本で初めて兌換銀行券(券面10円の紙幣)が発行された。さらに、明治20年(1887)4月から、従来正貨(兌換銀行券の裏付けとなる貴金属)は銀貨・銀塊・銀板・馬蹄銀として備蓄されていたが、明治19年(1886)4月から金貨が、8月からは金塊が加えられた。それでも、明治21年6月の日銀の準備高は、銀29,259千円に対し、金は1,250千円にすぎない。実質銀本位制であった。欧米では金本位制が趨勢となっており、貿易の進展に伴い、欧米諸国との貿易決済には金が重要となっていた。

また、明治27年(1894)6月に始まる日清戦争の戦費調達のために、正貨支払いが続き、正貨準備高は減少を免れなかった。準備高減少の危険を予防するために、明治27年11月30日、日本銀行(以下、日銀)は保有する正貨準備中の金貨の評価額を額面100円につき130円から170円に引き上げ、さらに12月15日に180円、17日には190円に引き上げた。その結果、日銀保有の金地金は大幅に増加した。明治28年(1895)4月まで10か月間の日清戦争での戦費支払総額は2億48万円、平時国家予算の2倍強、預金残高の1億6319万円を20%強上回っている。

1893年6月のインドの幣制改革(銀貨自由鑄造制廃止)により銀価が暴落し、実質的には銀本位制であった日本は金本位国との為替相場の激変(大幅な円安)、物価上昇、財政の膨張などの大きな影響を受けた。そのために金本位制の採用が検討されるようになる。また、日清戦争勝利により清国から得た賠償金はロンドンで英貨(ポンド)で受け取り、ヨーロッパで金塊を購入して日本に回収して金準備にあて、金貨単本位制を採用しようとした。金本位制確立の原資にしようとしたのである。

明治29年(1896)9月に松方正義第2次内閣が成立すると、金本位制採用へと動き始める。9月29日に、松方は日銀総裁に対して「本邦へ取寄する正貨は専ら金塊又金貨又英貨を以て輸入すべし」とする「為替取組及金銀塊購収ノ方針」を通達した。明治30年(1897)1月から大蔵省に金本位制への移行への調査と準備を命じ、3月1日には貨幣法案を第10回帝国議会へ提出、可決成立、3月29日、「貨幣法」と「兌換銀行券条例中改正法律」を公布し、10月1日から施行した。その後、10月1日～翌年7月31日、銀から金への引換を行うとともに、4月1日をもって1円銀貨を通用禁止とした。日本は金本位国になったのである。以上のような、欧米との貿易拡大、日清戦争の戦費調達、金本位制の採用などの国内的・国際的経済環境の中で、日本の金需要は増大した。

鉱山名	所在地	発見年	本格的開発年	閉山年	金品位 (g/t)	銀品位 (g/t)	金総産出量 (kg)	銀総産出量 (kg)
布計	菱刈市山野	1891	1933	1977	6.3～15.4	5.42～10	1,914 (1937～47) 384 (1973～76)	1,108 (1937～47) 318 (1973～76)
大口	菱刈市牛尾	明治初年	1892	1977	14.3	6.4	17,614 (～1967) 4,945 (1967～77)	3,002 (1947～77)
菱刈	菱刈市	1882頃	1981	稼業中	18～65	5～26	不明	不明
幸田(大昭)	湧水町幸田	大正初年	1927	1943	残留鉱体で1～8	不明	不明	不明
山ヶ野	霧島市横川町 さつま町	1639	1640	1953	4.41～(55)	5.20～(41)	28.41	28,337
東山ヶ野	霧島市横川町	不明	1970頃	不明	残留鉱体で8～10	不明	不明	不明
新永野	さつま町	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
王の山	湧水町 霧島市横川町	1873頃	1937	1962	12.0～33.0 (1956～60)	6～11 (1956～60)	9 (1956～60)	3,750 (1956～60)
新王の山	湧水町	1955	1955	1960頃	不明	不明	不明	不明
大良	始良市	1895	1905	1943	3.5～6.0 (1935～43)	15.3～31.5 (1935～43)	推定 830～930	不明
高嶺	始良市蒲生町	1890	1893	1943	平均 5.1	平均 28.3	推定 1893	不明
高嶺(漆)	始良市蒲生町	1891頃	1902	1944	平均 9.1	平均 18.6	推定 400 (1896～1916) 推定 420 (1934～44)	金の約2倍
山田	始良市始良町	1897頃	1916	1943	4～12	10～1,000	不明	不明
光和	始良市	嘉永年間	1936	1943	平均 10.8	平均 19.5	不明	不明
木津志	始良市	不明	1910	1926	不明	不明	不明	不明
丸山	始良市	1924	1925	1928	推定 26～36	金の数倍	不明	不明
入来	さつま川内市 入来町	大正期	1933	1936	平均 6	平均 30	不明	不明
松野(鈴ヶ野)	さつま川内市 祁答院町	幕末?	1936	1940	7	26	11.55 (1936～40)	39.78 (1936～40)
荒川	いちき串木野市	明治年間	1913	1955	15.8 (1940～55)	105 (1940～55)	987 (1940～55)	6,556 (1940～55)
串木野	いちき串木野市	1652	1660	稼業中	4.1～8.2 (1950～82)	4.1～76 (1950～82)	推定50,000余 (明治～1982)	推定413,000 (明治～1982)
日置	いちき串木野市	1913	1913		10.7 (1930～42)	214 (1930～42)		
湯の浦	日置市吹上町	1885	1885	1959	5	400～500	不明	不明
豊城	日置市吹上町	不明	1932～33頃	1935	不明	不明	不明	不明
助代	日置市吹上町	1882	1882	1937	1.6 (1935～37)	524.7 (1932～37)	4.03 (1932～37)	1,281 (1932～37)
神殿	南九州市川辺町	1698	1698	1916	50	不明	不明	不明
樋渡	南さつま市金峰町	不明	1897頃	1916頃	0.2	173	不明	不明
喜入	鹿児島市喜入町 南九州市知覧町	1918	1919	1943	8.9～40	10～300	5 (1924～26) 4.35 (1927～33)	6.82 (1924～26) 6.12 (1927～33)
東	南さつま市	不明	1926	1943	5～80	金の2倍	不明	不明
鹿籠	枕崎市金山	1684	1684	1943	5.8 (1888～1907) 14.3 (1934～40)	3.8 (1888～1907) 40 (1941～43)	386.58 (1888～1907) 1.74 (1929) 70.55 (1934～40)	265.17 (1888～1907) 93.66 (1935～37)
栗ヶ野	南さつま市坊津町	1902	1932	1933	不明	不明	不明	不明
春日	南さつま市坊津町 枕崎市春日	1901	1908	稼業中	平均 4	Nil.	3.350 (1960～1983)	Nil.
見初	枕崎市見初	1895	1914	1943	2	Nil.	3.98 (1941)	Nil.
岩戸	枕崎市岩戸	1932	1933	稼業中	4.67	Nil.	5,200 (～1982)	Nil.
赤石	南九州市赤石	1890	1903	稼業中	5.4～14.8	6.6～8.1	3,273 (1924～82)	1,969 (1952～82)
生見	鹿児島市喜入町 指宿市	不明	1893～94頃	1937?	Nil.	平均 2400	Nil.	13,963 (1894～1905)
黒仁田	指宿市額娃町	不明	1936頃	不明	不明	不明	不明	不明
岩平(新岩平)	指宿市	不明	1897～1906頃	1943	25.3～40.0 (1906～08) 6.40～8.66 (1941～43)	9.0～86.0 (1905～08)	154.22 (1906～08)	407.03 (1905～08)
金切(金喜利)	指宿市額娃町	不明	1933	1935	不明	不明	0.357 (1935)	不明
河内山(池田)	指宿市	不明	1934	1943	不明	不明	推定 130	推定 170
花籠	指宿市額娃町	明治30年代	1902	1943	平均 16.2 (1938～42)	平均 137.7 (1938～42)	37.67 (1938～42)	319.33 (1938～42)
郡ヶ野	指宿市額娃町	1894～95	1932	1964	8～14	90 (1941)	推定50 (1941～43) 16.63 (1956～64)	108.45 (1956～64)
大谷	指宿市池田	弘化年間	1892	1956	7.3 (1956)	11 (1956)	不明	不明
小金(黄金)	指宿市	不明	1897	1936	不明	不明	1.826 (1917) 0.342 (1933)	不明
立神	指宿市額娃町	不明	1898	1928	不明	不明	30.5 (1924～26)	18.0 (1924～26)
鳥帽子	指宿市額娃町	不明	1933	1938	3～8	20～100	不明	不明
弁財天・額娃	指宿市額娃町	1896	1897	1906	Nil.	800	Nil.	909.09 (1897～1906)
弁財天	指宿市開開町	1885	1900	1956	平均 6.7	平均 707	122.11 (1900～07)	19,655.63 (1900～07)
大隅野(新鹿) および重金	鹿屋市, 垂水市	明治年間	1912	1941	不明	不明	不明	不明

表2. 明治以降の鹿児島県金銀山一覧

青化法の導入

このような金の需要増に対応して、新しい技術が導入される。青化法である。青化法はシアン化ナトリウム (NaCN) を使って鉱石中の金銀を抽出する方法である。日本では明治 30 年 (1897) に鹿児島県・祁答院製錬所で初めて導入され、明治 34 年 (1901) に長崎県の波佐見金山、牛尾金山に青化製錬所が建設され、全国に普及した。明治 39 年 (1906) には芹ヶ野金山に青化製錬所が操業され、40t/日の処理能力を持っていた。さらに、伊集院轟滝大田発電所が運転開始し、芹ヶ野金山に電力供給を始めた (岩崎 1901)。

青化法は従来の混汞法では回収できなかった金銀を回収でき、産金銀量は大幅に増加した (岩崎 1901)。混汞法では金粒の大きな山ヶ野や鹿籠などの金鉱石ではよいが、金粒が微細な串木野、芹ヶ野、布計、大口などの金鉱石では採収が難しかった。ところが、青化法ではシアン液がより微粒の自然金 (エレクトラム) を溶解するだけでなく、混汞法では十分に解けない銀鉱物も溶解するからである。青化法の導入以後、産銀量の大幅増加があるのは、そのせいである。硫化物が少ない石英鉱で、金粒が微細な鉱石に適した方法であった (岩崎 1901)。図 2 が示すように、明治後期から大正にかけて産金量が増加を示すのは青化法導入の結果であった。

赤石鉱山が発見され、本格的稼業が始まったのはこのような時期であった。

8. 産金奨励、アジア太平洋戦争と金鉱山整備令 国際収支の赤字と産金奨励

鹿児島県の金山開発が再び盛んになるのは昭和に入ってからである。明治 30 年に金本位制を採用して以来、欧米からの資材輸入の貿易決済のために、金保有量を増やす必要があった。そのため政府は金の買い取り価格を

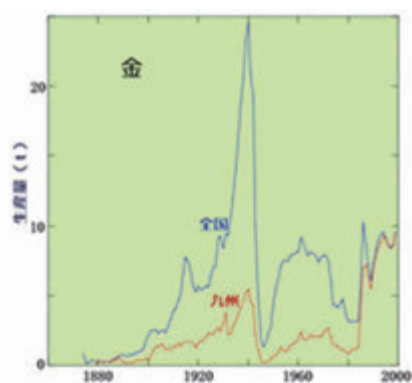


図 2. 近代以降の全国及び九州の産金量推移
(九州大学総合研究博物館WEBの図を改変)

引き上げて金の採掘を奨励した。明治 30 年 (1897) に制定した「貨幣法」により金価格を 5 円 / 匁 (3.75g) と決めていたが、しだいに金価格を高くした。この間、日本の国際収支は恒常的に赤字を続けており、為替相場を安定させるには金の海外現送をおこなわねばならなかった。

昭和 6 年 (1931) の満州事変、昭和 7 年 (1932) 1 月の上海事変により、中国との戦争が始まると、戦費調達と欧米からの軍事物資の輸入に迫られ、国際決済手段として金の重要性がさらに高まった。政府は昭和 12 年 (1937) 8 月に「産金法」を制定し、金の生産から使用までを政府管理下に置くとともに、金生産を奨励した。この法律により、政府が買い上げる金は金資金特別会計に入れられた。金買上価格は、8 月 25 日の大蔵省告示により純金 1g につき 3 円 77 銭とされ、さらに 13 年 (1938) 5 月から 3 円 85 銭に引き上げた。

また、金産出量に応じた割増金の交付、事業用器具機械材料の輸入税免除、鉱山税免除、金鉱鉄道の運賃値下げなどの対策が取られた。さらに「産金 5 カ年計画」が策定され、昭和 12 年度実績に対して国内全体で 2.5 倍の産金量を 17 年度に達成するという目標まで立てて、金増産が図られた。以上の政府主導による国家政策としての金増産奨励によって、全国で多数の金鉱山が開発され、操業していったが、鹿児島県でも同様であった。北海道では貧鉱処理による増産すら行われた (浅田 1999)。大日本産業報国会では「全国金属増産強調期間」中の昭和 16 年 (1941) 6 月 5 日～27 日、全国の主要鉱山 65 か所に鉱山従業員慰問隊を派遣した。浪曲、歌舞などが慰問隊によって演じられたという。この時期の生産は金を得るための採算を度外視した強行対応であった。合わせて、植民地の朝鮮、台湾から金に移入され、とくに朝鮮産の金は国内産の金に匹敵する量であった (表 3)。図 2 では 1930 年ころから全国の産金量が急増していることを示

年	内地	朝鮮	台湾	合計
1936	22,235	17,490	1,294	41,019
1937	23,010	22,848	1,306	47,164
1938	24,067	28,065	1,683	53,815
1939	25,927	29,192	1,265	56,384
1940	26,968	25,289	803	53,059
1941	25,000	25,584	897	51,481
1942	22,871	23,755	740	47,366
1943	12,090	14,458	571	27,119
1944	7,627	—	—	—
1945	2,628	—	—	—

表 3. 産金量の推移 (単位: kg)

(大蔵省 1953『財政金融統計月報』第 36 号, p. 102 による)

している。1940年には国内産金量がピークに達し、27tの金を産出している。

産金奨励にとどまらず、なりふり構わない金保有量増加策がとられた。民間での「愛国金献運動」、日銀による金製品買い入れ、政府による民間保蔵金の買い入れ運動である。昭和15年(1940)には金の強制買上げを実施した。

このような金の増産・集中のためのあらゆる方策がとられた背景には、恒常的国際収支の赤字、対外決済問題が深刻であったことがある。政府、日銀が集めた金は貿易決済のためにイギリスとアメリカに送られた。昭和12年(1937)3月から8回にわたって日銀が送った金はアメリカへ21,013kg、イギリスへ3,561kg、合計24tを超えるすごい量である。その後も昭和12年中には政府保有金108tがアメリカ、イギリスへ、13年にも82tが送られた。昭和13年には日本政府が保有する金は枯渇状態であり、日銀保有の正貨備金のみとなっていた。

アジア太平洋戦争と金鉱山整備令

ところが、昭和16年12月8日にアジア太平洋戦争が勃発すると、アメリカをはじめとする欧米諸国との貿易は途絶し、軍需資材の輸入は停止した。そのため、決済用の金の必要性が薄れることになった。金鉱山の資材、労力は戦争遂行に必要な金属である鉄、銅、石炭、鉛、亜鉛、マンガンなどの鉱物資源を採掘するために、金山から振り向けられた。昭和17年(1942)10月22日の「金鉱業及錫工業ノ整理ニ関スル件」(第1次閣議決定)、昭和18年(1943)1月22日の「金鉱業ノ整理ニ関スル件」(第2次閣議決定)を経て、昭和18年4月9日に商工省による「金鉱業整備ニ関スル方針要旨」によって、全国の金鉱山は休山、閉山となった。鹿児島県でも、王ノ山、春日、喜入、弁財天など多くの金山が休山となった。明治以降の産金量推移を示した表3は、この間の事情を明瞭に示している。

とはいえ、戦争によって金が不要になったわけではないところに問題がある。対戦国への金現送は無用となったが、東南アジアでの戦略物資や食糧調達の資金が必要となり、同盟国であるタイ、仏領インドシナ(ヴィシー政権)への支払いに金が必要であった。インドシナ銀行へは、ゴム買い付け代金、日本軍進駐費、フランス船舶使用料が、全額金か金に交換できる外貨で決済しなければならず、33tの純金がイヤマークとされた⁽³⁾。タイの場合は食糧をはじめとする大量の軍需物資を購入した代金として金が必要であった。タイへは約2億円、純金44.8tがイヤマークされた。また、中国(日本の傀儡政権、汪兆銘政権)へも53.8tの純金が送られた。このように戦争中にもかなりの金が必要であった。敗戦時には日銀準備正貨は3.5億円をわっていた。

9. まとめ

山ヶ野金山は寛永17年に肥後の笠伊江右衛門を中心として開発された。幕府による正式の認可は寛永19年におりたが、わずか1年間で閉山を命じられた。明暦2年に再開したが、その後順調に金を産出し、江戸時代を通じて薩摩藩の財政に貢献する有数の金山であった。山ヶ野金山は薩摩藩内の金銀山の中核的金山として位置づけられており、他の金銀山は支山の位置づけであった。技術的には山ヶ野金山独自の鉱山臼を使用するなど、独自の動きもあったが、基本的には日本各地の金山と共通する技術によって稼働した。水上輪の日本導入直後に芹ヶ野金山への導入を図るなど、技術情報ネットワークは全国的で、かつ速かった。他の貴金属鉱山の経営と同様に、金山の周囲を柵で囲んで閉鎖空間をつくり、独占体制による経営と運営が行われていた。金山経営についても鉱夫の流動性や遊郭の料金の共通性にみられるように、全国ネットワークが張り巡らされていたと考えられる。

明治になると県内各地で金山開発が盛んに行われた。明治30年の金本位制の採用により、対外貿易決済用の金の保有増が必要となり、金の需要が増え、そのため各地で金山開発が行われた。昭和6年に始まる満州事変以後の中国での戦争がはじまると、欧米からの軍需物資輸入が拡大し、それとともに決済用金がさらに必要となったため、政府は国策として産金奨励策をとり、買取金価格の上昇や補助金・奨励金を交付して金山開発を進めた。そのため鹿児島県内でもこの時期に金山開発が進展した。ところが昭和16年にアジア太平洋戦争がはじまり、軍需物資の輸入先である英米諸国と交戦状態になると、軍需物資の輸入がとだえたために金の意義が衰えた。政府は金山の閉鎖と軍需資材としての金属や石炭の増産に金山の資材と労力を振り向けることによって対応したため、各地の金山は休山や閉山に追い込まれたが、鹿児島県の金山もその例にもれなかった。しかし、アジア太平洋戦争中においても、金の重要性は不変であった。

鹿児島県の金山は戦後に復活するが、かつてのような数はなく、現在操業中の金山は菱刈、串木野、赤石、春日、岩戸の5つのみであり、同時に日本全国においてもこの5鉱山のみである。

注

1. 1816年創立のサン・テティエンヌ鉱山学校は、現在ではフランスの超エリート養成学校であるグランゼコールのひとつ、サン・テティエンヌ国立高等鉱山学校(Ecole Nationale Supérieure des Mines de Saint-Etienne)となっている。現在では、理工系総合学校であり、東北大学の協定校である。

サン・テティエンヌはマッシフ・サントラル

(Massif Central) と呼ばれるフランス中部の古い火山地帯にある都市で、鉱業が盛んな地であった。

また、1825年に世界最初に鉄道が敷設されたイギリスに遅れること2年後の1827年にフランスで最初の鉄道が敷設された町である。この鉄道はサン・テティエンヌとアンドレジウ・ブテオン鉱山 (Andrezieux-Boutheon) とを結ぶ鉱石運搬用として建設された。

2. 明治以降の金をめぐる経済情勢については、日本銀行百年史編集委員会編『日本銀行百年史』第1巻および第4巻によるところが大きい。
3. イヤマーク (ear mark) とは所有権を示すために、羊の耳に焼印を付けたことに由来し、この場合には日銀が保管しているが、所有権はインドシナ銀行にある金のことである。

参考文献

- 浅田政広 1999 『北海道金鉱山史研究』北海道大学図書刊行会。
- 石川 哲 1990 『山ヶ野金山のすべて』高城書房。
- 石川 哲編 1994 『山ヶ野金山古文集』私家版。
- 市来家隆・竹之内寅雄 1968 『薩摩町郷土誌』薩摩町役場。
- 今村啓爾 1990 「鉱山臼からみた中・近世の貴金属鉱業の技術系統」、『東京大学文学部考古学研究室研究紀要』9, 25-74。
- 岩崎重三 1901 『日本鉱石学 第2巻 金』内田老鶴園。
- 浦島幸世 1993 『金山』春苑堂出版。
- 浦島幸世 2004 「山ヶ野、串木野、大口金山ー 1975年頃までの金鉱探しー」、『地質ニュース』599, 20-30。
- 荻 慎一郎 2006 「近世日本の鉱山ー薩摩藩領長野(山ヶ野)金山の開発と寛永20年の閉山を中心にー」、『まてりあ』45-4, 246-248。
- 鹿児島県 1940 『鹿児島県史』2, 491-515。
- 霧島市教育委員会編 2013 『山ヶ野金山ー現地調査報告書ー』霧島市教育委員会。
- 霧島市教育委員会生涯学習課編 (出版年不詳) 『横川史跡案内 黄金の郷山ヶ野』霧島市教育委員会。
- 桐原忠利 1973 『山ヶ野小学校90年史, 金山300年史』山ヶ野小学校史編集委員会。
- 古泉 弘 1983 『江戸を掘る』柏書房。
- 古泉 弘 1985 「江戸の町の出土遺物」、『季刊考古学』13, 51-55。
- 五代秀堯・橋口兼柄編, 原口虎雄監修 1982 『三国名勝図会』新潮社。

さつま町役場企画広報課編 2009 「永野金山ものがたり」、『広報さつま』平成21年3月号, 2-9。

新町 正 2012 「薩摩における鉱山臼についてー山ヶ野金山及び芹ヶ野金山で使用された鉱山臼の特徴と分類ー」、『鹿児島考古』42, 87-98。

浅成金銀鉱床探査に関する研究委員会編 1989 『日本金山誌 第1編 九州』資源・素材学会。

徳永 律編 1994 『芹ヶ野金山古文集』(上), 串木野古文書研究会。

長丸静雄 1991 「山ヶ野金山300年史」, 横川町郷土誌編纂委員会編『横川町郷土誌』94-129, 鹿児島県横川町。

新田栄治 2009 「山ヶ野金山の開山事情と鉱山技術」、『南の縄文・地域文化論考』下巻, 21-40, 南九州縄文研究会。

新田栄治 2011a 「山ヶ野金山の開山事情と鉱山臼からみた鉱山技術」、『鹿児島県霧島市上ノ・山ヶ野金山作業場跡推定地発掘調査報告書』21-36。

新田栄治 2011b 「田町遊廓が示す山ヶ野金山への社会経済的意味」、『鹿児島県霧島市上ノ・山ヶ野金山作業場跡推定地発掘調査報告書』37-40。

新田栄治 2013a 「山ヶ野金山初代山先役・内山与右衛門とその墓碑」、『鹿大史学』60, 1-9。

新田栄治 2013b 「山ヶ野金山」, 「串木野金山」, 「鹿籠金山と神殿金山」, 萩原三雄編『日本の金銀山遺跡』370-387, 高志書院。

新田栄治編 2011 『鹿児島県霧島市上ノ・山ヶ野金山作業場跡推定地発掘調査報告書』鹿児島大学法文学部比較考古学研究室。

日本銀行百年史編集委員会編 1982 『日本銀行百年史』第1巻, 日本銀行。

日本銀行百年史編集委員会編 1984 『日本銀行百年史』第4巻, 日本銀行。

日本鉱業史料集刊行委員会 1986 『金山萬留』乾および坤, 白亜書房。

日本鉱業史料集刊行委員会 1988 『真金山金山見聞之次第等』43-63, 白亜書房。

萩原三雄編 2013 『日本の金銀山遺跡』, 高志書院。

藤本箕山 (新版色道大観刊行会編) 2006 『新版 色道大観』八木書店。(1689年出版)

湯之奥金山遺跡学術調査団 1992 『湯之奥金山遺跡の研究』湯之奥金山遺跡学術調査会。

吉田 陞 1997 『山ヶ野金山物語』高城書房。

吉田 陞 2008 『続・山ヶ野金山物語』高城書房。

第5章 科学分析

出土埴塼表面の成分について

鹿児島県埋蔵文化財センター 武安雅之

本遺跡出土の埴塼について、エネルギー分散型蛍光X線分析装置による成分分析を行った。

1 試料

埴塼の3～4箇所（主に内側）をステンレス製メスで少量削り取り、試料とした。

2 分析方法

エネルギー分散型蛍光X線分析装置（堀場製作所製 XGT-1000、X線管球ターゲット：ロジウム、X線照射径100 μ m）を使用し、次の条件により分析を行った。

X線管電圧：15/50kV 電流：自動設定

測定時間：200秒 X線フィルタ：なし

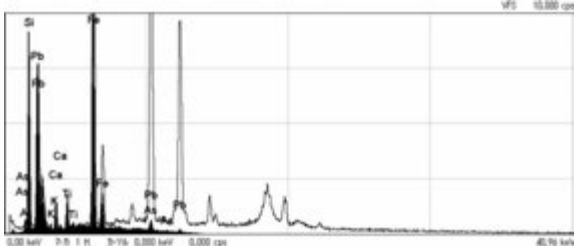
試料セル：なし パルス処理時間：P3

定量補正法：スタンダードレス

3 結果

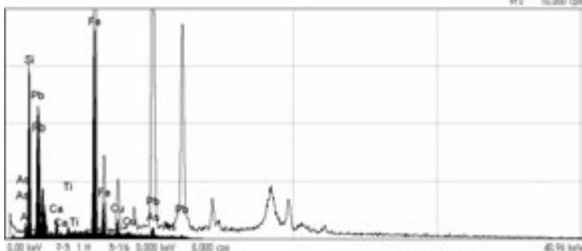
埴塼1は、内側3箇所、外側1箇所を分析した。内側の上部、中間部は鉄、鉛の強度が高くなっているが、底部になるとカルシウムの強度が突出している。底部の質量濃度は、カルシウムがおよそ半分の割合を占めているが、硫黄、塩素、チタンがそれぞれ5～6%になっている。外側は、ケイ素と鉄の強度が高くなっている。

図1 スペクトルチャート〔埴塼1〕



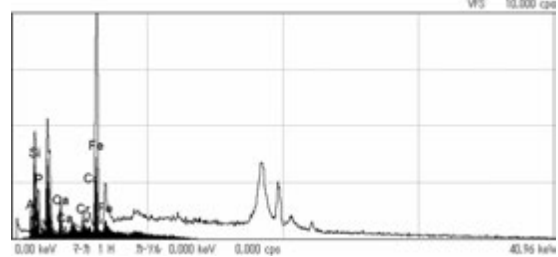
埴塼2は、内側4箇所を分析した。鉄、鉛の強度が高くなっている。また銅の強度が高い箇所もみられる。

図2 スペクトルチャート〔埴塼2〕



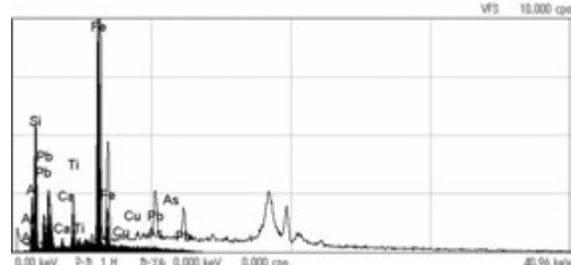
埴塼3は、内側4箇所を分析した。鉄の強度が他の元素に比べて突出して高くなっている。また、全ての箇所でカルシウムとリンが検出されている。質量濃度では、ケイ素、鉄に次いでリンの割合が大きくなっている。

図3 スペクトルチャート〔埴塼3〕



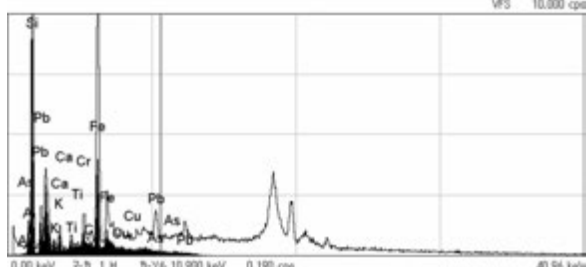
埴塼4は、内側3箇所を分析した。鉄、鉛の強度が高くなっている。底部ではマンガンの強度が高い箇所がみられた。質量濃度では、ケイ素と鉄が大部分を占めるが、アルミニウム、鉛の割合が大きくなっている箇所もみられる。

図4 スペクトルチャート〔埴塼4〕



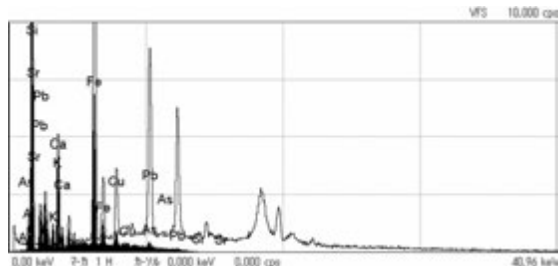
埴塼5は、内側4箇所を分析した。鉄、鉛、ケイ素の強度が高くなっている。質量濃度では、ケイ素より鉄の割合が大きくなっている箇所がみられる。

図5 スペクトルチャート〔埴塼5〕



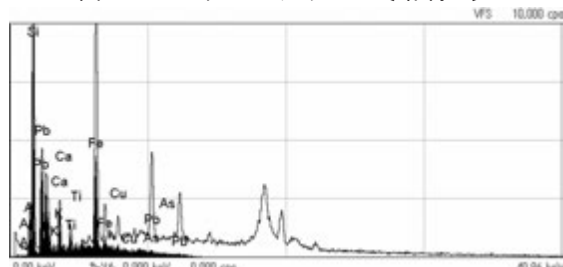
埴塼6は、内側4箇所を分析した。鉄、ケイ素、鉛の他、カルシウムの強度が高くなっている。質量濃度では、いずれの箇所でもケイ素が約2/3を占めているが、鉄とカルシウムの割合がほぼ同じであった。

図6 スペクトルチャート〔埴塼6〕



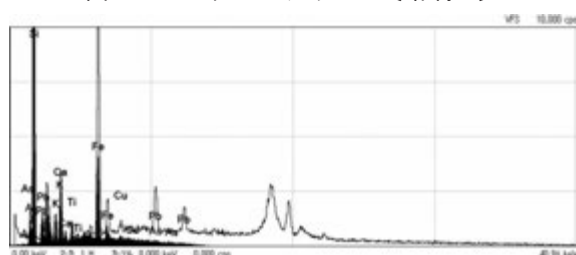
坩堝7は、内側4箇所を分析した。鉄、ケイ素の強度が高くなっている。質量濃度では、ケイ素が大部分を占め、アルミニウム、鉄の順に割合が大きくなっている。また、カルシウムとカリウムの割合が大きくなっている箇所もみられる。

図7 スペクトルチャート〔坩堝7〕



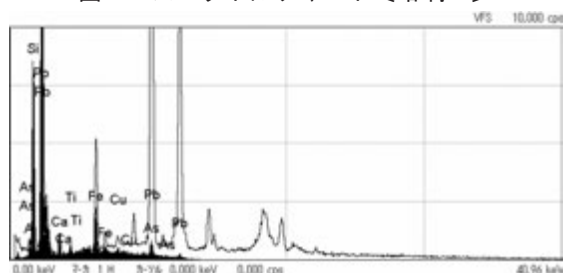
坩堝8は、内側2箇所、外側2箇所を分析した。内側はケイ素、鉄の強度が高く、質量濃度では前出2元素の他、アルミニウム、カルシウムが多くみられる。外側は、マンガン、鉄の強度が高い箇所があり、ケイ素の質量濃度が小さくなっている。

図8 スペクトルチャート〔坩堝8〕



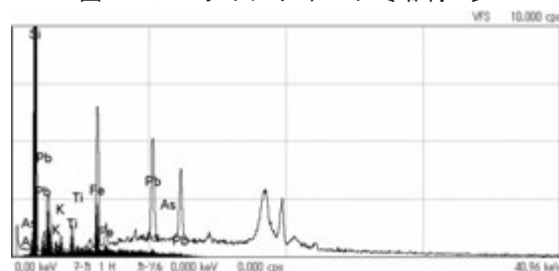
坩堝9は、内側4箇所を分析した。鉛の強度が高い箇所が多く、質量濃度でも鉛の占める割合が大きくなっている。一部では、鉛より鉄の方が強度、質量濃度とも上まわっている。

図9 スペクトルチャート〔坩堝9〕



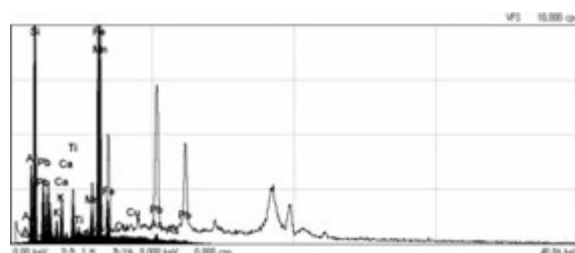
坩堝10は、内側4箇所を分析した。鉄、ケイ素の強度が高いが、質量濃度では、ケイ素が大部分を占め、鉄の割合は1割に満たない。

図10 スペクトルチャート〔坩堝10〕



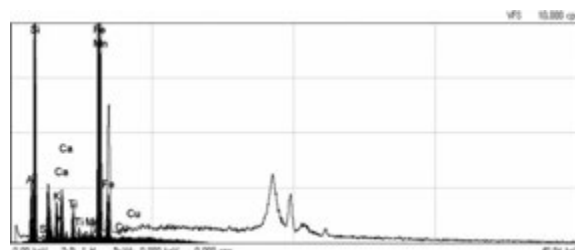
坩堝11は、内側4箇所を分析した。いずれもケイ素、鉄、鉛の強度が高く、質量濃度からケイ素、アルミニウム、鉄、鉛が主な成分であることがわかる。底部に近づくにつれてケイ素の割合が増えている。

図11 スペクトルチャート〔坩堝11〕



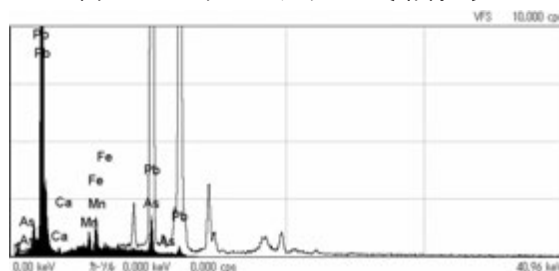
坩堝13は、内側3箇所を分析した。鉄、ケイ素の強度が高くなっているが、クロムがケイ素より強度が高くなっている箇所もみられる。

図12 スペクトルチャート〔坩堝13〕



坩堝15は、内側4箇所を分析した。鉛が突出して高くなっている箇所がみられた。底部に近い箇所では、鉄、マンガンの強度が高くなっている。質量濃度では、マンガンの割合が大きい箇所では、鉛の割合が小さくなっている。

図13 スペクトルチャート〔坩堝15〕



多くの坩堝で微量ながら、チタン、銅、ヒ素が検出されている。

第6章 総括

第1節 金山水車（轟製鍊所）跡検出の水車坑、水車小屋1上屋跡及び水車小屋2上屋跡についての考察

1 検出された遺構について

水車坑は、出水口から水車坑尻まで長さ約8mあり、実際に水車の設置された深く掘り下げた部分で長さ6.2m、幅約1.3mである。水車坑底面には排水溝に向かって約20cmの勾配が設けられており、スムーズな排水ができるよう考慮されている。

水車小屋1上屋跡は、本文でも述べたとおり、柱痕跡と解される基盤に残されたハツリ痕から梁行き3間、桁行き5間（基本1間180cm、水車坑部分のみ270cm）の建物が想定できる。また古写真（図版24②）の該当部分を詳細に見ると水車坑部分の壁が前方に張り出していることが確認できる。

水車小屋2上屋跡は、調査区の西側に延びており、建物東側の梁行きの柱痕跡と水車軸受け台が設置されたと思われる礫を詰め込んだ掘り込みが検出されるにとどまった。水車小屋2上屋跡は検出された位置、分水溝2及び現況で確認できる水車設置溝跡の配置関係から明治45年3月29日付けの宮内家文書『製鍊所開設届』付属の設計書添付「製鍊所平面図」における碎鑛所であると特定できる。

2 水車小屋1内部構造について

水車小屋1については、その位置、内部構造について正式に記録されたものは無く詳細は不明であるが、写真や遺構に残された諸痕跡から、考察を試みることにする。

まず、遺構に残された諸痕跡について列挙すると、水車坑内部東西壁に残された錆痕跡、水車坑上位に積まれた切石に残る弧状の溝跡、建物内部東側に見られるおよそ90cm四方の方形の掘り込み、柱間隔に対応しない基盤のハツリ痕があげられる。

水車坑東西壁に残る錆痕跡と建物東側に掘られた90cm四方の掘り込みは直線上に並ぶことが解る。これは建物東側の掘り込みが水車軸を受ける台で水車坑両壁に残る錆痕跡が金属製の水車軸から流れ下った錆痕跡と理解するに十分な位置関係を示していると思われる。

ここを中心軸とし設置可能な水車の規模を想定すると、前掲の『製鍊所開設届』付図の「碎鉋所断面図」にある水車径一丈六尺（4.848m）、巾二尺四寸（72.72cm）が適当であることが判明した。出水口に寄り気味に設置され、水車坑断面もほぼ水車外輪ぎりぎりの曲線を描くようになる。出水口からの水力の伝達効率からも非常に効率的な構造といえるであろう。さらに、排水溝側の広めにとられたスペースも水車坑内、排水溝、水車のメンテナンス等を考慮した造りであると考えられる。

また切石に残された弧状の溝は、水車中心軸からの動力を伝達するための歯車の痕跡と捉えるのが適当と考える。弧状の痕跡から直径は約1mの歯車が復元できる。水車軸の直径は不明であるが軸中心から隣接する歯車に動力を伝達するには少なくとも直径60cm程度の歯車が必要となることが推測できる。

3 碎鑛設備の規模について

碎鑛設備の規模については、石塔庵鑛山、瀏ヶ迫鑛

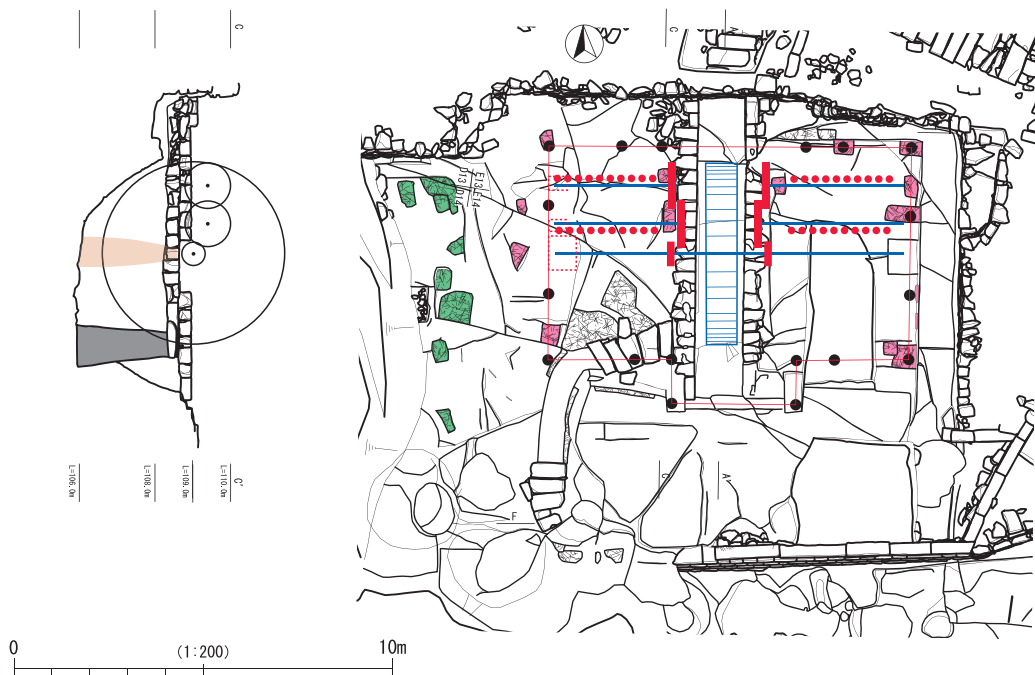


図1 水車小屋1上屋及び内部構造想定図

山、常珠寺鑛山（日置郡田布施村）の明治38年『鉱業施業案』が参考となる。いずれの鑛山も同一の製錬所を共同製錬所として使用し、製煉水車1台で杵40本、うち石塔庵鑛山で20本、澗ヶ迫鑛山で10本、常珠寺鑛山で10本を使用していたことが記載されている。

この文書ではいずれの製錬所か特定できないが、その後、明治45年3月28日の赤石野鑛山『鉱業施業案』で製錬所は知覧村大字郡小字轟にあると記載されており、前後して明治45年3月29日『製錬場廃止御届』にて赤石野鑛山の製錬場として別に製錬場の届を提出するので石塔庵鑛山、澗ヶ迫鑛山、常珠寺鑛山の製錬場であることを廃止する旨の文書があり、これで三鑛山の共同製錬場が轟に所在したことが裏付けられる。

なお、赤石野鑛山の製錬所としては砕鉱所、第一、第二搗鉱所が設置され、第一搗鉱所で杵40本が稼働している。落成予定日が明治45年3月29日であることから、今回、検出された水車小屋1が設計書に記載のない、以前から稼働していた砕鉱水車であった可能性が非常に高いと思われる。

このことから、水車小屋1では40本の杵が稼働する設備が設けられていた可能性が高くなり、図1のような想定復元を行った。

杵配列については、1本の回転軸の両側に据え付けることも考えられるが、もう一台径1mの歯車を据え付けられると考えられる位置の基盤にハツリ痕跡が見られること、同径の歯車により杵の稼働効率が同じになることを考え、杵を動かす回転軸の位置を推測した。

また、図版23①が操業当初の古写真と考えられ、そこに写る右手前の茅葺き切妻屋根が棟柱位置が北側に偏っており、変則的な屋根形状をしていることから前述の杵配列の可能性が高いと判断した。

後年においては、水車小屋1は茅葺き寄せ棟造りの建物に建て替えられており、内部設備についても変更された可能性が考えられる。

第2節 遺構

第3章で発掘調査成果について述べ、各遺構について若干の考察をした。再度ここで検出遺構から製錬所の築造について考察してみたい。考察は、宮内家文書の古写真、文書、調査状況から行う。

1 石垣・道跡・建物跡について

石垣1は、導水路北側に沿い検出された。下段の石垣表面には黒色化した水苔が残り常時水にふれていた様相がある。初期の護岸であり、麓川の流水にさらされていた。放水口から下流に向け設けられたものと推察できる。石垣上部は、幅60cmの硬化面があり、導水路蓋と共に段状の護岸であった。

石垣2は、石垣1の川側に位置することから、石垣1

を埋め造成後に築造された護岸である。石の表面加工は、ゲンノウ払い、荒いノミ切り仕上げで割肌のこぶが残る石もある。

石垣3は、古写真から検証する。石垣3の場所は、古写真1-1では草藪で橋へ続く古道が写っている。このことから製錬所初期段階には存在しない。石の表面加工は、ノミ切り仕上げで、水車施設床面から上の直方体の切石は表面を四面切りに仕上げ、合端はヨキ仕上げで精緻な平坦面に加工している。この四面切りの切石を川側から道跡際に積み上げ、野面積の石垣につなげる。石垣築造時は、まだ道が存在していた。

石垣4は、古写真3に上端が確認できる。野石や正面にノミ切り跡が残る不整形の野面積で石垣2と3をつなぐ。東側は敷地が狭小のため、川側に敷地を広げる最終的な埋立造成時に築造された護岸である。

道跡は、古写真1-1から北側台地から橋へ通じる道であった。導水路蓋上にも硬化面が確認され石垣3築造後まで使われた。石垣4築造に伴う造成によって埋められ、その上部に建物が建設された。

建物跡1・2は、古写真3では、水車小屋1の周囲に確認できる。写真奥の長屋は、導路上の建物跡1と一致する。建物跡1は、コの字状の布基礎のため北側全面が開口部である。この近くから蹄鉄が、建物内からビットが多数出土した。鉱山から荷馬車で運ばれた鉱石が最初に降ろされ、荒割、手選を行った場所の可能性がある。建物跡2は小屋あるいは納屋で使途は不明である。

以上のことから、石垣・道跡・建物跡それぞれの時期を考察すると、石垣1→石垣2・石垣3→石垣4→建物跡1・2となり、道跡は、石垣1～3までの間使用された。石垣2と3の新旧は、検証できる資料がないため不明である。

2 堰堤・導水路・放水口について

現存する堰堤及び導水路口は、切石積みで作られているが、宮内家文書『評価書』（1912年）では、板堰・水路口壁は板張で計画されている。製錬所下流に堰堤を計画した『公用水面使用願』（1905年）も木造、南さつま市金峰町白川（1905年）や枕崎市木原一里塚（1908年）に計画した堰堤の『公用水面使用願』も松材を用いた木造である。初期は木造で、その後切石造に変更されたことも考えられる。放水口は、製錬所の東端、導路上流部に設けられた水量調整を行う施設である。現在でも敷根火薬製造所跡上流の疎水には、同様の放水口が見られる。

3 水力発電所について

製錬所跡より直線距離約300mの河畔に水力発電所跡がある。建物跡基礎部分と鋼製導水管、水力発電機が残存し、川側の護岸にはアーチ状の放水口も確認できた。発電機は「電業社原動機製造所」製渦巻型タービンで、出力117kWであった。発電所は、1924年、赤石鉱山、轟製

鍊所に送電するために築かれた。製鍊所から約50m下流に切石造の堰堤及び導水路を築き、阿多溶結凝灰岩の岩盤に約300mの隧道を掘り、鋼製導水管で落水させ発電を行っていた。

第3節 赤石鉱山と製鍊所について

1 製鍊所について

赤石鉱山の初期製鍊所の場所と轟製鍊所の成立時期について、宮内家文書及び文献から考察する。

赤石鉱山は、1890年高良祐二郎によって、赤石野岡で露頭が発見され探鉱が開始された。1901年に製鍊を行ったが製鍊所についての記録はない。翌年測量の地図には、麓川河畔に2カ所の水車記号が記されている。1つは知覧町柿木前畑に、もう1カ所は、今回調査が行われた轟に記されている。宮内家文書には、同年、製鍊所から南側台地「猿山街道」への道程を調査した『計算書』があり、「轟水車」の文字と図中に「金山所有」の土地を明示する文字が記されている。これらから、1902年には、轟製鍊所が置かれていたことが推察されるが、資料には、製鍊所所有者は記されていない。

1903年宮内敬二が鉱山の共同経営者に加わる。この頃の赤石鉱山について『加世田図幅地質説明書』では、1903年は、鉱石の品位が低いため製鍊を中止し探鉱を行い、1906年に製鍊を再開した。製鍊所については、知覧の西約20町の柿ノ木前畑にありて万之瀬川上流麓川畔に位す、本山との間2里半の間は馬車に抛り鉱石を運搬すと記している。（柿ノ木前畑は、柿木前畑で知覧の東に位置し、約11町(1.2km)、轟は西に位置し約20町(2.2km)であることから方位と距離あるいは地名の錯誤の可能性がある。）

柿木前畑には、製鍊所が二つ存在する。一つは、1891年知覧村大字郡小字金山谷、小字蜜柑河内に鉱区を持つ仮屋園十助によって建設された。その後、1899年同村大字東別府小字黒岩に鉱区を持つ平山茂樹に譲渡され、1904年宮内敬二が弁財天鉱山の製鍊場に使用した。

もう一つは、上記製鍊所の上流に、1902年宮内敬二が弁財天鉱山の製鍊所を建設した。その後、鈴々禮鉱山の製鍊所としても使われることになる知覧製鍊所である。

轟製鍊所についての明確な記録は、石塔庵・常珠寺・瀏ヶ迫鉱山の1904年『鉱業施業案』である。銀鉱石の製鍊を行い、製鍊設備は水車1台杵40本であった。

また、1905年宮内敬二が申請した麓川の『公有水面使用願』添付の設計書には「…既設搗鉱用水車場ヨリ下流…」の記述と添付図には水車場2つと製鍊場が描かれている。この水車場は、1912年設計書添付の製鍊所配置図から第一搗鉱所と第二搗鉱所にあたり、製鍊場は砕鉱所にあたるが、所有者は記されていない。

宮内家文書中に、1908年、赤石野岡鉱山の製鍊所建設

を目的として枕崎小字木原一里塚川筋に板堰を設置するため『公有水面使用願』が申請されている。添付図には水車場が2つ記されている(同年不許可)。この頃赤石野岡鉱山の製鍊所を定めるため、近隣の河川筋に製鍊所を設けようとしたことが看取できる。

1912年『製鍊所開設届』添付の「設計書」に、設置場所が轟と記載(落成予定同年3月29日)され、同時に石塔庵・常珠寺・瀏ヶ迫、3鉱山の製鍊所廃止届が出され、赤石野岡鉱山の轟製鍊所となった。

同年麓川の水面使用料について『評価書』が知覧村から出されている。水面使用出願人は、宮原直二、出願地は、知覧村大字郡小字牧野15991番地、15993番地の接続川筋で現存する堰堤及び導水路部分にあたる。「維持方法書」の中で板堰及び水路口片側側壁は板張とし、水路工事費及び用地費、製鍊所費及び雑費 計1,800円、収入として1カ年製鍊所貸渡料 240円、支出として1カ年製鍊所及び堰水路修繕費 100円、純益金 140円の記述がある。このことから、当初より存在していた水車場及び水路は、宮原直二が所有していた可能性も示唆できる。

以上のことから、轟製鍊所は、1902年には存在し、1904年から1912年までは、石塔庵・常珠寺・瀏ヶ迫鉱山の製鍊所として銀鉱石の製鍊を行い、1912年から1935年まで赤石鉱山の製鍊所として使用された。赤石鉱山の製鍊所が轟に定まる間、『加世田図幅地質説明書』に記されているとおり、宮内氏が柿木前畑に擁した製鍊所を使用しながら、近隣の河川筋に製鍊所建設を計画し、最終的に轟製鍊所を用いたものと推察できる。

2 古写真1-1に見られる水車を挟む建物について

古写真1-1は、初期段階の轟製鍊所である。写真中央麓川沿いの岩盤上に今回の調査で判明した水車小屋2がある。1912年「製鍊所平面図」の砕鉱所にあたる建物である。水車を挟み天井が高く4面開口の建物がある。その中には筒状の樽が8本横倒しの状態で写っている。この二つの建物は、1902年宮内敬二が柿木前畑に建設した銀鉱石の製鍊所と相似している。柿木前畑の製鍊所は、水車一台、片側で搗鉱機を稼働させて鉱石を破碎し、反対側では、齒車を介して2列8本の混汞樽を回転させている。『明治工業史』では、樽混汞法は銀鉱の処理に適用され生野銀山等で使用されたが、金山では、山ヶ野、大口、牛尾等のみで山ヶ野では、銀分の高い鉱石の処理を樽混汞法で行い、金銀を採取した。大口、牛尾はこれを模倣したとある。銀の製鍊に適した方法である。轟製鍊所に混汞樽が存在しているのは、1904年に石塔庵・常珠寺・瀏ヶ迫、3鉱山の銀鉱石製鍊を行ったからである。1912年の『鉱業施業案』及び「製鍊系統図」,「製鍊所平面図」に混汞樽が記載されていないのは、赤石鉱山の鉱石が銀をほとんど含まず樽混汞法に適していないため記載されなかったものと推察される。

3 製錬方法について

轟製錬所で行われた製錬について鉱業施業案、製錬系統図から考察する。

轟製錬所で製錬に用いられた機器は、全て水車を原動力に用い、木製杵を稼働させていた。鉱山から運ばれた鉱石は砕鉱所へ送られ、鶏卵大に破碎される(乾搗的砕鉱)。破碎された鉱石は、第一搗鉱所、第二搗鉱所へ送られ水・水銀を加えながら鉱泥を作る。鉱泥を木製傘型の汰鉢に入れ、水中で淘汰し鉱砂と混汞金(アマルガム)に分ける。混汞金を鹿皮の袋に入れ水銀を絞り出し、皮の中に残った混汞金(固塊)を坩堝に入れる。坩堝を蒸留器に入れ加熱し、水銀を蒸発させて乾留分離させ、坩堝内に残留した物が「青金(焼消金)」となる。これを分析所で金、銀、雑物に分析していた。分析の方法は定かでない。柿木前畑製錬所の資料では、従来の灰吹法を行っているが、これは銀鉱についてである。明治期に登場した分金・精金方法は、明治4年から大坂造幣局が取り入れた硫酸法と明治35年三菱大坂製錬所が始めた電解法である。轟製錬所は電化されていないため、灰吹法か硫酸法を用いたものと推測される。

製錬所中央の瓦葺き平屋では、青酸カリを用いた青化製錬を試みていた。1912年「製錬所平面図」には「後年青化ヲナスベキ家」と記されている。製錬系統図では、青化製錬に用いる青化槽・亜鉛箱が記されているが、1914年『大正3年6月30日改正鉱業施業案』にあっても「…鉱尾ハ未タ青化收金ノ良績ヲ得サルガ故ニ之ヲ鉱尾貯場へ貯蔵シ…」とあり、青化製錬には課題があるため鉱尾を堆積貯蔵することが、後の売鉱へつながっていったものと推測される。

1926年赤石鉱山に電化した選鉱場を設置した際の鉱業施業案には、選鉱系統図(赤石鉱山)と轟製錬所製錬系統図がある。赤石では電動の鉱石粉碎臼を用いて製錬及び收金、轟では従来通り水車を用いた製錬及び收金を行っている。鉱尾は同年より導入した「ウィルフレー選鉱汰盤」で淘汰し売鉱した。

4 採鉱量の変化と轟製錬所の廃止について

現存する宮内家文書や他の資料に記録されている赤石鉱山の出鉱量及び含有金銀量は、明治45年の記録からである。それ以前については、『加世田図幅地質説明書』によれば、当初は品位が不定で、品位15g/t程度であったため産金量は少なかったが、明治45年には採掘鉱量111t、金品位101g/tと高品位となっている。その後大正3年には、採掘鉱量276.8tと増加しているのは、同年新たに坑道を新設したため採掘鉱量が増加したものと推察できる。その後、大正4年の採掘鉱量90.8tを最大に大正13年まで採掘鉱量が約65t程度と低く品位にもばらつきが見られる。生産額は、大正6年を除きほぼ一定している。大正13年に生産額が落ちて以降、翌年から採掘

鉱量、生産額が急激に増加しているのは、売鉱を目的としたためであり、品位が34g/tと低くなったためであろう。売鉱先は、大分県佐賀関製錬所で銅鉱石の溶剤に用いられた。銅製錬の工程中に金・銀を効率よく回収できるためである。昭和4年から採掘鉱量が2,000t台に増加した理由は定かでないが、世界恐慌、翌々年の満州事変、金価格の急騰など経済情勢に基づくことも推定できる。昭和10年は、採掘鉱量が激減している。ちょうど製錬所が轟から赤石鉱山へ移転し完全電化になる年である。この年を境に、翌年より売鉱量が採掘量のほとんどを占めるようになった。これは、品位が急激に落ちたことと関連が見られ、搗鉱水車を用いた製錬より、売鉱の収金率が高いため、轟製錬所が廃止されたものと推測される。

〈参考文献〉

- ・浦島幸世 1993年「金山」春苑堂出版
- ・浦島幸世 1989年「赤石の金」鹿児島大学学報328
- ・浦島幸世、上野隆正、宮内信重、山下正道 1990年「赤石、春日、および、鹿籠鉱床のトジ金(粗粒金)を含む鉱石」浦島幸世教授退官記念論集 地球のめぐみ 別冊
- ・宮久三千年、祐下 実、前野昌徳 1975年「鹿児島県下有望鉱床地域昭和49年調査報告 南薩地域春日・赤石・岩戸鉱山の含金珪化岩鉱床群」鹿児島県地下資源開発促進協会
- ・井上禧之助 1910年「加世田図幅地質説明書」農商務省
- ・知覧村教育会編 1926年「知覧村郷土史」
- ・知覧町教育委員会編「知覧町郷土史」
- ・松村博久、門 久義 1990年「鹿児島県の水車研究に関する研究：第3報 薩摩半島南部地域について」鹿児島大学工学部研究報告
- ・福岡鉱山監督署 1894年「福岡鉱山監督所管内試掘採掘採取一覧表」福岡鉱山監督署
- ・福岡鉱山監督署 1911年「福岡鉱山監督所管内鉱区一覧」福岡鉱山監督署
- ・福岡鉱山監督署 1912年「福岡鉱山監督所管内鉱区一覧」福岡鉱山監督署
- ・福岡通商産業局鉱山部編 1959年「九州の金属鉱業」九州地方鉱山会
- ・日本工学会ほか 1968年「明治工業史 鉱業編」学術文献普及会
- ・九州地方鉱山会編 1977年「九州の金属・非金属鉱業」
- ・石川 哲 1990年「山々野金山のすべて」高城書房出版
- ・萩原三雄編 2013年「日本の金銀山遺跡」高志書院
- ・鹿児島県金鉱床探鉱促進協議会編 2004年「鹿児島の金山」
- ・鹿児島県石材鉱業協同組合編 1973年「鹿児島県石材産業史」

写真図版



①金山水車（轟製錬所）跡空撮（南西方向から） ②調査前状況（西から） ③調査前状況（東から）
航空写真及び調査前風景



①麓川堰堤と導水溝への取水口 ②水車坑付近から堰堤を望む（麓川増水時）
現在の堰堤と取水口及び麓川



①表土に覆われる石垣 ②重機による表土除去作業
調査風景（１）



①導水溝検出作業 ②排水枡（排水溝末端甕穴内掘り下げ作業） ③水車小屋 1 背部の石垣検出作業
調査風景（2）



①水車坑上面の埋土状況 ②遺物出土状況 ③埴塙出土状況 ④轆羽口出土状況
埋土状況及び遺物出土状況



①道跡検出状況（北から） ②道跡検出状況（南から） ③石垣 1 検出状況（南西から）
④石垣 1 と導水溝の平行状況（東から） ⑤石垣 1 と導水溝側壁
遺構検出状況（1）



①構築方法の異なる石垣 ②石垣2検出状況（南東から） ③石垣3検出状況（南から）
④石垣3と石垣4の境界 ⑤石垣4検出状況（南東から）

遺構検出状況（2）



①放水口付近から見る導水溝 ②導水溝側壁に切られた堰板溝と放水口用の『堰板切欠』 ③放水口検出状況（上から）
④放水口側壁に切られた堰板溝と角材用？の切欠 ⑤分水溝1の枅部分検出状況 ⑥分水溝1蓋石検出状況

遺構検出状況（3）



①導水溝，取水溝，水車坑の位置関係 ②取水溝蓋石上面増埧出土状況 ③取水口に切られた堰板溝
④取水溝1枡部分の段差と堰板溝 ⑤分水溝2の底石検出状況 ⑥倒壊した導水路側壁に分水溝2取水口の堰板溝？
遺構検出状況（4）



①水車坑検出状況（北東から） ②水車坑検出状況（北西から）
遺構検出状況（5）



①・②水車坑検出作業 ③水車坑内部完掘状況
遺構検出状況（6）



上空から見た水車坑，導水溝
遺構検出状況（7）



①水車坑及び周辺完掘後（北西から） ②水車坑と出水口 ③木樋痕の残る出水口 ④水車坑側壁に残された歯車痕
遺構検出状況（8）



①水車坑内部に残された鑿痕跡と石積みのための漆喰 ②水車軸からの錆痕跡？ ③水車坑（南西から）
遺構検出状況（9）



①出水口の反対側（粗目の加工で斜めに仕上げる） ②出水口側（水車に合わせ曲線的な丁寧な加工で仕上げる）
③水車坑（南西から）右下は排水溝

遺構検出状況（10）



①水車坑から弧を描くように掘られた排水溝（上空から） ②深い排水溝と石蓋及び石蓋設置のための切り欠き
③調査区内のあちこち見られる天然の甑穴 ④排水枅（排水溝末端甑穴）底部からやや上に設けられた排水口
遺構検出状況（11）



①水車小屋上屋1・2検出状況 ②水車小屋1横に張り出すように設置された入り口の階段
③水車小屋周囲に巡る排水溝 ④石積みの下を通る排水溝 ⑤石垣下に設けられた排水口（麓川へ注ぐ）

遺構検出状況（12）



①当時の床面附近（柱跡のハツリ痕が手前に見える） ②床面掘り下げ途中（手前に水車軸受設置のための掘込）
遺構検出状況（13）



①石積みをしたと思われるハツリ痕及び水車坑部分の張出と思われる加工痕
②石垣が失われた部分に残された加工痕と漆喰 ③柱痕跡 ④・⑤柱痕跡と水車軸受け台痕跡
遺構検出状況 (14)



①水車小屋2（南から） ②水車小屋2周囲の溝跡と柱痕跡 ③柱痕跡（クローズアップ）
④水車小屋2の礫の詰まった水車軸受け台跡？ ⑤藪に覆われた水車小屋2の水車坑（奥には石垣も見える）

遺構検出状況（15）



①建物跡 1 検出状況（北から） ②導水溝上に構築された建物 1 ③建物跡 1 床面
④石垣改築後の造成土断面

遺構検出状況（16）



①建物跡2 検出状況（西から） ②柱痕跡と思われるハツリ痕 ③溝状に加工された石製品と用途不明の枡形遺構
④後年使用された水力発電施設 ⑤埋もれた水路跡 ⑥当時の姿をそのまま残す発電設備

遺構検出状況（17）

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

①

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

②

①轟製錬所初期段階と思われる古写真 1－1（南東から） ②同時期と思われる古写真 1－2（南西から）
轟製錬所操業時古写真（1）

図
版
24

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

①

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

②

①古写真1－3（西から） ②古写真1より後年と思われる古写真2，建物が増え水車小屋1と思われる建物も切妻から寄せ棟の屋根に改築されている（南西から）

轟製錬所操業時古写真（2）

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

①



②

- ①古写真2より後年と思われる古写真3 第2搗鑛所前にやや小形のさしかけ屋根が増設されている（西から）
②現在の轟製錬所跡（上空から）

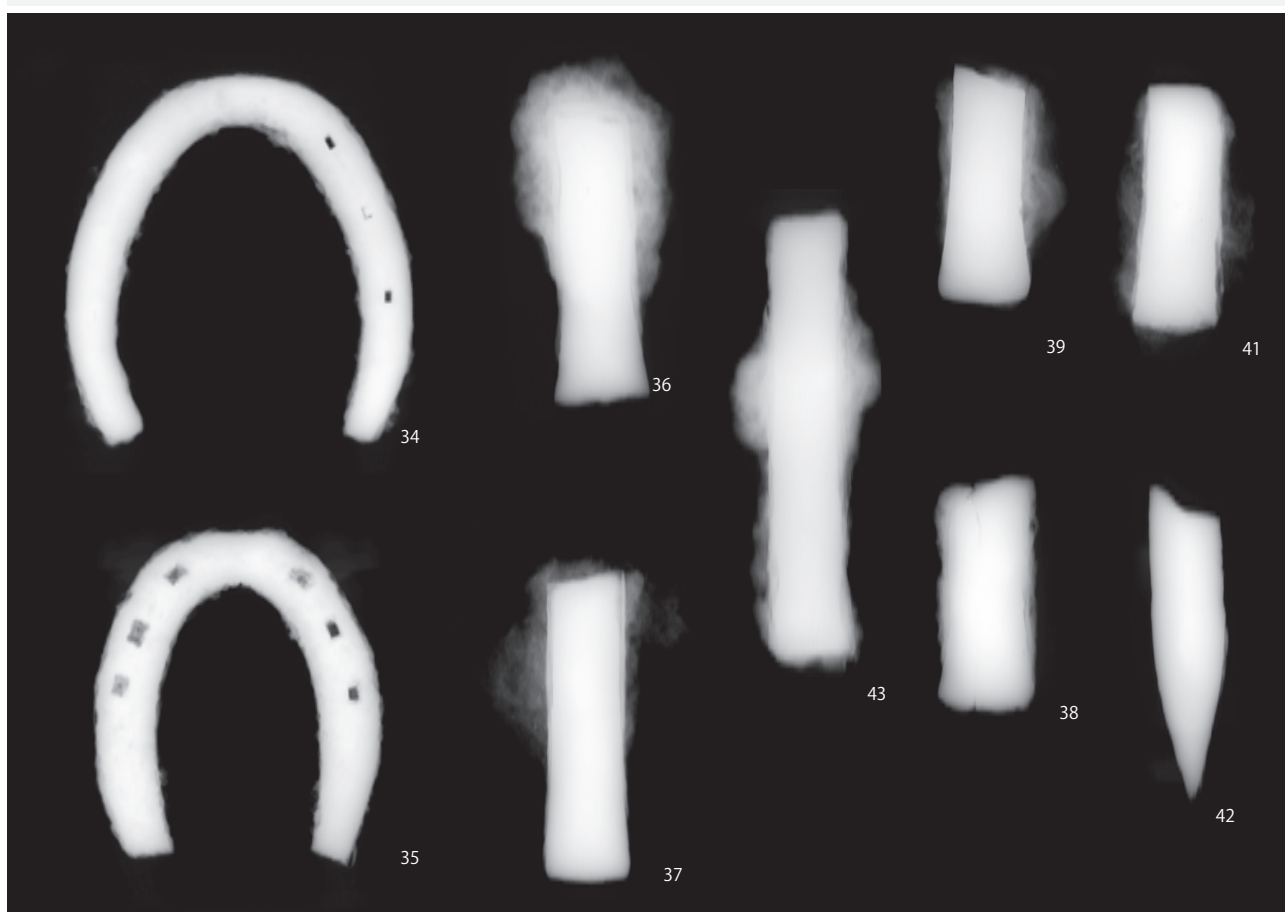
轟製錬所操業時古写真と現在の轟製錬所跡



出土遺物（1）



出土遺物（2）



出土遺物（3）

JPG.No	PSD.No	枝番	I D	文書 番号	枝番	表題	文書概要	差出人	受取人	作成年月日	備考
DSC_0890	K695		7510			発電用水量使用並水路開設工事許可願	2001D0023A	宮内信重			
DSC_0681	K486		7511			小山ヶ平鉱山報告書	2001D0024A	宮内信重			
DSC_1002	K789		7512			赤石岩戸小山ヶ平本道図	2001D0025A	宮内信重			
DSC_0756	K561		7567			阿多村金鉱採原簿	2001D0080A	宮内信重			
DSC_0995	K782		7568			串木野村金銀鉱採掘鉱区図	2001D0081A	宮内信重			
DSC_0990	K777		7569			串木野村金銀鉱採掘鉱区図	2001D0082A	宮内信重			
DSC_0947	K752		7570			串木野村地内金銀鉱採掘鉱区増区願許可許他	2001D0090A	宮内信重			
DSC_0936	K741		7571			共同鉱業権者死亡に付脱退登録申請他	2001D0084A	宮内信重			
DSC_0673	K478		7572			田布施村銀鉱鉱区合併図	2001D0085A	宮内信重			
DSC_0794	K599		7573			鈴礼鉱山調査報告書他	2001D0086A	宮内信重			
DSC_0002	K801		7574			鉱業施業案添属図	2001D0087A	宮内信重			
DSC_0826	K631		7575			打越・藤ヶ迫・弁所ヶ平・八杖・立岩各鉱床調査状況報告書	2001D0088A	宮内信重			
DSC_0820	K625		7576			鉱業施業案	2001D0089A	宮内信重			
DSC_0956	K761		7576			鉱業施業案	2001D0089A	宮内信重			
DSC_0802	K607		7577			鈴礼鉱山書類	2001D0090A	宮内信重			
DSC_0987	K774		7578			鈴礼鉱山坑内図	2001D0091A	宮内信重			
DSC_0997	K784		7579			金峰山鉱山断面図	2001D0092A	宮内信重			
DSC_0979	k766		7580			金峰山鉱山坑内図	2001D0093A	宮内信重			
DSC_0942	K747		7581			串木野鉱山鉱石代計算表他 1	2001D0094A	宮内信重			
DSC_1005	K792		7582			津貫鉱床横坑坑内略図	2001D0095A	宮内信重			
DSC_0992	K779		7583			津貫鉱山坑内図	2001D0096A	宮内信重			
DSC_0983	K770		7584			小山ヶ平鉱山坑内図	2001D0097A	宮内信重			
DSC_1008	K795		7585			荒川鉱山坑内分析試料採取箇所略図他	2001D0098A	宮内信重			
DSC_0924	K729		7586			小山ヶ平鉱業事業着手下書他	2001D0099A	宮内信重			
DSC_0931	K736		7587			隣鉱区実地調査方実施願	2001D0100A	宮内信重			
DSC_0883	K688		7588			小山ヶ平鉱山鉱業施業案他	2001D0101A	宮内信重			
DSC_0874	K679		7589			小山ヶ平鉱業施業案	2001D0102A	宮内信重			
DSC_0844	K649		7590			小山ヶ平虚空蔵鉱山	2001D0103A	宮内信重			
DSC_0005	K804		7591			寄付申込み書	2001D0104A	宮内信重			
DSC_0725	K530		7592			荒川鉱山坑内実測図他 1	2001D0105A	宮内信重			
DSC_0723	K528		7593			荒川鉱山坑内実測図	2001D0106A	宮内信重			
DSC_0586	K392		7594			水量使用発電工事許可願	2001D0107A	宮内信重			
DSC_0626	K432		7594			水量使用発電工事許可願	2001D0107A	宮内信重			
DSC_0538	K344		7596			坑内外実測書	2001D0109A	宮内信重			
DSC_0597	K403		7597			麓川水利権継続書類	2001D0110A	宮内信重			
DSC_0761	K566		7598			自家用発電水量使用量許可願	2001D0111A	宮内信重			
DSC_0553	K359		7599			自家用発電水利使用相続申請書	2011D0112A	宮内信重			
DSC_0556	K362		7600			自家用発電水量使用計画取下期他	2001D0113A	宮内信重			
DSC_0562	K368		7602			大正10年改訂鉱区採掘期限原簿	2001D0155A	宮内信重			
DSC_0567	K373		7603			第2 発電所工事施行認可申請書	2001D0116A	宮内信重			
DSC_0783	K588		7607			赤石鉱山発電所機械器具装置図	2001D0120A	宮内信重			
DSC_0647	K452		7780			坑内実測断面図	993D0158H	宮内信重			

JPG.No	PSD.No	枝番	I D	文書 番号	枝番	表題	文書概要	差出人	受取人	作成年月日	備考
DSC_0814	K619	12	7577			鈴礼鉱山書類	便箋下書1			昭和8年8月21日	便箋下書
DSC_0815	K620	13	7577			鈴礼鉱山書類	便箋下書2			昭和8年8月21日	便箋下書
DSC_0816	K621	14	7577			鈴礼鉱山書類	便箋下書3			昭和8年8月21日	便箋下書
DSC_0848	K653	3	7590			便箋 (下書)	施業案(採登第31号)			昭和8年8月28日	
DSC_0849	K654	4	7590			便箋 (下書)	採掘に関する事項			昭和8年8月28日	
DSC_0850	K655	5	7590			便箋 (下書)	採掘に関する事項			昭和8年8月28日	
DSC_0851	K656	6	7590			便箋 (下書)	採掘に関する事項			昭和8年8月28日	
DSC_0852	K657	7	7590			便箋 (下書)	採掘に関する事項			昭和8年8月28日	
DSC_0853	K658	8	7590			便箋 (下書)	小山ヶ平虚空蔵鉱山に関する事項			昭和8年8月28日	
DSC_0854	K659	9	7590			便箋 (下書)	小山ヶ平虚空蔵鉱山に関する事項			昭和8年8月28日	
DSC_0855	K660	10	7590			便箋 (下書)	鉱業法施行細則			昭和8年8月28日	
DSC_0856	K661	11	7590			便箋 (下書)	鉱業法施行細則			昭和8年8月28日	
DSC_0857	K662	12	7590			便箋 (下書)	鉱業法施行細則			昭和8年8月28日	
DSC_0858	K663	13	7590			便箋 (下書)	鉱業法施行細則			昭和8年8月28日	
DSC_0859	K664	14	7590			便箋 (下書)	鉱業法施行細則			昭和8年8月28日	
DSC_0860	K665	15	7590			便箋 (下書)	鉱業法施行細則			昭和8年8月28日	
DSC_0861	K666	16	7590			便箋 (下書)	鉱業法施行細則			昭和8年8月28日	
DSC_0862	K667	17	7590			便箋 (下書)	採鉱関係事項			昭和8年8月28日	
DSC_0863	K668	18	7590			便箋 (下書)	採鉱関係事項			昭和8年8月28日	
DSC_0864	K669	19	7590			便箋 (下書)	採鉱関係事項			昭和8年8月28日	
DSC_0865	K670	20	7590			図面 (下書)	採第31号・旧坑平・断面図1200分の1				
DSC_0866	K671	21	7590			便箋 (下書)	鉱業事務所届	宮内敬太郎		昭和8年	
DSC_0867	K672	22	7590			便箋 (下書)	鉱業代理入届	宮内敬太郎		昭和8年	
DSC_0868	K673	23	7590			便箋 (下書)					
DSC_0869	K674	24	7590			便箋 (下書)	隣鉱区実地調査出願に関して 昭和12年1月13日			昭和12年4月24日	
DSC_0682	K487	1	7511		1	小山ヶ平表紙					
DSC_0875	K680	1	7589		2	小山ヶ平鉱業施業案	鉱業施業案入(封筒表書)				
DSC_0876	K681	2	7589		3	小山ヶ平鉱業施業案	小山ヶ平鉱山事務所(封筒裏書)	小山ヶ平鉱山事業所			
DSC_0845	K650		7590		4	小山ヶ平虚空蔵鉱山	封筒	財)産業福利協會	宮内敬太郎		
DSC_0716	K521		7595			重要鉱山報告書調整心得	2001D0108A	宮内信重			
DSC_0212	K029		6734			書簡一式・赤石㊟	993D0078H	宮内信重			
DSC_0273	K079		6715			赤石施業案	993D0059H	宮内信重			
DSC_0204	K947		6720			資料㊟一式・赤石㊟	993D0064H	宮内信重			
DSC_0105	K904		6721			資料㊟一式・赤石㊟	993D0065H	宮内信重			
DSC_0020	K819		6724			資料㊟一式・赤石㊟	993D0068H	宮内信重			
DSC_0188	K932		6724			資料㊟一式・赤石㊟	993D0068H	宮内信重			
DSC_0109	K908		6726			資料㊟一式・赤石㊟	993D0070H	宮内信重			
DSC_0097	K896		6722			資料㊟一式・赤石㊟	993D0066H	宮内信重			
DSC_0015	K814		6723			資料㊟一式・赤石㊟	993D0067H	宮内信重			
DSC_0266	K072		6735			赤石資料㊟		宮内信重			
DSC_0207	K950		6735			資料㊟一式・赤石㊟	993D0079H	宮内信重			
DSC_0679	K484		7479			石塔庵鉱坑測量図	2001D0007A	宮内信重			
DSC_0543	K349		7488			鈴礼鉱山開坑測量図	2001D0001A	宮内信重			
DSC_0427	K233		7489			鈴礼鉱山鉱業施業案他	2001D0002A	宮内信重			
DSC_0617	K423		7489			鈴礼鉱山鉱業施業案他	2001D0002A	宮内信重			
DSC_0512	K318		7490			道路敷地取調にかかった費用 の計算書	2001D0003A	宮内信重			
DSC_0378	K184		7491			明治38年石塔庵鉱山 鉱業施業案	2001D0004A	宮内信重			
DSC_0381	K187		7492			明治38年常珠寺鉱山 鉱業施業案	2001D0005A	宮内信重			
DSC_0401	K207		7493			公用水面使用願	2001D0006A	宮内信重			
DSC_0649	K454		7495			提塘使用願	2001D0008A	宮内信重			
DSC_0644	K449		7496			明治38年洞ヶ迫鉱山 鉱業施業案	2001D0009A	宮内信重			
DSC_0526	K332		7497			公用水面使用願に対する不許可 指令	2001D0010A	宮内信重			
DSC_0384	K190		7498			阿多村金銀鉱鉱夫扶助規則施 行許可願	2001D0011A	宮内信重			
DSC_0388	K194		7499			知覧村金銀鉱鉱夫扶助規則施 行許可願	2001D0012A	宮内信重			
DSC_0397	K203		7500			今和泉村金銀鉱鉱夫扶助規則 施行許可願	2001D0013A	宮内信重			
DSC_0413	K219		7501			公用水面使用願	2001D0014A	宮内信重			
DSC_0392	K198		7502			公用水面使用願に対する請書	2001D0015A	宮内信重			
DSC_0666	K471		7503			公用水面使用願に対する請書 と指令書	2001D0016A	宮内信重			
DSC_0659	K464		7504			公用水面使用に関する評価書 使用願	2001D0017A	宮内信重			
DSC_0675	K480		7505			田布施村金銀鉱鉱夫扶助規則 施行許可願	2001D0018A	宮内信重			
DSC_0653	K458		7506			阿多村公用水面使用に関する 始末書	2001D0019A	宮内信重			
DSC_0368	K174		7508			製錬場開設届	2001D0021A	宮内信重			
DSC_0729	K534		7509			発電用水量使用並水路開設工 事許可願	2001D0022A	宮内信重			

JPG.No	PSD.No	枝番	I D	文書番号	枝番	表題	文書概要	差出人	受取人	作成年月日	備考
DSC_0006	K805	1	7591	180	1	寄附申込みについて	発電設備一式及建物の寄附	有)宮内赤石鉱業所 代表取締役 宮内信美	鹿児島県知事 金丸二郎	昭和47年4月1日	
DSC_0007	K806	2	7591	180	2	明細書	寄附物件の明細			昭和47年4月1日	
DSC_0008	K807	3	7591	180	3	証明願	物件の帳簿価格の証明願	有)宮内赤石鉱業所 代表取締役 宮内信美	鹿児島県知事 山之内茂	昭和47年2月12日	
DSC_0009	K808	4	7591	180	4	評価証明願	知覧町郡仁田尾比良の木造瓦葺平屋建物の 価格評価	有)宮内赤石鉱業所 代表取締役 宮内信美	知覧町長 木原幸雄	昭和47年2月18日	
DSC_0010	K809	5	7591	180	5	地籍図	公図番号574号373-1・大字郡字仁田尾比良 地番15857-1～15866-2 複製年月日昭和43年5月31日			昭和43年5月31日	
DSC_0011	K810	6	7591	180	6	登記簿	川辺郡知覧町郡字仁田尾比良			昭和43年4月3日	
DSC_0012	K811	7	7591	180	7	登記簿	宮内信義への所有権移転・原因相続			昭和36年8月3日	
DSC_0013	K812	8	7591	180	8	登記簿謄本	登記簿謄本証明		鹿児島県地方務局 知覧支局(登記官) 岩崎勝文	昭和47年2月19日	
DSC_0014	K813	9	7591	180	9	寄附申込みについて	発電設備一式及建物	有)宮内赤石鉱業所 代表取締役 宮内信美	鹿児島県知事 金丸二郎	昭和47年2月1日	
DSC_0003	K802	1	7574	181	1	特許第2684号 鉱業施業案添属図	特許第2684号鉱業施業案添属図 縮尺3000分の1	愛甲勇達			
DSC_0004	K803	2	7574	181	2	特許第5187号 鉱業施業案添属図	特許第5187号鉱業施業案添属図 縮尺3000分の1	愛甲勇達			
DSC_0943	K748	1	7581	182	1	封筒(表書き)	宮内敬太郎様宛		宮内敬太郎		
DSC_0944	K749	2	7581	182	2	封筒(裏書き)	白沢津賀鉱出張所	白沢津賀鉱出張所			
DSC_0945	K750	3	7581	182	3	鉱石受入報告書(串木野)	昭和9年4月16日	佐賀開製錬所	宮内敬太郎	昭和9年4月16日	
DSC_0946	K751	4	7581	182	4	串木野鉱山鉱石代計算表	昭和9年4月分	佐賀開製錬所	宮内敬太郎	昭和9年5月14日	
DSC_0184	K001					(手書き) 柿木畑原鉱揚鉱々量表				昭和7年2月14日	
DSC_0185	K002					手書き(表)				昭和7年2月22日	
DSC_0186	K003					手書き(表)					
DSC_0187	K004					封筒	水揚選鉱試験資料			昭和7年2月11日	
DSC_0188	K005					柿木畑原鉱揚鉱々量(表)					
DSC_0189	K006					柿木畑原鉱揚鉱々量(表)				昭和9年1月20日	
DSC_0190	K007					封筒		財)産業福利協会	宮内敬太郎		
DSC_0193	K010					大正15年4月4日「クラッシュヤ」 試験運転成績表		小峯	轟鉱業所事務所	大正15年4月4日	
DSC_0194	K011					手書き		小峯	轟鉱業所事務所	大正15年4月4日	
DSC_0195	K012					手書き		小峯	轟鉱業所事務所	大正15年4月4日	
DSC_0196	K013					柿木畑略図					
DSC_0197	K014					手書き 採鉱業の概要	1採鉱業の概要			昭和7年2月14日	
DSC_0198	K015					採鉱方法・その他	2採鉱方法3・4				
DSC_0199	K016					手書き略表	鹿児島県探登第14号鉱区赤石鉱山選鉱場			昭和7年12月1日	
DSC_0200	K017					手書き略表下書	赤石鉱山製錬場			昭和45年4月5日	
DSC_0201	K018					封筒		日本鉱山協会	宮内敬太郎		
DSC_0202	K019					手書き				昭和8年12月20日	
DSC_0203	K020					図面	縮尺10分の1				
DSC_0204	K021					大正12年6月3日実施した砕鉱 試験報告書	大正12年6月3日実施した砕鉱試験報告	早徳	宮内敬太郎	大正12年6月4日	
DSC_0205	K022					(手書き) 原動機現□表・現用水車構造					
DSC_0206	K023					第5砕鉱場砕鉱試験報告	第5砕鉱場砕鉱試験表	早徳	御主人	大正?年4月3日	
DSC_0207	K024					第一揚水車回転数(下書)					
DSC_0208	K025					(手書き)表					
DSC_0209	K026					(手書き)表					
DSC_0210	K027					報告書(下書)	採登第14号鉱区昭和3年中に於ける鉱業□勢 報告	宮内敬太郎		昭和4年4月1日	
DSC_0211	K028					封筒			宮内敬太郎		
DSC_0827	K632	1	7575			便箋(下書)	(金峰山)南坑・北坑歩き計算				
DSC_0828	K633	2	7575			便箋(下書)	歩き計算				
DSC_0830	K635	4	7575			便箋(下書)	歩き計算				
DSC_0831	K636	5	7575			原稿用紙裏(下書)	北1・南1・2				
DSC_0832	K637	6	7575			下書	石塔庵?				
DSC_0838	K643	12	7575			メモ書	11・12・21・北へ12尺など				
DSC_0839	K644	13	7575			メモ書	12・12・10・予定57尺+160=217				
DSC_0805	K610	3	7577			鈴礼鉱山書類	鈴礼鉱山鉱業施業案(便箋)	宮内敬太郎		昭和8年8月10日	便箋下書
DSC_0806	K611	4	7577			鈴礼鉱山書類	鈴礼鉱山鉱業施業案(便箋)			昭和8年8月10日	便箋下書
DSC_0807	K612	5	7577			鈴礼鉱山書類	鈴礼鉱山鉱業施業案(便箋)			昭和8年8月10日	便箋下書
DSC_0808	K613	6	7577			鈴礼鉱山書類	鈴礼鉱山鉱業施業案(便箋)			昭和8年8月10日	便箋下書
DSC_0809	K614	7	7577			鈴礼鉱山書類	鈴礼鉱山鉱業施業案(便箋)			昭和8年8月10日	便箋下書
DSC_0810	K615	8	7577			鈴礼鉱山書類	鈴礼鉱山鉱業施業案(便箋)			昭和8年8月10日	便箋下書
DSC_0811	K616	9	7577			鈴礼鉱山書類	鈴礼鉱山鉱業施業案(便箋)			昭和8年8月10日	便箋下書
DSC_0812	K617	10	7577			鈴礼鉱山書類	鈴礼鉱山鉱業施業案(便箋)			昭和8年8月10日	便箋下書

JPG.No	PSD.No	枝番	ID	文書番号	枝番	表題	文書概要	差出人	受取人	作成年月日	備考
DSC_0574	K380	7	7603	176	7	第2発電所工事施行認可申請書・設計書(甲土第2090号)	3工事説明書(工事施行の順序方法・掘削土砂処理方法・堰堤を設ける場所の地質・堰堤を設けたるに起因する洪水位図別紙相添)	薩南水電(株)社長 宮原直二	鹿児島県知事 中川望	大正11年12月1日	
DSC_0575	K381	8R	7603	176	8	第2発電所工事施行認可申請書・設計書(甲土第2090号)	4工事費予算書(別紙相添)	薩南水電(株)社長 宮原直二	鹿児島県知事 中川望	大正11年12月1日	
DSC_0575	K381	8L	7603	176	9	第2発電所工事施行認可申請書(甲土第2090号)	仕様	薩南水電(株)社長 宮原直二	鹿児島県知事 中川望	大正11年12月1日	
DSC_0576	K382	9R	7603	176	10	第2発電所工事施行認可申請書(甲土第2090号)	仕様	薩南水電(株)社長 宮原直二	鹿児島県知事 中川望	大正11年12月1日	
DSC_0576	K382	9L	7603	176	11	第2発電所工事施行認可申請書(甲土第2090号)	掘削土砂数量計算及其処理場所表	薩南水電(株)社長 宮原直二	鹿児島県知事 中川望	大正11年12月1日	
DSC_0577	K383	10	7603	176	12	第2発電所工事施行認可申請書(甲土第2090号)	掘削土砂数量計算及其処理場所表	薩南水電(株)社長 宮原直二	鹿児島県知事 中川望	大正11年12月1日	
DSC_0578	K384	11R	7603	176	13	第2発電所工事施行認可申請書(甲土第2090号)	土砂処理場包容量表	薩南水電(株)社長 宮原直二	鹿児島県知事 中川望	大正11年12月1日	
DSC_0578	K384	11L	7603	176	14	第2発電所工事施行認可申請書(甲土第2090号)	水路流量計算表	薩南水電(株)社長 宮原直二	鹿児島県知事 中川望	大正11年12月1日	
DSC_0579	K385	12R	7603	176	15	第2発電所工事施行認可申請書(甲土第2090号)	逆水曲線の計算書	薩南水電(株)社長 宮原直二	鹿児島県知事 中川望	大正11年12月1日	
DSC_0579	K385	12L	7603	176	16	第2発電所工事施行認可申請書(甲土第2090号)別紙相添	4工事費予算書	薩南水電(株)社長 宮原直二	鹿児島県知事 中川望	大正11年12月1日	
DSC_0580	K386	13R	7603	176	17	第2発電所工事施行認可申請書(甲土第2090号)別紙相添	4工事費予算書	薩南水電(株)社長 宮原直二	鹿児島県知事 中川望	大正11年12月1日	
DSC_0580	K386	13L	7603	176	18	第2発電所工事施行認可申請書・各工事設計明細書(甲土第2090号)	各工事設計明細書 ・右造堰堤一カ所工事 ・護岸及堤防高工事	薩南水電(株)社長 宮原直二	鹿児島県知事 中川望	大正11年12月1日	
DSC_0581	K387	14	7603	176	19	第2発電所工事施行認可申請書・各工事設計明細書(甲土第2090号)	・水路開梁工事第1号開梁 ・水路隧道工事第1第1号 ・水路開梁工事第2号開梁	薩南水電(株)社長 宮原直二	鹿児島県知事 中川望	大正11年12月1日	
DSC_0582	K388	15	7603	176	20	第2発電所工事施行認可申請書・各工事設計明細書(甲土第2090号)	・水路隧道工事第2隧道 ・水路開梁費第3開梁 ・第1余水吐及沈砂池並水量調整門工事	薩南水電(株)社長 宮原直二	鹿児島県知事 中川望	大正11年12月1日	
DSC_0583	K389	16	7603	176	21	第2発電所工事施行認可申請書・各工事設計明細書(甲土第2090号)	・第2余水吐工事 ・水槽工事	薩南水電(株)社長 宮原直二	鹿児島県知事 中川望	大正11年12月1日	
DSC_0584	K390	17	7603	176	22	第2発電所工事施行認可申請書・各工事設計明細書(甲土第2090号)	・余水吐工事 ・鉄管工事 ・発電所工事 ・放水路工事	薩南水電(株)社長 宮原直二	鹿児島県知事 中川望	大正11年12月1日	
DSC_0585	K391	18R	7603	176	23	第2発電所工事施行認可申請書・各工事設計明細書(甲土第2090号)	・放水路工事	薩南水電(株)社長 宮原直二	鹿児島県知事 中川望	大正11年12月1日	
DSC_0585	K391	18L	7603	176	24	第2発電所工事施行認可申請書・用地調査(甲土第2090号)	知覧村大字郡小字仁田尾比良・轟	薩南水電(株)社長 宮原直二	鹿児島県知事 中川望	大正11年12月1日	
DSC_0937	K742	1	7571	177	1	共同鉱業権者死亡に付脱退登録申請(採登第139号)	二宮権次郎死亡による脱退登録申請	共鉱権代日高尚剛 共鉱権者宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 田島勝太郎	昭和4年4月1日	
DSC_0938	K743	2R	7571	177	2	共同鉱業権者死亡に付脱退登録申請(採登第139号)	二宮権次郎死亡による脱退登録申請	共鉱権代日高尚剛 共鉱権者宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 田島勝太郎	昭和4年4月1日	
DSC_0938	K743	2L	7571	177	3	便箋	死亡届者抄本を付ける			昭和4年4月1日	
DSC_0941	K746	5	7571	177	4	手紙	二宮権次郎死亡により宮内敬太郎の任意脱退登録要請		宮内敬太郎	昭和4年4月1日	
DSC_0939	K744	3	7571	177	5	共同鉱業権者任意脱退に付登録申請(採登第139号)	宮内敬太郎任意脱退登録申請	共鉱権代日高尚剛 脱退者宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 田島勝太郎	昭和4年5月1日	
DSC_0940	K745	4R	7571	177	6	共同鉱業権者任意脱退に付登録申請(採登第139号)	宮内敬太郎任意脱退登録申請	共鉱権代日高尚剛 脱退者宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 田島勝太郎	昭和4年5月1日	
DSC_0940	K745	4L	7571	177	7	共同鉱業権者任意脱退に付登録申請(採登第139号)	脱退者宮内敬太郎脱退決意書	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 田島勝太郎	昭和4年5月1日	
DSC_0833	K638	7	7575	178	1	打越・藤ヶ迫・弁所ヶ平・八杖・立岩各鉱床調査報告書(昭和5年2月18日)	(1)打越鉱床の分 (2)藤ヶ迫鉱床	初川早徳	鉱主	昭和5年2月19日	
DSC_0834	K639	8	7575	178	2	打越・藤ヶ迫・弁所ヶ平・八杖・立岩各鉱床調査報告書(昭和5年2月18日)	(3)弁所ヶ平鉱床 (4)八杖鉱床 (5)立岩鉱床(別紙略図)	初川早徳	鉱主	昭和5年2月19日	
DSC_0835	K640	9R	7575	178	3	打越・藤ヶ迫・弁所ヶ平・八杖・立岩各鉱床調査報告書(昭和5年2月18日)	(5)立岩鉱床	初川早徳	鉱主	昭和5年2月19日	
DSC_0835	K640	9L	7575	178	4	打越・藤ヶ迫・弁所ヶ平・八杖・立岩各鉱床調査報告書(昭和5年2月18日)別紙略図	(5)立岩鉱床略図	初川早徳	鉱主	昭和5年2月19日	
DSC_0836	K641	10	7575	178	5	打越・藤ヶ迫・弁所ヶ平・八杖・立岩各鉱床調査状況報告書	藤ヶ迫鉱床(瀬ヶ平)坑口付近略図(昭和6年12月11日)			昭和6年12月11日	
DSC_0840	K645	14	7575	178	6	打越・藤ヶ迫・弁所ヶ平・八杖・立岩各鉱床調査状況報告書	藤ヶ迫鉱床坑内実測図 縮尺1000分の1(昭和6年10月15日現在)			昭和6年10月15日	
DSC_0829	K634	3	7575	179	1	各鉱床掘進延尺累計表	鈴礼鉱床・金峰山鉱山北坑南坑掘進延尺累計(昭和7年7月25日現在)			昭和7年10月13日	

JPG.No	PSD.No	枝番	ID	文書番号	枝番	表題	文書概要	差出人	受取人	作成年月日	備考
DSC_0709	K514	28	7511	167	4	製鍊場設計書・別紙 (加世田村大字津貫小字淵之 向江)	製鍊の順序方法(製鍊系図)	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治45年3月31日	
DSC_0710	K515	29	7511	167	5	製鍊場設計書・図面 (加世田村大字津貫小字淵之 向江)	塩鉱水車工事設計図 (側面図20分の1・但平面図は工場図の通)	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治45年3月31日	
DSC_0711	K516	30	7511	167	6	製鍊場設計書・図面 (加世田村大字津貫小字淵之 向江)	青化製鍊場工事設計図 (但平面図は工場図の通)	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治45年3月31日	
DSC_0712	K517	31	7511	167	7	製鍊場設計書・図面 (加世田村大字津貫小字淵之 向江)	工場設計図 (平面・断面:縮尺300分の1)	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治45年3月31日	
DSC_0713	K518	32	7511	167	8	製鍊場設計書・図面 (加世田村大字津貫小字淵之 向江)	製鍊場周囲三百間の地形図縮尺3000分の1	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治45年3月31日	
DSC_0017	K816	2L	6723	168	1	契約証	加世田村津貫の採登第4号鉱区所有関係鉱区 に関する契約関係について	日高尚剛 宮内敬太郎	福岡鉱山監督署	大正2年4月1日	
DSC_0018	K817	3R	6723	168	2	契約証	右同案2通を作り各1通を所持す	日高尚剛 宮内敬太郎	福岡鉱山監督署	大正2年4月1日	
DSC_0019	K818	4	6723	168	3	契約証・図面	津貫鉱区登録番号鹿児島県採登第4号	日高尚剛 宮内敬太郎	福岡鉱山監督署	大正2年4月1日	
DSC_0018	K817	3L	6723	168	4	受領書	金三百円で津貫鉱山を譲渡する	宇宿行夫	宮内敬太郎	大正2年7月1日	
DSC_0993	K780	1	7583	169	1	津貫鉱山坑内図	縮尺600分の1(昭和11年6月17日)			昭和11年6月17日	K780・K781で1組
DSC_0994	K781	2	7583	169	2	津貫鉱山坑内図	縮尺600分の1(昭和11年6月17日)			昭和11年6月17日	K780・K781で1組
DSC_1007	K794	2	7582	169	3	津貫鉱床横坑坑内及坑口附近 略図	縮尺600分の1 昭和11年2月堀開着手請負人 佐多矢九郎			昭和12年2月28日	
DSC_1006	K793	1	7582	169	4	津貫鉱床横坑坑内略図	縮尺600分の1			昭和12年2月28日	
DSC_0264	K070	41	6734	170	1	福鉱9年第1802号・許可 (試登第3011号)	昭和9年12月16日出願の金銀鉄鉱試掘願許可 決定通知書	福岡鉱山監督局長 原田幾造	宮内敬太郎	昭和10年1月9日	
DSC_0225	K968	18	6735	170	2	福鉱9年第1802号・添付図 (試登第3011号) (旧試登第2715号)	金銀鉄鉱試掘鉱区図(西南方村坊) 縮6000分の1・昭和9年12月16日出願	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和10年1月9日	
DSC_0213	K956	6	6735	170	3	福鉱9年第1802号・添付図 (試登第3011号) (旧試登第2715号)	金銀鉄鉱試掘鉱区(西南方村坊) 縮6000分の1・昭和12年2月10日出願	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和12年2月10日	
DSC_0265	K071	42	6734	170	-	福鉱9年第1802号・添付図 (試登第3011号) (旧試登第2715号)	金銀鉄鉱試掘鉱区図(西南方村坊) 縮6000分の1・昭和9年12月16日出願	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和10年1月9日	失敗K958と同
DSC_0092	K891	72	6724	171	1	金属及非金属(石炭・石油を除 きたるもの)	鉱種・番号・鉱区坪数・沿革など	宮内敬二		大正7年6月28日	
DSC_0093	K892	73	6724	171	2	金属及非金属(石炭・石油を除 きたるもの)	換業の方法及設備の概要・付帯事業	宮内敬二		大正7年6月28日	
DSC_0094	K893	74	6724	171	3	金属及非金属(石炭・石油を除 きたるもの)	運搬の方法設備・原動機・鉱夫員数及賃金	宮内敬二		大正7年6月28日	
DSC_0095	K894	75	6724	171	4	金属及非金属(石炭・石油を除 きたるもの)	鉱産額・備考	宮内敬二		大正7年6月28日	
DSC_0717	K522	1	7595	172	1	重要鉱山報告書調整心得(石炭・ 石油を除きたるもの)	1 から10			大正7年7月31日	
DSC_0718	K523	2	7595	172	2	重要鉱山報告書調整心得(石炭・ 石油を除きたるもの)	11から15			大正7年7月31日	
DSC_0719	K524	3	7595	173	1	福鉱7年発第4079号	管内各鉱物を収集参考資料として鉱物標本 を寄贈・指示	福岡鉱務署長 三井米松	宮内敬二	大正7年7月31日	
DSC_0720	K525	4	7595	173	2	福鉱7年発第4079号	管内各鉱物を収集参考資料として鉱物標本 を寄贈・指示	福岡鉱務署長 三井米松	宮内敬二	大正7年7月31日	
DSC_0721	K526	5	7595	174	1	閣令第1号・軍需工業動員に関 する工場事業場臨時調査の件	第1条	内閣総理大臣 原敬	宮内敬二	大正8年1月13日	
DSC_0722	K527	6	7595	174	2	閣令第1号・軍需工業動員に関 する工場事業場臨時調査の件	第2・3・4条	内閣総理大臣 原敬	宮内敬二	大正8年1月13日	
DSC_0563	K369	1	7602	175	1	大正10年改訂 鉱区採試掘期限簿(表紙)	宮内鉱山鑫鉱業所			大正10年12月1日	
DSC_0564	K370	2R	7602	175	2	大正10年改訂 鉱区採試掘期限簿	注意1試掘鉱区期間厳守継続願書提出・2新規 鉱区の許可願並廃業は厳守			大正10年12月1日	
DSC_0564	K370	2L	7602	175	3	大正10年改訂 鉱区採試掘期限簿	鉱区採試掘期限調査表(採掘の部)			大正10年12月1日	
DSC_0565	K371	3	7602	175	4	大正10年改訂 鉱区採試掘期限簿	鉱区採試掘期限調査表(採掘の部)			大正10年12月1日	
DSC_0566	K372	4	7602	175	5	大正10年改訂 鉱区採試掘期限簿	鉱区採試掘期限調査表(採掘の部)			大正10年12月1日	
DSC_0568	K374	1	7603	176	1	1許可指令番号 2所属地名 3工事種類及名称 4起工事由及目的 5工事期間	薩南水電(株)社長 宮原直二	鹿児島県知事 中川望		大正11年12月1日	
DSC_0569	K375	2	7603	176	2	第2発電所工事施行認可申請書 (甲土第2090号)	6用地 7維持方法・追記申請中コビシギ川第3発電所	薩南水電(株)社長 宮原直二	鹿児島県知事 中川望	大正11年12月1日	
DSC_0570	K376	3	7603	176	3	第2発電所工事施行認可申請書 ・設計書(甲土第2090号)	1水路美測図(平・縦・横断面図別紙相添) 2構造図(別紙相添)	薩南水電(株)社長 宮原直二	鹿児島県知事 中川望	大正11年12月1日	別紙相添なし
DSC_0571	K377	4	7603	176	4	第2発電所工事施行認可申請書 ・設計書(甲土第2090号)	3工事説明書 水路選定の理由 要領(堰堤・取水路・沈砂池・余水吐・取水水量調 整門)	薩南水電(株)社長 宮原直二	鹿児島県知事 中川望	大正11年12月1日	
DSC_0572	K378	5	7603	176	5	第2発電所工事施行認可申請書 ・設計書(甲土第2090号)	3工事説明書(水路・水槽)	薩南水電(株)社長 宮原直二	鹿児島県知事 中川望	大正11年12月1日	
DSC_0573	K379	6	7603	176	6	第2発電所工事施行認可申請書 ・設計書(甲土第2090号)	3工事説明書 (余水路・鉄管・水車吸出管発電所放水路)	薩南水電(株)社長 宮原直二	鹿児島県知事 中川望	大正11年12月1日	

JPG.No	PSD.No	枝番	I D	文書番号	枝番	表題	文書概要	差出人	受取人	作成年月日	備考
DSC_0737	K542	8	7509	165	5	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・土木工事取締規則6条の調査	11発電所及取入口付近に於ける最高最低及平水位 12使用河川の勾配及河床 13水量測定に関する担当技術者山下芳太郎	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正2年3月21日	
DSC_0738	K543	9	7509	165	6	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・仕様書	(5カ年耐久程度) ・池田池疏水道より発電用水路へ分水起点(別紙図面)	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正2年3月21日	
DSC_0739	K544	10	7509	165	7	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・仕様書	・右発電水路開門に… ・貯水槽は砂溜場と… ・鉄管の敷設は石室を… ・水車へ働きたる水…	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正2年3月21日	
DSC_0740	K545	11R	7509	165	8	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・仕様書	・水路の勾配は… ・施行の詳細は…	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正2年3月21日	
DSC_0740	K545	11L	7509	165	9	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・工事費計算書	・池田疏水道分水新設付近水道両側内石垣補充工事及分水新設地付近水道底石張補充工事 ・発電用新設水路 ・貯水槽及砂溜内 ・余水路及開門一カ所	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正2年3月21日	
DSC_0741	K546	12	7509	165	10	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・工事費計算書	・放水路 ・鉄管 ・計算表 (池田池水道両側石垣補充工事・自1号至2号・自2号至3号・自3号至4号)	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正2年3月21日	
DSC_0742	K547	13	7509	165	11	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・工事費計算書	計算表 (自4号至5号・自5号至7号・自7号至8号・自8号至9号・貯水槽)	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正2年3月21日	
DSC_0743	K548	14	7509	165	12	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・工事費計算書	計算表 (貯水槽・余水路・鉄管・放水路)	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正2年3月21日	
DSC_0744	K549	15	7509	165	13	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願 水路工費一位代価表	工種単価 (切取・築堤)	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正2年3月21日	
DSC_0745	K550	16	7509	165	14	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願 水路工費一位代価表	工種単価 (平石垣・堤石垣・底石張・箱桶)	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正2年3月21日	
DSC_0746	K551	17	7509	165	15	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願 水路工費一位代価表	工種単価 (開門・土留板張・鉄管)	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正2年3月21日	
DSC_0747	K552	18	7509	165	16	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願 土木工事取締規則6条の調査	9雨量観測表 (指宿村十二町調鹿児島測候所写) 明治40年から44年	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正2年3月21日	
DSC_0748	K553	19R	7509	165	17	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願 土木工事取締規則6条の調査	9雨量観測表 (指宿村十二町調鹿児島測候所写) 明治40年から44年	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正2年3月21日	
DSC_0748	K553	19L	7509	165	18	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・維持方法書	発電所を設け坑内疏水道及排水堅坑道を開削し電力を用いて排水唧筒を運搬し坑内の採鉱を開始し製鍊を行う ・資本金概算	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正2年3月21日	
DSC_0749	K554	20	7509	165	19	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・維持方法書	・収支予算	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正2年3月21日	
DSC_0750	K555	21	7509	165	20	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・用地調査	額娃村大字仙田小字室屋川	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正2年3月21日	
DSC_0751	K556	22	7509	165	21	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・別紙図面	流域 ・電気供給地 ・取入口及放水口 ・新設水路 ・発電所 ・水源池田池 関係地平面図(縮尺5万分の1)	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正2年3月21日	
DSC_0752	K557	23	7509	165	22	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・別紙図面	水路工事設計平面図 (縮尺500分の1)	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正2年3月21日	
DSC_0753	K558	24	7509	165	23	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・別紙図面	・水路計画横断面図 (縮尺200分の1) ・水路計画縦断面図 (尺度・長さ500分の1・高さ250分の1)	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正2年3月21日	
DSC_0754	K559	25	7509	165	24	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・別紙図面	余水路計画縦断面図 ・余水路及放水路に施工する箱桶横断面図 (尺度200分の1) ・鉄管及放水路計画縦断面図 (尺度500分の1)	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正2年3月21日	
DSC_0755	K560	26	7509	165	25	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・別紙図面	取入口より水道上流池田池疏水口に至縦断面図・放水口より川下流一千間に至縦断面図 (縮尺・長さ6000分の1・高さ600分の1) 水量測定場横断面図 (縮尺50分の1)	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正2年3月21日	
DSC_0016	K815	1	6723	166	1	組合解散及鉱業権移転決議書	加世田村津貫の特許第5531号鉱区は鉱業権者を新旧移転します	国師熊五郎・宇宿行夫・日高尚剛	福岡鉱山監督署	明治38年8月14日	
DSC_0017	K816	2R	6723	166	2	第116号登録第4号	組合解散及鉱業権移転決議書は登録決定書	福岡鉱山監督署	国師熊五郎・宇宿行夫・日高尚剛	明治38年8月18日	
DSC_0707	K512	26	7511	167	1	製鍊場設計書 (加世田村大字津貫小字測之向江)	・設置場所 ・鉱物の種類 ・製鍊の順序方法(別紙有) ・使用する器械種類数量	宮内敏二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治45年3月31日	
DSC_0708	K513	27	7511	167	2	製鍊場設計書 (加世田村大字津貫小字測之向江)	・製鍊の工程 ・薪炭消費高 ・製鍊取扱見込高 ・鉱滓に対する処置	宮内敏二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治45年3月31日	
DSC_0709	K514	28	7511	167	3	製鍊場設計書 (加世田村大字津貫小字測之向江)	・落成予定日明治45年3月21日	宮内敏二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治45年3月31日	

JPG.No	PSD.No	枝番	I D	文書番号	枝番	表題	文書概要	差出人	受取人	作成年月日	備考
DSC_0905	K710	15	7510	163	12	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・工事費計算書	計算表 (貯水槽・余水路・鉄管・放水路)	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	扣
DSC_0906	K711	16	7510	163	13	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願 水路工費一位代価表	工種単価 (切取・築堤)	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	扣
DSC_0907	K712	17	7510	163	14	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願 水路工費一位代価表	工種単価 (平石垣・堤石垣・底石張・箱桶)	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	扣
DSC_0908	K713	18	7510	163	15	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願 水路工費一位代価表	工種単価 (開門・土留板張・鉄管)	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	扣
DSC_0909	K714	19	7510	163	16	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願 土木工事取締規則6条の調査	9雨量観測表 (指宿村十二町調鹿児島測候所享) 明治40年から44年	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	扣
DSC_0910	K715	20R	7510	163	17	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願 土木工事取締規則6条の調査	9雨量観測表 (指宿村十二町調鹿児島測候所享) 明治40年から44年	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	扣
DSC_0910	K715	20L	7510	163	18	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・維持方法書	発電所を設け坑内疏水道及排水堅坑道を開削し電力を用いて排水唧筒を運搬し坑内の採鉱を開始し製錬を行う ・資本金概算	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	扣
DSC_0911	K716	21	7510	163	19	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・維持方法書	・収支予算	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	扣
DSC_0912	K717	22	7510	163	20	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・用地調査	額娃村大字仙田小字室屋川	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	扣
DSC_0913	K718	23	7510	163	21	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・別紙図面	流域 ・電気供給地 ・取入口及放水口 ・新設水路 ・発電所 ・水源池田池 ・関係地平面図(縮尺5万分の1)	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	扣
DSC_0914	K719	24	7510	163	22	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・別紙図面	水路工事設計平面図 (縮尺500分の1)	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	扣
DSC_0915	K720	25	7510	163	23	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・別紙図面	・水路計画横断面図 (縮尺200分の1) ・水路計画縦断面図 (尺度・長さ500分の1・高さ250分の1)	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	扣
DSC_0916	K721	26	7510	163	24	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・別紙図面	余水路計画縦断面図 ・鉄管及放水路計画縦断面図 (尺度500分の1)	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	扣
DSC_0917	K722	27	7510	163	25	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・別紙図面	取入口より水道上流池田池疏水口に至縦断面図・放水口より川下流一千間に至縦断面図 (縮尺・長さ6000分の1・高さ600分の1) 水量測定場横断面図 (縮尺50分の1)	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	扣
DSC_0918	K723	28	7510	164	1	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・用地調査	額娃村大字仙田略図	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	
DSC_0919	K724	29	7510	164	2	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・用地調査	額娃村大字仙田略図	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	
DSC_0920	K725	30	7510	164	3	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・用地調査	額娃村大字仙田略図	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	
DSC_0921	K726	31R	7510	164	4	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・用地調査	額娃村大字仙田略図	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	
DSC_0921	K726	31L	7510	164	5	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・用地調査	額娃村大字仙田土地台帳	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	
DSC_0922	K727	32	7510	164	6	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・用地調査	額娃村大字仙田土地台帳	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	
DSC_0923	K728	33	7510	164	7	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・用地調査	額娃村大字仙田土地台帳	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	
DSC_0734	K539	5L	7509	165	1	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願	額娃村大字仙田池田池の流水道より分水路を開設するもの ・所属地名及工事種類名称 ・起工事由及目的	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正2年3月21日	印有
DSC_0735	K540	6R	7509	165	2	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願	・工事期間(別紙書類相添)	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正2年3月21日	
DSC_0735	K540	6L	7509	165	3	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願 ・土木工事取締規則6条の調査	土木工事取締規則6条の調査 1供給区域 2発電電力 3河川名並取入口及放水路の位置 4使用水量	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正2年3月21日	
DSC_0736	K541	7	7509	165	4	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願 ・土木工事取締規則6条の調査	5有功落差 6使用水量及有功落差より計算した理論馬力数 7流域の面積並図面(別紙図面) 8流域に於ける植林状態 9雨量観測表(別紙) 10水量測定(横断面図)	宮内敏二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正2年3月21日	

JPG.No	PSD.No	枝番	ID	文書番号	枝番	表題	文書概要	差出人	受取人	作成年月日	備考
DSC_0398	K204	1	7500	159	1	鉱夫扶助規則施行許可願 (試掘第10962号)	揖宿郡今泉村 鉱夫扶助規則施行許可願	額娃村・試掘権者 坂元四戸助	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年7月1日	
DSC_0399	K205	2L	7500	159	2	鉱夫扶助規則施行許可願 鉱夫扶助規則 (試掘第10962号)	第1条から第4条	額娃村・試掘権者 坂元四戸助	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年7月1日	
DSC_0400	K206	3	7500	159	3	鉱夫扶助規則施行許可願 鉱夫扶助規則 (試掘第10962号)	第5条から第7条	額娃村・試掘権者 坂元四戸助	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年7月1日	
DSC_0399	K205	2R	7500	159	4	福鉱指第813号・許可	鉱夫扶助規則施行認可願 (試掘第10962号)は鉱業法施行細則第66条により許可決定通知書	福岡鉱山監督署長 工藤英一	額娃村・試掘権者 坂元四戸助	明治39年3月15日	
DSC_0480	K286	53	7489	160	1	弁財天鉱山 (試掘第10972号) 鉱業事務所御届	知覧村郡弁財天鉱山知覧製錬所	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年7月1日	
DSC_0389	K195	1	7499	160	2	鉱夫扶助規則施行許可願 (試掘第10972号・10960号)	知覧村・額娃村 鉱夫扶助規則を別記の通り施行認可願	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年7月1日	
DSC_0390	K196	2L	7499	160	3	鉱夫扶助規則施行許可願 鉱夫扶助規則 (試掘第10972号・10960号)	第1条から第5条	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年7月1日	
DSC_0391	K197	3	7499	160	4	鉱夫扶助規則施行許可願 鉱夫扶助規則 (試掘第10972号・10960号)	第6条・7条	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年7月1日	
DSC_0390	K196	2R	7499	160	5	福鉱指第766号・許可 (試掘第10972号・10960号)	明治38年7月出願の鉱夫扶助規則施行認可願 (試掘第10972・10960号)は鉱業法施行細則第66条により許可決定通知書	福岡鉱山監督署長 工藤英一	宮内敬二	明治39年3月15日	
DSC_0481	K287	54	7489	160	-	弁財天鉱山 (試掘第10972号) 鉱夫扶助規則施行許可願	弁財天鉱山鉱夫扶助規則施行別記の通許可願 ます	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年7月1日	下書
DSC_0891	K696	1	7510	161	1	進達願(弁財天鉱山)	水量使用水路開設工事許可願に関する	宮内敬二	額娃村長	大正1年9月1日	扣K535と同
DSC_0892	K697	2R	7510	161	2	進達願(弁財天鉱山)	水量使用水路開設工事許可願に関する	宮内敬二	額娃村長	大正1年9月1日	扣
DSC_0892	K697	2L	7510	161	3	目録(弁財天鉱山)	水量使用水路開設工事許可願に関する目録	宮内敬二	額娃村長	大正1年9月1日	扣K536と同
DSC_0894	K699	4R	7510	161	4	目録(弁財天鉱山)	水量使用水路開設工事許可願に関する目録	宮内敬二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	扣
DSC_0894	K699	4L	7510	161	5	趣意書(弁財天鉱山)	水量使用水路開設工事許可願に関する	宮内敬二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	扣
DSC_0895	K700	5	7510	161	6	趣意書(弁財天鉱山)	水量使用水路開設工事許可願に関する	宮内敬二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	扣
DSC_0896	K701	6R	7510	161	7	趣意書(弁財天鉱山)	水量使用水路開設工事許可願に関する	宮内敬二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	扣
DSC_0730	K535	1	7509	162	1	進達願(弁財天鉱山)	水量使用水路開設工事許可願に関する	宮内敬二	額娃村長	大正1年9月1日	印有K696と同
DSC_0731	K536	2R	7509	162	2	進達願(弁財天鉱山)	水量使用水路開設工事許可願に関する	宮内敬二	額娃村長	大正1年9月1日	
DSC_0731	K536	2L	7509	162	3	目録(弁財天鉱山)	水量使用水路開設工事許可願に関する目録	宮内敬二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	
DSC_0732	K537	3R	7509	162	4	目録(弁財天鉱山)	水量使用水路開設工事許可願に関する目録	宮内敬二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	
DSC_0732	K537	3L	7509	162	5	趣意書(弁財天鉱山)	水量使用水路開設工事許可願に関する	宮内敬二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	
DSC_0733	K538	4	7509	162	6	趣意書(弁財天鉱山)	水量使用水路開設工事許可願に関する	宮内敬二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	
DSC_0734	K539	5R	7509	162	7	趣意書(弁財天鉱山)	水量使用水路開設工事許可願に関する	宮内敬二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	
DSC_0893	K698	3	7510	162	-	目録(弁財天鉱山)	水量使用水路開設工事許可願に関する目録	宮内敬二	額娃村長	大正1年9月1日	K697と同
DSC_0896	K701	6L	7510	163	1	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願	額娃村大字仙田池田池の流水道より分水路を開設するもの ・所属地名及工事種類名称 ・起工事由及目的	宮内敬二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	扣
DSC_0897	K702	7R	7510	163	2	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願	・工事期間(別紙書類相添)	宮内敬二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	扣
DSC_0897	K702	7L	7510	163	3	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願 土木工事取締規則6条の調査	1供給区域 2発電力 3河川名並取入口及放水路の位置 4使用水量	宮内敬二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	扣
DSC_0898	K703	8	7510	163	4	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願 土木工事取締規則6条の調査	5有効落差 6使用水量及有効落差より計算した理論馬力数 7流域の面積並図面(別紙図面) 8流域に於ける植林状態 9雨量観測表(別紙) 10水量測定(横断面図面)	宮内敬二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	扣
DSC_0899	K704	9	7510	163	5	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願 土木工事取締規則6条の調査	11発電所及取入口付近に於ける最高最低及平水位 12使用河川の勾配及河床 13水量測定に関する担当技術者山下芳太郎	宮内敬二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	扣 11数値訂正3カ所
DSC_0900	K705	10	7510	163	6	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・仕様書	(5カ年耐久程度)・池田池疏水道より発電所用水路へ分水起点(別紙図面)	宮内敬二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	扣
DSC_0901	K706	11	7510	163	7	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・仕様書	・右発電水路開門に… ・右箱桶終端後は… ・貯水槽は砂溜場と… ・鉄管の敷設は右台を… ・水車へ働きたる水…	宮内敬二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	扣
DSC_0902	K707	12R	7510	163	8	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・仕様書	・水路の勾配は… ・施行の詳細は…	宮内敬二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	扣
DSC_0902	K707	12L	7510	163	9	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・工事費計算書	・池田疏水道分水新設付近水道両側内石垣補充工事及分水新設付近水道底石装補充工事 ・発電用新設水路 ・貯水槽及砂溜内 ・余水路及開門一カ所	宮内敬二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	扣
DSC_0903	K708	13	7510	163	10	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・工事費計算書	・放水路 ・鉄管 ・計算表 (池田池水道両側石垣補充工事・自1号至2号 自2号至3号・自3号至4号)	宮内敬二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	扣
DSC_0904	K709	14	7510	163	11	(弁財天鉱山) 発電用水量使用並水路開設工事許可願・工事費計算書	計算表 (自4号至5号・自5号至7号・自7号至8号 自8号至9号・貯水槽)	宮内敬二	鹿児島県知事 谷口留五郎	大正1年9月1日	扣

JPG.No	PSD.No	枝番	ID	文書 番号	枝番	表題	文書概要	差出人	受取人	作成年月日	備考
DSC_0684	K489	3	7511	150	2	図面	東南方村坑内実測図(採登第124号) 縮尺1200分の1 大正6年12月末日現在大正7年2月改正	宮内敬二			
DSC_0714	K519	33	7511	150	3	図面	採登第31号図面・縮尺1200分の1	宮内敬二			
DSC_1003	K790	1	7512	150	4	図面	小山ヶ平本道図 (縮尺1200分の1)				
DSC_0535	K341	9	7497	151	1	公用水面使用願 (東南方村大字枕崎小字木原一里塚川筋)	公用水面を使用する田地地主名	坂下太市	宮内敬二	明治41年5月29日	
DSC_0536	K342	10R	7497	151	2	公用水面使用願 (東南方村大字枕崎小字木原一里塚川筋)	田地地主に一昨日不都合の為本日聴取調査をした	坂下太市	宮内敬二	明治41年5月29日	
DSC_0536	K342	10L	7497	151	3	公用水面使用願 (東南方村大字枕崎小字木原一里塚川筋)	一里塚川筋の略図	坂下太市	宮内敬二	明治41年5月29日	
DSC_0537	K343	11	7497	151	4	公用水面使用願 (東南方村大字枕崎小字木原一里塚川筋)	一里塚川筋の略図	坂下太市	宮内敬二	明治41年5月29日	
DSC_0529	K335	3	7497	151	5	公用水面使用願 (東南方村大字枕崎小字木原一里塚川筋)	赤石野鉱山水車場に引用する堰敷地の目的のための使用願	宮内敬二	鹿児島県知事 阪本彰之助	明治41年6月6日	扣
DSC_0530	K336	4R	7497	151	6	公用水面使用願 (東南方村大字枕崎小字木原一里塚川筋)	赤石野鉱山水車場に引用する堰敷地の目的のための使用願	宮内敬二	鹿児島県知事 阪本彰之助	明治41年6月6日	
DSC_0530	K336	4L	7497	151	7	公用水面使用願 (東南方村大字枕崎小字木原一里塚川筋)	東南方村大字枕崎小字木原一里塚川筋に於ける板堰工事費計算表	宮内敬二	鹿児島県知事 阪本彰之助	明治41年6月6日	
DSC_0531	K337	5	7497	151	8	公用水面使用願 (東南方村大字枕崎小字木原一里塚川筋)	仕様書	宮内敬二	鹿児島県知事 阪本彰之助	明治41年6月6日	
DSC_0532	K338	6	7497	151	9	公用水面使用願 (東南方村大字枕崎小字木原一里塚川筋)	水面使用願地実測図縮尺以二分为一間	宮内敬二	鹿児島県知事 阪本彰之助	明治41年6月6日	
DSC_0533	K339	7	7497	151	10	公用水面使用願 (東南方村大字枕崎小字木原一里塚川筋)	板堰設計図縮尺以二分为一尺	宮内敬二	鹿児島県知事 阪本彰之助	明治41年6月6日	
DSC_0534	K340	8	7497	151	11	公用水面使用願 (東南方村大字枕崎小字木原一里塚川筋)	公用水面を協議しながら水車と田地に使用するのでお願いしたい	宮内敬二	鹿児島県知事 阪本彰之助	明治41年6月6日	
DSC_0527	K333	1	7497	151	12	義第345号	明治41年6月6日付東南方村枕崎字木原一里塚川筋公用水面使用願は別紙指令甲士第4561号を送付す	川辺郡東南方村 助役 久木田早苗	宮内敬二	明治42年1月4日	
DSC_0528	K334	2	7497	151	13	指令甲士第4561号	明治41年6月6日付東南方村枕崎字木原一里塚川筋公用水面使用願は不許可・明治41年12月26日	鹿児島県知事 阪本彰之助	宮内敬二	明治42年1月4日	
DSC_1004	K791	2	7512	152	1	図面	下戸岩本道図(二分を一間とす)				
DSC_0991	K778	1	7569	153	1	採登第216号(荒川) 金銀鉱採掘鉱区図面	縮尺6000分の1 福鉱39年第十一号により修正			明治39年4月1日	
DSC_0724	K529	1	7593	154	1	荒川鉱山坑内実測図	縮尺1200分の1(大正9年9月4日現在)			大正9年9月4日	
DSC_0726	K531	1	7592	154	2	荒川鉱山坑内実測図	縮尺1200分の1(大正9年9月4日現在)			大正9年9月4日	書込有
DSC_0951	K756	4	7570	155	1	福鉱3年78号・許可 (採登第216号)	金銀鉱採掘鉱区増区願・許可決定通知書 (旧試登第2310号金銀鉱試掘鉱区と重複は部分許可)串木野地内	福岡鉱山監督局長 田島勝太郎	宮内敬太郎	昭和4年4月8日	
DSC_0996	K783	1	7568	155	2	金銀鉱採掘鉱区増区願 添付図(採登第216号)	金銀鉱採掘鉱区図・縮尺6000分の1 (昭和3年出願)	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 田島勝太郎	昭和4年4月8日	
DSC_0952	K757	5	7570	155	3	福鉱3年78号・指示詳細 (採登第216号)	目的鉱物の存在を明確にするために鉱物証明標本提出指示	福岡鉱山監督局長 田島勝太郎	宮内敬太郎	昭和4年4月8日	
DSC_0953	K758	6	7570	155	4	福鉱3年78号・指示 (採登第216号)	出願図面不完備のため4月23日までに再提出 するよう指示	福岡鉱山監督局長 田島勝太郎	宮内敬太郎	昭和4年4月8日	
DSC_0954	K759	7	7570	155	5	福鉱3年78号・指示 (採登第216号)	出願図面不完備のため4月23日までに再提出 するよう指示	福岡鉱山監督局長 田島勝太郎	宮内敬太郎	昭和4年4月8日	
DSC_0955	K760	8	7570	155	6	福鉱3年78号・指示 (採登第216号)	出願図面不完備のため4月23日までに再提出 するよう指示	福岡鉱山監督局長 田島勝太郎	宮内敬太郎	昭和4年4月8日	
DSC_0950	K755	3	7570	155	7	福鉱3年78号・却下 (採登第216号)	昭和3年11月29日出願金銀鉱採掘鉱区増区願 却下通知書 (昭和4年4月8日付福鉱3年78号指示違反)	福岡鉱山監督局長 田島勝太郎	宮内敬太郎	昭和4年6月22日	
DSC_0224	K967	17	6735	155	-	金銀鉱採掘鉱区増区願 添付図(採登第216号)	金銀鉱試掘鉱区図(串木野村荒川) 縮尺6000分の1・昭和3年11月15日出願	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 田島勝太郎	昭和4年4月8日	K783の下書?
DSC_0263	K069	40	6734	155	-	金銀鉱採掘鉱区増区願 添付図(採登第216号)	金銀鉱試掘鉱区図(串木野村荒川) 縮尺6000分の1・昭和3年11月15日出願	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 田島勝太郎	昭和4年4月8日	K967と同
DSC_0948	K753	1	7570	155	-	封筒(表書き)	宮内敬太郎様宛		宮内敬太郎	昭和4年4月8日	
DSC_0949	K754	2	7570	155	-	封筒(裏書き)	福岡鉱山監督局	福岡鉱山監督局		昭和4年4月8日	
DSC_1010	K797	2	7585	156	1	荒川鉱床坑内並試料採取箇所 略図	昭和8年2月3日 (昭和8年3月12日試料採取箇所)			昭和8年2月3日	
DSC_1011	K798	3	7585	156	2	荒川鉱床坑内並試料採取箇所 略図	昭和8年2月3日 (昭和8年3月12日試料採取箇所)			昭和8年2月3日	
DSC_1012	K799	4	7585	156	3	荒川鉱床坑内並試料採取箇所 略図	図面			昭和8年2月3日	下書?
DSC_0001	K800	3	7574	156	4	荒川鉱床坑内並試料採取箇所 略図	昭和8年2月3日:請負人 佐多矢九郎			昭和8年2月3日	
DSC_1009	K796	1	7585	156	5	荒川鉱床坑内並試料採取箇所 略図	昭和11年6月14日:採取人 平野富吉氏			昭和11年6月14日	
DSC_0727	K532	2	7592	157	1	荒川鉱山坑内実測図	5有功落差 6~10水量測定	豊田正義	宮内敬太郎		
DSC_0728	K533	3	7592	157	2	荒川鉱山坑内実測図	王ノ山鉱山事務所・封筒の裏書・手紙	豊田正義	宮内敬太郎		
DSC_0192	K009			158	1	福鉱10年第1791号・許可 (試登第1860号)・喜入	大正10年10月29日出願の金銀鉛鉱試掘願は 許可決定通知書	福岡鉱務署長 三井米松	宮内敬太郎	大正11年1月11日	
DSC_0191	K008			158	2	福鉱10年第1791号・添付図 (試登第1860号)・喜入	金銀鉛鉱試掘鉱区図 縮尺6000分の1	宮内敬太郎	福岡鉱務署長 三井米松	大正11年1月11日	

JPG.No	PSD.No	枝番	ID	文書番号	枝番	表題	文書概要	差出人	受取人	作成年月日	備考
DSC_0984	K771	1	7584	143	3	K772・773坑内図作成資料	小山ヶ平鉱山・鹿児島県川辺郡東南方村坑内図・縮尺1200分の1 (明治44年12月末日現在・大正5年堀跡)			昭和11年6月7日	
DSC_0847	K652	2	7590	143	4	K772・773坑内図作成資料	小山ヶ平虚空蔵1200分の1			昭和11年6月7日	
DSC_0846	K651	1	7590	143	5	K772・773坑内図作成資料	小山ヶ平虚空蔵・縮尺1200分の1 (大正1年2月実測昭和8年8月21日写)			昭和11年6月7日	
DSC_0932	K737	1	7587	144	1	隣鉱区実地調査方実施願 (採登第124号)	昭和12年1月13日隣鉱区実地調査出願の件に 付交渉立会測量の上図面を提出設示	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 堀義臣	昭和12年4月24日	
DSC_0933	K738	2	7587	144	2	隣鉱区実地調査方実施願 (採登第124号)	昭和12年1月13日隣鉱区実地調査出願の件に 付交渉立会測量の上図面を提出設示	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 堀義臣	昭和12年4月24日	
DSC_0934	K739	3	7587	145	3	隣鉱区実地調査出願に関し交渉 実施願未報告(採登第124号)	昭和12年1月13日隣鉱区実地調査出願の件は 立会測量を拒否・取消の意志表示	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 堀義臣	昭和12年4月24日	
DSC_0935	K740	4	7587	144	4	隣鉱区実地調査出願に関し交渉 実施願未報告(採登第124号)	昭和12年1月13日隣鉱区実地調査出願の件は 立会測量を拒否・取消の意志表示	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 堀義臣	昭和12年4月24日	
DSC_0715	K520	34	7511	145	1	昭和14年8月(小山ヶ平鉱山) 事業主代理人選任届	鉱業権移転・鉱産物を除く事業上一切	宮内敬太郎	鹿児島県知事	昭和14年8月1日	
DSC_0877	K682	3	7589	146	1	鉱業施業案提出書 (小山ヶ平鉱山・採登第124号)	鉱業施業案及付図別紙の通り二通提出	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 中村幸八	昭和15年9月1日	扣
DSC_0878	K683	4	7589	146	2	鉱業施業案 (小山ヶ平鉱山・採登第124号)	1採鉱に関する事項 (イ)主要なる鉱床の位置走向傾斜及厚	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 中村幸八	昭和15年9月1日	
DSC_0879	K684	5	7589	146	3	鉱業施業案 (小山ヶ平鉱山・採登第124号)	(ロ)採掘方法(別紙図面) (ハ)一カ年間に於ける粗鉱採掘予定高 2選鉱及製錬に関する事項 (ニ)選鉱及製錬に関する事項 (ホ)一カ年間に於ける鉱産物の予定高 3機業上危害予防に関する事項 (イ)捨石及鉱滓の堆積場(添付図)	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 中村幸八	昭和15年9月1日	
DSC_0880	K685	6	7589	146	4	鉱業施業案 (小山ヶ平鉱山・採登第124号)	(ロ)捨石鉱滓坑水廃水の処置 (ハ)地表の保全危害に…予防をなす	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 中村幸八	昭和15年9月1日	
DSC_0882	K687	8	7589	146	5	鉱業施業案・別紙図面 (小山ヶ平鉱山・採登第124号)	小山ヶ平鉱山施業案添付図 尺度3000分の1	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 中村幸八	昭和15年9月1日	
DSC_0881	K686	7	7589	146	6	鉱業施業案・別紙図面 (小山ヶ平鉱山・採登第124号)	3(イ)小山ヶ平鉱山捨石堆積場図 尺度300分の1	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 中村幸八	昭和15年9月1日	
DSC_0925	K730	1	7586	147	1	事業着手届 採登第124号・小山ヶ平鉱山	採登第124号昭和14年より着手届	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 中村幸八	昭和14年4月1日	下書昭和8年分訂正
DSC_0926	K731	2	7586	147	2	鉱業施業案 採登第124号・小山ヶ平鉱山	1採鉱に関する事項	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 中村幸八	昭和14年4月1日	下書昭和8年分訂正
DSC_0927	K732	3	7586	147	3	鉱業施業案 採登第124号・小山ヶ平鉱山	2選鉱及製錬に関する事項 3機業上の危害予防に関する事項	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 中村幸八	昭和14年4月1日	下書昭和8年分訂正
DSC_0928	K733	4R	7586	147	4	鉱業施業案 採登第124号・小山ヶ平鉱山	3機業上の危害予防に関する事項	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 中村幸八	昭和14年4月1日	下書昭和8年分訂正
DSC_0928	K733	4L	7586	147	5	鉱業事務所届 採登第124号・小山ヶ平鉱山	採登第124号鉱区の鉱業に関し枕崎町西鹿庵 11920に鉱業事務所を置く	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 中村幸八	昭和14年4月1日	下書昭和8年分訂正
DSC_0929	K734	5	7586	147	6	鉱業代理人届 採登第124号・小山ヶ平鉱山	鉱業代理人 米満仲太郎	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 中村幸八	昭和14年4月1日	下書昭和8年分訂正
DSC_0930	K735	6	7586	147	7	鉱業代理人届 採登第124号・小山ヶ平鉱山	鉱業代理人 米満仲太郎	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 中村幸八	昭和14年4月1日	下書昭和8年分訂正
DSC_0884	K689	1	7588	148	1	御届 小山ヶ平鉱山	採登第31・124号昭和14年より着手届	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和14年4月1日	下書訂正有
DSC_0885	K690	2	7588	148	2	鉱業施業案 小山ヶ平鉱山	1採鉱に関する事項	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和14年4月1日	下書訂正有
DSC_0886	K691	3R	7588	148	3	鉱業施業案 小山ヶ平鉱山	2選鉱及製錬に関する事項	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和14年4月1日	下書訂正有
DSC_0886	K691	3L	7588	148	4	鉱業施業案 小山ヶ平鉱山	3機業上の危害予防に関する事項	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和14年4月1日	下書訂正有
DSC_0887	K692	4R	7588	148	5	鉱業施業案 小山ヶ平鉱山	3機業上の危害予防に関する事項	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和14年4月1日	下書訂正有
DSC_0887	K692	4L	7588	148	6	鉱業事務所届 小山ヶ平鉱山	採登第124号鉱区の鉱業に関し枕崎町西鹿庵 11920に鉱業事務所を置く	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和14年4月1日	下書訂正有
DSC_0888	K693	5	7588	148	7	鉱業代理人届 小山ヶ平鉱山	鉱業代理人 米満仲太郎	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和14年4月1日	下書訂正有
DSC_0889	K694	6	7588	148	8	鉱業代理人届 小山ヶ平鉱山	鉱業代理人 米満仲太郎	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和14年4月1日	下書訂正有
DSC_0873	K678	28	7590	149	1	福支総第251号	増産買上規則に基づく産金量並割増金受領 額調査に関する依頼	鉱山統制会福岡支 部長・宮本久米之	小山ヶ平鉱山御中	昭和18年3月11日	
DSC_0870	K675	25	7590	149	2	小山ヶ平鉱山生産金量並割増 金受領額調査書	福支総第251号依頼に対しての調査結果	宮内敬太郎	鉱山統制会福岡支 部御中	昭和18年3月23日	
DSC_0871	K676	26	7590	149	3	増産買上規則に基づく産金量 並割増金調査票	小山ヶ平鉱山(採登第124号) 昭和15・16・17年中	宮内敬太郎		昭和18年4月1日	
DSC_0872	K677	27	7590	149	-	手紙	調査書を届けます	代筆	宮内敬太郎		
DSC_0683	K488	2	7511	150	1	図面	小山ヶ平鉱山(採登第124号) 縮尺1200分の1大正7年2月提出				

JPG.No	PSD.No	枝番	I D	文書番号	枝番	表題	文書概要	差出人	受取人	作成年月日	備考
DSC_0100	K899	3	6722	132	1	福鉱12年第3256号・許可 (試登第3501号)	昭和12年11月1日出願の金銀安質母尼鉱試掘願は鉱業法施行細則第36条第1項の規定により許可決定通知書	福岡鉱山監督局長堀義臣	宮内敬太郎	昭和12年11月12日	
DSC_0211	K954	4	6735	132	2	福鉱12年第3256号・添付図 (試登第3501号・旧試登第3130号)	金銀安質母尼鉱試掘鉱区図 縮尺6000分の1・昭和12年11月1日出願	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長堀義臣	昭和12年11月12日	
DSC_0210	K953	3	6735	133	1	金銀鉱試掘願・添付図 (大坂・尾下・池辺・浦之名)	金銀鉱試掘鉱区図(旧試登第3639号) 縮尺6000分の1・昭和13年5月12日出願	宮内敬太郎		昭和13年5月12日	
DSC_0101	K900	4	6722	134	1	福鉱13年第1435号・許可 (試登第3662号)	昭和13年5月28日出願の金銀鉱試掘願は鉱業法施行細則第36条第1項の規定により許可決定通知書	福岡鉱山監督局長堀義臣	宮内敬太郎	昭和13年6月24日	
DSC_0212	K955	5	6735	134	2	福鉱13年第1435号・添付図 (試登第3662号)	金銀鉱試掘鉱区図(旧試登第3211号) 縮尺6000分の1・昭和13年5月28日出願	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長堀義臣	昭和13年5月28日	
DSC_0217	K034	5	6734	135	1	福鉱14年第1020号・許可 (試登第3856号)	昭和14年3月11日の金銀鉱試掘願許可決定通知書	福岡鉱山監督局長中村幸八	宮内敬太郎	昭和14年3月30日	
DSC_0218	K035	6	6734	135	2	福鉱14年第1020号・添付図 (旧試登第3336号)	金銀鉱試掘鉱区(池辺) 縮尺6000分の1・昭和14年3月10日出願	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長中村幸八	昭和14年3月30日	出願日を間違っている?
DSC_0680	K485	1	7479	136	1	石塔庵鉱坑測量図	尺度2000分の1・以三寸為百間等距離25尺 明治37年5月測量野案一日				
DSC_0841	K646	15	7575	137	1	打越・藤ヶ迫・弁所ヶ平・八杖・立岩各鉱床調査状況報告書	石塔庵鉱山 明治44年3月修正				
DSC_0842	K647	16	7575	137	2	打越・藤ヶ迫・弁所ヶ平・八杖・立岩各鉱床調査状況報告書	図面				
DSC_0687	K492	6	7511	138	1	小山ヶ平鉱山 鉱業施業案 (採登第31号・124号)	1鉱床に関する事項 (イ) 主要なる鉱床位置名称走向傾斜幅・図面	宮内敬二	福岡鉱山監督署長野田勇	明治45年3月20日	
DSC_0688	K493	7	7511	138	2	小山ヶ平鉱山 鉱業施業案 (採登第31号・124号)	(ロ) 鉱物の種類及品位 (ハ) 母岩の種類及性質 2採鉱及開坑に関する事項 (イ) 開坑の順序方法 (ロ) 通気排水及運搬の方法	宮内敬二	福岡鉱山監督署長野田勇	明治45年3月20日	
DSC_0689	K494	8	7511	138	3	小山ヶ平鉱山 鉱業施業案 (採登第31号・124号)	(ハ) 水瓦斯盤石等に原因する操業上危機の有無及其予防方法 3採鉱に関する事項 (イ) 採鉱の順序方法 (ロ) 粗鉱の数量及品位 (ハ) 捨石及坑水 (ニ) 通気排水及運搬方法	宮内敬二	福岡鉱山監督署長野田勇	明治45年3月20日	
DSC_0690	K495	9	7511	138	4	小山ヶ平鉱山 鉱業施業案 (採登第31号・124号)	(ロ) 鉱夫数 (ハ) 水瓦斯盤石等に原因する操業上危機の有無及其予防方法 4選鉱に関する事項 (イ) 選鉱の方法 (ロ) 粗鉱元高並精鉱の種類数量及品位	宮内敬二	福岡鉱山監督署長野田勇	明治45年3月20日	
DSC_0691	K496	10	7511	138	5	小山ヶ平鉱山 鉱業施業案 (採登第31号・124号)	(ハ) 鉱滓及廃水 (ニ) 鉱夫数 5製錬に関する事項 (イ) 製錬の方法	宮内敬二	福岡鉱山監督署長野田勇	明治45年3月20日	
DSC_0693	K498	12	7511	138	6	小山ヶ平鉱山 鉱業施業案・図面 (採登第31号・124号)	1(イ)の図面採登第31号 縮尺1200分の1	宮内敬二	福岡鉱山監督署長野田勇	明治45年3月20日	
DSC_0694	K499	13	7511	138	7	小山ヶ平鉱山 鉱業施業案・図面 (採登第31号・124号)	1(イ)の図面採登第124号 縮尺3000分の1	宮内敬二	福岡鉱山監督署長野田勇	明治45年3月20日	
DSC_0692	K497	11	7511	138	8	小山ヶ平鉱山 鉱業施業案 (採登第31号・124号)	鉱業施業案改正届	宮内敬二	福岡鉱山監督署長野田勇	明治45年3月20日	
DSC_0699	K504	18	7511	139	1	坑内実測図御届 (採登第124号)	明治44年度坑内採掘・坑道修繕のための改正届(別紙有)	宮内敬二	福岡鉱山監督署長野田勇	明治45年3月23日	
DSC_0700	K505	19	7511	139	2	坑内実測断面図 (採登第124号)	川辺郡東南方村・縮尺1200分の1 明治44年12月末日現在	宮内敬二 測量者山下芳太郎	福岡鉱山監督署長野田勇	明治45年3月23日	
DSC_0701	K506	20	7511	139	3	坑内実測平面図 (採登第124号)	川辺郡東南方村・縮尺1200分の1 明治44年12月末日現在	宮内敬二 測量者山下芳太郎	福岡鉱山監督署長野田勇	明治45年3月23日	
DSC_0697	K502	16	7511	139	4	坑内実測断面図 (採登第31号)	川辺郡東南方村・縮尺1200分の1 明治44年12月末日現在	宮内敬二	福岡鉱山監督署長野田勇	明治45年3月23日	
DSC_0698	K503	17	7511	139	5	坑内実測平面図 (採登第31号)	川辺郡東南方村・縮尺1200分の1 明治44年12月末日現在	宮内敬二	福岡鉱山監督署長野田勇	明治45年3月23日	
DSC_0696	K501	15	7511	139	-	坑内実測断面図 (採登第31号)	川辺郡東南方村・縮尺1200分の1 明治44年12月末日現在	宮内敬二	福岡鉱山監督署長野田勇	明治45年3月23日	K502と 同
DSC_0702	K507	21	7511	140	1	御願(採登第31号・124号)	明治45年3月提出の製錬系図別紙追加願	宮内敬二	福岡鉱山監督署長野田勇	明治45年3月28日	
DSC_0703	K508	22	7511	140	2	御願・別紙 (採登第31号・124号)	明治45年3月提出鉱業施業案の製錬系図追加	宮内敬二	福岡鉱山監督署長野田勇	明治45年3月28日	
DSC_0706	K511	25	7511	140	3	製錬場使用認可願 (採登第31号・124号)	採登第31号・124号合併製錬場落成につき使用許可願	宮内敬二	福岡鉱山監督署長野田勇	明治45年3月31日	
DSC_0705	K510	24R	7511	140	4	鉱業施業案追補 (採登第31号・124号)	採登第31号・124号鉱区の合併施業案追加分	宮内敬二	福岡鉱山監督署長野田勇	明治45年3月31日	
DSC_0705	K510	24L	7511	140	5	製錬場開設届 (採登第31号・124号)	採登第31号・124号合併製錬場の設計書を添えて提出	宮内敬二	福岡鉱山監督署長野田勇	明治45年3月31日	
DSC_0704	K509	23	7511	140	6	鉱業施業案追補 (採登第31号・124号)	採登第31号・124号鉱区の合併施業案追加分	宮内敬二	福岡鉱山監督署長野田勇	明治45年3月31日	
DSC_0695	K500	14	7511	140	7	田布施扶助規則に依る鉱夫扶助規則許可願	採登第124号・31号併合の扶助規則許可願	宮内敬二	福岡鉱山監督署長野田勇	明治45年5月8日	控
DSC_0686	K491	5L	7511	141	1	小山ヶ平鉱山鉱業事務所御届 (採登第31号・124号)	東南方村西鹿籠字小山ヶ平に設置願	宮内敬二	福岡鉱山監督署長野田勇	大正3年6月23日	
DSC_0685	K490	4	7511	142	1	報告書 (採登第31号・124号)	鉱業警察規則第32条第2号 工作物に関する調査	宮内敬二	福岡鉱山監督署長野田勇	大正3年6月23日	
DSC_0686	K491	5R	7511	142	2	報告書 (採登第31号・124号)	鉱業警察規則第32条第2号 工作物に関する調査	宮内敬二	福岡鉱山監督署長野田勇	大正3年6月23日	
DSC_0985	K772	2	7584	143	1	小山ヶ平鉱山坑内図2-1	小山ヶ平鉱山坑内図 縮尺600分の1(昭和11年6月7日)			昭和11年6月7日	K772・K773で1組
DSC_0986	K773	3	7584	143	2	小山ヶ平鉱山坑内図2-2	小山ヶ平鉱山坑内図 縮尺600分の1(昭和11年6月7日)			昭和11年6月7日	K772・K773で1組

JPG.No	PSD.No	枝番	ID	文書番号	枝番	表題	文書概要	差出人	受取人	作成年月日	備考
DSC_0667	K472	1	7503	113	1	請書(鹿倉山)	明治38年12月7日付指令土甲第2518号により鹿倉山河前川筋公有水面使用の件遵守します	宮内敬二	鹿児島県知事千頭清臣	明治38年12月30日	
DSC_0668	K473	2R	7503	113	2	請書(鹿倉山)	明治38年12月7日付指令土甲第2518号により鹿倉山河前川筋公有水面使用の件遵守します	宮内敬二	鹿児島県知事千頭清臣	明治38年12月30日	
DSC_0394	K200	2L	7502	114	1	請書(鹿倉山)	明治38年12月7日付指令土甲第2518号により鹿倉山河前川筋公有水面使用の件遵守します	宮内敬二	鹿児島県知事千頭清臣	明治38年12月31日	
DSC_0395	K201	3R	7502	114	2	請書(鹿倉山)	明治38年12月7日付指令土甲第2518号により鹿倉山河前川筋公有水面使用の件遵守します	宮内敬二	鹿児島県知事千頭清臣	明治38年12月31日	
DSC_0395	K201	3L	7502	115	1	請書(鹿倉山)	明治38年12月7日付指令土甲第2518号により鹿倉山河前川筋公有水面使用の件遵守します	宮内敬二	鹿児島県知事千頭清臣	明治38年12月31日	
DSC_0396	K202	4	7502	115	2	請書(鹿倉山)	明治38年12月7日付指令土甲第2518号により鹿倉山河前川筋公有水面使用の件遵守します	宮内敬二	鹿児島県知事千頭清臣	明治38年12月31日	
DSC_0393	K199	1	7502	116	1	請書(鹿倉山)	明治38年12月7日付指令土甲第2518号により鹿倉山河前川筋公有水面使用並に官有土地及官有森林原野の件遵守します	宮内敬二	鹿児島県知事千頭清臣	明治39年2月21日	
DSC_0394	K200	2R	7502	116	2	請書(鹿倉山)	明治38年12月7日付指令土甲第2518号により鹿倉山河前川筋公有水面使用並に官有土地及官有森林原野の件遵守します	宮内敬二	鹿児島県知事千頭清臣	明治39年2月21日	
DSC_0655	K460	2	7506	117	1	始末書	鹿倉山河前川筋は水流不足で水車場を明治42年中に破壊した事の始末書	宮内敬二	阿多村屯蛟嶋新造	明治44年3月13日	
DSC_0654	K459	1	7506	117	2	農第430号	公用水面使用に関する始末書は不要	阿多村役場	宮内敬二	明治44年3月29日	
DSC_0656	K461	3	7506	117	3	進達願	水面使用許可地返地届	宮内敬二	阿多村役場	明治44年4月10日	
DSC_0657	K462	4	7506	117	4	返地届	鹿倉山河前川筋八坪を返却届	宮内敬二	鹿児島県知事阪本彰之助	明治44年4月10日	扣
DSC_0658	K463	5	7506	117	5	返地届	鹿倉山河前川筋八坪を返却届	宮内敬二	鹿児島県知事阪本彰之助	明治44年4月10日	
DSC_0757	K562	1	7567	118	1	阿多村・採掘原簿抄本	(登録番号第258号)阿多村金鉱廃業により採掘権抹消を登録・大正12年3月13日		福岡鉱務署長西田稔	大正13年1月19日	
DSC_0758	K563	2	7567	118	2	鉱業原簿抄本・認證書	(登録番号第258号)阿多村金鉱廃業により採掘権抹消を登録・大正12年3月13日	福岡鉱務署長西田稔		大正13年1月19日	
DSC_0759	K564	3	7567	119	1	採掘原簿抄本	(登録番号第257号)阿多村金銀鉱廃業により採掘権抹消を登録・大正12年3月13日		福岡鉱務署長西田稔	大正13年1月19日	
DSC_0760	K565	4	7567	119	2	鉱業原簿抄本・認證書	(登録番号第257号)阿多村金銀鉱廃業により採掘権抹消を登録・大正12年3月13日	福岡鉱務署長西田稔		大正13年1月19日	
DSC_0837	K642	11	7575	120	1	石塔庵鉱床坑口付近略図	石塔庵鉱床坑口付近略図(昭和6年12月11日)			昭和6年12月11日	
DSC_0843	K648	17	7575	121	1	石塔庵鉱床坑内及鉱口付近略図	石塔庵鉱床坑内及鉱口付近略図縮尺1000分の1(昭和6年12月8日坑道開掘着手昭和7年9月本脈着)			昭和7年9月1日	
DSC_0256	K063	34	6734	122	1	福鉱7年第941号・許可	昭和7年11月7日出願の金銀鉱試掘願許可決定通達書	福岡鉱山監督局長原佐一	宮内敬太郎	昭和7年11月12日	
DSC_0221	K964	14	6735	122	2	福鉱7年第941号・添付図(試登第□号)(旧試登第2540号)	金銀鉱試掘鉱区図(田布施村池辺)縮尺6000分の1昭和7年11月7日出願	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長原佐一	昭和7年11月12日	
DSC_0980	K767	1	7580	123	1	金峰山鉱山坑内図3-1	縮尺1000分の1(昭和8年10月)			昭和8年10月1日	K767・768・769で1組
DSC_0981	K768	2	7580	124	2	金峰山鉱山坑内図3-2	縮尺1000分の1(昭和8年10月)			昭和8年10月1日	K767・768・769で1組
DSC_0982	K769	3	7580	123	3	金峰山鉱山坑内図3-3	縮尺1000分の1(昭和8年10月)			昭和8年10月1日	K767・768・769で1組
DSC_0999	K786	1	7579	124	1	金峰山鉱山断面図2-1	縮尺1000分の1			昭和8年10月1日	K786・787で1組
DSC_1000	K787	2	7579	124	2	金峰山鉱山断面図2-2	縮尺1000分の1			昭和8年10月1日	K786・787で1組
DSC_0998	K785		7579	124	-	金峰山	封筒・表書き	財)産業福利協會	宮内敬太郎	昭和8年10月1日	
DSC_1001	K788	3	7579	125	1	金峰山鉱山坑内図写	縮尺1000分の1(昭和9年1月16日写)			昭和9年1月16日	
DSC_0225	K042	13	6734	126	1	福鉱9年第294号・許可	昭和9年2月24日出願の金銀鉱試掘願許可決定通知書(試登第2911号)	福岡鉱山監督局長原田幾造	宮内敬太郎	昭和9年3月7日	
DSC_0226	K043	14	6734	126	2	金銀鉱試掘願・添付図(試登第2911号)	金銀鉱試掘鉱区図(田布施村大坂)縮尺□昭和□	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長原田幾造	昭和9年3月7日	
DSC_0252	K059	30	6734	127	1	福鉱9年第1773号・許可(試登第3009号)	昭和9年12月11日出願の金銀鉱試掘願許可決定通知書	福岡鉱山監督局長原田幾造	宮内敬太郎	昭和10年1月10日	
DSC_0219	K962	12	6735	127	2	金銀鉱試掘願・添付図(試登第3009号)(旧試登第2712号)	金銀鉱試掘鉱区図(田布施村池辺)縮尺6000分の1・昭和9年12月11日出願	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長原田幾造	昭和10年1月10日	
DSC_0253	K060	31	6734	127	-	金銀鉱試掘願・添付図(試登第3009号)(旧試登第2712号)	金銀鉱試掘鉱区図(田布施村池辺)縮尺6000分の1・昭和9年12月11日出願	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長原田幾造	昭和10年1月10日	K962と同
DSC_0223	K040	11	6734	128	1	福鉱10年第1245号・許可(試登第3112号)	昭和10年7月12日出願の金銀鉱試掘願許可決定通知書	福岡鉱山監督局長原田幾造	宮内敬太郎	昭和10年8月24日	
DSC_0224	K041	12	6734	128	2	福鉱10年第1245号・添付図(試登第3112号)(旧採登第2799号)	金銀鉱試掘鉱区図(阿多村浦之名)縮尺6000分の1・昭和10年7月12日出願	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長原田幾造	昭和10年8月24日	
DSC_0221	K038	9	6734	129	1	福鉱10年第1781号・許可(試登第3130号)	昭和10年9月21日出願の金銀安質母尼鉱試掘願許可決定書	福岡鉱山監督局長原田幾造	宮内敬太郎	昭和10年10月2日	
DSC_0222	K039	10	6734	129	2	福鉱10年第1781号・添付図(試登第3130号)(旧採登第2826号)	金銀安質母尼鉱試掘鉱区図縮尺6000分の1・昭和10年9月21日出願	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長原田幾造	昭和10年10月2日	
DSC_0219	K036	7	6734	130	1	福鉱11年第753号・許可(試登第3211号)	昭和11年4月10日出願の金銀鉱試掘願許可決定通知書	福岡鉱山監督局長原田幾造	宮内敬太郎	昭和11年4月23日	
DSC_0098	K897	1	6722	131	1	福鉱12年第292号・許可(試登第3336号)	昭和12年2月5日出願の金銀鉱試掘願は鉱業法施行細則第36条第1項の規定により許可決定通知書	福岡鉱山監督局長小金義照	宮内敬太郎	昭和12年2月22日	

JPG.No	PSD.No	枝番	I D	文書 番号	枝番	表題	文書概要	差出人	受取人	作成年月日	備考
DSC_0418	K224	5L	7501	107	1	公用水面使用願 (阿多村白川小字長倉)	鉱物揚砕用堰建設の為使用願 ・自明治38年2月から30ヶ年	宮内敬二	鹿児島県知事 千頭清臣	明治38年2月1日	扣
DSC_0419	K225	6R	7501	107	2	公用水面使用願 (阿多村白川小字長倉)	鉱物揚砕用堰建設の為使用願 ・自明治38年2月から30ヶ年	宮内敬二	鹿児島県知事 千頭清臣	明治38年2月1日	
DSC_0419	K225	6L	7501	107	3	公用水面使用願・設計書 (阿多村白川小字長倉)	鉱業用水車場水堰は長倉瀬ノ上流二間の所 に建設し樋渡田堰の上流に放流する計画	宮内敬二	鹿児島県知事 千頭清臣	明治38年2月1日	
DSC_0420	K226	7	7501	107	4	公用水面使用願・設計書 (阿多村白川小字長倉)	鉱業用水車場水堰は長倉瀬ノ上流二間の所 に建設し樋渡田堰の上流に放流する計画	宮内敬二	鹿児島県知事 千頭清臣	明治38年2月1日	
DSC_0421	K227	8	7501	107	5	公用水面使用願・設計書 (阿多村白川小字長倉)	鉱業用水車場水堰は長倉瀬ノ上流二間の所 に建設し樋渡田堰の上流に放流する計画	宮内敬二	鹿児島県知事 千頭清臣	明治38年2月1日	
DSC_0422	K228	9	7501	107	6	公用水面使用願・水面使用実 測図(阿多村白川小字長倉)	水面実測反別4坪	宮内敬二	鹿児島県知事 千頭清臣	明治38年2月1日	
DSC_0385	K191	1	7498	108	1	鉱夫扶助規則施行許可願 (試掘第10497号)	阿多村鉱夫扶助施行許可願	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年7月1日	
DSC_0386	K192	2L	7498	108	2	鉱夫扶助規則施行許可願 (試掘第10497号)	鉱夫扶助規則第1条から第5条	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年7月1日	
DSC_0387	K193	3	7498	108	3	鉱夫扶助規則施行許可願 (試掘第10497号)	鉱夫扶助規則第6条・第7条	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年7月1日	
DSC_0385	K192	2R	7498	108	4	福鉱指第687号・許可 (試掘第10497号)	明治38年7月1日出願の鉱夫扶助規則施行許 可願は鉱業法施行細則第66条により許可決 定通知書	福岡鉱山監督署長 工藤英一	宮内敬二	明治39年2月8日	
DSC_0423	K229	10	7501	109	1	鉱夫扶助規則改定許可願	特許第2173・4091・4092号合併願中 (明治38年7月8日書中)	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年7月8日	
DSC_0424	K230	11	7501	109	2	鉱夫扶助規則改定許可願 特第2173号・4091・4092号	鉱夫扶助規則 第1条から第3条	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年7月8日	
DSC_0425	K231	12	7501	109	3	鉱夫扶助規則改定許可願 特第2173号・4091・4092号	鉱夫扶助規則 第4条から第7条	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年7月8日	
DSC_0426	K232	13	7501	109	4	鉱夫扶助規則改定許可願 特第2173号・4091・4092号	(特許第2173・4091・4092号)	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年7月8日	
DSC_0674	K479	1	7572	109	5	鉱夫扶助規則改定許可願 田布施村鉱鉱鉱区合併図 特第2173号・4091・4092号	縮尺6000分の1 薩摩国日置郡田布施村	宮内敬二 測量者山下芳太郎	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年7月8日	
DSC_0676	K481	1	7505	110	1	鉱夫扶助規則施行許可願 (試掘第10841号)田布施村	日置郡田布施村 鉱夫扶助規則施行許可願	試掘権者 日高尚剛	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年7月20日	写
DSC_0677	K482	2L	7505	110	2	鉱夫扶助規則施行許可願 (試掘第10841号)田布施村	鉱夫扶助規則 第1条から第4条	試掘権者 日高尚剛	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年7月20日	
DSC_0678	K483	3	7505	110	3	鉱夫扶助規則施行許可願 (試掘第10841号)田布施村	鉱夫扶助規則 第5条から第7条	試掘権者 日高尚剛	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年7月20日	
DSC_0677	K482	2R	7505	110	4	福鉱指第801号・許可	鉱夫扶助規則施行許可願(試掘第10841号)は 鉱業法施行細則第66条により許可決定通知書	福岡鉱山監督署長 工藤英一	試掘権者 日高尚剛	明治39年3月9日	
DSC_0661	K466	2	7504	111	1	公有水面使用願 (阿多村浦之名鹿倉山)	阿多村浦之名鹿倉山河前川筋の内(自明治38 年9月から明治43年8月の5年間)	宮内敬二	鹿児島県知事 千頭清臣	明治38年9月1日	
DSC_0662	K467	3R	7504	111	2	公有水面使用願 (阿多村浦之名鹿倉山)	実測図・設計書あり	宮内敬二	鹿児島県知事 千頭清臣	明治38年9月1日	
DSC_0662	K467	3L	7504	111	3	公有水面使用願 (阿多村浦之名鹿倉山)	日置郡阿多村大字浦之名前河前川筋1堰 (板枠構造)長八間工事費計算表	宮内敬二	鹿児島県知事 千頭清臣	明治38年9月1日	
DSC_0663	K468	4	7504	111	4	公有水面使用願 (阿多村浦之名鹿倉山)	仕様書(別紙図面あり)	宮内敬二	鹿児島県知事 千頭清臣	明治38年9月1日	
DSC_0664	K469	5	7504	111	5	公有水面使用願・仕様書別紙 図面(阿多村浦之名鹿倉山)	河前川筋水面使用願堰堰設計図	宮内敬二	鹿児島県知事 千頭清臣	明治38年9月1日	
DSC_0665	K470	6	7504	111	6	公有水面使用願・別紙図面 (阿多村浦之名鹿倉山)	堰敷地水面使用願地地図 縮尺1200分の1	宮内敬二	鹿児島県知事 千頭清臣	明治38年9月1日	
DSC_0660	K465	1	7504	111	7	評価書(阿多村浦之名鹿倉山)	阿多村浦之名鹿倉山河前川筋	浦之名公定評価人 上城三四郎		明治38年9月1日	扣
DSC_0650	K455	1	7495	111	8	堤塘使用願(鹿倉山)	水面使用願に付属したる出願	宮内敬二	鹿児島県知事 千頭清臣	明治38年10月1日	
DSC_0651	K456	2	7495	111	9	堤塘使用願(鹿倉山)	水面使用願に付属したる出願	宮内敬二	鹿児島県知事 千頭清臣	明治38年10月1日	
DSC_0652	K457	3	7495	111	10	堤塘使用願・添付図(鹿倉山)	縮尺1200分の1	宮内敬二	鹿児島県知事 千頭清臣	明治38年10月1日	
DSC_0668	K473	2L	7503	112	1	指令士甲第2518号 命令書・許可	鹿倉山河川筋前に於いて堰新設工事・公有水 面使用許可決定書	鹿児島県知事 千頭清臣	宮内敬二	明治38年12月7日	
DSC_0669	K474	3	7503	112	2	指令士甲第2518号 命令書・許可	鹿倉山河川筋前に於いて堰新設工事・公有水 面使用許可決定書(第1条から第7条)	鹿児島県知事 千頭清臣	宮内敬二	明治38年12月7日	
DSC_0670	K475	4	7503	112	3	指令士甲第2518号 命令書・許可	鹿倉山河川筋前に於いて堰新設工事・公有水 面使用許可決定書(第8条から第13条)	鹿児島県知事 千頭清臣	宮内敬二	明治38年12月7日	
DSC_0671	K476	5	7503	112	4	指令士甲第2518号 命令書・許可	鹿倉山河川筋前に於いて堰新設工事・公有水 面使用許可決定書(第14条から第16条)	鹿児島県知事 千頭清臣	宮内敬二	明治38年12月7日	
DSC_0672	K477	6	7503	112	5	指令士甲第2518号 命令書・別紙図面	鹿倉山河川筋前に於いて堰新設工事・公有水 面使用許可決定書(第1条・位置略図)	鹿児島県知事 千頭清臣	宮内敬二	明治38年12月7日	

JPG.No	PSD.No	枝番	I D	文書番号	枝番	表題	文書概要	差出人	受取人	作成年月日	備考
DSC_0511	K317	84	7489	99	2	鈴礼鉱山鉱業案他	鈴礼鉱山明治□年鉱業明細表			明治39年2月20日	
DSC_0506	K312	79L	7489	99	-	鈴礼鉱山鉱業案他	封書表 宮内敬二様		宮内敬二	明治39年2月20日	封筒
DSC_0507	K313	80	7489	99	-	鈴礼鉱山鉱業案他	明治38年鉱業明細表(下書)			明治39年2月20日	下書
DSC_0508	K314	81	7489	99	-	鈴礼鉱山鉱業案他	明治38年鉱業明細表・鈴々礼鉱山			明治39年2月20日	下書
DSC_0510	K316	83	7489	99	-	鈴礼鉱山鉱業案他	鈴礼鉱山明治□年鉱業明細表			明治39年2月20日	K317と同
DSC_0213	K030	1	6734	100	1	福鉱43年第454号・指示 (採登8号)	鉱区図の相違があり修正後再提出指示書	福岡鉱山監督署長 野田勇	宮内敬二	明治43年12月15日	扣
DSC_0214	K031	2	6734	100	2	福鉱43年第454号・指示 (採登8号)	指示書(図面の訂正要請)	福岡鉱山監督署長 野田勇	宮内敬二	明治43年12月15日	
DSC_0215	K032	3	6734	100	3	福鉱43年第454号・修正提出 (採登8号)	指示通りに修正図面提出します	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治44年1月4日	
DSC_0216	K033	4	6734	100	4	福鉱43年第454号・修正図面 (採登8号)	金銀鉱鉱区図面・縮尺6000分の1 明治44年1月4日修正	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治44年1月4日	
DSC_0795	K600	1	7573	101	1	鈴礼鉱山調査報告書他	鈴礼鉱山第一坑道掘進捨石場略図 (昭和6年8月27日現在)			昭和7年10月13日	
DSC_0796	K601	2	7573	101	2	鈴礼鉱山調査報告書他	昭和5年度鈴礼鉱山本道開坑延尺・工賃等計算 年報(昭和5年4月より9月延尺) 昭和6年3月19日現在	戸川早穂		昭和7年10月13日	
DSC_0797	K602	3	7573	101	3	鈴礼鉱山調査報告書他	昭和5年度鈴礼鉱山本道開坑延尺・工賃等計算 年報(昭和5年4月より9月延尺) 昭和6年3月19日現在	戸川早穂		昭和7年10月13日	
DSC_0798	K603	4	7573	101	4	鈴礼鉱山調査報告書他	1台湾坑・2穴仁田坑・3第1坑 (昭和5年2月20日現在)	戸川早穂	鉱主殿	昭和7年10月13日	
DSC_0799	K604	5	7573	101	5	鈴礼鉱山調査報告書他	鈴礼鉱山第1坑(本道)坑内表測図 縮尺600分の1(昭和5年6月27日現在)			昭和7年10月13日	
DSC_0800	K605	6	7573	101	6	鈴礼鉱山調査報告書他	鈴礼鉱山第1坑道坑口より本脈までの距離測量図 縮尺1000分の1(昭和6年8月27日現在)			昭和7年10月13日	
DSC_0801	K606	7	7573	101	7	鈴礼鉱山調査報告書他	鈴礼鉱山第1坑口より本脈までの距離並第1 坑道坑内略図縮尺1000分の1 (昭和6年8月27日)			昭和7年10月13日	
DSC_0988	K775	1	7578	102	1	鈴礼鉱山坑内図2-1	縮尺600分の1 (昭和8年9月16日実測製図)			昭和8年9月16日	K775・776で1組
DSC_0989	K776	2	7578	102	2	鈴礼鉱山坑内図2-2	縮尺600分の1 (昭和8年9月16日実測製図)			昭和8年9月16日	K775・776で1組
DSC_0546	K352	3	7488	102	3	K775・776坑内図作成資料	地形図縮尺6000分の1 (昭和8年4月12日写)			昭和8年9月16日	
DSC_0549	K355	6	7488	102	4	K775・776坑内図作成資料	地形図縮尺6000分の1 (昭和8年4月14日写)			昭和8年9月16日	
DSC_0547	K353	4	7488	102	5	K775・776坑内図作成資料	地形図縮尺6000分の1 (昭和8年4月21日写)			昭和8年9月16日	
DSC_0803	K608	1	7577	102	6	K775・776坑内図作成資料	地形図縮尺6000分の1 (昭和8年6月13日写)			昭和8年9月16日	
DSC_0544	K350	1	7488	102	7	K775・776坑内図作成資料	鈴礼坑内実測図縮尺1200分の1 (昭和8年4月21日)			昭和8年9月16日	
DSC_0545	K351	2	7488	102	8	K775・776坑内図作成資料	鈴礼第二坑々内略図縮尺1000分の1 (昭和8年4月21日)			昭和8年9月16日	
DSC_0548	K354	5	7488	102	9	K775・776坑内図作成資料	鈴礼各坑口の第1坑道との標高差 (昭和8年6月15日)			昭和8年9月16日	
DSC_0551	K357	8	7488	102	10	K775・776坑内図作成資料	鈴礼鉱山開坑測量図 平面図縮尺1200分の1			昭和8年9月16日	
DSC_0552	K358	9	7488	102	11	K775・776坑内図作成資料	鈴礼鉱山開坑測量図・断面図 縮尺1200分の1			昭和8年9月16日	
DSC_0464	K270	37R	7489	103	1	鈴礼鉱山写書類	書留郵便物受領證	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 小杉轡三郎	明治37年12月16日	
DSC_0817	K622	15	7577	103	2	鈴礼鉱山書類	封筒裏書・後綴鈴礼鉱山	鈴礼鉱山	佐多先九郎	昭和8年6月2日	
DSC_0818	K623	16	7577	103	3	鈴礼鉱山書類	封筒表書佐多様宛	鈴礼鉱山	佐多先九郎	昭和8年6月2日	
DSC_0813	K618	11	7577	103	4	鈴礼鉱山書類	鈴礼鉱山鉱石1トンに対する諸費計算書			昭和8年8月10日	
DSC_0819	K624	17	7577	103	5	鈴礼鉱山書類	鈴礼鉱山図面縮尺600分の1			昭和8年9月17日	
DSC_0804	K609	2	7577	103	6	鈴礼鉱山書類	鈴礼鉱山の製図と金峰山鉱山測量の件手紙	春日鉱山・黒石利雄	宮内敬太郎	昭和8年10月20日	
DSC_0379	K185	1	7491	104	1	石塔庵鉱山 (特許第2173号) 明治38年鉱業施業案	採鉱の部認可願	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 小杉轡三郎	明治37年10月1日	
DSC_0380	K186	2R	7491	104	2	石塔庵鉱山 (特許第2173号) 明治38年鉱業施業案	採鉱の部認可願	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 小杉轡三郎	明治37年10月1日	
DSC_0380	K186	2L	7491	104	3	福鉱指1814号・認可	石塔庵鉱山明治38年鉱業施業案認可決定 通知書 (特許第2173号)	福岡鉱山監督署長 小杉轡三郎	宮内敬二	明治37年12月9日	
DSC_0645	K450	1	7496	105	1	潤ヶ追鉱山 明治38年鉱業施業案 (特許第4091号)	採鉱の部認可願	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 小杉轡三郎	明治37年10月1日	
DSC_0646	K451	2R	7496	105	2	潤ヶ追鉱山 明治38年鉱業施業案 (特許第4091号)	採鉱の部認可願	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 小杉轡三郎	明治37年10月1日	
DSC_0646	K451	2L	7496	105	3	福鉱指第1815号・認可	潤ヶ追鉱山明治38年鉱業施業案認可決定 通知書 (特許第4091・4092号)	福岡鉱山監督署長 小杉轡三郎	宮内敬二	明治37年12月9日	
DSC_0382	K188	1	7492	106	1	常珠寺鉱山 明治38年鉱業施行案 (特許第4092・2173号)	採鉱の部認可願	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 小杉轡三郎	明治37年10月1日	
DSC_0383	K189	2R	7492	106	2	常珠寺鉱山 明治38年鉱業施行案 (特許第4092・2173号)	採鉱の部認可願	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 小杉轡三郎	明治37年10月1日	
DSC_0383	K189	2L	7492	106	3	福鉱指第1813号・認可	常珠寺鉱山明治38年鉱業施行案認可決定 通知書 (特許第4092・2173号)	福岡鉱山監督署長 小杉轡三郎	宮内敬二	明治37年12月9日	

JPG.No	PSD.No	枝番	I D	文書 番号	枝番	表題	文書概要	差出人	受取人	作成年月日	備考
DSC_0503	K309	76	7489	95	4	鈴礼鉱山(登録8号) 鉱夫雇用及労務規則	(第18条・19条) 第6章賃罰(第20条から22条)	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月23日	
DSC_0501	K307	74R	7489	95	5	福鉱指第924号・許可	明治38年10月23日出願の鉱夫雇用及労務規則は鉱業法第75条により許可決定通知書	福岡鉱山監督署長 工藤英一	宮内敬二	明治39年4月24日	
DSC_0504	K310	77	7489	96	1	鈴礼鉱山(登録8号) 鉱夫扶助規則施行許可願	登録8号鉱区の鉱夫扶助施行別記の通許可願	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月23日	
DSC_0505	K311	78L	7489	96	2	鈴礼鉱山(登録8号) 鉱夫扶助規則	第1条から第5条	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月23日	
DSC_0506	K312	79R	7489	96	3	鈴礼鉱山(登録8号) 鉱夫扶助規則	第6条・第7条	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月23日	
DSC_0505	K311	78R	7489	96	4	福鉱指第925号・許可	明治38年10月23日出願の鉱夫扶助規則は鉱業法施行細則第66条により許可決定通知書	福岡鉱山監督署長 工藤英一	宮内敬二	明治39年4月24日	
DSC_0469	K275	42	7489	97	1	鈴礼鉱山(採登第8号) 鉱業施業案	第1鉱床に関する事項(添付図有) (1)主要鉱床 (イ)位置 (ロ)種類及形状 (ハ)名称及数	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月30日	
DSC_0470	K276	43	7489	97	2	鈴礼鉱山(採登第8号) 鉱業施業案	(ニ)幅又厚 (ホ)走向 (ヘ)傾斜 (ト)広袤 (チ)主要鉱物の種類及含有率 (リ)副鉱物の種類及性質 (ル)脈石の種類及性質 (2)断層の有無 (3)母岩 (イ)種類 (ロ)性質 (ハ)開鑿支柱等の工事に及ぼす影響 第2探鉱及開坑に関する事項 (1)目的鉱床位置	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月30日	
DSC_0471	K277	44	7489	97	3	鈴礼鉱山(採登第8号) 鉱業施業案	(2)探鉱の順序方法 (3) (イ)工程 (ロ)使用人員工数 (4)坑口に於ける装置 (5)原動機 (6)開鑿の方法 (イ)手堀又は機械堀 (ロ)支柱法 (ハ)土砂搬出法 (ニ)発破薬 (ホ)免破法	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月30日	
DSC_0472	K278	45	7489	97	4	鈴礼鉱山(採登第8号) 鉱業施業案	(ハ)開鑿に要する器具 (7)通気の方法 (8)排水の方法 (9)運搬方法 (10)危険予防法 (イ)水の危険に対する予防方法 (ロ)有害瓦斯に対する予防方法 (ハ)落盤に対する予防方法 (ニ)爆発薬に対する注意 (11)土砂鉱水の処置 (イ)土砂の処置	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月30日	
DSC_0473	K279	46	7489	97	5	鈴礼鉱山(採登第8号) 鉱業施業案	(ロ)坑内水の処置 第3探鉱に関する事項 (1)探掘鉱床 (イ)位置 (ロ)名称 (2)探掘の順序方法 (イ)掘方 (ロ)坑内探掘土砂の処置 (ハ)坑内運搬法 (ニ)支柱法木材の種類	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月30日	
DSC_0474	K280	47	7489	97	6	鈴礼鉱山(採登第8号) 鉱業施業案	(ホ)探掘跡の処置 (ハ)探鉱場の通気排水法 (1)探掘器具機械 (3)工程 (イ)探掘高 (ロ)使用人員工数 (4)坑口に於ける装置 (5)原動機 (6)開鑿の方法 (イ)手堀又は機械堀 (ロ)支柱法	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月30日	
DSC_0475	K281	48	7489	97	7	鈴礼鉱山(採登第8号) 鉱業施業案	(ロ)土砂搬出法 (ニ)発破薬 (ホ)免破法 (ハ)開鑿に要する器具 (7)通気の方法 (8)排水の方法 (9)運搬方法 (10)危険予防法 (11)土砂鉱水の処置 (イ)土砂の処置	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月30日	
DSC_0476	K282	49	7489	97	8	鈴礼鉱山(採登第8号) 鉱業施業案	(ロ)坑内水の処置 第4選鉱に関する事項 第5製錬に関する事項 (1)製錬順序方法	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月30日	
DSC_0477	K283	50	7489	97	9	鈴礼鉱山(採登第8号) 鉱業施業案	製錬順序系図 (2)工程 (3)製産物の種類 (4)工数	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月30日	
DSC_0478	K284	51	7489	97	10	鈴礼鉱山(採登第8号) 鉱業施業案	(5)製錬搬出物の量及其品質 (6)原動機	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月30日	
DSC_0479	K285	52	7489	97	11	鈴礼鉱山(採登第8号) 鉱業施業案・添属図	鈴礼鉱山鉱業施業案添属図 縮尺6000分の1	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月30日	
DSC_0467	K273	40L	7489	98	1	施業案提出方猶子願	探掘許可甲第186号登録第8号鈴礼鉱山鉱業施業案を12月24日まで猶子願ます	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年11月29日	
DSC_0466	K272	39	7489	98	2	福鉱達第3137号1・指示	登録第8号(鈴礼)鉱区は明治38年11月29日付の施業案延期願は30日間の猶子を与え提出期限厳守指示	福岡鉱山監督署長 工藤英一	宮内敬二	明治38年12月19日	
DSC_0467	K273	40R	7489	98	3	福鉱達第3137号1・指示	登録第8号(鈴礼)鉱区は明治38年11月29日付の施業案延期願は30日間の猶子を与え提出期限厳守指示	福岡鉱山監督署長 工藤英一	宮内敬二	明治38年12月19日	
DSC_0509	K315	82	7489	99	1	鈴礼鉱山鉱業案他	福鉱指第218号により登録第8号鉱区に対し明細表を別紙3通送ります	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治39年2月20日	

JPG.No	PSD.No	枝番	I D	文書番号	枝番	表題	文書概要	差出人	受取人	作成年月日	備考
DSC_0456	K262	29	7489	87	6	柿木前畑(特許第5784号)製錬場認可願・設計書	分析所の部 (4)製錬の工程 (5)垂鉛石灰水銀硫酸青酸カリ及アルカリ等の消費高 (6)一ヶ月製錬取扱見込み高 (7)一ヶ月製錬高 (8)鉱滓に対する処置	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 小杉敏三郎	明治37年5月17日	
DSC_0619	K425	2	7489	87	7	柿木前畑(特許第5784号)製錬場認可願・図面	川辺郡知覧村鉱業製錬工場図 尺度600分の1	宮内敬二 製図者山下芳太郎	福岡鉱山監督署長 小杉敏三郎	明治37年5月17日	
DSC_0620	K426	3	7489	87	8	柿木前畑(特許第5784号)製錬場認可願・図面	乾搗々鉱所工事図 尺度50分の1	宮内敬二 製図者山下芳太郎	福岡鉱山監督署長 小杉敏三郎	明治37年5月17日	
DSC_0621	K427	4	7489	87	9	柿木前畑(特許第5784号)製錬場認可願・図面	焼鉱窯平断面図 尺度50分の1	宮内敬二 製図者山下芳太郎	福岡鉱山監督署長 小杉敏三郎	明治37年5月17日	
DSC_0622	K428	5	7489	87	10	柿木前畑(特許第5784号)製錬場認可願・図面	混采掘場工事図 尺度50分の1	宮内敬二 製図者山下芳太郎	福岡鉱山監督署長 小杉敏三郎	明治37年5月17日	
DSC_0623	K429	6	7489	87	11	柿木前畑(特許第5784号)製錬場認可願・図面	青化所工事図(1・3・4・6号室) 尺度50分の1	宮内敬二 製図者山下芳太郎	福岡鉱山監督署長 小杉敏三郎	明治37年5月17日	
DSC_0457	K263	30	7489	87	12	柿木前畑(特許第5784号)製錬場認可願・図面	(図示第7号)青化鉱滓捨場構造図 尺度250分の1	宮内敬二 製図者山下芳太郎	福岡鉱山監督署長 小杉敏三郎	明治37年5月17日	
DSC_0624	K430	7	7489	87	13	柿木前畑(特許第5784号)製錬場認可願・図面	知覧村鉱業製錬場付近地形図 尺度3000分の1	宮内敬二 測量者山下芳太郎	福岡鉱山監督署長 小杉敏三郎	明治37年5月17日	
DSC_0450	K256	23	7489	87	14	福岡達第241号3・許可	特許第5784号鉱区付属製錬場設置願・許可決定通知書(遵守すべし)	福岡鉱山監督署長 工藤英一	宮内敬二	明治38年6月30日	
DSC_0451	K257	24R	7489	87	15	福岡達第241号3・許可	特許第5784号鉱区付属製錬場設置願・許可決定通知書(遵守すべし)	福岡鉱山監督署長 工藤英一	宮内敬二	明治38年6月30日	
DSC_0451	K257	24L	7489	87	16	福岡指第241号・許可	鉱業警察規則第14条により許可決定通知書	福岡鉱山監督署長 工藤英一	宮内敬二	明治38年6月30日	
DSC_0464	K270	37L	7489	88	1	金銀鉱採掘特許願	知覧村大字郡・大字厚地内別紙試掘略測図に詳記した箇所の金銀鉱採掘特許願	宮内敬二	農商務大臣男爵 清浦奎吾	明治37年12月16日	
DSC_0465	K271	38	7489	88	2	金銀鉱採掘特許願・別紙図面	金銀鉱鉱区略測図(知覧村郡・厚地) 尺度6000分の1・明治37年12月16日出願	宮内敬二	農商務大臣男爵 清浦奎吾	明治37年12月16日	
DSC_0463	K269	36	7489	88	3	実測図差出書	明治37年12月16日出願の金銀鉱採掘特許願の略測図を実測図5枚提出鉱物標本は小包郵便で送る	宮内敬二	農商務大臣男爵 清浦奎吾	明治37年12月21日	
DSC_0462	K268	35	7489	88	4	修正図差出書	明治37年12月16日出願の金銀鉱採掘特許願は福岡指第75号4の指示で修正図5枚提出	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年5月26日	扣
DSC_0550	K356	7	7488	88	5	金銀鉱採掘特許願・別紙図面	金銀鉱鉱区図(知覧村郡・厚地) 尺度6000分の1・明治37年12月16日出願	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年5月26日	扣
DSC_0482	K288	55	7489	89	1	登録申請の書方	採掘権設定の登録申請知覧村大字郡・厚地	宮内敬二	福岡鉱山監督署	明治38年8月1日	
DSC_0468	K274	41	7489	89	2	登録申請の書方	鉱業に関する出願許可による登録申請に付き注意	福岡鉱山監督署	宮内敬二	明治38年8月14日	
DSC_0483	K289	56	7489	90	1	特甲第186号登録第8号 鉱業事務所御届	知覧村大字郡小字柿木前畑に事務所を設置します	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月23日	
DSC_0484	K290	57	7489	91	1	特甲第186号登録第8号 鉱夫扶助規則施行許可願	登録8号鉱区の鉱夫扶助施行別記の通許可願です	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月23日	
DSC_0485	K291	58	7489	91	2	特甲第186号登録第8号 鉱夫扶助規則	第1条から第5条	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月23日	
DSC_0486	K292	59R	7489	91	3	特甲第186号登録第8号 鉱夫扶助規則	第6条・第7条	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月23日	
DSC_0494	K300	67L	7489	92	1	甲第186号登録第8号 鉱夫使役規則許可願	登録8号鉱区の鉱夫の使役規則を別記の通許可願です	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月23日	
DSC_0490	K296	63L	7489	92	2	甲第186号登録第8号 鉱夫使役規則	第1章総則(第1条から4条) 第2章雇入(第5条)	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月23日	
DSC_0491	K297	64	7489	92	3	甲第186号登録第8号 鉱夫使役規則	第2章雇入(第6条から8条) 第3章賃金(第9条・10条)	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月23日	第4章の記載がない が条は繋がっている
DSC_0492	K298	65	7489	92	4	甲第186号登録第8号 鉱夫使役規則	第3章賃金(第11条から14条) 第5章(第15条)	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月23日	
DSC_0493	K299	66	7489	92	5	甲第186号登録第8号 鉱夫使役規則	第5章(第16条から19条) 第6章賞罰(第20条)	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月23日	
DSC_0494	K300	67R	7489	92	6	甲第186号登録第8号 鉱夫使役規則	第6章賞罰(第21条から23条)	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月23日	
DSC_0486	K292	59L	7489	93	1	甲第186号登録第8号 鉱夫使役規則	第1章総則(第1条から4条) 第2章雇入(第5条)	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月23日	
DSC_0487	K293	60	7489	93	2	甲第186号登録第8号 鉱夫使役規則	第2章雇入(第6条から8条) 第3章賃金(第9条・10条)	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月23日	第4章の記載がない が条は繋がっている
DSC_0488	K294	61	7489	93	3	甲第186号登録第8号 鉱夫使役規則	第3章賃金(第11条から14条) 第5章(第15条・16条)	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月23日	
DSC_0489	K295	62	7489	93	4	甲第186号登録第8号 鉱夫使役規則	第5章(第17条から19条) 第6章賞罰(第20条)	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月23日	
DSC_0490	K296	63R	7489	93	5	甲第186号登録第8号 鉱夫使役規則	第6章賞罰(第21条から23条)	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月23日	
DSC_0495	K301	68	7489	94	1	甲第186号登録第8号 鉱夫使役規則	第1章総則(第1条から4条) 第2章雇入(第5条)	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月23日	下書
DSC_0496	K302	69	7489	94	2	甲第186号登録第8号 鉱夫使役規則	第2章雇入(第6条から8条) 第3章賃金(第9条・10条)	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月23日	
DSC_0497	K303	70	7489	94	3	甲第186号登録第8号 鉱夫使役規則	第3章賃金(第11条から14条) 第5章(第15条)	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月23日	第4章の記載がない が条は繋がっている
DSC_0498	K304	71	7489	94	4	甲第186号登録第8号 鉱夫使役規則	第5章(第16条から19条) 第6章賞罰(第20条)	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月23日	
DSC_0499	K305	72	7489	94	5	甲第186号登録第8号 鉱夫使役規則	第6章賞罰(第21条から23条)	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月23日	
DSC_0500	K306	73	7489	95	1	鈴礼鉱山(登録8号) 鉱夫雇用及労役規則願	登録8号鉱区の鉱夫の雇用及労役規則を別記の通許可願です	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月23日	
DSC_0501	K307	74L	7489	95	2	鈴礼鉱山(登録8号) 鉱夫雇用及労役規則	第1章総則(第1条から4条) 第2章雇入(第5条)	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月23日	
DSC_0502	K308	75	7489	95	3	鈴礼鉱山(登録8号) 鉱夫雇用及労役規則	第2章雇入(第6条から8条) 第3章賃金(第9条から12条)	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38年10月23日	第4・5章・13～17条の 記載がない

JPG.No	PSD.No	枝番	I D	文書番号	枝番	表題	文書概要	差出人	受取人	作成年月日	備考
DSC_0444	K250	17L	7489	83	1	知覧製錬所工事報告	製錬所建築は明治35年2月11日着工・6月1日稼働(別紙にて決算報告・諸建築物の数)	宮内敬二・小山惣衛	各株主	明治35年7月1日	
DSC_0445	K251	18R	7489	83	2	知覧製錬所工事報告	製錬所建築は明治35年2月11日着工・6月1日稼働(別紙にて決算報告・諸建築物の数)	宮内敬二・小山惣衛	各株主	明治35年7月1日	
DSC_0445	K251	18L	7489	83	3	知覧製錬所工事報告	家屋棟数その他工事物報告	宮内敬二・小山惣衛	各株主	明治35年7月1日	
DSC_0446	K252	19	7489	83	4	知覧製錬所工事報告	家屋棟数その他工事物報告	宮内敬二・小山惣衛	各株主	明治35年7月1日	
DSC_0618	K424	1	7489	83	5	知覧製錬所工事報告・添付図	家屋棟数その他工事物報告・添付図	宮内敬二・小山惣衛	各株主	明治35年7月1日	
DSC_0447	K253	20	7489	83	6	知覧製錬所工事報告	知覧製錬所建築費収支決算報告	宮内敬二・小山惣衛	各株主	明治35年7月1日	
DSC_0448	K254	21	7489	83	7	知覧製錬所工事報告	知覧製錬所建築費収支決算報告	宮内敬二・小山惣衛	各株主	明治35年7月1日	
DSC_0449	K255	22	7489	83	8	知覧製錬所工事報告	知覧製錬所建築費収支決算報告	宮内敬二・小山惣衛	各株主	明治35年7月1日	
DSC_0460	K266	33R	7489	84	1	銀鉱試掘認可願(知覧村郡・厚地地内)	知覧村大字郡・大字厚地内別紙試掘地図詳記した箇所の銀鉱試掘認可願	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 小杉轡三郎	明治35年10月8日	
DSC_0460	K266	33L	7489	84	2	福鉱試第112号	登録税上納済	福岡鉱山監督署長 小杉轡三郎	宮内敬二	明治35年10月8日	
DSC_0625	K431	8	7489	84	3	銀鉱試掘認可願(知覧村郡・厚地地内)	金銀鉱試掘地図(試第9662号) 尺度600分の1・明治35年10月8日出願	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 小杉轡三郎	明治35年10月8日	
DSC_0461	K267	34	7489	84	4	福試第9662号・許可	明治36年12月16日まで銀鉱試掘認可願・許可決定通知書	福岡鉱山監督署長 小杉轡三郎	宮内敬二	明治35年12月17日	
DSC_0431	K237	4	7489	85	1	製錬場新設願	表紙	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 小杉轡三郎	明治35年10月18日	
DSC_0432	K238	5	7489	85	2	柿木前畑(特許5784号)製錬場新設認可願	願住村地内の特許第5784号の製錬のため第1・第2製錬場を柿木前畑に設計書図面を添えて設置認可願	宮内敬二・野村恵太郎・二宮権次郎・井上誠介・小山惣衛	福岡鉱山監督署長 小杉轡三郎	明治35年10月18日	
DSC_0433	K239	6	7489	85	3	柿木前畑(特許5784号)製錬場新設認可願	願住村地内の特許第5784号の製錬のため第1・第2製錬場を柿木前畑に設計書図面を添えて設置認可願	宮内敬二・野村恵太郎・二宮権次郎・井上誠介・小山惣衛	福岡鉱山監督署長 小杉轡三郎	明治35年10月18日	
DSC_0434	K240	7	7489	85	4	柿木前畑(特許5784号)設計書	第1製錬場の設計	宮内敬二・野村恵太郎・二宮権次郎・井上誠介・小山惣衛	福岡鉱山監督署長 小杉轡三郎	明治35年10月18日	
DSC_0435	K241	8	7489	85	5	柿木前畑(特許5784号)設計書	第2製錬所の設計	宮内敬二・野村恵太郎・二宮権次郎・井上誠介・小山惣衛	福岡鉱山監督署長 小杉轡三郎	明治35年10月18日	
DSC_0436	K242	9	7489	85	6	柿木前畑(特許5784号)設計書	別紙図面の通り新設するものなり	宮内敬二・野村恵太郎・二宮権次郎・井上誠介・小山惣衛	福岡鉱山監督署長 小杉轡三郎	明治35年10月18日	
DSC_0437	K243	10	7489	85	7	柿木前畑(特許5784号)設計書・図面	第1・第2製錬場地図	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 小杉轡三郎	明治35年10月18日	
DSC_0438	K244	11	7489	85	8	柿木前畑(特許5784号)設計書・図面	第1製錬所設計図平面図・以5里為1尺	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 小杉轡三郎	明治35年10月18日	
DSC_0439	K245	12	7489	85	9	柿木前畑(特許5784号)設計書・図面	銀鉱乾塢水車場設計図・第2製錬所平面図 以5里為1尺	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 小杉轡三郎	明治35年10月18日	
DSC_0441	K247	14	7489	85	10	福鉱達第6091号・指示	特第5784号鉱区付属製錬場新設認可願修正して再提出指示	福岡鉱山監督署長 小杉轡三郎	宮内敬二	明治35年12月10日	
DSC_0442	K248	15	7489	85	11	副申書	明治35年12月10日付福鉱達第6091号を以て別紙修正して提出します	宮内敬二他	福岡鉱山監督署長 小杉轡三郎	明治35年12月10日	
DSC_0443	K249	16	7489	85	12	柿木前畑(特許5784号)製錬場新設認可願(修正分)	願住村地内の特許第5784号の製錬のため第1・第2製錬場を柿木前畑に設置認可願	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 小杉轡三郎	明治35年10月18日	
DSC_0444	K250	17R	7489	85	13	柿木前畑(特許5784号)製錬場新設認可願(修正分)	願住村地内の特許第5784号の製錬のため第1・第2製錬場を柿木前畑に設置認可願	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 小杉轡三郎	明治35年10月18日	
DSC_0430	K236	3	7489	85	14	柿木前畑(特許5784号)製錬場新設認可願(修正分)図面	第1・第2製錬場地図(知覧村大字郡小字柿木前畑)	福岡鉱山監督署長 小杉轡三郎	宮内敬二	明治35年10月18日	
DSC_0429	K235	2	7489	85	15	福鉱指第609号・認可	明治35年10月18日願出特第5784号金銀鉱区付属製錬所二カ所新設の件認可決定通知書	福岡鉱山監督署長 小杉轡三郎	宮内敬二	明治36年6月29日	
DSC_0428	K234	1	7489	85	-	鈴礼鉱山亨書類	表紙				
DSC_0440	K246	13	7489	85	-	鈴礼鉱山亨書類	柿木前畑				
DSC_0458	K264	31	7489	86	1	金銀鉱試掘延期願(知覧村郡・厚地地内)	明治35年12月16日認可の試第9662号鉱区探鉱中に鉱物の存在を認めた為年限継続願	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 小杉轡三郎	明治36年12月7日	
DSC_0459	K265	32R	7489	86	2	福鉱指第151号・許可	明治36年12月7日出願の金銀鉱試掘延期願は明治37年12月16日まで許可決定通知書	福岡鉱山監督署長 小杉轡三郎	宮内敬二	明治36年12月15日	
DSC_0459	K265	32L	7489	86	-	金銀鉱試掘延期願(下書)(知覧村郡・厚地地内)	明治35年12月16日認可の試第9662号鉱区探鉱中に鉱物の存在を認めた為年限継続願	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 小杉轡三郎	明治36年12月7日	下書
DSC_0452	K258	25	7489	87	1	柿木前畑(特許第5784号)製錬場認可願	明治24年5月27日知覧警察署に於て地第17号9を以て仮屋園十助水車建設許可を受け明治32年11月22日第22号にて平山茂樹譲受現設備物を使用(図示有第14・12・11・17・13・15・16・1・3・4・6号)	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 小杉轡三郎	明治37年5月17日	
DSC_0453	K259	26R	7489	87	2	柿木前畑(特許第5784号)製錬場認可願	図示有(2・5・7・9号)鉱区との関係及使用目的	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 小杉轡三郎	明治37年5月17日	
DSC_0453	K259	26L	7489	87	3	柿木前畑(特許第5784号)製錬場認可願・設計書	(1)製錬の方法 (2)製錬の順序	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 小杉轡三郎	明治37年5月17日	
DSC_0454	K260	27	7489	87	4	柿木前畑(特許第5784号)製錬場認可願・設計書	(3)製錬に使用する器械器具の種類数量	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 小杉轡三郎	明治37年5月17日	
DSC_0455	K261	28	7489	87	5	柿木前畑(特許第5784号)製錬場認可願・設計書	・乾塢塢鉱所の部 ・権鉱所の部 ・混装機場の部 ・青化所の部	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 小杉轡三郎	明治37年5月17日	

JPG.No	PSD.No	枝番	ID	文書番号	枝番	表題	文書概要	差出人	受取人	作成年月日	備考
DSC_0106	K905	1	6721	76	1	赤石資料㉒別紙(表形式)	企業概要等				
DSC_0107	K906	2	6721	76	2	赤石資料㉒別紙(表形式)	生産実績等				
DSC_0108	K907	3	6721	76	3	赤石資料㉒別紙	記入上の注意事項				
DSC_0104	K903	7	6722	77	1	赤石資料㉓	昭和21年度土地部年表				
DSC_0096	K895	76	6724	78	1	赤石資料㉔図面	既設新設貯水池・縮尺300分の1				
DSC_0025	K824	5	6724	79	1	赤石資料㉕	大隣岳鉱区写				
DSC_0110	K909	1	6726	80	1	赤石資料㉖ 赤石鉱山の概況	・鉱区番号 ・鉱種名 ・鉱業権者 ・代表者 ・資本金 ・所在地 ・交通 ・沿革 ・地質鉱床 ・操業状況				
DSC_0111	K910	2	6726	80	2	赤石資料㉖ 赤石鉱山の概況	・売鉱先 ・従業員数 ・主な機械設備				
DSC_0112	K911	3	6726	80	3	赤石資料㉖ 赤石鉱山の概況・別紙	地質鉱床				
DSC_0113	K912	4	6726	80	4	赤石資料㉖ 赤石鉱山の概況(操業状況1)	M45～S18年度出鉱量・含有量表 S41～9・8調				
DSC_0114	K913	5	6726	80	5	赤石資料㉖ 赤石鉱山の概況(操業状況2)	S19・20年度出鉱量・含有量表				
DSC_0115	K914	6	6726	80	6	赤石資料㉖ 赤石鉱山の概況(操業状況3)	S21～40年度出鉱量・含有量表				
DSC_0116	K915	7	6726	80	7	赤石資料㉖ 赤石鉱山の概況(操業状況4)	S41～61年度出鉱量・含有量表				
DSC_0117	K916	8	6726	80	8	赤石資料㉖ 赤石鉱山の概況	1沿革 2地質鉱床				
DSC_0118	K917	9	6726	80	9	赤石資料㉖ 赤石鉱山の概況	3採鉱状況 4労務者数 5最近の生産高				
DSC_0119	K918	10	6726	80	10	赤石資料㉖ 赤石鉱山の概況	6設備				
DSC_0120	K919	11	6726	80	11	赤石資料㉖ 加世田図幅地質説明書	明治43年8月20日農商務省地質調査所発行				
DSC_0121	K920	12	6726	80	12	赤石資料㉖ 加世田図幅地質説明書	明治43年8月20日農商務省地質調査所発行				
DSC_0122	K921	13	6726	80	13	赤石資料㉖ 各坑口標高表	頂上・旧南坑口・旧北坑口・16年上坑口				
DSC_0123	K922	14	6726	80	14	赤石資料㉖ 各坑口標高表	第2露頭坑口・山蘭露頭・第3露頭坑口・15年坑口・16年坑口・本道坑口				
DSC_0124	K923	15	6726	80	15	赤石資料㉖ 赤石鉱山鉱石分析表の一例	金銀銅				
DSC_0125	K924	16	6726	80	16	赤石資料㉖ 全坑内設備	1ブレーキクラッシャー・2コンカルボールミル・3陶汰盤・4浮遊選鉱機・5粉磨混水機・6電動機・7水力発電所				
DSC_0126	K925	17	6726	80	17	赤石資料㉖ 全坑内設備	1手掘・2運搬軌道敷設				
DSC_0127	K926	18	6726	80	18	赤石資料㉖ 赤石鉱山の概況	昭和18年21年の精鉱原価比較表				
DSC_0128	K927	19	6726	80	19	赤石資料㉖ 赤石鉱山の概況	昭和18年21年の精鉱原価比較表				
DSC_0129	K928	20	6726	80	20	赤石資料㉖ 赤石鉱山の概況	生産実績表 明治45年大正2～9年				
DSC_0130	K929	21	6726	80	21	赤石資料㉖ 赤石鉱山の概況	生産実績表 大正10年～昭和7年				
DSC_0131	K930	22	6726	80	22	赤石資料㉖ 赤石鉱山の概況	生産実績表 昭和8年～18年				
DSC_0132	K931	23	6726	80	23	赤石資料㉖ 赤石鉱山の概況	生産実績表 昭和19年・20年来歴				
DSC_0236	K046	17	6734	81	1	赤石書簡㉗	鹿児島県試掘権登録第3078号金銀鉱試掘鉱区図(地名のみ)				
DSC_0333	K139	60	6715	82	1	赤石資料㉘・別紙(メモ書?)	下り詰は十四年二月提出(文面)			大正14年2月?	
DSC_0367	K173	94	6715	82	2	赤石資料㉘	封筒の表書き	宮内敬二			
DSC_0194	K937	5	6724	82	3	赤石資料㉘・添付図	大隣岳鉱区写				
DSC_0226	K969	19	6735	82	4	赤石資料㉘・添付図	地籍図・字仁田尾比良395番(1)				
DSC_0227	K970	20	6735	82	5	赤石資料㉘・添付図	地籍図・字仁田尾比良395番(2)				
DSC_0228	K971	21	6735	82	6	赤石資料㉘・添付図	地籍図・字轟396番(1)				
DSC_0229	K972	22	6735	82	7	赤石資料㉘・添付図	地籍図・字轟396番(2)				
DSC_0230	K973	23	6735	82	8	赤石資料㉘・添付図	地籍図・字牧野397番(1)				
DSC_0231	K974	24	6735	82	9	赤石資料㉘・添付図	地籍図・字牧野397番(2)				
DSC_0232	K975	25	6735	82	10	赤石資料㉘・添付図	地籍図・字牧野397番(3)				
DSC_0233	K976	26	6735	82	11	赤石資料㉘・添付図	地籍図・字鏡坂355番				
DSC_0234	K977	27	6735	82	12	赤石資料㉘・添付図	地籍図・字柿木前356番(甲)				
DSC_0235	K978	28	6735	82	13	赤石資料㉘・添付図	地籍図・字柿木前356番(乙)				
DSC_0267	K073	1	6735	82	14	赤石資料㉘	航空写真				
DSC_0268	K074	2	6735	82	15	赤石資料㉘	航空写真				
DSC_0269	K075	3	6735	82	16	赤石資料㉘	航空写真				
DSC_0270	K076	4	6735	82	17	赤石資料㉘	航空写真				
DSC_0271	K077	5	6735	82	18	赤石資料㉘	航空写真				
DSC_0272	K078	6	6735	82	19	赤石資料㉘	航空写真				

JPG.No	PSD.No	枝番	I D	文書番号	枝番	表題	文書概要	差出人	受取人	作成年月日	備考
DSC_0055	K854	35R	6724	71	31	事業者手届 (採登第357号)	福鉱16年第355号認可の鉱業施業案により昭和16年坑・上坑・京塚坑・登立坑を昭和16年12月28日より事業者手	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 中村幸八	昭和16年12月27日	枠外に九鉱20金第435号 追記により昭和20年12月 17日付調製提出の分なり
DSC_0058	K857	38	6724	71	-	開坑に関する鉱業施業案 別図(採登第357号)	赤石鉱山新坑口位置図 縮尺6000分の1	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 中村幸八	昭和16年12月10日	枠外に九鉱20金第435号 追記により昭和20年12月 17日付調製提出の分なり
DSC_0029	K828	9	6724	72	1	赤石鉱山金製錬業免許申請書	採登第357号金製錬業別紙免許申請	宮内敬太郎	福岡通商産業局 鉱山部長	昭和24年10月1日	
DSC_0030	K829	10	6724	72	2	金製錬業免許申請書 (採登第357号)	免許申請関係書類を相添	宮内敬太郎	通商産業大臣 稲垣平太郎	昭和24年10月1日	
DSC_0031	K830	11	6724	72	3	金製錬業免許申請書 (採登第357号)	1製錬場の名称及所在地 2製錬方式 3主要なる製錬設備の其能力	宮内敬太郎	通商産業大臣 稲垣平太郎	昭和24年10月1日	
DSC_0032	K831	12	6724	72	4	金製錬業免許申請書 (採登第357号)	4事業開始の予定時期	宮内敬太郎	通商産業大臣 稲垣平太郎	昭和24年10月1日	
DSC_0033	K832	13	6724	72	5	金製錬業免許申請・添付書 (採登第357号)	1操作方法の概要	宮内敬太郎	通商産業大臣 稲垣平太郎	昭和24年10月1日	
DSC_0034	K833	14	6724	72	6	金製錬業免許申請・添付書 (採登第357号)	2元鉱の種類別品位の一月及種類別処理量 3製品の種類別品位の一月及種類別産出量 4既存設備の投下資本 5事業資金の総額の及及其調達方法 6登記簿の謄本財産目録貸借対照表営業報告 書損益計算書及利益の処分	宮内敬太郎	通商産業大臣 稲垣平太郎	昭和24年10月1日	
DSC_0035	K834	15	6724	72	7	金製錬業免許申請・添付書 (採登第357号)	7組合に在りては契約書	宮内敬太郎	通商産業大臣 稲垣平太郎	昭和24年10月1日	
DSC_0036	K835	16	6724	72	8	金製錬業免許申請・添付書 (採登第357号)	赤石鉱山製錬系統図	宮内敬太郎	通商産業大臣 稲垣平太郎	昭和24年10月1日	
DSC_0027	K826	7	6724	72	9	24通業824号・金製錬業免許 について	戦災にて書類焼失のため再度金製錬業免許 申請要求	福岡通商産業局 鉱山部長	宮内敬太郎	昭和24年10月4日	
DSC_0028	K827	8	6724	72	10	24通業824号・金製錬業免許 について	戦災にて書類焼失のため再度金製錬業免許 申請要求	福岡通商産業局 鉱山部長	宮内敬太郎	昭和24年10月4日	
DSC_0026	K825	6	6724	72	11	通商産業省指令25資源第384 号赤石鉱山金製錬業免許につ いて	昭和24年10月1日付で赤石鉱山金製錬業免許 について許可決定通知書	通商産業大臣 池田勇人	宮内敬太郎	昭和25年3月27日	
DSC_0821	K626	1	7576	73	1	赤石鉱山(採登第14号) 鉱業施業案	1採鉱に関する事項	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和8年分	訂正有下書
DSC_0822	K627	2	7576	73	2	赤石鉱山(採登第14号) 鉱業施業案	別紙図面(イ) 2選鉱及製錬並に売鉱に関する事項(別紙系 統図あり)	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和8年分	訂正有下書
DSC_0823	K628	3	7576	73	3	赤石鉱山(採登第14号) 鉱業施業案	3機臺上の危害予防に関する事項別紙図面(ロ) 4設備に関する事項別紙図面(ハ)	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和8年分	訂正有下書
DSC_0824	K629	4	7576	73	4	赤石鉱山(採登第14号) 鉱業施業案	別紙図面(ニ)	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和8年分	訂正有下書
DSC_0825	K630	5	7576	73	5	赤石鉱山(採登第14号) 鉱業施業案・別紙	2選鉱製錬売鉱系統図	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和8年分	訂正有下書
DSC_0957	K762	1	7576	73	6	赤石鉱山(採登第14号) 鉱業施業案・別紙	赤石鉱山坑内鉱脈の走向傾斜概要図(イ) 縮尺1200分の1	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和8年分	訂正有下書
DSC_0958	K763	2	7576	73	7	赤石鉱山(採登第14号) 鉱業施業案・別紙	赤石鉱山採鉱選鉱場略図(ロ) 縮尺1200分の1	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和8年分	訂正有下書
DSC_0959	K764	3	7576	73	8	赤石鉱山(採登第14号) 鉱業施業案・別紙	発電所略図(ハ) 縮尺3000分の1	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和8年分	訂正有下書
DSC_0960	K765	4	7576	73	9	赤石鉱山(採登第14号) 鉱業施業案・別紙	白沢津船積場略図(ニ) 縮尺1500分の1	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和8年分	訂正有下書
DSC_0784	K589	1	7607	74	1	赤石鉱山 発電所機械器具装置図	表紙				
DSC_0785	K590	2	7607	74	2	赤石鉱山 発電所機械器具装置図	第1号図発電所建築図 縮尺30分の1				
DSC_0786	K591	3	7607	74	3	赤石鉱山 発電所機械器具装置図	第2号図発電所機械器具装置平面図 縮尺24分の1				
DSC_0787	K592	4	7607	74	4	赤石鉱山 発電所機械器具装置図	第3号図発電所機械器具装置平面図 縮尺24分の1				
DSC_0788	K593	5	7607	74	5	赤石鉱山 発電所機械器具装置図	第4号図発電所機械器具装置側面図 縮尺24分の1				
DSC_0789	K594	6	7607	74	6	赤石鉱山 発電所機械器具装置図	第5号図高圧三線低圧・二線電話二線式 (引止又は角)				
DSC_0790	K595	7	7607	74	7	赤石鉱山 発電所機械器具装置図	第5号図高圧三線低圧・二線電話二線式				
DSC_0791	K596	8	7607	74	8	赤石鉱山 発電所機械器具装置図	第5号図高圧三線低圧二線				
DSC_0792	K597	9	7607	74	9	赤石鉱山 発電所機械器具装置図	第5号図高圧三線電話二線				
DSC_0793	K598	10	7607	74	10	赤石鉱山 発電所機械器具装置図	第7号図電話回線図(宮内鉱業発電所・赤石鉱 山製錬所・知覧村大字)				
DSC_0634	K440		6729	75	1	金山水車跡古写真					
DSC_0635	K441		6729	75	2	金山水車跡古写真					
DSC_0636	K442	2	6729	75	3	金山水車跡古写真					
DSC_0637	K443	3	6729	75	4	金山水車跡古写真					
DSC_0638	K444	4	6729	75	5	金山水車跡古写真	写真裏書 (知覧村下郡製錬所西より)				
DSC_0639	K445	5	6729	75	6	金山水車跡古写真					
DSC_0640	K446	6	6729	75	7	金山水車跡古写真					
DSC_0641	K447	7	6729	75	8	金山水車跡古写真	写真裏書 (知覧村下郡製錬所川向東南の方より)				
DSC_0642	K448	8	6729	75	9	金山水車跡古写真					

JPG.No	PSD.No	枝番	ID	文書番号	枝番	表題	文書概要	差出人	受取人	作成年月日	備考
DSC_0318	K124	45	6715	71	4	赤石鉱山 (採登第14号) 鉱業施業案	(a)採掘方法 (ハ)一カ年間に於ける粗鉱採掘予定高 2選鉱及製錬に関する事項 (イ)選鉱及製錬の方法(系統図別紙有) (ロ)一カ年間に於ける鉱産物産出予定高	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月23日	
DSC_0319	K125	46	6715	71	5	赤石鉱山 (採登第14号) 鉱業施業案	3機業上の危害予防に関する事項 (イ)捨石及び鉱滓堆積場の位置(別紙図面) (ロ)捨て石、鉱滓、鉱水、廃水等の処置…に関する事項	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月23日	
DSC_0320	K126	47	6715	71	6	赤石鉱山 (採登第14号) 鉱業施業案	(ハ)地表又は坑内の保全その他危害の予防…に関する事項 (付記)買鉱に関する事項・建設物に関する事項 (イ)坑内の建設物 (ロ)赤石選鉱場の建設物	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月23日	
DSC_0321	K127	48R	6715	71	7	赤石鉱山 (採登第14号) 鉱業施業案	(ハ)轟製錬場の建設物 (ニ)自家用電気工作物	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月23日	
DSC_0321	K127	48L	6715	71	8	赤石鉱山 (採登第14号) 鉱業施業案・別紙	2(イ)の別図・赤石選鉱場系統図	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月23日	
DSC_0314	K120	41	6715	71	9	赤石鉱山 (採登第14号) 鉱業施業案・別紙	2(イ)の別図・赤石選鉱場系統図	宮内敬太郎	福岡鉱山監督署長 野田勇	大正15年10月23日	枠外に九鉱20金第435号追記により昭和20年12月17日付調製提出の分なり
DSC_0085	K884	65	6724	71	10	赤石鉱山 選鉱場変更設置認可願		宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原佐一	昭和7年11月13日	
DSC_0086	K885	66	6724	71	11	選鉱場設置認可願・申請書	別紙事項記載の通り変更設置認可願申請	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原佐一	昭和7年11月13日	枠外に九鉱20金第435号追記により昭和20年12月17日付調製提出の分なり
DSC_0087	K886	67	6724	71	12	選鉱場設置願・選鉱場内設備 変更事項記載書 (採登第14号)	1設置場所 2一ヶ月間の取扱元鉱数量 3一ヶ月間の精鉱数量 4機業の方法(別紙系統図) 5主要機械装置建物の概要(別紙図示)	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原佐一	昭和7年11月13日	枠外に九鉱20金第435号追記により昭和20年12月17日付調製提出の分なり
DSC_0088	K887	68	6724	71	13	選鉱場設置願・選鉱場内設備 変更事項記載書 (採登第14号)	6廃水量及処理方法 7捨石、鉱滓の量及処理方法 8捨石、鉱滓の堆積場の位置、構造及堆積量 9付近の地形、地目及建物を示せる地図(別紙図有) 10工事着手及完成の予定時期	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原佐一	昭和7年11月13日	枠外に九鉱20金第435号追記により昭和20年12月17日付調製提出の分なり
DSC_0084	K883	64	6724	71	14	福鉱7年第354号	昭和7年11月13日付選鉱場変更願は大正15年10月23日付選鉱場設置の分を変更利用したものを盾とし処理したので了知して	福岡鉱山監督局	宮内敬太郎	昭和7年12月1日	枠外に九鉱20金第435号追記により昭和20年12月17日付調製提出の分なり
DSC_0089	K888	69	6724	71	15	選鉱場設置願・選鉱場内設備 変更事項記載書・別紙図(採登第14号)	4選鉱系統図	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原佐一	昭和7年11月13日	枠外に九鉱20金第435号追記により昭和20年12月17日付調製提出の分なり
DSC_0201	K944	12	6724	71	16	選鉱場設置願・選鉱場内設備 変更事項記載書・別紙図 (採登第14号)	9選鉱場配置図 縮尺100分の1	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原佐一	昭和7年11月13日	枠外に九鉱20金第435号追記により昭和20年12月17日付調製提出の分なり
DSC_0091	K890	71	6724	71	17	選鉱場設置願・選鉱場内設備 変更事項記載書・別紙図 (採登第14号)	9杜崎地形図(選鉱場付近) 縮尺5万分の1	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原佐一	昭和7年11月13日	
DSC_0090	K889	70	6724	71	18	選鉱場設置願・選鉱場内設備 変更事項記載書・別紙図 (採登第14号)	5縦断面図・側面図・正面図・建屋面積	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原佐一	昭和7年11月13日	枠外に九鉱20金第435号追記により昭和20年12月17日付調製提出の分なり
DSC_0071	K870	51	6724	71	19	製錬場設置願修正届 (採登第14号)	福鉱10年第441号指示により製錬場設置願修正提出届	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和10年12月10日	枠外に九鉱20金第435号追記により昭和20年12月17日付調製提出の分なり
DSC_0072	K871	52	6724	71	20	製錬場設置願修正届・新設製 錬場説明書 (採登第14号)	・設置場所 ・一ヶ月間の取扱元鉱数量、精鉱数量 ・機業方法の概要(系統図) ・原動機主要機械装置の連絡建物設計概要(別紙図面口)	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和10年12月10日	枠外に九鉱20金第435号追記により昭和20年12月17日付調製提出の分なり
DSC_0073	K872	53R	6724	71	21	製錬場設置願修正届・新設製 錬場説明書 (採登第14号)	・工事着手及完成予定時期	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和10年12月10日	
DSC_0070	K869	50L	6724	71	22	福鉱10年第441号・認可	昭和10年11月11日付願出の製錬所設置認可決定通知書	福岡鉱山監督局長 原田幾造	宮内敬太郎	昭和10年12月13日	枠外に九鉱20金第435号追記により昭和20年12月17日付調製提出の分なり
DSC_0073	K872	53L	6724	71	23	製錬場設置願修正届・新設製 錬場説明書 (採登第14号)	赤石鉱山製錬系統図	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和10年12月10日	枠外に九鉱20金第435号追記により昭和20年12月17日付調製提出の分なり
DSC_0199	K942	10	6724	71	24	製錬場設置願修正届・新設製 錬場説明書・別紙図 (採登第14号)	製錬場配置及機械接続並に建物設計概要図 (ロ)縮尺60分の1	宮内敬太郎	福岡鉱山監督署長 原田幾造	昭和10年12月10日	枠外に九鉱20金第435号追記により昭和20年12月17日付調製提出の分なり
DSC_0200	K943	11	6724	71	25	製錬場設置願修正届・新設製 錬場説明書・別紙図 (採登第14号)	製錬場配置及機械接続並に建物設計概要図 (ロ)縮尺60分の1	宮内敬太郎	福岡鉱山監督署長 原田幾造	昭和10年12月10日	枠外に九鉱20金第435号追記により昭和20年12月17日付調製提出の分なり
DSC_0056	K855	36	6724	71	26	開坑に関する鉱業施業案 (採登第357号)	採登第357号鉱業施業案に開坑の件追加届 1採鉱・運搬・交通目的の坑道掘開図面(別紙図面) (イ)昭和16年上坑 (ロ)昭和16年坑	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 中村幸八	昭和16年12月10日	枠外に九鉱20金第435号追記により昭和20年12月17日付調製提出の分なり
DSC_0057	K856	37	6724	71	27	開坑に関する鉱業施業案 (採登第357号)	(ハ)京塚坑 (ニ)登立坑	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 中村幸八	昭和16年12月10日	枠外に九鉱20金第435号追記により昭和20年12月17日付調製提出の分なり
DSC_0198	K941	9	6724	71	28	開坑に関する鉱業施業案 別紙図面(採登357号)	赤石鉱山新坑口位置図 縮尺6000分の1	宮内敬太郎	福岡鉱山監督署長 中村幸八	昭和16年12月10日	枠外に九鉱20金第435号追記により昭和20年12月17日付調製提出の分なり
DSC_0055	K854	35L	6724	71	29	福鉱16年第355号・認可	昭和16年12月11日付願出の(採登第357号)鉱業施業案は認可決定通知書	福岡鉱山監督局長 中村幸八	宮内敬太郎	昭和16年12月18日	枠外に九鉱20金第435号追記により昭和20年12月17日付調製提出の分なり
DSC_0054	K853	34L	6724	71	30	事業着手届 (採登第357号)	福鉱16年第355号認可の鉱業施業案により昭和16年坑・上坑・京塚坑・登立坑を昭和16年12月28日より事業着手	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 中村幸八	昭和16年12月27日	枠外に九鉱20金第435号追記により昭和20年12月17日付調製提出の分なり

JPG.No	PSD.No	枝番	I D	文書番号	枝番	表題	文書概要	差出人	受取人	作成年月日	備考
DSC_0038	K837	18L	6724	69	1	金製鍊業関係書類再提出 九鉱局(採登第357号)	九鉱20金第435号により鉱業施業案写調製提出します 1大正15年10月23日付け改訂届出施業案写 2昭和7年11月13日付選鉱場設置認可願写	宮内敬太郎	九州地方鉱山局	昭和20年10月17日	
DSC_0039	K838	19R	6724	69	2	金製鍊業関係書類再提出 九鉱局(採登第357号)	3福鉱7年第354号写 4昭和10年12月10日付製鍊場設置願写 5福鉱10年第441号写 6昭和16年12月11日付開坑に関する施業案写 7福鉱16年第355号写 8開坑事業着手届写	宮内敬太郎	九州地方鉱山局	昭和20年10月17日	
DSC_0322	K128	49	6715	69	3	赤石鉱山(採登第14号) 鉱業施業案	1採鉱に関する事項 (イ) 主要なる鉱床の位置走向傾斜及厚 (別紙図面有)	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月23日	枠外に九鉱20金第 435号追記により昭和 20年12月17日付調 製提出の分なり
DSC_0323	K129	50	6715	69	4	赤石鉱山(採登第14号) 鉱業施業案	(ウ) 採掘方法 (ハ) 一カ年間に於ける粗鉱採掘予定高 2選鉱及製鍊に関する事項 (イ) 選鉱及製鍊の方法(系統図別紙有) (ロ) 一カ年間に於ける鉱産物産出予定高 3操業上の危害予防に関する事項 (イ) 捨石及び鉱滓堆積場の位置(別紙図面有)	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月23日	枠外に九鉱20金第 435号追記により昭和 20年12月17日付調 製提出の分なり
DSC_0324	K130	51	6715	69	5	赤石鉱山(採登第14号) 鉱業施業案	(ロ) 捨て石鉱滓鉱水廃水等の処置... 関する 事項 (ハ) 地表又は坑内の保全その他危害の予防... 関する事項 (付記) 製鍊に関する事項 建設物に関する事項 (イ) 坑内の建設物	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月23日	枠外に九鉱20金第 435号追記により昭和 20年12月17日付調 製提出の分なり
DSC_0325	K131	52	6715	69	6	赤石鉱山(採登第14号) 鉱業施業案	(ロ) 赤石選鉱場の建設物 (イ) 礫製鍊場の建設物 (ニ) 自家用電気工作物	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月23日	枠外に九鉱20金第 435号追記により昭和 20年12月17日付調 製提出の分なり
DSC_0046	K845	26	6724	69	7	選鉱場設置認可願・申請書 (採登第14号)	別紙事項記載の通り変更設置認可願申請	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原佐一	昭和7年11月13日	枠外に九鉱20金第 435号追記により昭和 20年12月17日付調 製提出の分なり
DSC_0047	K846	27	6724	69	8	選鉱場設置願・選鉱場内設備 変更事項記載書 (採登第14号)	1設置場所 2一ヶ月間の取扱元鉱数量 3一ヶ月間の精鉱数量 4操業の方法(別紙系統図) 5主要機械装置建物の概要(別紙図示) 6排水の量及処理方法	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原佐一	昭和7年11月13日	枠外に九鉱20金第 435号追記により昭和 20年12月17日付調 製提出の分なり
DSC_0048	K847	28R	6724	69	9	選鉱場設置願・選鉱場内設備 変更事項記載書 (採登第14号)	7捨石鉱滓の量及処理方法 8捨石鉱滓の堆積場の位置構造及堆積量 9付近の地形地目及建物を示せる地図 (別紙図有) 10工事着手及完成の予定時期	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原佐一	昭和7年11月13日	枠外に九鉱20金第 435号追記により昭和 20年12月17日付調 製提出の分なり
DSC_0045	K844	25L	6724	69	10	福鉱7年第354号(写)	昭和7年11月13日付選鉱場変更願は大正15年 10月23日付選鉱場設置の分を變更利用した ものにを届として処理したので了知して	福岡鉱山監督局	宮内敬太郎	昭和7年12月1日	枠外に九鉱20金第 435号追記により昭和 20年12月17日付調 製提出の分なり
DSC_0043	K842	23	6724	69	11	福鉱10年第441号・修正提出 (採登第14号)	福鉱10年第441号指示により製鍊場設置願修正 提出届	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和10年12月10日	枠外に九鉱20金第 435号追記により昭和 20年12月17日付調 製提出の分なり
DSC_0044	K843	24	6724	69	12	製鍊場設置願修正届・新設製 鍊場説明書(採登第14号)	・設置場所 ・一ヶ月間の取扱元鉱数量精鉱数量 ・操業方法の概要(系統図) ・原動機主要機械装置の連絡建物設計概要 (別紙図面口有)	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和10年12月10日	枠外に九鉱20金第 435号追記により昭和 20年12月17日付調 製提出の分なり
DSC_0045	K844	25R	6724	69	13	製鍊場設置願修正届・新設製 鍊場説明書 (採登第14号)	工事着手及完成予定時期	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和10年12月10日	枠外に九鉱20金第 435号追記により昭和 20年12月17日付調 製提出の分なり
DSC_0042	K841	22L	6724	69	14	福鉱10年第441号・認可(写)	昭和10年11月11日付願出の製鍊所設置認可 決定通知書	福岡鉱山監督局長 原田幾造	宮内敬太郎	昭和10年12月13日	枠外に九鉱20金第 435号追記により昭和 20年12月17日付調 製提出の分なり
DSC_0041	K840	21	6724	69	15	開坑に関する鉱業施業案 追加届 (採登第375号)	採登第357号鉱業施業案に開坑の件追加届 1採鉱・運搬・交通目的の坑道掘開図面 (別紙図面有) (イ) 昭和16年上坑 (ロ) 昭和16年坑	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 中村幸八	昭和16年12月11日	枠外に九鉱20金第 435号追記により昭和 20年12月17日付調 製提出の分なり
DSC_0042	K841	22R	6724	69	16	開坑に関する鉱業施業案 (採登第375号)	(ハ) 京塚坑 (ニ) 登立坑	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 中村幸八	昭和16年12月11日	枠外に九鉱20金第 435号追記により昭和 20年12月17日付調 製提出の分なり
DSC_0040	K839	20L	6724	69	17	認可證寫福鉱16年第355号 認可	昭和16年12月11日付願出の鉱業施業案認可 決定通知書	福岡鉱山監督局長 中村幸八	宮内敬太郎	昭和16年12月18日	枠外に九鉱20金第 435号追記により昭和 20年12月17日付調 製提出の分なり
DSC_0039	K838	19L	6724	69	18	事業着手届 (採登第375号)	福鉱16年第355号認可の鉱業施業案により昭和 16年坑・上坑・京塚坑・登立坑を昭和16年12 月28日より事業着手	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 中村幸八	昭和16年12月27日	枠外に九鉱20金第 435号追記により昭和 20年12月17日付調 製提出の分なり
DSC_0040	K839	20R	6724	69	19	事業着手届 (採登第375号)	福鉱16年第355号認可の鉱業施業案により昭和 16年坑・上坑・京塚坑・登立坑を昭和16年12 月28日より事業着手	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 中村幸八	昭和16年12月27日	枠外に九鉱20金第 435号追記により昭和 20年12月17日付調 製提出の分なり
DSC_0048	K847	28L	6724	70	1	操業概況の件報告 (採登第357号)	昭和20年11月10日付九鉱20金第473号の指示 により操業概況の件報告	宮内敬太郎	九州地方鉱山局	昭和20年11月21日	
DSC_0049	K848	29	6724	70	2	操業概況の件報告 (採登第357号)	1着手年月日 2労働者数 3操業概況	宮内敬太郎	九州地方鉱山局	昭和20年11月21日	
DSC_0037	K836	17	6724	71	1	九鉱局戦火焼失したため金製 鍊業関係書類再提出 九商工局(採登第357号)	昭和21年12月3日付九鉱21金第2059号指示に より採登第357号鉱鉱区鉱業施業案坑内実測図 他提出します	宮内敬太郎	九州地方商工局長 龍野喜一郎	昭和21年12月20日	
DSC_0038	K837	18R	6724	71	2	九鉱局戦火焼失したため金製 鍊業関係書類再提出 九商工局(採登第357号)	・鉱業施業案 ・選鉱場設置認可願・選鉱場内設備変更事項 記載書・福鉱7年第354号(写) ・新設製鍊場説明書・福鉱10年第441号製鍊場 設置認可證(写) ・開坑に関する鉱業施業案・福鉱16年第357号 (写)・事業着手届 ・赤石鉱山坑内実測図 ・保安係員解任届 ・保安係員選任届	宮内敬太郎	九州地方商工局長 龍野喜一郎	昭和21年12月20日	
DSC_0317	K123	44L	6715	71	3	赤石鉱山 (採登第14号) 鉱業施業案	1採鉱に関する事項 (イ) 主要なる鉱床の位置走向傾斜及厚 (別紙図面有)	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月23日	扣

JPG.No	PSD.No	枝番	I D	文書番号	枝番	表題	文書概要	差出人	受取人	作成年月日	備考
DSC_0079	K878	59	6724	55	4	新製鍊場設置願・新設製鍊場説明書 (採登第14号)	赤石鉱山製鍊系統図	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和10年11月11日	
DSC_0076	K875	56L	6724	56	1	製鍊場工作物使用廃止届	明治45年4月5日付福鉱45年第149号認可の製鍊所廃止届	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和10年11月23日	
DSC_0075	K874	55	6724	56	2	福鉱10年第441号・指示	昭和10年11月11日付提出の製鍊場設置願は不備に付修正事項を修正後再提出するよう指示通達書	福岡鉱山監督局長 原田幾造	宮内敬太郎	昭和10年11月23日	
DSC_0076	K875	56R	6724	56	3	福鉱10年第441号・指示	昭和10年11月11日付提出の製鍊場設置願は不備に付修正事項を修正後再提出するよう指示通達書	福岡鉱山監督局長 原田幾造	宮内敬太郎	昭和10年11月23日	
DSC_0074	K873	54	6724	57	1	製鍊場設置願修正届 新設製鍊場説明書 (採登第14号)	赤石鉱山製鍊場配置図(㊦) (縮尺100分の1)	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和10年12月10日	
DSC_0069	K868	49	6724	58	1	製鍊場工事完成届 (採登第14号)	昭和10年12月13日福鉱10年第441号認可の製鍊場工事完成届	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和11年1月13日	
DSC_0070	K869	50R	6724	58	2	製鍊場工事完成届 (採登第14号)	昭和10年12月13日福鉱10年第441号認可の製鍊場工事完成届	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和11年1月13日	
DSC_0227	K044	15	6734	59	1	福鉱11年第779号・許可 (試登第3078号)	昭和11年4月15日出願の鹿県試登第3078号鉱区増区願許可決定通知書	福岡鉱山監督局長 原田幾造	宮内敬太郎	昭和11年8月14日	
DSC_0208	K951	1	6735	59	2	福鉱11年第779号・添付図 (試登第3078号)	金銀鉄鉱試掘鉱区図・増区(塩屋) 縮尺6000分の1 昭和11年4月15日出願	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和11年8月14日	
DSC_0203	K946	14	6724	60	1	金銀鉱試掘願・添付図	金銀鉄鉱試掘鉱区図(塩屋他) 縮尺6000分の1(旧試登第3078号) 昭和12年6月28日出願	宮内敬太郎		昭和12年6月28日	
DSC_0235	K045	16	6734	60	-	福鉱11年第779号・添付図 (試登第3078号)	金銀鉄鉱試掘鉱区図増区(塩屋) 縮尺6000分の1 昭和11年4月15日出願	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和11年8月14日	K951と 同
DSC_0193	K936	4	6724	60	-	金銀鉱試掘願・添付図	金銀鉄鉱試掘鉱区図(塩屋他) 縮尺6000分の1(旧試登第3078号) 昭和12年6月28日出願	宮内敬太郎		昭和12年6月28日	K946と 同
DSC_0240	K048	19	6734	61	1	福鉱11年第1887号・許可 (試登第3326号)	昭和11年10月8日出願の金銀鉄鉱試掘願許可決定通知書	福岡鉱山監督局長 小金義照	宮内敬太郎	昭和12年2月1日	
DSC_0209	K952	2	6735	61	2	福鉱11年第1877号・添付図 (試登第3326号) (旧試登第2973号)	金銀鉄鉱試掘鉱区図(枕崎・別府) 縮尺6000分の1 昭和11年10月8日出願	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 小金義照	昭和12年2月1日	
DSC_0067	K866	47L	6724	62	1	産金法施行規則附則第2項による金製鍊場届	1製鍊場の名称及所在地 2製鍊方式 3主要なる製鍊設備及其能力	宮内敬太郎	商工大臣 吉野信次	昭和12年9月10日	
DSC_0068	K867	48	6724	62	2	産金法施行規則附則第2項による金製鍊場届	3主要なる製鍊設備及其能力	宮内敬太郎	商工大臣 吉野信次	昭和12年9月10日	
DSC_0062	K861	42	6724	63	1	金製鍊業免許申請書	金製鍊業を営むため関係書類を添えて申請	宮内敬太郎	商工大臣 吉野信次	昭和12年9月25日	
DSC_0063	K862	43	6724	63	2	金製鍊業免許申請書	1製鍊場の名称及所在地 2製鍊方式 3主要なる選鉱設備及其能力	宮内敬太郎	商工大臣 吉野信次	昭和12年9月25日	訂正有製鍊から選鉱
DSC_0064	K863	44	6724	63	3	金製鍊業免許申請書	4事業開始の予定時期	宮内敬太郎	商工大臣 吉野信次	昭和12年9月25日	
DSC_0065	K864	45	6724	63	4	金製鍊業免許申請書・添付書	1操業方法の概要	宮内敬太郎	商工大臣 吉野信次	昭和12年9月25日	
DSC_0066	K865	46	6724	63	5	金製鍊業免許申請書・添付書	2元鉱の種類別品位及一月の種類別処理量 3製品の種類別品位及一月の種類別産出量 4既存設備の投下資本	宮内敬太郎	商工大臣 吉野信次	昭和12年9月25日	
DSC_0067	K866	47R	6724	63	6	金製鍊業免許申請書・添付書	5事業資金の総額及産金法その調達方法 6・7記事なし	宮内敬太郎	商工大臣 吉野信次	昭和12年9月25日	
DSC_0060	K859	40	6724	63	7	商工省指令13鉱第472号・許可	昭和12年9月25日付金製鍊業免許申請許可決定通知書	商工大臣 吉野信次	宮内敬太郎	昭和13年5月2日	
DSC_0099	K898	2	6722	64	1	福鉱12年第2970号・許可 (試登第3489号)	昭和12年9月27日出願の金銀鉄鉱試掘願は鉱業法施行細則第36条第1項の規定により許可決定通知書	福岡鉱山監督局長 堀義臣	宮内敬太郎	昭和12年10月11日	
DSC_0061	K860	41	6724	65	1	金製鍊業免許申請書修正提出	昭和12年11月10日付福鉱12年第5927号修正提出	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 堀義臣	昭和12年11月20日	
DSC_0059	K858	39	6724	65	2	福鉱12年第5927号・許可	昭和12年9月25日付金製鍊業免許申請許可決定通知書	福岡鉱山監督局長 堀義臣	宮内敬太郎	昭和13年5月16日	
DSC_0214	K957	7	6735	66	1	金銀鉄試掘願添付図(写) (試登第3915号) (旧試登第3326号)	金銀鉄試掘鉱区図(枕崎・別府) 縮尺6000分の1 昭和14年2月22日出願	宮内敬太郎		昭和14年2月22日	
DSC_0247	K054	25	6734	66	-	金銀鉄試掘願添付図(写) (試登第3915号) (旧試登第3326号)	金銀鉄試掘鉱区図(枕崎・別府) 縮尺6000分の1 昭和14年2月22日出願	宮内敬太郎		昭和14年2月22日	K957と 同
DSC_0195	K938	6	6724	67	1	赤石鉱業所構内鐵管敷設図	縮尺200分の1 昭和16年10月末日現在			昭和16年10月31日	
DSC_0050	K849	30	6724	67	-	赤石鉱業所構内鐵管敷設図	縮尺200分の1 昭和16年10月末日現在			昭和16年10月31日	K938と 同
DSC_0051	K850	31	6724	68	1	赤石鉱山選鉱場・焼鉱場並製鍊場調査に関する事項報告書 (採登第357号)	1選鉱製鍊場設置場所(別紙図面有)	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 中村幸八	昭和16年11月28日	
DSC_0052	K851	32	6724	68	2	赤石鉱山選鉱場・焼鉱場並製鍊場調査に関する事項報告書 (採登第357号)	2一ヵ月の元鉱並に精鉱の種類別品位及取扱数量 3主要機械・装置の種類型式能力並に台数 4操業系統図 5一ヵ月の劇物毒物の種類別使用量 6鉱滓廃液廃棄物の種類別成分及数量並処理方法	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 中村幸八	昭和16年11月28日	
DSC_0053	K852	33	6724	68	3	赤石鉱山選鉱場・焼鉱場並製鍊場調査に関する事項 (採登第357号)	7鉱滓の排出量並硫酸瓦斯含有率及処理方法 8工事完成年月日昭和10年12月13日 (福鉱10年第441号)	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 中村幸八	昭和16年11月28日	
DSC_0196	K939	7	6724	68	4	赤石鉱山選鉱場・焼鉱場並製鍊場調査に関する事項・図面 (採357号)	製鍊場配置図 縮尺1200分の1	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 中村幸八		書き込み有K940と 同
DSC_0197	K940	8	6724	68	5	赤石鉱山選鉱場・焼鉱場並製鍊場調査に関する事項・図面 (採357号)	製鍊場配置図 縮尺1200分の1	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 中村幸八		

JPG.No	PSD.No	校番	I D	文書 番号	校番	表題	文書概要	差出人	受取人	作成年月日	備考
DSC_0344	K150	71	6715	45	14	福鉱15年第489号・認可	大正15年10月23日届出の工事完成の選鉱・製錬場使用認可決定通知書	福岡鉱山監督局長 西田稔	宮内敬太郎	大正15年10月26日	
DSC_0254	K061	32	6734	46	1	福鉱5年第776号・許可 (知覧村塩屋・西元・川辺町本別府・勝目村上山田)	昭和5年9月11日出願の金銀鉱試掘願許可決定通知書	福岡鉱山監督局長 吉田健三郎	宮内敬太郎	昭和5年9月30日	
DSC_0220	K963	13	6735	46	2	金銀鉱試掘願・添付図 (知覧村塩屋・西元・川辺町本別府・勝目村上山田)	金銀鉱試掘鉱区図 縮尺6000分の1 昭和5年9月11日出願	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 吉田健三郎	昭和5年9月30日	
DSC_0255	K062	33	6734	46	-	福鉱5年第776号・許可 (知覧村塩屋・西元・川辺町本別府・勝目村上山田)	昭和5年9月11日出願の金銀鉱試掘願許可決定通知書	福岡鉱山監督局長 吉田健三郎	宮内敬太郎	昭和5年9月30日	K61と同
DSC_0259	K066	37	6734	47	1	鹿児島県試掘権登録 第2522号報告	1鉱床の説明 (イ)地質 (ロ)鉱床 (ハ)鉱脈の露頭	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原佐一	昭和7年6月1日	
DSC_0260	K067	38	6734	47	2	鹿児島県試掘権登録 第2522号報告	(ニ)走向 (ホ)傾斜 (ヘ)幅 (ト)延長 (チ)鉱物の種類 (リ)鉱石の品位 2機案の概要 (イ)着手年月日 (ロ)探鉱の順序方法 (ハ)採鉱の順序方法 (ニ)機械の設備 (ホ)選鉱製錬の設備 (ヘ)使役鉱夫数 (ト)鉱産額 (チ)完鉱先 3今後の発展見込	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原佐一	昭和7年6月1日	
DSC_0261	K068	39	6734	47	3	鹿児島県試掘権登録 第2522号報告	3今後の発展見込	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原佐一	昭和7年6月1日	
DSC_0223	K966	16	6735	47	4	鹿児島県試掘権登録 第2522号報告	坑内外対照図縮尺6000分の1	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原佐一	昭和7年6月1日	
DSC_0258	K065	36	6734	47	-	鹿児島県試掘権登録 第2522号報告	坑内外対照図縮尺6000分の1	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原佐一	昭和7年6月1日	K966と同
DSC_0237	K047	18	6734	48	1	福鉱7年第688号・許可 (試登第2668号)	昭和7年8月6日出願の金銀鉄鉱試掘願許可決定通知書	福岡鉱山監督局長 原佐一	宮内敬太郎	昭和7年8月16日	
DSC_0222	K965	15	6735	48	2	金銀鉄鉱試掘鉱区図・添付図 (旧試登2522号)	金銀鉄鉱試掘鉱区図 縮尺6000分の1 昭和7年8月6日出願	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原佐一	昭和7年8月16日	
DSC_0257	K064	35	6734	48	-	金銀鉄鉱試掘鉱区図・添付図 (旧試登2522号)	金銀鉄鉱試掘鉱区図(第1図) 縮尺6000分の1 昭和7年8月6日出願	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原佐一	昭和7年8月16日	
DSC_0103	K902	6	6722	49	1	福鉱7年第1025号・許可 (試登第2735号)	昭和7年11月25日出願の金銀鉄鉛試掘願は鉱業法施行細則第36条第1項の規定により許可決定通知書	福岡鉱山監督局長 原佐一	宮内敬太郎	昭和7年12月1日	
DSC_0205	K948	1	6720	49	2	福鉱7年第1025号・添付図 (試登第2735号)	金銀鉄鉱試掘鉱区図(旧試第2543号) 縮尺6000分の1 昭和7年11月25日出願	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原佐一	昭和7年12月1日	
DSC_0024	K823	4	6724	50	1	福鉱7年第896号・許可 (試掘第2772号)	昭和7年10月25日出願の金銀鉱試掘願決定通知書	福岡鉱山監督局長 原田幾造	宮内敬太郎	昭和8年4月21日	
DSC_0102	K901	5	6722	51	1	福鉱7年第896号・不許可 (試登第2630・2675号)	試登第2630号・第2675号の各試掘鉱区と重複部分及十間の間隔地の金銀鉱試掘願は不許可決定通知書	福岡鉱山監督局長 原田幾造	宮内敬太郎	昭和8年4月22日	
DSC_0202	K945	13	6724	51	2	福鉱7年第896号・添付図 (試登第2630・2675号)	金銀鉱試掘鉱区図 縮尺6000分の1 昭和8年1月11日出願	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和8年4月22日	
DSC_0192	K935	3	6724	51	-	福鉱7年第896号・添付図 (試登第2630・2675号)	金銀鉱試掘鉱区図 縮尺6000分の1 昭和8年1月11日出願	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和8年4月22日	K945と同
DSC_0243	K051	22	6734	52	1	福鉱8年第776号・許可 (試登第2799号)	昭和8年6月10日出願の金銀鉱試掘願許可決定通知書	福岡鉱山監督局長 原田幾造	宮内敬太郎	昭和8年6月16日	
DSC_0215	K958	8	6735	52	2	金銀鉱試掘願・添付図 (試登第2799号・旧試第2585号)	金銀鉱試掘鉱区図 縮尺6000分の1 昭和8年6月10日出願	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和8年6月16日	
DSC_0244	K052	23	6734	52	-	金銀鉱試掘願・添付図 (試登第2799号・旧試第2585号)	金銀鉱試掘鉱区図 縮尺6000分の1 昭和8年6月10日出願	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和8年6月16日	K958と同
DSC_0245	K053	24	6734	52	-	金銀鉱試掘願・添付図 (試登第2799号・旧試第2585号)	金銀鉱試掘鉱区図 縮尺6000分の1 昭和8年6月10日出願	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和8年6月16日	K958と同
DSC_0080	K879	60	6724	53	1	福鉱8年第134号・指示	昭和8年2月19日付申請の開坑する鉱道について追加鉱業案を再提出指示	福岡鉱山監督局	宮内敬太郎	昭和8年6月10日	
DSC_0081	K880	61	6724	53	2	開坑に関する鉱業施業案 (採登第14号)	鉱業施業案に対し開坑の件追加	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局 原田幾造	昭和8年6月16日	
DSC_0082	K881	62	6724	53	3	開坑に関する鉱業施業案 (採登第14号)	鉱業施業案に対し開坑の件追加	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和8年6月16日	
DSC_0083	K882	63	6724	53	4	開坑に関する鉱業施業案・別図面(採登第14号)	赤水鉱山15年坑道位置図 縮尺1200分の1	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和8年6月16日	
DSC_0248	K959	26	6734	54	1	金銀鉄採掘願・添付図 (採登第352号)	金銀鉄採掘鉱区図(枕崎・別府) 縮尺6000分の1 昭和9年8月26日出願	宮内敬太郎		昭和9年8月26日	
DSC_0206	K949	2	6720	54	2	金銀鉄採掘願・添付図(写) (採登第352号)	金銀鉄採掘鉱区図(枕崎・別府) 縮尺6000分の1 昭和9年8月26日出願	宮内敬太郎		昭和9年8月26日	写
DSC_0248	K055	26	6734	54	-	金銀鉄採掘願・添付図 (採登第352号)	金銀鉄採掘鉱区図(枕崎・別府) 縮尺6000分の1 昭和9年8月26日出願	宮内敬太郎		昭和9年8月26日	K959と同
DSC_0077	K876	57	6724	55	1	旧製錬場撤廃し新製錬場 設置願 (採登第14号)	轟製錬場撤廃し赤水岡下に新設願	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和10年11月11日	
DSC_0078	K877	58R	6724	55	2	旧製錬場撤廃し新製錬場 設置願 (採登第14号)	轟製錬場撤廃し赤水岡下に新設願	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和10年11月11日	
DSC_0078	K877	58L	6724	55	3	新製錬場設置願 ・新設製錬場説明書 (採登第14号)	・設置場所 ・一ヶ月間の取扱元鉱産数量精鉱数量 ・操業方法の概要(系統図) ・原動機主要機械設置の連絡建物設計概要 (別紙図面・既設選鉱場と併用に併置する廃水捨石処理工事着手予定時期)	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 原田幾造	昭和10年11月11日	建物設計概要図なし

JPG.No	PSD.No	枝番	I D	文書番号	枝番	表題	文書概要	差出人	受取人	作成年月日	備考
DSC_0340	K146	67	6715	44	3	赤石鉱山(採登第14号) 選鉱場設置認可願・選鉱場設置事項記載書	・別紙選鉱系統図 6原動機の種類及実馬力 7捨石又は鉱滓の量及処理方法 8捨石又は鉱滓の堆積場の位置構造及堆積量 9廃水の量及処理方法	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月2日	
DSC_0341	K147	68	6715	44	4	赤石鉱山(採登第14号) 選鉱場設置認可願・選鉱場設置事項記載書	10焼鉱又は製錬に因り生ずる煙の煙道… 11焼鉱若は製錬用の炉又は蒸留釜の… 12建設物の設計概要並略図及配置図 (図面別紙相添) 13付近の地形及地種目を示せる地図 (別紙相添)	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月2日	
DSC_0335	K141	62	6715	44	5	赤石鉱山(採登第14号) 選鉱場設置認可願・選鉱場設置事項記載書別紙図面	5選鉱系統図	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月2日	
DSC_0362	K168	89	6715	44	6	赤石鉱山(採登第14号) 選鉱場設置認可願・選鉱場設置事項記載書別紙図面	8捨石堆積場及鉱尾貯蔵堆積場構造の一例	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月2日	
DSC_0359	K165	86	6715	44	7	赤石鉱山(採登第14号) 選鉱場設置認可願・選鉱場設置事項記載書別紙図面	12赤石鉱山選鉱場建設物略図 縮尺40分の1	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月2日	
DSC_0364	K170	91	6715	44	8	赤石鉱山(採登第14号) 選鉱場設置認可願・選鉱場設置事項記載書別紙図面	12赤石鉱山選鉱場建設物配置図 縮尺200分の1	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月2日	
DSC_0336	K142	63	6715	44	9	赤石鉱山(採登第14号) 選鉱場設置認可願・選鉱場設置事項記載書別紙図面	鉱尾置場及沈殿池断面図 縮尺300分の1	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月2日	
DSC_0358	K164	85	6715	44	-	赤石鉱山(採登第14号) 選鉱場設置認可願・選鉱場設置事項記載書別紙図面	12赤石鉱山選鉱場建設物略図 縮尺40分の1	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月2日	K165と同
DSC_0360	K166	87	6715	44	-	赤石鉱山(採登第14号) 選鉱場設置認可願・選鉱場設置事項記載書別紙図面	12赤石鉱山選鉱場建設物略図 縮尺40分の1	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月2日	K165と同
DSC_0365	K171	92	6715	44	-	赤石鉱山(採登第14号) 選鉱場設置認可願・選鉱場設置事項記載書別紙図面	12赤石鉱山選鉱場建設物配置図 縮尺200分の1	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月2日	K170と同
DSC_0346	K152	73	6715	45	1	赤石鉱山(採登第14号) 選鉱場設置認可願・申請書	知覧村大字塩屋に設置のため選鉱場別紙事項記載書を添えて認可願申請書	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月2日	宮内敬太郎印有
DSC_0347	K153	74	6715	45	2	赤石鉱山(採登第14号) 選鉱場設置認可願・選鉱場設置事項記載書	選鉱場設置事項記載書 1設置場所 2取扱い物の種類及産出鉱山 3一ヶ月間の取扱元鉱数量 4一ヶ月間の製品の種類及数量 5操業方法の概要	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月2日	
DSC_0348	K154	75	6715	45	3	赤石鉱山(採登第14号) 選鉱場設置認可願・選鉱場設置事項記載書	・別紙選鉱系統図 6原動機の種類及実馬力 7捨石又は鉱滓の量及処理方法 8捨石又は鉱滓の堆積場の位置構造及堆積量 9廃水の量及処理方法	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月2日	
DSC_0349	K155	76	6715	45	4	赤石鉱山(採登第14号) 選鉱場設置認可願・選鉱場設置事項記載書	10焼鉱又は製錬に因り生ずる煙の煙道… 11焼鉱若は製錬用の炉又は蒸留釜の… 12建設物の設計概要並略図及配置図 (図面別紙相添) 13付近の地形及地種目を示せる地図 (別紙相添)	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月2日	
DSC_0342	K148	69	6715	45	5	赤石鉱山(採登第14号) 選鉱場設置認可願・選鉱場設置事項記載書別紙図面	5選鉱系統図	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月2日	
DSC_0357	K163	84	6715	45	6	赤石鉱山(採登第14号) 選鉱場設置認可願・選鉱場設置事項記載書別紙図面	8捨石堆積場及鉱尾貯蔵堆積場構造の一例	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月2日	
DSC_0363	K169	90	6715	45	7	赤石鉱山(採登第14号) 選鉱場設置認可願・選鉱場設置事項記載書別紙図面	12赤石鉱山選鉱場建設物略図 縮尺40分の1	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月2日	
DSC_0361	K167	88	6715	45	8	赤石鉱山(採登第14号) 選鉱場設置認可願・選鉱場設置事項記載書別紙図面	12赤石鉱山選鉱場建設物配置図 縮尺200分の1	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月2日	
DSC_0366	K172	93	6715	45	9	赤石鉱山(採登第14号) 選鉱場設置認可願・選鉱場設置事項記載書別紙図面	13選鉱場附近地図	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月2日	
DSC_0343	K149	70	6715	45	10	赤石鉱山(採登第14号) 選鉱場設置認可願・選鉱場設置事項記載書別紙図面	13付近の地形及地種目を示す地図 縮尺1200分の1	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月2日	
DSC_0345	K151	72	6715	45	11	福岡15年第489号・認可	大正15年10月2日願出の選鉱・製錬場の件認可決定通知書	福岡鉱山監督局長 西田稔	宮内敬太郎	大正15年10月7日	
DSC_0350	K156	77	6715	45	12	赤石鉱山(採登第14号) 選鉱場工事完成御届	大正15年10月7日福岡15年第489号認可の知覧村大字塩屋の選鉱場完成届	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月23日	
DSC_0351	K157	78	6715	45	13	赤石鉱山(採登第14号) 選鉱場工事完成御届	大正15年10月7日福岡15年第489号認可の知覧村大字塩屋の選鉱場完成届	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月23日	

JPG.No	PSD.No	枝番	I D	文書番号	枝番	表題	文書概要	差出人	受取人	作成年月日	備考
DSC_0779	K584	18	7598	39	21	自家用発電水量使用工事許可願・調書(別紙相添)	(3堰堤定規図) 縮尺300分の1 平面図のA点断面 縮尺20分の1	宮内敬太郎	鹿児島県知事 橋本正治	大正10年4月17日	
DSC_0780	K585	19	7598	39	22	自家用発電水量使用工事許可願・調書(別紙相添)	(3水路定規図) 縮尺20分の1	宮内敬太郎	鹿児島県知事 橋本正治	大正10年4月17日	
DSC_0781	K586	20	7598	39	23	自家用発電水量使用工事許可願・調書(別紙相添)	(4流量測定図) 縮尺100分の1	宮内敬太郎	鹿児島県知事 橋本正治	大正10年4月17日	
DSC_0782	K587	21	7598	39	24	自家用発電水量使用工事許可願・調書(別紙相添)	(4洪水位背水図) 縦断面図(縦500分の1・横50分の1) 横断面図50分の1	宮内敬太郎	鹿児島県知事 橋本正治	大正10年4月17日	
DSC_0217	K960	10	6735	40	1	金銀鉱試掘願・添付図 (知覧村西元・川辺村本別府・ 勝目村上山田)	金銀鉱試掘鉱区図・縮尺6000分の1 大正10年6月10日出願	宮内敬太郎	福岡鉱務署長 三井米松	大正10年6月10日	
DSC_0249	K056	27	6734	40	-	金銀鉱試掘願・添付図 (知覧村西元・川辺村本別府・ 勝目村上山田)	金銀鉱試掘鉱区図・縮尺6000分の1 大正10年6月10日出願	宮内敬太郎	福岡鉱務署長 三井米松	大正10年6月10日	K960と同
DSC_0310	K116	37	6715	41	1	赤石鉱山(採登第14号) 坑内実測図副申書	大正10年中坑内実測図を明瞭な図面 縮尺300分の1で提出	宮内敬太郎	福岡鉱務署	大正11年2月1日	
DSC_0356	K162	83	6715	41	2	赤石鉱山(採登第14号) 坑内実測図副申書・平面図	坑内実測平面図・縮尺300分の1 (坑内状態明瞭にするため今回尚精則の上改正) 大正11年2月提出	宮内敬太郎 測量・山下芳太郎	福岡鉱務署長 三井米松	大正11年2月1日	
DSC_0331	K137	58	6715	41	3	福鉱11年第127号・指示	大正11年2月15日提出の坑内実測図不備に付 修正指示	福岡鉱務署長 三井米松	宮内敬太郎	大正11年2月20日	
DSC_0332	K138	59	6715	41	4	福鉱11年第127号・指示	大正11年2月15日提出の坑内実測図不備に付 修正指示	福岡鉱務署長 三井米松	宮内敬太郎	大正11年2月20日	
DSC_0329	K135	56	6715	41	5	赤石鉱山(採登第14号) 坑内実測図修正御届	福鉱11年第127号指示の大正10年分 坑内修正届(図面有)	宮内敬太郎	福岡鉱務署長 三井米松	大正11年2月28日	
DSC_0330	K136	57	6715	41	6	赤石鉱山(採登第14号) 坑内実測図修正御届	福鉱11年第127号指示の大正10年分 坑内修正届(図面有)	宮内敬太郎	福岡鉱務署長 三井米松	大正11年2月28日	
DSC_0353	K159	80	6715	41	7	赤石鉱山(採登第14号) 坑内実測図修正御届・平面図	坑内実測平面図・縮尺1200分の1 (福鉱署指示により300分の1から修正) 大正11年2月	宮内敬太郎 測量・山下芳太郎	福岡鉱務署長 三井米松	大正11年2月28日	
DSC_0355	K161	82	6715	41	-	赤石鉱山(採登第14号) 坑内実測図修正御届・平面図	坑内実測平面図・縮尺300分の1 (坑内状態明瞭にするため今回尚精則の上改正) 大正11年2月提出	宮内敬太郎 測量・山下芳太郎	福岡鉱務署長 三井米松	大正11年2月1日	K162と同
DSC_0354	K160	81	6715	41	-	赤石鉱山(採登第14号) 坑内実測図修正御届・平面図	坑内実測平面図・縮尺300分の1 (坑内状態明瞭にするため今回尚精則の上改正) 大正11年2月提出	宮内敬太郎 測量・山下芳太郎	福岡鉱務署長 三井米松	大正11年2月1日	K162と同
DSC_0334	K140	61	6715	41	-	赤石鉱山(採登第14号) 坑内実測図修正御届・平面図	坑内実測平面図・縮尺1200分の1 (福鉱署指示により300分の1から修正) 大正11年2月	宮内敬太郎 測量・山下芳太郎	福岡鉱務署長 三井米松	大正11年2月28日	K159と同
DSC_0352	K158	79	6715	41	-	赤石鉱山(採登第14号) 坑内実測図修正御届・平面図	坑内実測平面図・縮尺1200分の1 (福鉱署指示により300分の1から修正) 大正11年2月	宮内敬太郎 測量・山下芳太郎	福岡鉱務署長 三井米松	大正11年2月28日	K159と同
DSC_0250	K057	28	6734	42	1	福鉱11年第443号・許可 (試登第1884号)	大正11年3月5日出願の金銀鉱試掘願許可決定 通知書	福岡鉱務署長 三井米松	宮内敬太郎	大正11年3月24日	
DSC_0218	K961	11	6735	42	2	金銀鉱試掘願・添付図 (試登第1884号)	金銀鉱試掘鉱区図・縮尺6000分の1 大正11年3月5日出願	宮内敬太郎	福岡鉱務署長 三井米松	大正11年3月24日	
DSC_0251	K058	29	6734	42	-	福鉱11年第443号・添付図 (試登第1884号)	金銀鉱試掘鉱区図・縮尺6000分の1 大正11年3月5日出願	宮内敬太郎	福岡鉱務署長 三井米松	大正11年3月24日	K961と同
DSC_0327	K133	54	6715	43	1	赤石鉱山(採登第14号) 既設製錬場へ選鉱汰盤付設認可 願	明治45年4月5日福鉱45年第149号認可の製錬 場に選鉱汰盤1台設置認可願別紙説明書及 汰盤・製錬場全図相添	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月2日	
DSC_0328	K134	55R	6715	43	2	赤石鉱山(採登第14号) 既設製錬場へ選鉱汰盤付設認可 願	轟製錬場に選鉱汰盤1台設置認可願	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月2日	
DSC_0328	K134	55L	6715	43	3	赤石鉱山(採登第14号) 既設製錬場へ選鉱汰盤付設認可 願汰盤据付説明書	汰盤据付説明書	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月2日	
DSC_0313	K119	40	6715	43	4	赤石鉱山(採登第14号) 既設製錬場へ選鉱汰盤付設認可 願(別紙図面)	製錬場全図・縮尺3000分の1 在来の製錬場へ汰盤及電動機を据付る位置 を示すもの	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月2日	
DSC_0337	K143	64	6715	43	5	赤石鉱山(採登第14号) 既設製錬場へ選鉱汰盤付設認可 願(別紙図面)	ウキルフリー選鉱汰盤略図 縮尺16分の1	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月2日	
DSC_0326	K132	53	6715	43	6	福鉱15年第490号・認可	大正15年10月2日願届の選鉱汰盤設置の件認可 決定通知書	福岡鉱山監督局長 西田稔	宮内敬太郎	大正15年10月7日	
DSC_0316	K122	43	6715	43	7	赤石鉱山(採登第14号) 選鉱汰盤据付工事完成御届	大正15年10月7日福鉱15年第490号認可の赤 石鉱山轟製錬場内選鉱汰盤据付工事完成使 用認可願	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月23日	
DSC_0317	K123	44R	6715	43	8	赤石鉱山(採登第14号) 選鉱汰盤据付工事完成御届	大正15年10月7日福鉱15年第490号認可の赤 石鉱山轟製錬場内選鉱汰盤据付工事完成使 用認可願	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月23日	扣
DSC_0315	K121	42	6715	43	9	福鉱15年第490号・認可	大正15年10月23日届の工事完成の選鉱汰盤 使用認可決定通知書	福岡鉱山監督署長 西田稔	宮内敬太郎	大正15年10月26日	
DSC_0338	K144	65	6715	44	1	赤石鉱山(採登第14号) 選鉱場設置認可願・申請書	選鉱場設置別紙記載の通り認可願申請書	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月2日	扣
DSC_0339	K145	66	6715	44	2	赤石鉱山(採登第14号) 選鉱場設置認可願・選鉱場設 置事項記載書	1設置場所 2取扱元鉱の種類及産出鉱山 3一ヶ月間の取扱元鉱数量 4一ヶ月間の製品の種類及数量 5操業方法の概要	宮内敬太郎	福岡鉱山監督局長 西田稔	大正15年10月2日	1の小子赤石岡下 1730番地が抜けてい る

JPG.No	PSD.No	枝番	ID	文書番号	枝番	表題	文書概要	差出人	受取人	作成年月日	備考
DSC_0607	K413	10L	7597	34	10	三第444号	水面使用継続願書返付	加世田土木出張所長	宮内敬二	大正9年12月13日	
DSC_0598	K404	1	7597	34	11	受領書	大正8年10月20日付麓川水利使用願の許可書を受領しました	宮内敬二	鹿児島県知事橋本正治	大正9年12月28日	
DSC_0554	K360	1	7599	35	1	自家用発電水利使用相続申請	大正9年12月10日付指令甲土第9955号同年12月28日交付受領した麓川水利利用権宮内敬二死亡により申請	宮内敬太郎	鹿児島県知事橋本正治	大正10年2月8日	
DSC_0555	K361	2	7599	35	2	甲土第1127号	大正10年2月8日提出の自家用発電水利使用相続申請書をもう一通至急提出しなさい	鹿児島県	宮内敬太郎	大正10年3月7日	
DSC_0559	K365	3	7600	36	1	手紙(見積書依頼)	発電所工事に必要な付属品の見積書依頼	宮内鉱業所	川北電気商会・芝浦製作所・明電社・日立製作所・奥村電気商会・電業社	大正10年3月3日	
DSC_0560	K366	4R	7600	36	2	手紙(見積書依頼)	発電所工事に必要な付属品の見積書依頼	宮内鉱業所	川北電気商会・芝浦製作所・明電社・日立製作所・奥村電気商会・電業社	大正10年3月3日	
DSC_0560	K366	4L	7600	36	3	手紙(見積書依頼)	水車及発電機並両付属品の見積書依頼	宮内鉱業所	川北電気商会・芝浦製作所・明電社・日立製作所・奥村電気商会・電業社	大正10年3月16日	
DSC_0561	K367	5	7600	36	4	手紙(見積書依頼)	水車及発電機並両付属品の見積書依頼	宮内鉱業所	川北電気商会・芝浦製作所・明電社・日立製作所・奥村電気商会・電業社	大正10年3月16日	
DSC_0557	K363	1	7600	37	1	水利使用権廃棄届	自家用発電水利は薩南水電株式会社より供給するため権利廃棄届	宮内敬太郎	鹿児島県知事橋本正治	大正10年4月1日	
DSC_0558	K364	2R	7600	37	2	水利使用権廃棄届	自家用発電水利は薩南水電株式会社より供給するため権利廃棄届	宮内敬太郎	鹿児島県知事橋本正治	大正10年4月1日	
DSC_0558	K364	2L	7600	38	1	副申書	薩南水電株式会社が新願に添付した副申書	薩南水電株式会社	鹿児島県知事橋本正治	大正10年4月1日	
DSC_0762	K567	1	7598	39	1	自家用発電電水量使用量許可願	赤水鉱山(表紙)	宮内敬太郎	鹿児島県知事橋本正治	大正10年4月17日	
DSC_0763	K568	2	7598	39	2	自家用発電電水量使用工事許可願(川辺村大字高田小字瀬越)	高田川宮内発電所工事 1所属地名 2工事種類及名称 3起工時由の目的	宮内敬太郎	鹿児島県知事橋本正治	大正10年4月17日	
DSC_0764	K569	3R	7598	39	3	自家用発電電水量使用工事許可願	4工事期間	宮内敬太郎	鹿児島県知事橋本正治	大正10年4月17日	
DSC_0764	K569	3L	7598	39	4	自家用発電電水量使用工事許可願・調書	1電気起業概要(1起業者住所職業及氏名 2起業の目的・3供給区域)	宮内敬太郎	鹿児島県知事橋本正治	大正10年4月17日	
DSC_0765	K570	4	7598	39	5	自家用発電電水量使用工事許可願・調書	4取水河川並取水口及放水口の位置 5使用電水量 6有効落差 7馬力数 8発電力 9水の使用期間 10水面使用の場所)	宮内敬太郎	鹿児島県知事橋本正治	大正10年4月17日	
DSC_0766	K571	5	7598	39	6	自家用発電電水量使用工事許可願・調書	2水路工事(1水路一覽図 2水路予測図 3堰堤及水路定規図別紙相添 4計画説明大要)	宮内敬太郎	鹿児島県知事橋本正治	大正10年4月17日	
DSC_0767	K572	6	7598	39	7	自家用発電電水量使用工事許可願・調書	・取水方法の大要	宮内敬太郎	鹿児島県知事橋本正治	大正10年4月17日	
DSC_0768	K573	7	7598	39	8	自家用発電電水量使用工事許可願・調書	・使用電水量決定の理由	宮内敬太郎	鹿児島県知事橋本正治	大正10年4月17日	
DSC_0769	K574	8	7598	39	9	自家用発電電水量使用工事許可願・調書	・水路断面算定の方法 ・水車の種類個数 ・掘鑿土砂の数量及処理方法 ・切取盛土法面の保護及産地崩壊の防止方法 ・貯水池及河水の調製池)	宮内敬太郎	鹿児島県知事橋本正治	大正10年4月17日	
DSC_0770	K575	9	7598	39	10	自家用発電電水量使用工事許可願・調書	3取水河川の水量測定(1流域面積 2流域に於ける植林状態 3雨量観測表別紙相添 4取水口付近に於ける流水量及測定の方法時期並に測定場所の横断面図 5使用河川の勾配及河床 6水量測定に関する担当技術者)	宮内敬太郎	鹿児島県知事橋本正治	大正10年4月17日	
DSC_0771	K576	10	7598	39	11	自家用発電電水量使用工事許可願・調書	4起業と治水その他公益事業等との(1灌漑その他許可の水利事業に及ぼす影響並これに関する施設の大要 2所後の通航及流水及漁業に及ぼす影響並これに関する施設の大要 3名勝旧蹟等に及ぼす影響並これに関する施設の大要)	宮内敬太郎	鹿児島県知事橋本正治	大正10年4月17日	
DSC_0772	K577	11	7598	39	12	自家用発電電水量使用工事許可願・調書	4取水口堰堤の為洪水時に於ける水面の隆起に起因する影響の程度並これに関する施設の大要;洪水位背水図 5貯水池設置に因り・関する施設の大要 6放水口・関する施設の大要 5工事費概算書(別紙相添) 6収支概算書	宮内敬太郎	鹿児島県知事橋本正治	大正10年4月17日	
DSC_0773	K578	12	7598	39	13	自家用発電電水量使用工事許可願・調書(別紙相添)	3雨量観測表 (大正元年から5年)川辺郡役所調	宮内敬太郎	鹿児島県知事橋本正治	大正10年4月17日	
DSC_0774	K579	13R	7598	39	14	自家用発電電水量使用工事許可願・調書(別紙相添)	3雨量観測表 (大正元年から5年)川辺郡役所調	宮内敬太郎	鹿児島県知事橋本正治	大正10年4月17日	
DSC_0774	K579	13L	7598	39	15	自家用発電電水量使用工事許可願・調書(別紙相添)	5工事費概算書	宮内敬太郎	鹿児島県知事橋本正治	大正10年4月17日	
DSC_0775	K580	14R	7598	39	16	自家用発電電水量使用工事許可願・調書(別紙相添)	5工事費概算書	宮内敬太郎	鹿児島県知事橋本正治	大正10年4月17日	
DSC_0775	K580	14L	7598	39	17	自家用発電電水量使用工事許可願・調書(別紙相添)	水路一覽(流域供給地)	宮内敬太郎	鹿児島県知事橋本正治	大正10年4月17日	
DSC_0776	K581	15	7598	39	18	自家用発電電水量使用工事許可願・調書(別紙相添)	(2水路予測断面図) 縮尺3000分の1	宮内敬太郎	鹿児島県知事橋本正治	大正10年4月17日	
DSC_0777	K582	16	7598	39	19	自家用発電電水量使用工事許可願・調書(別紙相添)	(2水路予測断面図) 縮尺(縦3000分の1・横200分の1)	宮内敬太郎	鹿児島県知事橋本正治	大正10年4月17日	
DSC_0778	K583	17	7598	39	20	自家用発電電水量使用工事許可願・調書(別紙相添)	(2川床縦断面図) 縮尺(縦12000分1・横200分の1)	宮内敬太郎	鹿児島県知事橋本正治	大正10年4月17日	

JPG.No	PSD.No	枝番	ID	文書番号	枝番	表題	文書概要	差出人	受取人	作成年月日	備考
DSC_0588	K394	2	7594	29	2	水量使用発電工事許可願調書	第1電気起業概要 1起業者住所職業及氏名 2起業の目的 3供給区域並その図面	宮内敬二	鹿児島県知事 橋本正治	大正8年10月20日	
DSC_0589	K395	3	7594	29	3	水量使用発電工事許可願調書	4取水河川名並取水口及放水口の位置 5使用水量 6有効落差 7馬力数 8発電電力 9水面使用地	宮内敬二	鹿児島県知事 橋本正治	大正8年10月20日	
DSC_0590	K396	4	7594	29	4	水量使用発電工事許可願調書	第2水路工事 1水路一覽図 2水路予測図 3縦断水路定規図(別紙図有) 4計画説明大要	宮内敬二	鹿児島県知事 橋本正治	大正8年10月20日	
DSC_0591	K397	5	7594	29	5	水量使用発電工事許可願調書	第3取水河川の取水量測定	宮内敬二	鹿児島県知事 橋本正治	大正8年10月20日	
DSC_0592	K398	6	7594	29	6	水量使用発電工事許可願調書	1流域面積 2流域に於ける植林状況 3雨量観測表(別紙表有) 4取水口付近に於ける流水量及其の測定の 方法時間並測定場所横断面図 5使用河川の勾配及川床 第4起業と治水その他公益事業との関係	宮内敬二	鹿児島県知事 橋本正治	大正8年10月20日	
DSC_0593	K399	7R	7594	29	7	水量使用発電工事許可願調書	第5工事費概要 第6収支概算書	宮内敬二	鹿児島県知事 橋本正治	大正8年10月20日	
DSC_0593	K399	7L	7594	29	8	水量使用発電工事許可願調書	工事費概算書(表)	宮内敬二	鹿児島県知事 橋本正治	大正8年10月20日	
DSC_0594	K400	8R	7594	29	9	水量使用発電工事許可願調書	工事費概算書(表)	宮内敬二	鹿児島県知事 橋本正治	大正8年10月20日	
DSC_0594	K400	8L	7594	29	10	地図	野間嶽	宮内敬二	鹿児島県知事 橋本正治	大正8年10月20日	
DSC_0595	K401	9	7594	29	11	水量使用発電工事許可願調書(別紙図面)	第2水路工事 2水路予測図	宮内敬二	鹿児島県知事 橋本正治	大正8年10月20日	
DSC_0596	K402	10	7594	29	12	水量使用発電工事許可願調書(別紙表)	第3取水河川の取水量測定 3雨量観測表(川辺郡役所調)	宮内敬二	鹿児島県知事 橋本正治	大正8年10月20日	
DSC_0627	K433	1	7594	29	13	水量使用発電工事許可願調書(別紙図面)	河床縦断補遺 (縮尺縦12000分の1・横500分の1)	宮内敬二	鹿児島県知事 橋本正治	大正8年10月20日	
DSC_0628	K434	2	7594	29	14	水量使用発電工事許可願調書(別紙図面)	第2水路工事 2水路予測図 水路予測断面図 (縮尺・縦1200分の1・横200分の1)	宮内敬二	鹿児島県知事 橋本正治	大正8年10月20日	
DSC_0629	K435	3	7594	29	15	水量使用発電工事許可願調書(別紙図面)	第2水路工事 2水路予測図 水路予測断面図 (縮尺・縦1200分の1・横200分の1)	宮内敬二	鹿児島県知事 橋本正治	大正8年10月20日	
DSC_0630	K436	4	7594	29	16	水量使用発電工事許可願調書(別紙図面)	第4起業と治水その他公益事業との関係 4流水新旧水位図 縦断面(縮尺・縦200分の1・横100分の1) 横断面(縮尺300分の1)	宮内敬二	鹿児島県知事 橋本正治	大正8年10月20日	
DSC_0631	K437	5	7594	29	17	水量使用発電工事許可願調書(別紙図面)	第3取水河川の水量測定 4(2)流量測定場所 横断面図・明治44年11月21日 過水時測定:大正9年6月8日過水時測定	宮内敬二	鹿児島県知事 橋本正治	大正8年10月20日	
DSC_0632	K438	6	7594	29	18	水量使用発電工事許可願調書(別紙図面)	第3取水河川の水量測定 5使用河川の勾配及河床:河床縦断面図(取水口より上流は宮内敬二製錬水車あり放水口より下流は薩南水電会社水路ありこの間・縦3000分の1・横500分の1)	宮内敬二	鹿児島県知事 橋本正治	大正8年10月20日	
DSC_0633	K439	7	7594	29	19	水量使用発電工事許可願・調書(別紙図面)	第2水路工事 3縦断水路の定規図 縦定及水路定規図(縮尺20分の1)	宮内敬二	鹿児島県知事 橋本正治	大正8年10月20日	
DSC_0608	K414	11	7597	30	1	水面使用継続許可願(麓川)	明治43年8月19日付指令甲士第3610号・大正4年6月17日付指令甲士第3318号継続願	宮内敬二	鹿児島県知事 橋本正治	大正9年5月1日	印有
DSC_0609	K415	12	7597	30	2	水面使用継続許可願(麓川)	明治43年8月19日付指令甲士第3610号・大正4年6月17日付指令甲士第3318号継続願	宮内敬二	鹿児島県知事 橋本正治	大正9年5月1日	
DSC_0610	K416	13	7597	30	3	水面使用継続許可願(麓川)	麓川水面実測反別5坪	宮内敬二	鹿児島県知事 橋本正治	大正9年5月1日	
DSC_0614	K420	17	7597	30	4	水面使用継続許可願(麓川)	明治43年8月19日付指令甲士第3610号・大正4年6月17日付指令甲士第3318号継続願	宮内敬二	鹿児島県知事 橋本正治	大正9年5月1日	印有
DSC_0615	K421	18R	7597	30	5	水面使用継続許可願(麓川)	明治43年8月19日付指令甲士第3610号・大正4年6月17日付指令甲士第3318号継続願	宮内敬二	鹿児島県知事 橋本正治	大正9年5月1日	
DSC_0613	K419	16	7597	31	1	御願	鉱物製錬水車水面使用満期に伴い・継続願	宮内敬二	鹿児島県知事 橋本正治	大正9年5月19日	
DSC_0615	K421	18L	7597	32	1	村会決議享	水面実測坪数5坪は鉱物製錬所水車堰設置用 水面使用継続に支障なきこととし決議す	知覧村長 宮原友記	宮内敬二	大正9年6月18日	
DSC_0616	K422	19	7597	32	2	評価書	知覧村郡字轟麓川筋水面使用料	知覧村書記 佐多直守・山内誠哉	宮内敬二	大正9年6月18日	
DSC_0611	K417	14	7597	33	1	村会決議享	水面実測坪数5坪は鉱物製錬所水車堰設置用 水面使用継続に支障なきこととし決議す	知覧村長 宮原友記	宮内敬二	大正9年6月18日	
DSC_0612	K418	15	7597	33	2	評価書	知覧村郡字轟麓川筋水面使用料	知覧村書記 佐多直守・山内誠哉	宮内敬二	大正9年6月18日	
DSC_0599	K405	2	7597	34	1	指令甲士第8955号	大正8年10月20日付麓川水利使用願の件命令書を下付し許可	鹿児島県知事 橋本正治	宮内敬二	大正9年12月10日	
DSC_0600	K406	3	7597	34	2	命令書	麓川の水利使用及水路開設並にその付属物の施設を認可指示	鹿児島県知事 橋本正治	宮内敬二	大正9年12月10日	
DSC_0601	K407	4	7597	34	3	命令書	第1から第5条	鹿児島県知事 橋本正治	宮内敬二	大正9年12月10日	
DSC_0602	K408	5	7597	34	4	命令書	第6から第8条	鹿児島県知事 橋本正治	宮内敬二	大正9年12月10日	
DSC_0603	K409	6	7597	34	5	命令書	第9から第11条	鹿児島県知事 橋本正治	宮内敬二	大正9年12月10日	
DSC_0604	K410	7	7597	34	6	命令書	第12から第19条	鹿児島県知事 橋本正治	宮内敬二	大正9年12月10日	
DSC_0605	K411	8	7597	34	7	命令書	第20条	鹿児島県知事 橋本正治	宮内敬二	大正9年12月10日	
DSC_0606	K412	9	7597	34	8	命令書	第21から第25条	鹿児島県知事 橋本正治	宮内敬二	大正9年12月10日	
DSC_0607	K413	10R	7597	34	9	命令書	第25条	鹿児島県知事 橋本正治	宮内敬二	大正9年12月10日	

JPG.No	PSD.No	枝番	ID	文書番号	枝番	表題	文書概要	差出人	受取人	作成年月日	備考
DSC_0299	K105	26L	6715	11	1	赤石野間鉱山(採登第14号)製錬場開設届	採登第14号鉱区の製錬場を別紙設計書の通り開設したい	宮内敏二	福岡鉱山監督署長野田男	明治45年3月29日	
DSC_0300	K106	27	6715	11	2	赤石野間鉱山(採登第14号)製錬場開設届・設計書	・設置場所 ・鉱物の種類 ・製錬順序方法	宮内敏二	福岡鉱山監督署長野田男	明治45年3月29日	
DSC_0301	K107	28	6715	11	3	赤石野間鉱山(採登第14号)製錬場開設届・設計書	・製錬に関する器械等 ・製錬の工程 ・薪炭消費高 ・一ヶ月製錬取扱見込高	宮内敏二	福岡鉱山監督署長野田男	明治45年3月29日	製錬の工程枠の数約500頁日・一ヶ月製錬取扱見込高1行抜け
DSC_0302	K108	29R	6715	11	4	赤石野間鉱山(採登第14号)製錬場開設届・設計書	・鉱滓に対する処置 ・落成予定期日・明治45年3月29日	宮内敏二	福岡鉱山監督署長野田男	明治45年3月29日	鉱尾貯場図面ない
DSC_0280	K086	7 R	6715	12	1	赤石野間鉱山(採登第14号)製錬場使用認可願	明治45年3月29日付完成した製錬場の使用認可願	宮内敏二	福岡鉱山監督署長野田男	明治45年3月29日	
DSC_0280	K086	7 L	6715	12	2	福岡45年第149号・認可	明治45年3月29日付完成した製錬場の使用認可決定通知書	福岡鉱山監督署長野田男	宮内敏二	明治45年4月20日	
DSC_0518	K324	6	7490	13	1	評価書	水面使用料の件 知覧村大字郡小字牧野接続川筋 鉱山用水車の堰及水路開設の水面使用料評価	知覧村助役 宮原友記 書記 丸野当右衛門	宮原直二	明治45年6月30日	K324・325・326(327R)同文章
DSC_0519	K325	7	7490	14	1	評価書	水面使用料の件 知覧村大字郡小字牧野接続川筋 鉱山用水車の堰及水路開設の水面使用料評価	知覧村助役 宮原友記 書記 丸野当右衛門	宮原直二	明治45年6月30日	K324・325・326(327R)同文章
DSC_0520	K326	8	7490	15	1	評価書	水面使用料の件 知覧村大字郡小字牧野接続川筋 鉱山用水車の堰及水路開設の水面使用料評価	知覧村助役 宮原友記 書記 丸野当右衛門	宮原直二	明治45年6月30日	K324・325・326(327R)同文章
DSC_0521	K327	9R	7490	16	1	評価書	水面使用料の件 知覧村大字郡小字牧野接続川筋 鉱山用水車の堰及水路開設の水面使用料評価	知覧村助役 宮原友記 書記 丸野当右衛門	宮原直二	明治45年6月30日	K324・325・326(327R)同文章
DSC_0521	K327	9L	7490	17	1	維持方法書	資本金概算1			明治45年6月30日	K327(328R)328L(329R)・329(330)同文章
DSC_0522	K328	10R	7490	17	2	維持方法書	資本金概算2			明治45年6月30日	
DSC_0522	K328	10L	7490	18	1	維持方法書	資本金概算1			明治45年6月30日	
DSC_0523	K329	11R	7490	18	2	維持方法書	資本金概算2			明治45年6月30日	
DSC_0523	K329	11L	7490	19	1	維持方法書	資本金概算1			明治45年6月30日	
DSC_0524	K330	12R	7490	19	2	維持方法書	資本金概算2			明治45年6月30日	
DSC_0524	K330	12L	7490	20	1	水量測定	従来の水路から矩形水路に変更し水量測定した			明治45年6月30日	K330・331同文章
DSC_0525	K331	13	7490	21	1	水量測定	従来の水路から矩形水路に変更し水量測定した			明治45年6月30日	K330・331同文章
DSC_0021	K820	1	6724	22	1	福岡45年第4号・許可(採登第207号)	明治45年5月4日出願の金銀鉱採掘増区願許可決定通知書	福岡鉱山監督署長野田男	宮内敏二	大正1年12月25日	
DSC_0190	K933	1	6724	23	1	金銀鉱採掘増区増區図(採登207号)知覧村大字塩屋	金銀鉱採掘増区増區図(第1図) 縮尺6000分の1 ・大正1年12月15日出願	宮内敏二	福岡鉱山監督署長野田男	大正1年12月25日	
DSC_0023	K822	3	6724	23	-	金銀鉱採掘増区増區図(採登207号)知覧村大字塩屋	金銀鉱採掘増区増區図(第1図) 縮尺6000分の1 ・大正1年12月15日出願	宮内敏二	福岡鉱山監督署長野田男	大正1年12月25日	
DSC_0191	K934	2	6724	24	1	金銀鉱採掘増区増區図(採登207号)知覧村大字塩屋	金銀鉱採掘増区増區図(第2図) 縮尺6000分の1 ・明治45年5月4日出願大正1年11月4日修正	宮内敏二	福岡鉱山監督署長野田男	大正1年12月25日	
DSC_0022	K821	2	6724	24	-	金銀鉱採掘増区増區図(採登207号)知覧村大字塩屋	金銀鉱採掘増区増區図(第2図) 縮尺6000分の1 ・明治45年5月4日出願大正1年11月4日修正	宮内敏二	福岡鉱山監督署長野田男	大正1年12月25日	
DSC_0311	K117	38	6715	25	1	赤石野鉱山(採登第14号)開坑に関する鉱業施業案	赤石野鉱山の鉱業施行案に対し開坑の件追加・竣工期大正3年10月31日	宮内敏二	福岡鉱務署長野田男	大正3年6月8日	
DSC_0312	K118	39	6715	25	2	赤石野鉱山(採登第14号)開坑に関する鉱業施業案	赤石野鉱山の鉱業施行案に対し開坑の件追加・竣工期大正3年10月31日	宮内敏二	福岡鉱務署長野田男	大正3年6月8日	
DSC_0304	K110	31L	6715	26	1	赤石鉱山(採登第14号)鉱山名改称御届	旧名(赤石野鉱山)改名(赤石鉱山)	宮内敏二	福岡鉱務署長野田男	大正3年6月23日	
DSC_0303	K109	30	6715	27	1	赤石鉱山(採登第14号)報告書	大正3年6月23日赤石鉱山鉱業警察規則第32条第2号工作物に関する調査	宮内敏二	福岡鉱務署長野田男	大正3年6月23日	
DSC_0304	K110	31R	6715	27	2	赤石鉱山(採登第14号)報告書	大正3年6月23日赤石鉱山鉱業警察規則第32条第2号工作物に関する調査	宮内敏二	福岡鉱務署長野田男	大正3年6月23日	
DSC_0274	K080	1	6715	28	1	赤石施業案(表紙)	大正3年6月改正届出			大正3年6月30日	
DSC_0305	K111	32	6715	28	2	赤石鉱山(採登第14号)鉱業施業案(大正3年6月30日改正)	1採鉱に関する事項 (イ)主要なる鉱床位置走向傾斜幅	宮内敏二	福岡鉱務署長野田男	大正3年6月30日	
DSC_0306	K112	33	6715	28	3	赤石鉱山(採登第14号)鉱業施業案(大正3年6月30日改正)	(ロ)採掘方法 (ハ)一カ年間に於ける粗鉱採掘予定高 2選鉱及製錬に関する事項 (イ)選鉱及製錬の方法	宮内敏二	福岡鉱務署長野田男	大正3年6月30日	
DSC_0307	K113	34	6715	28	4	赤石鉱山(採登第14号)鉱業施業案(大正3年6月30日改正)	・砕鉱所の部 ・第1揚鉱所の部	宮内敏二	福岡鉱務署長野田男	大正3年6月30日	
DSC_0308	K114	35	6715	28	5	赤石鉱山(採登第14号)鉱業施業案(大正3年6月30日改正)	第2揚鉱所の部 (ロ)一カ年間に於ける鉱産物産出予定高 3機臺上の危害予防に関する事項 (イ)捨石及鉱滓堆積場の位置・別紙図面有 (ロ)捨石坑水廃水の処置に関し特別の設備を要する物に有ては其の設備に関する事項	宮内敏二	福岡鉱務署長野田男	大正3年6月30日	
DSC_0309	K115	36	6715	28	6	赤石鉱山(採登第14号)鉱業施業案(大正3年6月30日改正)	(ハ)地表又は坑内の保全その他危害の予防又は公益の保護に関し特別の施設又は制限を要する物に有てはその施設又は制限に関する事項	宮内敏二	福岡鉱務署長野田男	大正3年6月30日	
DSC_0587	K393	1	7594	29	1	水量使用発電工事許可願(麓川)	自家発電工事開設及水量使用許可願	宮内敏二	鹿児島県知事橋本正治	大正8年10月20日	扣

JPG.No	PSD.No	枝番	ID	文書番号	枝番	表題	文書概要	差出人	受取人	作成年月日	備考
DSC_0281	K087	8	6715	8	1	赤石野岡鉱山 (採登第14号) 鉱業施業案	1鉱床に関する事項 (イ) 主要なる鉱床位置名称走向傾斜幅	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治45年3月28日	
DSC_0282	K088	9	6715	8	2	赤石野岡鉱山 (採登第14号) 鉱業施業案	(ハ) 水瓦斯盤石等に原因する操業上危惧の有無及其予防方法 3採鉱に関する事項 (イ) 採鉱の順序方法 (ロ) 粗鉱の数量及品位 (ハ) 捨石及坑水捨石堆積場に堆積する位置図	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治45年3月28日	1のロハ 2のイロない (1ページ抜け)
DSC_0283	K089	10	6715	8	3	赤石野岡鉱山 (採登第14号) 鉱業施業案	(ニ) 通気排水及運搬方法 (ロ) 鉱夫数 (ハ) 水瓦斯盤石等に原因する操業上危惧の有無及其予防方法 4選鉱に関する事項	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治45年3月28日	
DSC_0284	K090	11	6715	8	4	赤石野岡鉱山 (採登第14号) 鉱業施業案	(イ) 選鉱の方法 (ロ) 粗鉱元高並精鉱の種類数量及品位 (ハ) 鉱滓及廃水 (ニ) 鉱夫数 5製錬に関する事項 (イ) 製錬の方法	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治45年3月28日	
DSC_0286	K092	13	6715	8	5	赤石野岡鉱山 (採登第14号) 鉱業施業案	・製錬に要する器械器具 ・製錬系図	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治45年3月28日	
DSC_0287	K093	14	6715	8	6	赤石野岡鉱山 (採登第14号) 鉱業施業案	(ロ) 製錬元鉱量並製産物の種類及数量	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治45年3月28日	
DSC_0288	K094	15	6715	8	7	赤石野岡鉱山 (採登第14号) 鉱業施業案	(ハ) 鉱滓発水煙 (ニ) 鉱夫数	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治45年3月28日	
DSC_0289	K095	16	6715	8	8	赤石野岡鉱山 (採登第14号) 鉱業施行案・別紙図面	3(ロ) 捨石及坑水捨石堆積場に堆積する位置図図面幅尺1200分の1	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治45年3月28日	
DSC_0285	K091	12	6715	8	-	赤石野岡鉱山 (採登第14号) 鉱業施業案	・製錬に要する器械器具 ・製錬系図	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治45年3月28日	K092と同
DSC_0290	K096	17	6715	9	1	赤石野岡鉱山 (採登第14号) 鉱業施業案	1鉱床に関する事項 (イ) 主要なる鉱床位置名称走向傾斜幅	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治45年3月28日	
DSC_0291	K097	18	6715	9	2	赤石野岡鉱山 (採登第14号) 鉱業施業案	(ロ) 鉱物の種類及品位 (ハ) 母岩の種類及性質 2採鉱及開坑に関する事項 (イ) 開坑の順序方法 (ロ) 通気排水及運搬の方法	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治45年3月28日	
DSC_0292	K098	19	6715	9	3	赤石野岡鉱山 (採登第14号) 鉱業施業案	(ハ) 水瓦斯盤石等に原因する操業上危惧の有無及其予防方法 3採鉱に関する事項 (イ) 採鉱の順序方法 (ロ) 粗鉱の数量及品位 (ハ) 捨石及坑水 (ニ) 通気排水及運搬方法	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治45年3月28日	
DSC_0293	K099	20	6715	9	4	赤石野岡鉱山 (採登第14号) 鉱業施業案	(ロ) 鉱夫数 (ハ) 水瓦斯盤石等に原因する操業上危惧の有無及其予防方法 4選鉱に関する事項 (イ) 選鉱の方法 (ロ) 粗鉱元高並精鉱の種類数量及品位	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治45年3月28日	ホの文中の1行抜け
DSC_0294	K100	21	6715	9	5	赤石野岡鉱山 (採登第14号) 鉱業施業案	(ハ) 鉱滓及廃水 (ニ) 鉱夫数・5製錬に関する事項 (イ) 製錬の方法・別紙系統図有	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治45年3月28日	
DSC_0295	K101	22	6715	9	6	赤石野岡鉱山 (採登第14号) 鉱業施業案	(ロ) 製錬元鉱量並製産物の種類及数量	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治45年3月28日	
DSC_0296	K102	23	6715	9	7	赤石野岡鉱山 (採登第14号) 鉱業施業案	(ハ) 鉱滓発水煙 (ニ) 鉱夫数	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治45年3月28日	
DSC_0297	K103	24	6715	9	8	赤石野岡鉱山 (採登第14号) 鉱業施業案・別紙	5(イ) の別紙・製錬系図	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治45年3月28日	
DSC_0298	K104	25	6715	10	1	赤石野岡鉱山 (採登第14号) 製錬場廃止御届	特第2173・4091・4092号銀鉱区 製錬場廃止届(知覧金銀鉱製錬場)	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治45年3月29日	
DSC_0299	K105	26R	6715	10	2	赤石野岡鉱山 (採登第14号) 製錬場廃止御届	特第2173・4091・4092号銀鉱区 製錬場廃止届(知覧金銀鉱製錬場)	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治45年3月29日	
DSC_0369	K175	1	7508	10	3	赤石野岡鉱山 (採登第14号) 製錬場開設届	採登第14号鉱区の製錬場を別紙設計書の通り開設したい	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治45年3月29日	
DSC_0370	K176	2	7508	10	4	赤石野岡鉱山 (採登第14号) 製錬場開設届・設計書	・設置場所・鉱物の種類 ・製錬の順序方法	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治45年3月29日	
DSC_0371	K177	3	7508	10	5	赤石野岡鉱山 (採登第14号) 製錬場開設届・設計書	・製錬に使用する器械等 ・製錬の工程 ・薪炭消費高	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治45年3月29日	
DSC_0372	K178	4	7508	10	6	赤石野岡鉱山 (採登第14号) 製錬場開設届・設計書	・一か月製錬取扱見込高 ・鉱滓に対する処置 ・落成予定日明治45年3月29日	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治45年3月29日	鉱尾貯場図面ない
DSC_0373	K179	5	7508	10	7	赤石野岡鉱山 (採登第14号) 製錬場開設届・設計書図面	・製錬に使用する器械等 砕鉱所断面図 50分の1	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治45年3月29日	
DSC_0374	K180	6	7508	10	8	赤石野岡鉱山 (採登第14号) 製錬場開設届・設計書図面	・製錬に使用する器械等 第1 揚鉱所横断面図 50分の1	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治45年3月29日	
DSC_0375	K181	7	7508	10	9	赤石野岡鉱山 (採登第14号) 製錬場開設届・設計書図面	・製錬に使用する器械等 第2 揚鉱所横断面図 50分の1	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治45年3月29日	
DSC_0376	K182	8	7508	10	10	赤石野岡鉱山 (採登第14号) 製錬場開設届・設計書図面	・鉱滓に対する処置 製錬場周囲三百間の地形図 3000分の1	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治45年3月29日	
DSC_0377	K183	9	7508	10	11	赤石野岡鉱山 (採登第14号) 製錬場開設届・設計書図面	・鉱滓に対する処置 製錬所平面図 300分の1	宮内敬二	福岡鉱山監督署長 野田勇	明治45年3月29日	

金山水車（轟製鍊所）関連宮内家文書一覧

JPG.No	PSD.No	枝番	ID	文書番号	枝番	表題	文書概要	差出人	受取人	作成年月日	備考
DSC_0241	K049	20	6734	1	1	金銀鉄鉋試掘認可願	東南方村大字枕崎及別府内金銀鉄鉋試掘願	宮内敬二 山崎正次郎	福岡鉋山監督署長 黒岩久太郎	明治33年4月20日	
DSC_0242	K050	21	6734	1	2	金銀鉄鉋試掘認可願・添付図	金銀鉄鉋試掘地図(枕崎・別府) 尺6000分の1・明治33年4月20日出願	宮内敬二 山崎正次郎 測量者長野祐一	福岡鉋山監督署長 黒岩久太郎	明治33年4月20日	
DSC_0513	K319	1	7490	2	1	計算書	知覧村猿山街道より郡内轟水車迄通行道路敷地取調方・略図	知覧村郡 峯吉藤兵衛		明治35年2月19日	
DSC_0514	K320	2	7490	2	2	計算書・略図	知覧村猿山街道より郡内轟水車迄通行道路敷地取調方・略図	知覧村郡 峯吉藤兵衛		明治35年2月19日	
DSC_0515	K321	3	7490	2	3	計算書・略図	知覧村猿山街道より郡内轟水車迄通行道路敷地取調方・略図	知覧村郡 峯吉藤兵衛		明治35年2月19日	
DSC_0516	K322	4	7490	2	4	計算書・略図	知覧村猿山街道より郡内轟水車迄通行道路敷地取調方・略図	知覧村郡 峯吉藤兵衛		明治35年2月19日	
DSC_0517	K323	5	7490	2	5	計算書・略図	知覧村猿山街道より郡内轟水車迄通行道路敷地取調方・略図	知覧村郡 峯吉藤兵衛		明治35年2月19日	
DSC_0539	K345	1	7596	3	1	坑内外実測書・手紙	実測図を作成する為必要5項目を教示する手紙	山下芳太郎	宮内敬二	9月27日	
DSC_0540	K346	2R	7596	3	2	坑内外実測書・手紙	実測図を作成する為必要5項目を教示する手紙	山下芳太郎	宮内敬二	9月27日	
DSC_0540	K346	2L	7596	3	3	坑内外実測書	公用水面使用願を提出する為の依頼文	舩川早徳	佐多	10月8日	
DSC_0541	K347	3	7596	3	4	坑内外実測書	公用水面使用願を提出する為の依頼文	舩川早徳	佐多	10月8日	
DSC_0542	K348	4	7596	3	5	坑内外実測書	略図(轟)				
DSC_0402	K208	1	7493	4	1	公用水面使用願 (川辺村大字宮小字手斧瀧)	鉋山用水力電気発電所建設の為の使用願 自明治37年5月から30ヶ年	宮内敬二	鹿児島県知事 千頭清臣	明治37年4月1日	
DSC_0403	K209	2	7493	4	2	公用水面使用願 (川辺村大字宮小字手斧瀧)	鉋山用水力電気発電所建設の為の使用願 自明治37年5月から30ヶ年	宮内敬二	鹿児島県知事 千頭清臣	明治37年4月1日	
DSC_0404	K210	3	7493	4	3	公用水面使用願・添付図面 (川辺村大字宮小字手斧瀧)	水面実測反別	宮内敬二	鹿児島県知事 千頭清臣	明治37年4月1日	
DSC_0405	K211	4	7493	4	4	公用水面使用願・添付図面 (川辺村大字宮小字手斧瀧)	水面実測反別詳細図 (川辺村宮字手斧瀧)	宮内敬二	鹿児島県知事 千頭清臣	明治37年4月1日	
DSC_0406	K212	5	7493	4	5	公用水面使用願・添付図面 (川辺村大字宮小字手斧瀧)	水面実測反別詳細図 (川辺村小野字二反丸鼻)	宮内敬二	鹿児島県知事 千頭清臣	明治37年4月1日	
DSC_0407	K213	6	7493	4	6	公用水面使用願・添付図面 (川辺村大字宮小字手斧瀧)	水面実測反別詳細図 (川辺村小野字二反尾)	宮内敬二	鹿児島県知事 千頭清臣	明治37年4月1日	
DSC_0408	K214	7	7493	4	7	公用水面使用願・設計書 (川辺村大字宮小字手斧瀧)	手斧瀧より水を引き小野瀧南に設置する発電所を経て小野瀧の下流に放流する計画	宮内敬二	鹿児島県知事 千頭清臣	明治37年4月1日	
DSC_0409	K215	8	7493	4	8	公用水面使用願・設計書 (川辺村大字宮小字手斧瀧)	手斧瀧より水を引き小野瀧南に設置する発電所を経て小野瀧の下流に放流する計画	宮内敬二	鹿児島県知事 千頭清臣	明治37年4月1日	扣
DSC_0410	K216	9	7493	4	9	公用水面使用願・設計書図面 (川辺村大字宮小字手斧瀧)	発電用水道開設線	宮内敬二	鹿児島県知事 千頭清臣	明治37年4月1日	
DSC_0411	K217	10	7493	4	10	公用水面使用願・設計書図面 (川辺村大字宮小字手斧瀧)	水面実測反別	宮内敬二	鹿児島県知事 千頭清臣	明治37年4月1日	K210と同
DSC_0412	K218	11	7493	4	11	公用水面使用願・設計書図面 (川辺村大字宮小字手斧瀧)	水面実測反別150坪(西高尾から瀧ノ山)	宮内敬二	鹿児島県知事 千頭清臣	明治37年4月1日	
DSC_0414	K220	1	7501	5	1	公用水面使用願 (知覧村郡小字轟)	鉋物揚砕用堰建設の為使用願 自明治38年2月から30ヶ年	宮内敬二	鹿児島県知事 千頭清臣	明治38年1月24日	扣
DSC_0415	K221	2R	7501	5	2	公用水面使用願 (知覧村郡小字轟)	鉋物揚砕用堰建設の為使用願 自明治38年2月から30ヶ年	宮内敬二	鹿児島県知事 千頭清臣	明治38年1月24日	
DSC_0415	K221	2L	7501	5	3	公用水面使用願・設計書(轟)	既設鉋用水車場より下流に30間の所に建設の計画	宮内敬二	鹿児島県知事 千頭清臣	明治38年1月24日	
DSC_0416	K222	3	7501	5	4	公用水面使用願 設計書図面(轟)	水面実測反別5坪	宮内敬二	鹿児島県知事 千頭清臣	明治38年1月24日	
DSC_0417	K223	4	7501	5	5	公用水面使用願・請書(轟)	明治38年6月14日指令土乙第54号を以て麓川筋公有水面使用の許可願	宮内敬二	鹿児島県知事 千頭清臣	明治38年6月29日	扣
DSC_0418	K224	5R	7501	5	6	公用水面使用願・請書(轟)	明治38年6月14日指令土乙第54号を以て麓川筋公有水面使用の許可願	宮内敬二	鹿児島県知事 千頭清臣	明治38年6月29日	
DSC_0275	K081	2	6715	6	1	赤石野岡鉋山 (採登第14号) 鉋業施業案	(明治38年鉋業施業案改正に付) 1鉋床に関する事項 (1)主要なる鉋床位置名称走向傾斜幅	宮内敬二	福岡鉋山監督署長 崎川才四郎	明治42年3月28日	扣
DSC_0276	K082	3	6715	6	2	赤石野岡鉋山 (採登第14号) 鉋業施業案	(a)鉋物の種類及品位 (b)母岩の種類及性質 2採鉋及開坑に関する事項 3採鉋に関する事項 (1)採鉋の順序方法 (2)粗鉋の数量及品位 (b)捨石及坑水 (二)通気排水及運搬方法	宮内敬二	福岡鉋山監督署長 崎川才四郎	明治42年3月28日	
DSC_0277	K083	4	6715	6	3	赤石野岡鉋山 (採登第14号) 鉋業施業案	(b)鉋夫数 (c)水瓦斯盤石に対する作業上危惧の有無及其の予防方法 4選鉋に関する事項 (1)選鉋の方法 (2)粗鉋元高並精鉋の種類数量及品位 (b)鉋滓及廃水	宮内敬二	福岡鉋山監督署長 崎川才四郎	明治42年3月28日	
DSC_0278	K084	5	6715	6	4	赤石野岡鉋山 (採登第14号) 鉋業施業案	(二)鉋夫数 5製鍊に関する事項 (1)製鍊の方法 (a)精鍊元鉋量並製産物の種類及数 (b)鉋滓及廃水 (二)鉋夫数	宮内敬二	福岡鉋山監督署長 崎川才四郎	明治42年3月28日	
DSC_0279	K085	6	6715	6	5	赤石野岡鉋山 (採登第14号) 鉋業施業案	差出人・受取人の氏名	宮内敬二	福岡鉋山監督署長 崎川才四郎	明治42年3月28日	
DSC_0302	K108	29L	6715	7	1	赤石野岡鉋山 (採登第14号) 坑内実測図御届	坑内実測図明治44年度より改正・改修して届	宮内敬二	福岡鉋山監督署長 野田勇	明治45年3月23日	
DSC_0648	K453	1	7780	7	2	赤石野岡鉋山 (採登第14号) 坑内実測図御届・添付図	採登第14号坑内実測断面図 縮尺1200分の1・明治44年12月末日現在	宮内敬二 測量者山下芳太郎	福岡鉋山監督署長 野田勇	明治45年3月23日	

鹿兒島縣採掘権登録第 3 5 7 號 赤石鑛山

自 明治 4 5 年 至 昭和 2 0 年			生産実績表									
年別	種別	越高	採掘鑛量	品位	製鍊鑛量	品位	販賣				生産金量	生 産 金價額
							塊鑛	品位	粉鑛	品位		
			匁		匁						k	
明治 45	金鉱石		111. 0	101. 0	101. 0	132. 0					10, 672. 0	14, 230
大正 2	〃		100. 0	500. 0	95. 0	550. 0					13, 060. 0	15, 000
3	〃		276. 8	71. 0	276. 0	71. 0					13, 757. 0	18, 343
4	〃		90. 8	330. 0	87. 4	340. 0					21, 527. 0	28, 703
5	〃		67. 4	63. 0	61. 5	69. 0					29, 501. 0	39, 335
6	〃		65. 4	1, 300. 0	53. 5	1, 500. 0					60, 161. 0	80, 275
7	〃		78. 1	750. 0	61. 1	800. 0					36, 176. 0	48, 235
8	〃		62. 4	400. 0	51. 6	580. 0					24, 135. 0	32, 180
9	〃		49. 1	530. 0	39. 2	770. 0					27, 612. 0	34, 150
10	〃		59. 2	630. 0	48. 9	760. 0					23, 783. 0	31, 349
11	〃		65. 1	1, 150. 0	57. 9	1, 300. 0					26, 756. 0	34, 569
12	〃		68. 3	1, 140. 0	56. 8	1, 380. 0					29, 200. 0	38, 036
13	〃		69. 3	430. 0	53. 8	560. 0					20, 128. 0	25, 591
14	〃		430. 3	34. 0	173. 5	42. 0			256. 7	29. 0	12, 210. 0	63, 462
15	〃		737. 9	40. 0	87. 4	50. 0			469. 5	40. 0	32, 390. 0	69, 525
昭和 2	〃		680. 0	39. 0	165. 8	40. 0			514. 3	39. 0	31, 886. 0	97, 032
3	〃		735. 2	34. 0	166. 6	38. 0	87. 2	19. 0	481. 4	36. 0	25, 318. 0	87, 238
4	〃		2, 069. 6	37. 0	640. 3	40. 0	324. 6	38. 0	1, 104. 7	38. 0	22, 967. 0	78, 526
5	〃		2, 152. 4	37. 0	626. 5	44. 0	450. 5	28. 0	1, 075. 4	38. 0	21, 172. 9	74, 788
6	〃		2, 336. 3	31. 0	521. 0	54. 0	1, 182. 1	16. 0	633. 2	43. 0	19, 955. 6	63, 364
7	〃		2, 057. 1	41. 0	624. 8	53. 0	821. 6	13. 0	610. 7	38. 0	22, 097. 9	79, 592
8	〃		2, 219. 9	27. 0	667. 9	51. 0	939. 6	12. 0	612. 4	26. 0	18, 082. 6	75, 457
9	〃		2, 202. 8	29. 0	919. 4	52. 0	745. 6	8. 0	737. 8	28. 0	19, 552. 2	93, 179
10	〃		1, 303. 1	29. 0	263. 5	64. 0	308. 8	10. 0	738. 0	23. 0	13, 137. 6	67, 301
11	〃		2, 371. 3	14. 0	146. 6	28. 0	2, 224. 7	7. 9	184. 0	20. 3	23, 975. 3	64, 076
12	〃		1, 971. 7	15. 1	52. 1	120. 0	1, 661. 0	9. 0	258. 0	12. 0	23, 779. 2	77, 602
13	〃		1, 592. 8	10. 9	49. 4	93. 7	1, 442. 4	6. 3	101. 0	27. 4	17, 581. 5	43, 426
14	〃		4, 526. 4	13. 5	157. 9	69. 1	4, 098. 2	9. 1	171. 8	37. 5	53, 551. 8	160, 418
15	〃		4, 184. 4	16. 5	236. 3	64. 4	3, 749. 6	11. 1	198. 5	27. 2	59, 174. 9	190, 932
16	〃		4, 239. 0	15. 5	271. 9	50. 5	3, 518. 9	8. 3	448. 2	29. 3	51, 467. 5	180, 478
17	〃		2, 960. 4	15. 1	177. 3	71. 4	2, 633. 3	9. 6	149. 8	17. 5	31, 950. 6	122, 920
18	〃		1, 979. 5	14. 5	103. 9	51. 5	1, 739. 7	9. 2	157. 5	32. 2	25, 166. 1	82, 035
19	〃		2, 256. 0	11. 0			1, 058. 1	10. 2			10, 792. 6	39, 944
20	〃	2532. 9	1, 335. 0	9. 6								
											k	円
計		2532. 9	45, 504. 0		6, 895. 8		26, 985. 9		8, 902. 9		872, 677. 3	2, 251, 291
来 歴												
明治二十三年			川邊町高良祐次郎ニヨリ始テ探鉱ニ着手セラル									
同 三十六年			田布施村宮内敬二（現鉱主ノ父）加入共同探鉱ニ従事ス									
			同年現在ノ主脈露頭ヲ發見 赤石野岡鉱山ト稱シ稼行									
同 三十九年			前記宮内敬二全権利ヲ譲リ受ケ稼業ヲ續行ス									
同 四十五年			旧稱赤石野岡鑛山ヲ 赤石鉱山（探登第 1 4 號）ト改稱同時ニ重要鉱山ニ指定セラル									
大正 十年			鑛主死亡ニヨリ長男敬太郎（現鉱主）相續爾来重要鉱山ノ資格ヲ維持シ今日ニ至ル									
			探登第 14 號									
昭和 十三年九月五日			探登第 207 號 合併 新ニ探登第 3 5 7 號ニ登録セラル									

一
セシム
水受口 壺ヶ所 縦横共二三尺坪数貳合五勺
受口ハ堰ノ北端ニ接スル河堤ヲ開鑿シ壺尺
角ノ石材ヲ以テ築ク
放流口壺ヶ所 縦横共二三尺坪数貳合五勺
放流口ハ前記堰ノ下流五拾間ノ処即チ樋渡
新田堰ノ上方河堤ノ磐岩ヲ巾三尺深サ河水ノ
常水面ト全一ノ高サニ開堀ス
右川敷地使用坪数合計四坪
製煉場沈澱池并ニ用水溝工事ハ官有地ヲ借入
使用スルモノニアラザルモ水面使用ト密切ノ關
係アルニ付左ニ其工事設計ヲ記述ス
用水溝深サ二尺巾三尺長サ五拾五間
水受口ヨリ川ノ北岸ニ沿フテ民有田地ヲ借入又ハ
買受ケ開鑿ス
製煉場堰ヨリ下方五拾間ノ処ニ民有田地ヲ借入
又ハ買受ケテ建設ス
一水車小屋壺棟 間口五間奥行四間
一水車壺基 直径壺丈八尺
一杵数四拾本
一搗臼八個
右ノ外附属家屋四棟
沈澱池四個 此巾貳間長四間
沈澱池ハ搗鑛所ヨリ流シ来ル汚水ヲ一号ニテ
受ケ順次四号マテ廻流土砂并ニ汚物ヲ沈
澱セシメ四号ヨリ余水ヲ河ニ放流スル
仕掛トス
右之通

宮内 敬二 印

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

評價書

一 水面使用料ノ件

川邊郡知覽村大字郡小字牧野一五九九一番地接續

一五九九三番

川筋

水面參拾坪四合

水面使用出願人 宮原 直二

右ハ鑛山用水車ノ堰及水路口ヲ開設スル為メ水面使用料ヲ評價スルニ一ヶ年壹坪ニ付拾五錢ヲ以テ相當ナリト評價候也

明治四十五年六月三十日

川邊郡知覽村郡助役

評價人 宮原 友記 ㊞

全郡全村全書記

評價人 丸野 当右エ門 ㊞

維持方法書

資本金概算

一金二百廿六円廿四錢

一金五百廿二円七拾五錢

一金拾七円

一全壹千〇卅三円八拾九錢

合計金壹千八百円

收支豫算

收入

一金二百四拾円

支出

一金百円

差引

純益金百四拾円

資本金千八百円ニ対シ年七分八厘弱

十ヶ年製鍊場貸渡料

十ヶ年製鍊所及堰、水路修繕費

水量測定

従前在来ノ水路有之候処其形状矩形ニシテ使用水量ヲ測定スルニ尤モ正確ナリ此処ニ於テ水量ヲ測定シ左ノ數ヲ得タリ

矩形水路幅五尺 水深一尺三寸

距離拾一間ヲ副シ流水速度一定セル処ニ於テ浮子ヲ四回流シタル速度ノ平均一秒時二尺三寸ナリ

此平均速度八割 則チ一秒時一尺八寸四分

一秒時水量拾一立方尺九六トナル

右ノ水量ハ川ノ渇水時ニ於テ全ク水路ニ入リタルモノニ有之則チ其全水量ヲ使用スルモノ也

扣 公用水面使用願

日置郡阿多村白川小字長倉

一 水面反別四坪

此貸渡料壹ヶ年式拾錢

但壹反歩ニ付金拾五円ノ割合

自 明治三十八年二月 參拾ヶ年期

至 明治六十八年一月

右ノ水面鑛物搗碎用堰建設ノ為メ使用致度ニ候御貸渡相成度明治廿七年拾貳月縣令第八拾三號官有土地及ヒ官有森林原野貸渡手續キ遵守別紙實測図及ヒ地形變更ニ係ル設計書相添ヘ此段相願候也

日置郡田布施村尾下拾番戸

明治三十八年二月 願人 宮内 敬二 ㊞

揖宿郡願娃町郡

坂元 四郎助 ㊞

川辺郡勝目村中山田百三番戸

本田 杏介 ㊞

鹿兒島縣知事 千頭 清臣殿

設計書

鑛業用水車場用水堰ハ別紙図面ニ詳記スル如ク阿多村大字白川小字長倉瀧ノ上流二間目ノ處ニ設ケ用水溝ヲ經テ樋渡新田堰ノ上方ニ放流スル計畫ニシテ其工事設計左ノ如シ

一 堰壑ヶ所 河巾七間 使用坪數三坪五合

堰ハ天然磐岩ニ三尺目毎ニ經六寸ノ深サ八寸ノ穴ヲ穿堀シ之ニ高サ貳尺ノ松柱ヲ立テ柱ト柱ノ間ハ

厚サ壹寸貳分ノ松板ヲハメ以テ流水ヲ湛ユ

板ト磐岩又ハ板ト柱トノ接合ノ處ハ磐岩又ハ

柱ニ板ノハマル丈ケノ小溝ヲ穿チ板ト能ク接合

扣 請書

明治三十八年六月十四日指令土乙第五四号ヲ以テ
川邊郡知覽村郡裏麓川筋公有水面使用ノ件
御許可相成候ニ付テハ命令書ノ條項ハ堅ク遵守可仕
此段御請仕候也

明治三十八年六月廿九日

三十八年四月ヨリ
四十二年三月迄

日置郡田布施村尾下拾番戸
使用人 宮内 敬二

字裏五坪
貳十五錢

川邊郡勝目村
保証人 本田 杏介

川邊郡知覽村
村尾 平一郎

知事宛

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

知覧村猿山街道ヨリ郡ノ内轟水車迄通行道路敷地図 4

一金三拾五錢其ハ諸費
右之通ニ住壁僱間計算書ヲ以テ此段御届申上候也
川辺郡知覧村郡
明治三十五年 月 日 峯吉 籐兵衛

扣 公用水面使用願
川邊郡知覧村郡小字轟
一水面反別五坪
此貸渡料壹ヶ年貳拾五錢
但壹反歩ニ付金拾五円ノ割合
自明治三十八年二月 参拾ヶ年期
至明治六拾八年一月
右ノ水面礦物搗碎用堰建設ノ為メ使用致度候ニ付
御貸渡相成度明治廿七年拾貳月縣令第八拾三號
官有土地及ヒ官有森林原野貸渡手續キ導
守別紙實測圖及ヒ地形變更ニ係ル設計書
相添ヘ此段相願候也
日置郡田布施村尾下拾番戸
明治三十八年一月廿四日 願人 宮内 敬二
揖宿郡額娃町郡九拾壹番戸
保証人 坂元 四郎助
川辺郡勝目村中山田百三番戸
保証人 本田 杏介

鹿兒島縣知事 千頭 清臣殿

設計書
水車用水堰ハ別紙圖示ノ如ク既設搗鑛用水車場ヨリ下流
参拾間ノ処ニ建設シ其工事設計左ノ如シ

一堰 壺ヶ所 長拾間
横三尺

堰ハ岩磐ニ 三尺目毎ニ深サ六寸ノ穴ヲ穿堀シ經七寸以上ノ松
材ノ柱ヲ立テ是ニ横六寸縦壹尺長式間ノ松材ノ桁ヲ上
下二段ニ切ハメ厚サ壹寸式分丈ヶ参尺ノ松板ヲ釘着ス
用水溝ハ堰ノ上流三尺ノ処ヨリ深サ平均三尺幅二尺ニ
開堀ス
水車場ハ堰ヨリ下流式拾間ノ民有田地ニ建設ス
右之通 宮内 敬二 印

※このページの掲載写真は, 著作権により保護の対象となっています
ので, ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

知覧村猿山街道ヨリ郡ノ内轟水車迄通行道路敷地図 2

※このページの掲載写真は, 著作権により保護の対象となっています
ので, ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

知覧村猿山街道ヨリ郡ノ内轟水車迄通行道路敷地図 3

昭和拾年拾壹月貳拾參日

福岡鑛山監督局長 原田 幾造殿

鹿兒島縣採掘權登録第三五七號 赤石鑛山
鑛業権者 宮内 敬太郎

昭和二十年十一月十日附九鑛二〇金第四七三號
操業概況ノ件

左記ノ通り及報告候也
昭和二十年十一月二十一日

九州地方鑛山局御中

記

一、着手年月日（既提出ノ着手届ノ寫シ添付ノコト若シ休山中ナレハ休山ノ年月日記載ノコト）

明治四十二年三月二十八日附ニテ明治三十八年ニ提出セル鑛業施業案ヲ改正届出。明治四十五年三月二十八日改正届出。大正三年六月三十日改正届出。大正十五年十月二十六日附選鑛・製鍊場使用認可。大正十五年十月二十三日改正届出。爾後引續キ現在稼業中ナリ。

二、勞務者数

男 一一人 女 九人 計 二〇人

三、操業概況（最近ノ生産量及賣鑛先必ス附記ノ事）

昭和二十年一月ヨリ八月迄毎月一五〇・吨生産・九月ヨリ十月戰災颶風被害ノ為メ生産ナシ
賣鑛先 佐賀関製鍊所ナレトモ陸運海運共社絶ノ為メ全然賣鑛出來ス。

計算書

知覧村猿山街道ヨリ郡ノ内轟水車迄通行道路敷地取調方ニ付左記ノ通費用ヲ要シタリ
一日敷式日 松清喜之助其ハ道敷地調方按内
一全 式日 松清直市 其モ右全
一全 五日 峯苦藤兵衛其ハ実地届調方及地主ヘ相談方
一全 式日 峯苦覺左エ門其ハ実地圖面間敷等調方
合計日数拾壹日

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

知覧村猿山街道ヨリ郡ノ内轟水車迄通行道路敷地図 1

○ 選鑛場内設備變更事項記載書

- 一、設置場所 鹿兒島縣川邊郡知覽町大字塩屋小字赤石岡下壹千七百
参拾番地
- 二、一ヶ月間ノ取扱元鑛數量 一五〇トン 品位〇・〇〇〇六
三、一ヶ月間ノ精鑛數量浮遊選 一〇〇トン 品位〇・〇〇〇三
汰盤選 一〇〇トン 品位〇・〇〇〇一五
浮遊滓 四〇トン
- 四、操業方法ノ概要 別紙選鑛系統圖ノ通り
- 五、主要機械又主要装置ノ種類 能力、原動機ノ種類、主要機械及装置ノ
接續法、建物ノ設計概要 別紙圖示ノ通り
- 六、廢水ノ量及處理方法 一日間ノ廢水量約百立方尺
沈澱池ニ收容沈澱セシメタル後「ポンプ」ニテ貯水「タンク」ニ吸
上ケ繰返シ使用ス
- 七、捨石、鑛滓ノ量及處理方法 捨石ノ量 一ヶ月 五〇立方尺
鑛滓ノ量 一ヶ月 一五〇立方尺
一定ノ場所ニ堆積ス
- 八、捨石、鑛滓ノ堆積場ノ位置構造及堆積量 捨石、鑛滓堆積場ノ位置ハ選鑛場ノ前面自家所有地ニテ地
形階級形ヲナス畑地ヲ利用シ周圍土堤ヲ築キ風雨ニ崩壊
散乱スルコトナカラシム而テ自家所有地域ニテ全山鑛量ヲ收
容シ得ルニ充分ナリ
- 九、附近ノ地形、地目及建設物ヲ示セル地圖
- 十、工事着手、及完成ノ豫定時期 昭和七年十一月十八日 着手
全 七年十二月拾五日完成ノ予定

福鑛八年第一三四號

赤石鑛山

鑛業權者

宮内 敬太郎

本年二月十九日附ヲ以テ右鑛山ノ坑内實測圖複本ヲ提出ノ處鑛
區測量點第四號ヨリ約六間ノ位置ニ開坑セル坑道ニ就テハ追加
施業案ヲ來ル七月二十日迄ニ提出セラルヘシ

昭和八年六月十日

福岡鑛山監督局

印

開坑ニ関スル鑛業施業案

- 鹿兒島縣探掘權登録第壹四號
鹿兒島縣川邊郡知覽町 金銀鑛
赤石鑛山 鑛業權者 宮内 敬太郎
右鑛山ノ鑛業施業案ニ對シ開坑ノ件ヲ左ニ追加御届仕候
也
- 一、探鑛、採鑛、及通風、運搬交通用ノ目的ヲ以テ別紙圖面記載
ノ通り坑道ヲ掘開ス
十五年坑 方向二八八度 幅二米突 高二米突
主脈着坑距離 一六〇米
主脈着坑期 昭和九年三月三十一日
昭和八年六月十六日

福岡鑛山監督局長 原田 幾造殿

舊製鍊場撤廢シ新製鍊場設置願

- 一、鑛山名稱 赤石鑛山
一、鑛山所在地 鹿兒島縣川邊郡知覽町大字塩屋
一、登録番號 鹿兒島縣探掘權登録第壹四號
一、撤廢スル既設製鍊場ノ位置 鹿兒島縣川邊郡知覽町大字郡小字轟
一、新設製鍊場ノ位置 鹿兒島縣川邊郡知覽町大字塩屋小字赤石岡下壹七參〇番地
右鑛山既設製鍊場ヲ撤廢シ別紙説明書ノ通り新設製
鍊場設置支度候間認可有之度願出候也
昭和拾年拾壹月十一日

本籍 鹿兒島縣日置郡田布施村尾下貳八四六番地

現住所 鹿兒島縣川邊郡知覽町塩屋宮内赤石鑛業所

鑛業權者 宮内 敬太郎

福岡鑛山監督局長 原田 幾造殿

製鍊場工作物使用廢止届

鹿兒島縣日置郡田布施村尾下貳千八百四拾六番地

鑛業權者 宮内 敬太郎

從來使用ノ製鍊場（明治四拾五年四月五日附福鑛四五年第一四九號
認可）都合ニヨリ今般廢止致候ニ付此段御届申上候也

(イ) 主要ナル鑛床ノ位置、走向、傾斜及厚サ、別紙圖面ニ記載セル如ク縱横ニ鑛脉ヲ有シ一定ノ鑛幅ヲ知ルニ難ク大小不同甚シキモノナリ此數多縱横ニ存在スル鑛脉ノ内最モ主要ナルモノハ圖面ニ記載ノ如ク走向五十五度傾斜七十五度(標高五百廿尺ノ水準位ニ於テ)ノ著明ナル走向傾斜ヲ有スルモノナリ

(ロ) 採掘方法

從來含金帶ヲ傳フテ縱横ニ採掘シタリ蓋シ鑛脉ノ狀態一様ナラザルガ故ニ整然坑道ヲ設ケテ採鑛スルコト難シ含金アル部分ハ常ニ鑛幅肥大シ又較々軟カナルガ故ニ此質ヲ追フテ追掘ヲナシ或ハ右ニ下リ或ハ左ニ走リ所々ニ留頭ヲ殘シ(終リニ採掘ス)又ハ支柱ヲ施シ以テ採掘跡ノ安全ヲ計ル如斯シテ東西南北上下ハ採鑛ヲナスモノナリ

將來ノ採鑛ニ備フル為メ新ニ左ノ開坑ヲナス

一、東平坑 方向二百十六度 幅五尺 高六尺
二、新開坑 方向二百八十五度 幅六尺 高六尺

(ハ) 一ヶ年間ニ於ケル粗鑛採掘豫定高
金銀鑛石四拾萬貫目

二、選鑛及製鍊ニ關スル事項

(イ) 選鑛及製鍊ノ方法

選鑛場ハ赤石選鑛場ト稱シ坑業現場ヘ設置シ製鍊場ハ轟製鍊場ト稱シ坑業現場ヨリ二里廿六町距リタル地ニ在リ其選鑛及製鍊ノ方法ハ別紙各系統圖ヲ作り之ヲ説明ス

(ロ) 一ヶ年間ニ於ケル鑛產物產出豫定高
金 八貫目 銀 四百匁

但選鑛汰盤ニ依リテ汰リ上ケタル汰物ヲ賣鑛シテ得ル金銀ノ量ヲモ見込ム

三、操業上ノ危害豫防ニ關スル事項

(イ) 捨石及鑛滓堆積場ノ位置

捨石場ノ位置ハ別紙圖面ノ通り
鑛滓ナシ但鑛尾貯藏堆積場ノ位置ハ別紙圖面ノ通り

捨石堆積場及鑛尾貯藏堆積場共鑛區ノ内外ニ亘リテ總テ自家所有地ナリ故ニ將來場所取擴ゲノ豫備地ヲ十分ニ有ス何レモ各地形ヲ利用シテ石垣ヲ加ヘ或ハ土堤ヲ繞ラシ如何ナル豪雨ニ遭フコトアリトモ崩壞又ハ散乱スルコトナカラシム、轟製鍊場ニ於テモ鑛尾貯藏堆積場ハ洪水點以上ノ高地ニシテ周圍土堤圍ヒトス

(ロ) 捨石、鑛滓、坑水廢水等ノ處置ニ關シ特別ノ設備ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ設備ニ關スル事項

右等特別ノ設備ヲ要スルモノナシ
坑内水ハ坑内ニ於テ湧出スル水ハ全ク之レナキモ霖雨ニ際シテ外部ヨリ浸透シ降レル水量アリ之ヲ排水スル為ニ電氣ポンプヲ常備シ其ノ時々ニ於テ排水ヲナスノミナリ當地方ハ水全ク之レナキガ故ニ右坑内ヨリ排水シタル水量ハ貯水池ヲ設ケテ貯水スル計畫中ナリ
選鑛場及製鍊場ノ廢水ハ多クノ沈澱池ヲ經テ汚濁ヲ除クベク努メタルモノニシテ終ヒニ川及下水溝ニ入ル從來久シキ操業ノ間他ニ何等ノ障害ヲナサズ

(ハ) 地表又ハ坑内ノ保全其ノ他危害ノ豫防又ハ公益ノ保護ニ關シ特別ノ施設

又ハ制限ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ施設又ハ制限ニ關スル事項
右等特別ノ施設又ハ制限ヲ要スルモノナシ
採鑛場所ノ通氣ハ旧坑及採鑛跡ノ連絡宜シキヲ得テ自然ニ流通ス

附記

一、賣鑛ニ關スル事項

鑛尾貯藏堆積場ニ在ル鑛尾及選鑛汰盤ニ依リテ得タル汰物並採掘シタル鑛石及廢鑛中ヨリ手選鑛シタル鑛石ハ時々賣鑛スルコトアルヘシ

一、建設物ニ關スル事項

(イ) 坑内ノ建設物
排水用電氣ポンプ 二台 五馬力ノモノ

(ロ) 赤石選鑛場ノ建設物
電動機 一台 拾五馬力
クラツシャー 一台 (八馬力ヲ要ス)
鑛石粉碎臼 六個 (五馬力ヲ要ス)

但百封度鐵杵 三十本
ウキルフレ―選鑛汰盤 二台 (二馬力ヲ要ス)

(ハ) 轟製鍊場ノ建設物
水車 三台 日本在來形
但木杵 百四十本

電動機 一台 一馬力
ウキルフレ―汰盤 一台 (一馬力ヲ要ス)
分拆所 定量分拆及金銀分拆ヲ取扱フ

(ニ) 自家用電氣工作物
水力發電所 壹ヶ所 百拾七「キロワット」
以上

○ 選鑛場設置認可願

鑛山名稱 赤石鑛山
鑛山所在地 鹿兒島縣川邊郡知覽町大字塩屋

登錄番號 鹿兒島縣採掘權登錄第拾四號
右鑛山ノ選鑛場別紙事項記載書ノ通り變更設置仕度候間認可有之度此段相願候也

昭和七年十一月十三日

本籍 鹿兒島縣日置郡田布施村尾下貳千八百四拾六番地
現住所 同 縣川邊郡知覽町郡赤石鑛山鑛業所

福岡鑛山監督局長 原 佐一殿
鑛業權者 宮内 敬太郎

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

福鑑 十五年第四八九號

鹿兒島縣採掘權登録第一四號 赤石鑛山

鑛業權者 宮内 敬太郎
鑛業代理人

割印 大正十五年十月二十三日附届出ニ係ル工事完成ノ
選鑛、製鍊場 使用ノ件認可ス

大正十五年十月二十六日

福岡鑛山監督局長 西田 稔 印

追テ本工作物ヲ管理ノ必要上左記番號ヲ指定ス

福鑑十五年第四九〇號

鹿兒島縣採掘權登録第一四號赤石鑛山

鑛業權者 宮内 敬太郎
鑛業代理人

割印 大正十五年十月二十三日附届出ニ係ル工事完成ノ
選鑛汰盤 使用ノ件認可ス

大正十五年十月二十六日

福岡鑛山監督局長 西田 稔 印

追テ本工作物ヲ管理ノ必要上左記番號ヲ指定ス

○鑛業施業案

鑛業權者 宮内 敬太郎
登録番號 鹿兒島縣採掘權登録第壹四號

○印ハ 九釐二〇金第四三五号
追記ニヨリ昭和二十年 鑛區所在地 鹿兒島縣川邊郡知覽村大字塩屋
十二月十七日附調製 鑛山ノ名稱 赤石鑛山
提出ノ分ナリ 鑛種名 金銀鑛

當鑛山ノ鑛業施業案ハ自今左ノ通相定メ候間
此段御届申上候也
大正十五年十月二十三日

一、採鑛ニ關スル事項

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

(ハ) 一、新開坑 方向二百八十五度 幅六尺 高六尺
一ヶ年間ニ於ケル粗鑛採掘豫定高

金銀鑛石四拾萬貫目

二、選鑛及製鍊ニ関スル事項

(イ) 選鑛及製鍊ノ方法

選鑛場ハ赤石選鑛場ト称シ坑業現場ヘ設置シ
製鍊場ハ轟製鍊場ト称シ坑業現場ヨリ二里廿六
町距リタル地ニ在リ其選鑛及製鍊ノ方法ハ別紙
各系統圖ヲ作りテ之ヲ説明ス

(ロ) 一ヶ年間ニ於ケル鑛產物產出豫定高、

金 八貫目

銀 四百匁

但選鑛汰盤ニ依リテ汰リ上ゲタル汰物ヲ賣鑛シテ
得ル金銀ノ量ヲモ見込ム

三、操業上ノ危害豫防ニ関スル事項

(イ) 捨石及鑛滓堆積場ノ位置、

捨石場ノ位置ハ別紙圖面ノ通り

鑛滓ナシ但鑛尾貯藏堆積場ノ位置ハ別紙圖面
ノ通り

捨石堆積場及鑛尾貯藏堆積場共鑛區ノ内外ニ
亘リテ總テ自家所有地ナリ故ニ將來場所取擴ゲ
ノ豫備地ヲ十分ニ有ス何レモ各地形ヲ利用シテ石
垣ヲ加ヘ或ハ土堤ヲ繞ラシ如何ナル豪雨ニ遭フコトア
リトモ崩壞又ハ散乱スルコトナカラシム轟製鍊場ニ
於テモ鑛尾貯藏堆積場ハ洪水点以上ノ高地ニシテ
周圍土堤圍ヒトス

(ロ) 捨石、鑛滓、坑水、廢水等ノ處置ニ関シ特別ノ設

備ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ設備ニ関スル事項、

右等特別ノ設備ヲ要スルモノナシ

坑内水ハ坑内ニ於テ湧出スル水ハ全ク之レナキモ霖
雨ニ際シテ外部ヨリ浸透シ降レル水量アリ之ヲ排
水スル為メニ電氣ポンプヲ常備シ其ノ時々ニ於テ
排水ヲナスノミナリ

當地方ハ水全ク之レナキガ故ニ右坑内ヨリ排水シタル

水量ハ貯水池ヲ設ケテ貯水スル計畫中ナリ

選鑛場及製鍊場ノ廢水ハ多クノ沈澱池ヲ經テ

汚濁ヲ除クベク努メタルモノニシテ終ヒニ川及下水

溝ニ入ル從來久シキ操業ノ間他ニ何等ノ障害ヲ

ナサズ

(ハ) 地表又ハ坑内ノ保全其ノ他危害ノ豫防又ハ公益ノ

保護ニ関シ特別ノ施設又ハ制限ヲ要スルモノニ在リ

テハ其ノ施設又ハ制限ニ関スル事項、

右等特別ノ施設又ハ制限ヲ要スルモノナシ

採鑛場所ノ通氣ハ旧坑及採掘跡ノ連絡宜シキヲ

得テ自然ニ流通ス

附記

一、賣鑛ニ関スル事項

鑛尾貯藏堆積場ニ在ル鑛尾及選鑛汰盤ニ依リテ
得タル汰物並採掘シタル鑛石及廢鑛中ヨリ手選
鑛シタル鑛石ハ時々賣鑛スルコトアルベシ

二、建設物ニ関スル事項、

(イ) 坑内ノ建設物

排水用電氣ポンプ 二台 五馬力ノモノ

(ロ) 赤石選鑛場ノ建設物

電動機 一台 拾五馬力

クラッシヤー 一台 (八馬力ヲ要ス)

鑛石粉碎臼 六個 (五馬力ヲ要ス)

但百封度鐵杵 三十本

ウエルフレ―選鑛汰盤 二台 (二馬力ヲ要ス)

(ハ) 轟製鍊場ノ建設物

水車 三台 日本在來形

但木杵 百四十本

電動機 一台 一馬力

ウエルフレ―汰盤 一台 (一馬力ヲ要ス)

分拆所 定量分拆及金銀分拆ヲ取扱フ

(三) 自家用電氣工作物

水力發電所 壱ヶ所 百拾七「キロワット」
以上

扣

右選鑛汰盤据付工事完成仕候間使用御認可
被成下度此段御届申上候也

大正十五年十月二十三日

本籍、鹿兒島縣日置郡田布施村尾下

二七八二番地ノ一

現住 同縣川邊郡知覽村郡赤石鑛山鑛業所

鑛業権者 宮内 敬太郎

福岡鑛山監督局長 西田 稔殿

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

扣

○ 鑛業施業案

鑛業権者 宮内 敬太郎

登録番號、鹿兒島縣採掘權登録第壹四號

鑛區所在地、鹿兒島縣川邊郡知覽村大字塩屋

鑛山ノ名称、赤石鑛山

鑛種 名、金銀鑛

當鑛山ノ鑛業施業案ハ自今左ノ通相定メ候間

此段御届申上候也

大正十五年十月二十三日

一、採鑛ニ関スル事項

(イ) 主要ナル鑛床ノ位置、走向、傾斜及厚サ、

別紙圖面ニ記載セル如ク縱横ニ鍾脉ヲ有シ一定ノ鍾

幅ヲ知ルニ難ク大小不同甚シキモノナリ比數多縱横ニ

存在スル鍾脉ノ内最モ主要ナルモノハ圖面記載ノ如

ク走向五十五度傾斜七十五度(標高五百廿尺ノ水準位

ニ於テ)ノ著明ナル走向傾斜ヲ有スルモノナリ

(ロ) 採掘方法

從來含金帶ヲ傳フテ縱横ニ採掘シタリ蓋シ鑛脉

ノ狀態一樣ナラザルガ故ニ整然坑道ヲ設ケテ採鑛ス

ルコト難シ含金アル部分ハ常ニ鍾幅肥大シ又較々軟

カナルガ故ニ比質ヲ追フテ追掘ヲナシ或ハ右ニ下リ或

ハ左ニ走リ所々ニ留頭ヲ殘シ(終リニ採掘ス)又ハ支

柱ヲ施シ以テ採掘跡ノ安全ヲ計ル如斯シテ東西

南北上下ハ採鑛ヲナスモノナリ

將來ノ採鑛ニ備フル為メ新ニ左ノ開坑ヲナス

一、東平坑 方向二百十六度 幅五尺 高六尺

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

突ノ構造、大及材料、
右ナシ
十一、焼鑛若ハ製鍊用ノ爐又ハ蒸溜釜ノ種類、大、
筒數、及其ノ一箇月間ノ取扱數量、
右ナシ
十二、建設物ノ設計概要並略圖及配置圖、
選鑛場總建坪數百〇九坪 木造亜鉛鍍鐵板葺
電動機 一台拾五馬力
ブレーキクラッシヤー 一台 (八馬力ヲ要ス)
鑛石粉碎臼 六台 (五馬力ヲ要ス)
但百封度鐵杵三拾本
ウキルフレ―選鑛汰盤 二台 (二馬力ヲ要ス)
圖面別紙相添
附近ノ地形及地種目ヲ示セル地圖、
別紙相添
十三、

福鑛十五年第四八九號

鹿兒島縣採掘權登録第一四號 赤石鑛山
鑛業權者 宮内 敬太郎
鑛業代理人

割印
大正十五年十月二日附願出ニ係ル 選鑛、製鍊場ノ件認
可ス

大正十五年十月七日

福岡鑛山監督局長 西田 稔 印

追テ本工作物設置工事完成ノ上ハ其ノ旨届出テ使
用認可ヲ受ケラルヘシ尚届出書類二通ノ内一通ハ不用ニ付
返戻ス

福鑛十五年第四九〇號

鹿兒島縣採掘權登録第一四號 赤石鑛山
鑛業權者 宮内 敬太郎
鑛業代理人

大正十五年十月二日附願出ニ係ル 選鑛汰盤設置ノ件認
可ス

割印 大正十五年十月七日

福岡鑛山監督局長 西田 稔 印

追テ本工作物設置工事完成ノ上ハ其ノ旨届出テ使
用認可ヲ受ケラルヘシ

選鑛場工事完成御届

登録番號、鹿兒島縣採掘權登録第壹四號
鑛區所在地、鹿兒島縣川邊郡知覽村
鑛種、金銀鑛

選鑛場設置認可年月日及番號、
大正十五年十月七日福鑛十五年第四八九號

選鑛場設置場所、

鹿兒島縣川邊郡知覽村大字塩屋

小字赤石岡下一七三〇番地

右選鑛場工事完成仕候間使用御認可被成
下度此段御届申上候也

大正十五年十月二十三日

本籍、鹿兒島縣日置郡田布施村尾下

二八四六

現住 同縣川邊郡知覽村郡明石鑛山鑛業所
鑛業權者 宮内 敬太郎

福岡鑛山監督局長 西田 稔殿

選鑛汰盤据付工事完成御届

登録番號、鹿兒島縣採掘權登録第壹四號
鑛區所在地、鹿兒島縣川邊郡知覽村

鑛種、金銀鑛

選鑛汰盤据付認可年月日及番號、

大正十五年十月七日福鑛十五年第四九〇號

選鑛汰盤据付場所、

鹿兒島縣川邊郡知覽村大字郡小字轟民有地田
一五八八番口号地ノ赤石鑛山轟製鍊場内

扣

※このページの掲載写真は, 著作権により保護の対象となっていますので, ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

選鑛場設置事項記載書

- 一、設置場所、
鹿兒島縣川邊郡知覽村大字塩屋
小字赤石岡下一七三〇番地
- 二、取扱元鑛ノ種類及産出鑛山、
金銀鑛 赤石鑛山
- 三、一箇月間ノ取扱元鑛數量、
鑛石 壹萬八千貫目
- 四、一箇月間ノ製品ノ種類及數量、
金四百匁銀二拾匁 但賣鑛ニ依リ收得スル分
マデ含ム
- 五、操業方法ノ概要、
別紙選鑛系統圖ニテ説明ス
- 六、原動機ノ種類及實馬力、
電動機一台拾五馬力
- 七、捨石又ハ鑛滓ノ量及處理方法、
捨石ノ量一ヶ月百四拾立方尺
鑛滓ナシ
- 八、鑛尾（貯藏スルモノ）一ヶ月壹萬貫目
處理方法捨石ハ一定ノ場所ニ堆積シ鑛尾ハ後
年製鍊セムガ為メニ貯藏ス
捨石又ハ鑛滓ノ堆積場ノ位置構造及堆積量、
捨石堆積場ノ位置ハ選鑛場ノ前面廣大ナル地域
ヲ有ス之レ皆自家所有地ニ係ル処ナリ此場所ノ地
形ハ階段形ヲナセル畑地ナルガ故ニ此地形ヲ利用シ
テ堆積シ如何ナル豪雨ニ遭フコトアリトモ崩壊ス
ルコトナシ
- 九、鑛尾ヲ貯藏スル堆積場ハ周圍土堤ヲ繞ラシ之
レ亦如何ナル豪雨ニ遭フコトアリトモ散乱スルコトナシ
堆積量ハ全山ノ鑛量相當ノモノヲ堆積スルモ狹キ
ヲ感セザル自家所有ノ地域ヲ有スルモノナリ
廢水ノ量及處理方法、
一昼夜間ノ廢水ノ量ハ約二百五拾立方尺
處理方法ハ多クノ沈澱池ヲ設ケテ汚濁ヲ残サバ
ルコトニ注意スルモノナリ故ニ鑛泥マデ善ク之ヲ收ム
廢水ハ道路側ノ下水溝ニ入ル
下水溝ニ入リタル廢水ハ遠ク流ル、コトナク其間ニ於テ
地下ニ浸透シ去ルモノ多シ

附記

- 十、燒鑛又ハ製鍊ニ因リ生スル煙ノ煙道、煙塵室並煙
ニナシ
知覽村大字塩屋ハ無水地帯ニシテ井水ノ
如キモ全然之レナシ日用ノ水量ノ如キ之ヲ遠
キ山嶽ノ谿泉ニ求メテ水管ヲ導設シ居レリ
故ニ當選鑛場ト田地又ハ河川トノ關係更
ニナシ

坑内實測圖副申書

鹿兒島縣採掘權登録第壹四號

右大正十年中坑内實測圖別紙差出シ申候
右ハ從來ノ圖面ニテハ明瞭實態ヲ欠グ処有之
候ニ付今般更ニ 三分ノ一ヲ以テ相改メ爾今之
ニ依リテ追補記入可仕候此段副申仕候也
大正十一年二月

鹿兒島縣日置郡田布施村尾下

鉱業権者 宮内 敬太郎

扣

福岡礦務署御中

既設製鍊場へ選鑛汰盤附設認可願

一 鑛山名称、赤石鑛山

一 鑛山位置、鹿兒島縣川邊郡知覽村大字塩屋

一 登録番號、鹿兒島縣採掘權登録第壹四號

一 既設製鍊場ノ位置、

鹿兒島縣川邊郡知覽村大字郡小字轟民有地田

一五八九八番口号

一 既設製鍊場認可年月日及番號、

明治四十五年四月五日

福鑛四十五年第一四九號

右製鍊場内へ選鑛汰盤老台附設仕度候間

御認可被成下度別紙説明書及汰盤略圖並

製鍊場全圖相添此段相願候也

大正十五年十月二日

本籍 鹿兒島縣日置郡田布施村尾下

二七八二番地ノ一

現住 同縣川邊郡知覽村郡赤石鑛山鑛業所

鑛業権者 宮内 敬太郎

福岡鑛山監督局長 西田 稔殿

扣

二、汰盤ニ要スル動力ハ電力ヲ使用シ電動機老台老
馬力ヲ使用ス
三、汰盤ニ依リテ收得シタル汰物ハ之ヲ賣鑛ス
四、汰盤設置ノ場所ハ別紙製鍊場全圖上ニ記載ス
五、製鍊場ハ依然舊ノ通ナリ

選鑛場設置認可願

鑛山名称、赤石鑛山

鑛山位置、鹿兒島縣川邊郡知覽村大字塩屋

登録番號、鹿兒島縣採掘權登録第壹四號

右鑛山ノ選鑛場別紙事項記載書ノ通

設置支度候間御認可被成下度此段

相願候也

大正十五年十月二日

本籍 鹿兒島縣日置郡田布施村尾下

二七八二番地ノ一

現住 同縣川邊郡知覽村郡赤石鑛山鑛業所

鑛業権者 宮内 敬太郎 印

福岡鑛山監督局長 西田 稔殿

汰盤据付説明書

一、沈澱池ヨリ揚ゲタル鑛尾ヲ選鑛汰盤ニ掛ケ汰物ヲ
得ル為メニ既設製鍊場内ニウキルフレ―選鑛汰盤
老台ヲ設置ス而シテ此汰盤ヲ經タル鑛尾水ハ在
来ノ沈澱池ニ入ルモノトス

処

大正三年六月三十日

右
宮内
敬二

野田 勇殿

[illegible]

大正三年六月三十日改正

鑛業施業案

鑛業権者 宮内 敬二

鹿兒島縣採掘登録第壹四號
鹿兒島縣川邊郡知覽村地内

赤石鑛山

金銀鑛

一、採鑛ニ関スル事項

(イ) 主要ナル鑛床ノ位置、走向、傾斜及幅

鑛塊鑛床ニシテ其存在ノ區域ハ殆ント鑛區ノ全面
ニ亘ルモノ、如シ而シテ之ヲ裂罅ノ状態ヨリ察スルニ略
南北ニ走向セルモノハ西へ傾斜スルコト約四十度又略東
西ニ走向セルモノハ北へ傾斜スルコト約五十度ヲ示セリ
右ノ如ク縦横ニ含金鑛帶ヲ有シ一定ノ脉幅ヲ知
ルニ難ク大小不同甚シキモノナリ

(ロ) 採掘方法

從來主トシテ第一本道ヨリ出入シ含金帶ヲ傳フテ
縦横ニ採掘シタリ蓋シ鑛床ノ状態含金部分一
様ナラザルガ故ニ整然坑道ヲ設ケテ採鑛スルコト難シ
含金アル部分ハ常ニ鑛石較々軟カナルガ故ニ此ヲ質追
フテ追掘ヲナシ或ハ右ニ下リ或ハ左ニ走リ所々ニ留頭ヲ
残シ又ハ支柱ヲ施シ以テ採掘跡ノ安全ヲ計ルベシ如斯東
西南北上下へ採鑛ヲナスモノナリ
將來ノ採鑛順序ニ備フル為メ新ニ第二本道ヲ開
坑ス其位置別紙圖面ノ如シ鑛區線外ナルモ拙者鑛區採登第
貳〇七號ノ鑛區内ニ属ス

第二本道 水平直線坑道ヲ設ク

豫測 長百二拾間 高六尺 幅五尺

右第二本道着鑛ノ上ハ採鑛ノ方法猶前述ノ如シ一

前記ノ外後平旧坑、後平新坑口ニ於テ鑛追切採鑛ヲナス

(ハ) 一箇年間ニ於ケル粗鑛採掘豫定高

拾四萬四千貫目

二、選鑛及製鍊ニ関スル事項

(イ) 選鑛及製鍊ノ方法

坑内ニ於テ採掘シタルマ、坑外貯鑛場へ搬出堆積
シ稀ニ捨石ヲ捨石場へ堆積ス而シテ右貯鑛場
ヨリ直チニ荷馬車ニ依リテ製鍊場へ送鑛スルモノナ
リ

貯鑛場ヨリ製鍊場へ至ル距離約三里ナリ

製鍊場ハ認可済ノモノナリ全村大字郡小字轟ニアリ

製鍊場ニ於テハ鑛石ノ大塊ナルモノハ凡ソ鶏卵大ニ破

碎ス其破碎ニハ水車ヲ原動力トシ木杵二十本ヲ用ヒ

テ乾搗碎鑛ヲナス而シテ此破碎鑛石ハ第一及第

二ノ両搗鑛所へ分送シ搗鑛白内ニテ收金スベク則

チ水搗混汞製鍊ヲ行フモノナリ其搗鑛收金後

ノ鑛尾ハ未タ青化收金ノ良績ヲ得サルガ故ニ之ヲ

鑛尾貯場へ貯藏シ或ハ再ヒ搗鑛收金ニ供シ其

鑛尾ハ又鑛尾貯場場へ堆積貯藏ス之等ノ鑛

尾ハ後來ニ至リ熔鑛製鍊場へ賣鑛スベキ豫

想中ニ属ス

製鍊場ノ設備ハ製鍊場届へ記載セルトコロノ如

ク左ノ通ナリ

碎鑛所之部

水車径一丈六尺 巾二尺四寸 上射水車 一台

杵二十本裝置ス 但木杵ニシテ角三寸長 一丈

第一搗鑛所之部 水車径二丈 巾二尺六寸 胸車水車 一台

杵四十本裝置ス 但木杵ニシテ角三寸長 一丈五尺

第二搗鑛所之部 水車径一丈六尺 巾二尺四寸 上射水車 一台

杵八十本裝置ス 但木杵ニシテ角三寸長 一丈

(ロ) 一ヶ年間ニ於ケル鑛產物產出豫定高

金貳貫百六拾匁

銀貳百拾六匁

三、操業上ノ危害豫防ニ関スル事項

(イ) 捨石及鑛滓堆積場ノ位置

捨石場ハ別紙圖面ノ通り

鑛滓ハ前文記載ノ鑛尾ニシテ則チ既許可製鍊

場届へ記載ノ如ク製鍊場内特置ノ鑛尾貯場

へ堆積貯藏ス

(ロ) 捨石、鑛滓、坑水、廢水等ノ処置ニ関シ特別ノ設

備ヲ要スルモノニアリテハ其設備ニ関スル事項

右等特別ノ設備ヲ要スルモノナシ

捨石場ハ付近何等障害ナシ

鑛滓堆積場ハ洪水点以上ノ高地ニシテ周圍土堤

ナルガ故ニ散乱スルコトナシ

坑水全クナシ

廢水ハ製鍊場ニ於テ沈殿池ヲ十分ニ通過シタル

モノニシテ附近川ニ注ク但從來久シキ操業ノ間他

ニ何等ノ害ナシ

(ハ) 地表又ハ坑内ノ保全其他危害ノ豫防又ハ公益ノ

保護ニ関シ特別ノ施設又ハ制限ヲ要スルモノニ在リ

テハ其施設又ハ制限ニ関スル事項

右等特別ノ施設又ハ制限ヲ要スルモノナシ

採掘場ノ通氣ハ旧坑及採掘場ノ連絡及第一本

道ノ貫通ニ依リテ自然ニ循環シ殆ント燈火ヲ滅

セントス

第二本道開坑中ノ通氣ハ之レ又自然通風ニ依ル

豫測延長ニテ着鑛シタルトキハ第一本道ト上下

連通セシムルガ故ニ將來通氣ニ憂フルトコロナシ

製鍊場使用認可願

鹿兒島縣採掘登録第壹四號鑛區

右鑛山ノ製鍊場開設届明治四十五年三月廿九日

附ヲ以テ差出置候処今般落成仕候ニ付使用致
度候間御認可被成下度此段相願候也

明治四拾五年三月廿九日

鹿兒島縣日置郡田布施村尾下拾番戸

鑛業権者 宮内 敬二

福岡鑛山監督署長 野田 勇殿

福鑛四五年第一四九號

鑛業権者

宮内 敬二

明治四十五年三月廿九日附工事

完成ノ届出ニ係ル製鍊場使

用ノ件認可ス

明治四十五年四月廿日

福岡鑛山監督署長

野田 勇 印

開坑二関スル鑛業施業案

鹿兒島縣採掘登録第壹四號

鹿兒島縣川邊郡知覽村金銀鑛

赤石野鑛山 鑛業権者 宮内 敬二

右鑛山ノ鑛業施業案ニ對シ開坑ノ件ヲ左ニ追加
仕候

一通風及運搬交通ノ用ニ供スル爲メ別紙圖面記
載ノ通り第一坑第二坑ノ通坑ヲ開鑿ス

第一坑 着鑛距離二十間 高六尺 幅三尺

第二坑 着鑛距離五十間 高六尺 幅四尺

竣工期大正三年十月三十一日

右御届申上候也

大正三年六月八日

鹿兒島縣日置郡田布施村尾下拾番戸

鑛業権者 宮内 敬二

福岡鑛務署長 野田 勇殿

鑛山名改稱御届

鹿兒島縣採掘登録第壹四號

鹿兒島縣採掘登録第貳〇七號

右貳ヶ鑛區ノ連續鑛區主御座候間施業

旧名 赤石野鑛山

改名 赤石鑛山

右鑛山名稱自今改稱仕候間此段御届申上候也

大正三年六月二十三日

鹿兒島縣日置郡田布施村尾下拾番戸

鑛業権者 宮内 敬二

福岡鑛務署長 野田 勇殿

報告書

大正三年六月廿三日

鹿兒島縣採掘登録第壹四號鑛區

赤石鑛山 鑛業権者 宮内 敬二

鑛業警察規則第三十二條第二号工作物

二関スル調査

一 汽機 ナシ

一 水車

上射水車 碎鑛用 貳實馬力 一個

上射水車 搗鑛用 八實馬力 一個

胸射水車 搗鑛用 四實馬力 一個

一 石油或ハ瓦斯發動機 ナシ

一 發電機 ナシ

一 電動機 ナシ

一 唧筒 ナシ

一通風機 ナシ
右御報告申上候也

鹿兒島縣日置郡田布施村尾下拾番戸
右 宮内 敬二

福岡鑛務署長 野田 勇殿

扣

扣

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

製鍊場廢止御届

鹿兒島縣川邊郡知覽

金銀鑛製鍊場

右ハ特第四〇九二号銀鑛區製鍊場明治廿七年五月

四〇九一

二一七三

廿一日福鑛指第二四二號ヲ以テ認可ヲ受ケ候処今般

採登第一四號鑛區ノ製鍊場ト致シ別ニ製鍊場届

ヲ仕候ニ付特第四〇九二号製鍊場タルコトヲ廢止仕候

四〇九一

二一七三

間此段御届申上候也

明治四十五年三月廿九日

鹿兒島縣日置郡田布施村尾下拾番戸

鑛業権者 宮内 敬二

福岡鑛山監督署長 野田 勇殿

製鍊場開設届

鹿兒島縣採掘登録第壹四號鑛區

右鑛山ノ製鍊場ヲ別紙設計書詳記ノ通り

開設仕度候間此段御届申上候也

明治四十五年二月廿九日

鹿兒島縣日置郡田布施村尾下拾番戸

鑛業権者 宮内 敬二

福岡鑛山監督署長 野田 勇殿

設計書

一設置場所

鹿兒島縣川邊郡知覽村大字郡小字轟民有

田一五八九八番口号

一鑛物ノ種類

金銀鑛

一製鍊ノ順序方法

鑛山ヲ距ル二里半此間荷馬車ニテ輸送シ来リシ鑛

石ハ其塊大小不同ナリ故ニ其大塊ナレハ凡ソ鶏卵大ニ破

碎ニハ水車ヲ原動力トシ杵二拾本（杵ハ木杵ナリ）ヲ以テ

乾搗の碎鑛ヲナスモノナリ而シテ此破碎鑛石ハ第一

搗鑛所第二搗鑛所ヘ分送シ搗鑛臼内ニテ收

金スベク混汞製鍊ヲ行フモノトス其搗鑛混汞後ノ

鑛尾ハ未タ青化收金ノ良績ヲ收メサルガ故ニ當分ノヲ

堆積貯藏スルモノトス

一製鍊ニ使用スル器械等

碎鑛所之部

水車 径一丈六尺 巾二尺四寸 一台

杵 木杵角三寸 長一丈 廿本

臼ハ平凹ミセルモノヲ附属ス

第一搗鑛所之部

水車 径二丈 巾二尺六寸 一台

臼 杵五本毎二一個宛 八台

杵 木杵三寸 長十五尺 四拾本

第二搗鑛所之部

水車 径一丈六尺 巾二尺四寸 一台

杵 木杵角三寸 長一丈 八拾本

臼 杵五本毎二一個宛 拾六台

一製鍊ノ工程

各杵一本ニ付一昼夜平均約五百貫目ヲ搗鑛ス

但碎鑛水車ハ杵一本ニ付一昼夜廿貫目ヲ破碎ス

一薪炭消費高

薪炭ヲ用フルコトナシ

一ヶ月製鍊取扱見込高

但杵百本ヲ常用シ杵一本ニ付鑛石三貫目トシ稼業

日數ヲ廿八日ト計算ス（減水時等アル為メ）

然リト雖モ尅萬貫目ニハ運轉セントス

一鑛滓ニ対スル処置

搗鑛收金ヲ行ヒタル後ノ鑛尾ハ從來青化收金ノ

試験佳良ナラス故ニ鑛尾ハ沈殿池ニ導キ之ヲ

撈出シ鑛尾貯場（圖示ノ）ニ貯鑛シ後年青化

收金ヲナスベク目下其試験ヲ怠ラス

或ハ此鑛尾ヲ再搗鑛製鍊ニ供シテ收金スルコトアリ

一落成豫定期日

明治四十五年三月廿九日

段御届申上候也

明治四拾五年三月廿八日

鹿兒島縣日置郡布施村尾下拾番戸
礦業権者 宮内 敬二

福岡鑛山監督署長 野田 勇殿

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

(ロ) 粗鑛ノ数量及品位

粗鑛一ヶ月採掘高 壹萬二千貫目
此平均品位百分率 金 0・000一八
銀 0・0000二

(ハ) 捨石及坑水

捨石ハ坑内充填ヲナシ或ハ捨石堆積場ニ堆積ス
其位置圖示ノ如シ
坑内水ハ全クナシ

(ニ) 通氣

此地一帯水ニ乏シ坑内ノ出水絶無ナリ飲料水ヲ
態々運ビ上ゲ買入レル状態ナリ
通氣 排水及運搬ノ方法
通氣ハ自然ニ坑内循環シ十分ナリ殆ント燈火ヲ
滅ス排水ハ全ク要セス
運搬ハ手子ヲシテ竹籠(ダツ)ニテ負ヒ運バシム坑外ハ製
鍊場迄約二里半荷馬車ニテ運鑛ス

(ホ) 鑛夫數

一ヶ月間ニ於ケル豫定總工數
坑夫 實人員 八人 延人員 二百廿四人
手子 全 八人 全 二百廿四人
計 全 拾六人 全 四百四拾八人
右ハ通常ノ場合ニ於ケルモノナリ若シ鑛石部分
狹小トナリタルトキハ増員ヲ要スルコトアリ又廣坑
内支柱ハ坑夫之ヲ行フ
水、瓦斯、磐石、等ニ原因スル操業上
危惧ノ有無及其ノ豫防方法
右等ノ危険更ニ無之ト雖トモ磐石ノ保安ニ
對シテハ常ニ注意ヲ加ヘ十分ノ支柱留木ヲ加
フベシ

(ヘ) 水、瓦斯、磐石、等ニ原因スル操業上

危惧ノ有無及其ノ豫防方法
右等ノ危険更ニ無之ト雖トモ磐石ノ保安ニ
對シテハ常ニ注意ヲ加ヘ十分ノ支柱留木ヲ加
フベシ

四、選鑛ニ関スル事項

(イ) 選鑛ノ方法

圖示ノ通り選鑛場ニ於テ手撰ヲナシ鑛石
ト捨石トヲ別ツノミニテ何等機械ヲ用フルコト
ナシ

(ロ) 粗鑛元高竝精鑛ノ種類、數量及品位

粗鑛元高一ヶ月壹萬貳千貫目
金銀鑛精鑛高 壹萬貫目
此平均品位百分率 金 0・000二
銀 0・0000二

(ハ) 鑛滓及廢水

選鑛ニ付テ鑛滓ヲ生スルコトナク唯捨石ヲ出タス
ノミニナリ此捨石ハ前記採鑛ノ部ニ記載シタル
捨石場ニ堆積スルモノナリ
選鑛ハ坑内ヨリ出鑛ノ俣ニシテ水ヲ使用シテ選
鑛スルコトナシ故ニ廢水ヲ生スルコトナシ

(ニ) 鑛夫數

一ヶ月間ニ於ケル豫定總工數

選鑛夫 實人員二人 延人員五拾六人
當山ノ鑛石ハ多クハ坑内ニ於イテ能ク選鑛行ハ
レ坑外ニ搬出スル故比較的多數ノ選鑛夫ヲ
要セサルモノナリ
大塊ナルモノハ製鍊場ニ於テ水車杵ニテ破碎ス

五、製鍊ニ関スル事項

(イ) 製鍊ノ方法

別紙系圖ノ通
製鍊場ハ鑛区ヲ距ル約二里半全村大字郡小
字轟ニ在リ
製鍊ニ要スル器械、器具
原動力 木製水車四台 水車一台ニ付角三寸長九尺
木杵二拾本宛

○ 内壱台ハ鑛石ノ大塊ヲ杵ニテ搗碎キ用
○ 搗鑛機拾二台
○ 臼一個ヲ一台トシ杵五本立

○ 沈澱池
○ 周圍石垣ニシテ搗鑛尻ニ設ク

○ 青化槽 一個

○ 但試驗用

○ 但試驗用

○ 液槽 一個

○ 但試驗用

○ 汰鉢 二個

○ 但手汰用

(ロ) 製鍊元鑛量並製產物ノ種類及數量

一ヶ月豫定
製鍊元鑛高 壹萬貫目
金 貳百匁
銀 貳拾匁

(ハ) 鑛滓、廢水、煙

鑛滓ハ一定ノ堆積場ヲ設ケ之ヲ散乱セシメサル方法
ヲナスコト製鍊場届出ノ通ナリ
廢水ハ附近ノ川ニ注ク但從來久シキ操業ノ間他ニ何
等ノ障害ナシ
煙ヲ生スルモノナシ

(ニ) 鑛夫數

一ヶ月豫定總工數

製鍊夫 實人員四人 延人員百拾二人
當鑛山ノ鑛石ハ未タ青化收金ノ好結果ヲ收ムル能ハス
鑛尾ハ堆積貯鑛シテ追テ青化收金可致目下研究
中ニ属シ居リ工夫
今般右之通鑛業施業案改正相定メ候間此

※このページの掲載写真は、著作権により保護の対象となっていますので、ホームページ上で公開することができません。ご了承ください。

鑛業施業案

鑛業権者 宮内 敬二
鹿兒島縣採掘登録第壹四號
鹿兒島縣川邊郡知覽村
赤石野岡鑛山 金銀鑛
一、鑛床ニ関スル事項

(イ) 主要ナル鑛床ノ位置、名称、走向、傾斜、幅

鑛塊鑛床ニシテ其存在ノ區域ハ殆ント鑛區ノ全面ニ亘ルモノ、如シ而シテ之レヲ裂罅ノ状態ヨリ察スルニ略示南北ニ走向ヲナシ西ヘ傾斜スルコト約四拾度ヲナス

右ノ如ク一定ノ脉幅ヲ知ルニ難ク其含金鑛帶ノ所在大小不同甚シ

(ロ) 鑛物ノ種類及品位

金及銀ニシテ金銀ノ割合ハ金銀混合物百匁中金九拾匁ヲ含ム

(ハ) 鑛石ノ品位ハ鑛石百分中

金0・000二 銀0・0000二ナリ

母岩ノ種類及性質
全体珪石ヲ以テ成レルモノニシテ其質頗ル硬ク又裂罅中粘土アリテ其粘土ニ非常ニ富裕ナル含金ヲナスモノアリ

二、探鑛及開坑ニ関スル事項

開坑

(イ) 開坑ノ順序方法

通氣及ビ運搬ノ用ニ供スル為メ横坑道ヲ開坑ス

其位置圖示ノ通り
横坑道延長ニ拾六間 高五尺
幅三尺

但之レハ坑内探鑛場ヘ達セントスルモノニシテ其坑口ノ位置ハ探鑛場ヨリ高キコト五拾尺ナリ故ニ坑口ヨリ約二丈ヲ平坑道トシ夫レヨリ向斜下坑道トス

(ロ) 通氣排水及運搬ノ方法

通氣ハ自然ニテ交流シ十分ナリ又出水ハ全ク無之コト從來ノ探掘實驗上断定ス

運搬ハ手子ヲシテ竹籠(ダツ)ニテ負出サシム
岩石裂罅多キガ故ナルベキカ坑内ノ通氣ハ甚ダ佳良ナリ

(ハ) 水、瓦斯、磐石等ニ原因スル操業上危惧ノ有無及其ノ豫防方法

右等ノ危険更ニ無之

三、探鑛ニ関スル事項

(イ) 探鑛ノ順序方法

從來ノ坑道甚タ廣シ其鑛塊鑛床ニシテ含金状態ニ様ナラザルガ故ニ整然坑道ヲ設ケテ探鑛スルコト難シ含金アル部分ハ常ニ粘土ヲ伴フガ故ニ此粘土ヲ尋子テ追ヒ堀ヲナシ或ハ右ニ下リ或ハ左ヘ走リ所々ニ留頭ヲ残シテ探掘場ノ安全ヲ計リ如斯東西南北ヘ探鑛ヲナスモノナリ横切開堀落成ノ上ハ其坑道ヨリ稼業ス

探鑛ノ作業ニシテ探鑛ノ事業ニ属スルモノアリ故ニ本項ノ記事ヲ省
キ採鉱ノ項ニ併記ス

三、採鉱ニ関スル事項

(イ) 採鉱ノ順序方法

上下縦横ニ富鑛帶ヲ索メ坑道ヲ設ケ或ハ下リ堀ヲナシ又ハ他
ノ各所ヨリ適宜坑口ヲ設ケテ探堀ヲ進行ス

(ロ) 粗鑛ハ數量及品位

一ヶ月粗鑛採掘高五千貫目
鑛石百分中含有率 金0・0000八
銀0・0000一

(ハ) 捨石及坑水

捨石場ハ各々坑口ノ傍ラニ定ム
坑内出水セス

(ニ) 通氣・排水及運搬ノ方法

自然通氣法ニ依ル
排水ヲ要セス

手子運搬ニ依ル坑外ニ於ケル製鍊場迄ノ輸送ハ駄送ニ依ル

(ホ) 鑛夫數

坑夫 一ヶ月 百拾六人 實人員 四人
手子 全 百七十四人 全 六人
計 全 二百九十八人 全 拾人

(ヘ) 坑内支柱工事ハ右ノ坑夫ニ於テ兼子行ヘリ

水、瓦斯、磐石ニ對スル操業上危惧ノ有無及其ノ豫防方法
水ニ関スル危惧ナシ

自然流氣宜シク瓦斯發生ノ危惧ナシ

兩磐ヲ固持スル為メ鑛柱ヲ殘シテ留支シ或ハ留木・矢木・矢
板ヲ使ヒ支柱ヲ加ヘルモノトス

四、選鉱ニ関スル事項

(イ) 選鉱ノ方法

粗鑛中ヨリ地石ヲ撰除シ或ハ大塊ヲ小割リニナシ皆手工ニ依ル
故ニ別段特種ノ設備ヲ要セス

(ロ) 粗鑛元高並精鑛ノ種類・數量及品位

一ヶ月粗鑛元高五千貫目
全 精鑛高金銀鑛四千貫目
鑛石品位百分率 金0・000一0
銀0・0000一

(ハ) 鑛滓及廢水

各坑口傍ラノ捨石場ニ捨石堆積スルノミニテ鑛滓ナシ
水ヲ使用スルコトナシ故ニ廢水ヲ生セス

(三) 鉦夫數

採鉦夫一ヶ月 五拾八人 實人員二人

五、製鍊ニ関スル事項

(イ) 製鍊ノ方法

水搗混汞收金ヲナシ鑛尾ヲ青化收金ニテ終ル
製鍊ニ使用スル主要ナル器械器具左ノ如シ

搗鑛水車 二台 (木杵四拾本白八個ナリ) 實馬力三
青化槽 拾個 (徑五尺深四尺木製)

(ロ) 精鍊元鉦量並製產物ノ種類及數量

一ヶ月金銀鑛製鍊高四千貫目
純金 四拾匁
純銀 四拾匁

(ハ) 但鑛石品位宜數ナリタルトキハ此三倍ニ達スルコトアリ

青化收金ヲ終リタル鉦滓ハ其ノ常設堆積場ニ堆積シテ散乱セシ
ムルコトナシ

沈澱池ヲ過キタル廢水ハ川ニ注クモノニシテ汚濁微ナリ

(三) 鉦夫數

製鍊夫一ヶ月 百拾六人 實人員 四人
右鉦業施業案御届申上候也

明治四十二年二月廿八日

鹿兒島縣日置郡田布施村尾下拾番戸

右 宮内 敬二

福岡鑛山監督署長 崎川 才四郎殿

坑内實測圖御届

鹿兒島縣探掘登録第老四號鑛區

右鑛區ノ坑内實測圖ハ明治四十四年度ヨリ別紙之通改

正仕候尤モ坑道改修等仕候間年度別ハ今後ノ毎年

分ヨリ可仕候ニ付今回ハ之レヲ基本ト可仕坑内圖差出候儀

相許被下度候此段届出候也

明治四十五年三月廿三日

鹿兒島縣日置郡田布施村

尾下拾番戸

鑛業権者 宮内 敬二

福岡鑛山監督署長 野田 勇殿

計 全 千五百人 全 五人

原 動 機 特許第四〇九一号特許第二二七三號トノ共

通氣ノ方法 坑道ヨリ自然ニ流通ス

運搬ノ方法 坑内ハ手子ヲシテ持出サシムルヲ便トシ坑外ハ水

車場迄馬ニテ送ル

記事 採鑛ハ黒鍾ヲ堀進ミ採鑛的作業ニ属スル

ヲ以テ含有貧劣ナリトス未タ出水ヲ認メス支柱ハ

松丸太ヲ以テ十分ニ加施シ坑内ノ保安ヲ期ス

割印

右之通施業致度候間認可相成度候也

明治廿七年十月

右鑛業人 宮内 敬二 ㊞

福岡鑛山監督署長 小杉 轍三郎殿

割印

福鑛指第一、八二三號

願之趣認可ス

明治三十七年十二月九日

福岡鑛山監督署長 小杉 轍三郎 印

鉱夫扶助規則改定許可願

特許第貳式七参号

特許第四〇九号号

合併願中

鹿兒島縣日置郡田布施村銀鑛

右ノ鉱山ニ傭使スル鉱夫ノ扶助規則ヲ別記ノ通り

改定致度候間許可相成度此段相願候也

明治三十八年七月八日

鹿兒島縣日置郡田布施村尾下拾番戸 探掘権者 宮内 敬二

福岡鑛山監督署長 工藤 英一殿

礦夫扶助規則

第一条 此規則ハ本鑛山ニ使役スル鑛夫ニ適用ス

第二条 鑛夫自己ノ重大ナル過失ニ因ラズシテ業務上

ニ依リ鑛夫又ハ其遺族ヲ扶助ス

第三条 前条ノ場合ニ原因シ鑛夫診察ヲ受クルコトアル時ハ

其療養中ハ總テ其ノ診察費及治療費

ノ實額ヲ給ス

第四条 第二条ノ場合ニ原因シ鑛夫療養ノ為メ休業中

ハ其日數ニ相當スル賃金額ノ参分ノ一以上

ヲ給ス

第五条 第二条ノ場合ニ原因シ鑛夫死亡シタル時ハ其遺

族ヘ葬祭料トシテ金拾円以上及遺族扶

助料トシテ死亡鑛夫ノ受ケタル賃金百百分

以上ニ相當スル金額ヲ給ス

第六条 第貳条ノ場合ニ原因シ鑛夫不具廢

疾者トナリタル時ハ扶助料トシテ其賃金

ノ百百分以上ニ相當スル金額ヲ支給ス

第七条 稼高ニ依リテ賃金ヲ定ムル場合ニ於テハ第

四條第五條及前條ニ記載シタル賃金ハ前

三十日間ノ就業平均額ニ依リテ之ヲ定ムヘシ

右施行候事

明治三十八年七月一日

特第四〇九二号

特第貳一七三号

増區合併出願中

特第四〇九一号 探掘権者 宮内 敬二

鑛業施業案

明治廿八年鑛業施業案差出置キ候処自今左ノ通改正

仕候 鹿兒島縣探掘権登録第壹四號

鹿兒島縣薩摩國川邊郡知覽村

金銀鑛

赤石野岡鑛山 共同鉱業権代表者 宮内 敬二

一、鑛床ニ関スル事項

(イ) 主要鉱床ノ位置・名称・走向・傾斜・幅

鑛區ノ全地ニ亘リテ塊狀鑛床ヲ為セリ其内ニ裂罅アリ裂罅

ヘ粘土アリ粘土ハ含金ニ富メルモノナリ其裂罅走向ハ概シテ南北ニ

走り傾斜及幅一定セサルモノナリ

(ロ) 鑛物ノ種類及品位

金銀混合体ニテ存在シ鑛石百分中 金ハ〇・〇〇〇〇八

銀ハ〇・〇〇〇〇一

ヲ普通鑛ノ平均トス

(ハ) 母岩ノ種類及性質

俗ニ砥石目磐ト称シ粗面岩ニシテ其質硬シ

二、探鑛及開坑ニ関スル事項

資料 宮内家文書（抜粋）

明治廿八年鑛業施業案

鹿兒島縣薩摩國日置郡田布施村

石塔庵鑛山 銀鑛

特許第貳老七參號 壹万八千五百七拾七坪

採鑛之部

鑛業人 宮内 敬二

工程

採鑛額 銀鑛貳萬六千貫目 約千六百廿五立方尺
最低含有高百分率 銀0・二

工數

坑夫 延人員 六百人 實人員 二人
手子 全 六百人 全 二人
雜夫 全 六百人 全 二人
計 全 千八百人 全 六人

原動機 特許第四〇九一號特許第四〇九二號トノ共同製

煉場杵四拾本（水車一台）ノ内廿本ヲ之ニ当ツ

通氣ノ方法 各坑道ノ聯絡ニ依リ自然ニ流通ス

運搬ノ方法 坑内ハ手子ヲシテ持出サシメ坑外ハ水車場

迄馬ニテ送ル

記事 採鑛場ハ各坑ヲ堀進シ又ハ鑛柱ヲ残シテ

各坑道間ヲ階段堀ヲナス支柱ハ松丸太ニテ

當業坑夫ヲ使ヒ十分ニ之ヲ施スベシ坑内排

割印

水ヲ要スル所ナシ

右之通施業致度候間認可相成度候也

明治廿七年十月

右鑛業人 宮内 敬二 印

福岡鑛山監督署長 小杉 轍三郎殿

割印

福鑛指第一、八一四號

願之趣認可ス

明治三十七年十二月九日

福岡鑛山監督署長 小杉 轍三郎 印

明治廿八年鑛業施業案

鹿兒島縣薩摩國日置郡田布施村

洲ヶ迫鑛山 銀鑛

特許第四〇九老號

貳萬八千〇五拾坪

採鑛ノ部

鑛業人 宮内 敬二

工程

採鑛額 銀鑛老萬五千貫目 約九百廿八立方尺
最低含有高百分率 0・0八

工數

坑夫 延人員 三百人 實人員 一人
手子 全 六百人 全 二人
雜夫 全 六百人 全 二人
計 全 千五百人 全 五人

原動機 特許第四〇九二號特許第二一七三號ト共同所屬

製煉場水車一台杵四拾本ノ内拾本ヲ之ニ当ツ

通氣ノ方法 坑道ヨリ自然ニ流通シテ足レリ

運搬ノ方法 坑内ハ手子ニ持出サシムルヲ便トシ坑外ハ水車迄馬

ニテ送ル

記事 採鑛場ハ洲ヶ迫杭ノ西走ヲ堀進ミ及下堀スルモ

ノトシ火藥切羽ナリ兩磐堅硬ナルモ危險ノ虞アルケ

所ハ十分ニ支柱ヲ加施スベシ坑内未タ排水ノ要

割印

ナキガ如シ

右之通施業致度候間認可相成度候也

明治廿七年十月

右鑛業人 宮内 敬二 印

福岡鑛山監督署長 小杉 轍三郎殿

割印

福鑛指第一、八一五號

願之趣認可ス

明治三十七年十二月九日

福岡鑛山監督署長 小杉 轍三郎 印

明治廿八年鑛業施業案

鹿兒島縣薩摩國日置郡田布施村

常珠寺鑛山 銀鑛

特許第四〇九貳號

拾萬六千六百八拾六坪

採鑛ノ部

鑛業人 宮内 敬二

工程

採鑛額 銀鑛老萬五千貫目 約九百廿八立方尺
最低含有高百分率 銀0・0八

工數

坑夫 延人員 三百人 實人員 一人
手子 全 六百人 全 二人
雜夫 全 六百人 全 二人

鹿児島県立埋蔵文化財センター発掘調査報告書（186）

主要地方道頰娃川辺線（知覧道路）道路改築事業に伴う
埋蔵文化財発掘調査報告書（Ⅰ）

金山水車（轟製錬所）跡

発行年月	2016年3月
発行	鹿児島県立埋蔵文化財センター 〒899-4318 鹿児島県霧島市国分上野原縄文の森2番1号
印刷	有限会社 国分新生社印刷 〒899-4301 鹿児島県霧島市国分重久 627-1 TEL 0995-45-4880 FAX 0995-45-6979